平成22年第3回定例会

東吾妻町議会会議録

平成22年 9月 7日 開会

平成22年 9月16日 閉会

東吾妻町議会

平成22年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第 1 号 (9月7日)

○議事日程
○本日の会議に付した事件····································
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名2
○職務のため出席した者
○議長あいさつ4
○町長あいさつ
○開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○諸般の報告
○議員派遣の件について
○報告第1号の上程、説明、質疑7
○報告第2号の上程、説明、質疑10
○報告第3号の上程、説明、質疑11
○報告第4号の上程、説明、質疑・・・・・・・15
○報告第5号の上程、説明、質疑17
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査17
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託54
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託61
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託63
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託66
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託68
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託7]
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託73

○認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託79
○認定第10号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託82
○認定第11号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託85
○延会について89
○延会の宣告・・・・・・・90
第 2 号 (9月8日)
○議事日程91
○本日の会議に付した事件91
○出席議員91
○欠席議員92
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名92
○職務のため出席した者92
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告93
○議案第7号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・93
○議案第8号の上程、説明、議案調査94
○議案第9号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・・95
○議案第1号の上程、説明、議案調査97
○議案第2号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・106
○議案第3号の上程、説明、議案調査 108
○議案第4号の上程、説明、議案調査 109
○議案第5号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・110
○発言の訂正について
○議案第6号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・・・113
○議案第10号の上程、説明、議案調査 114
○陳情書の処理について
○散会の宣告····································

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	120
○出席議員	120
○欠席議員	120
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	120
○職務のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
○開議の宣告	122
○議事日程の報告	122
○認定第1号の質疑、討論、採決	122
○認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	158
○認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	160
○認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	161
○認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	162
○認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決	163
○認定第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	164
○認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決	166
○認定第9号の委員長報告、質疑、討論、採決	167
○認定第10号の委員長報告、質疑、討論、採決	169
○認定第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	170
○議案第7号の質疑、討論、採決	172
○議案第8号の質疑、討論、採決	173
○議案第9号の質疑、討論、採決	173
○会議時間の延長	208
○議案第1号の質疑、討論、採決	216
○議案第2号の質疑、討論、採決	220
○議案第3号の質疑、討論、採決	220
○議案第4号の質疑、討論、採決	221
○議案第5号の質疑、討論、採決	221
○議案第6号の質疑、討論、採決	222
○議案第10号の質疑、討論、採決	223

○延会について	22
○延会の宣告	22
第 4 号 (9月16日)	
○議事日程	23
○本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○職務のため出席した者	23
○開議の宣告	23
○議事日程の報告	23
○発委第1号、発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○陳情書の委員会審査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○閉会中の継続審査(調査)事件について	24
○町政一般質問	25
須 崎 幸 一 君	25
加 部 浩 君	26
青 柳 はるみ 君	27
大 図 広 海 君	28
橋 爪 英 夫 君	29
○町長あいさつ	30
○議長あいさつ	30
○閉会の宣告	30
○署名議員	30

平成22年9月7日(火曜日)

(第 1 号)

平成22年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第1号)

平成22年9月7日(火)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 報告第 1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告について
- 第 6 報告第 2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について
- 第 7 報告第 3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について
- 第 8 報告第 4号 健全化判断比率の報告について
- 第 9 報告第 5号 資金不足比率の報告について
- 第10 認定第 1号 平成21年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会 計歳入歳出決算認定について
- 第15 認定第 6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第10号 平成21年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第20 認定第11号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第21 議案第 7号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 第22 議案第 8号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第 9号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第 1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第25 議案第 2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第26 議案第 3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会 計補正予算(第1号)案
- 第27 議案第 4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第28 議案第 5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第29 議案第 6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案
- 第30 議案第10号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第31 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第20まで

出席議員(17名)

1番	_	場	明	夫	君		2番	竹	渕	博	行	君
3番	金	澤		敏	君		4番	青	柳	はる	5み	君
5番	須	崎	幸	_	君		6番	浦	野	政	衛	君
7番	角	田	美	好	君		8番	日	野	近	吉	君
9番	大	図	広	海	君	1	0番	中	井	_	寿	君
11番	上	田		智	君	1	2番	橋	爪	英	夫	君
14番	佐	藤	利	_	君	1	5番	加	部		浩	君
16番	菅	谷	光	重	君	1	7番	原	田	睦	男	君
18番	高	橋	基	雄	君							

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 中澤恒喜君 副 町 長 高橋義晴君

教 育 長 啓 一 君 代表監査委員 高 橋 角田隆紀君 総務課長 企 画 課 長 高 橋 藤 賢 一 君 春 彦 君 武 保健福祉課長 町民課長 先 場 宏 君 本 多 利 信 君 税務会計課長 兼会計管理者 産業課長 加辺 光一 君 轟 馨 君 建設課長 上下水道課長 渡 辺 \equiv 司 君 佐藤 喜知雄 君 事業課長 教育課長 蜂須賀 正 君 角 田 輝 明 君

職務のため出席した者

角

田 光 代

議会事務局係 長 議会事務局長 田中康夫 水 出 議会事務局主 任

悟

◎議長あいさつ

○議長(一場明夫君) おはようございます。

開会に当たりごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成22年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の 折、ご参集をいただき開会できますことに対し心から感謝申し上げます。

ことしの夏は連日猛暑を記録し、9月を迎えた現在でも厳しい残暑が続いております。議員、執行部各位におかれましては、健康には十分留意をいただき、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、ご承知の決算議会として、平成21年度の一般会計を初め特別会計並びに事業会計の決算を中心にご審議をいただくことになります。ほかにも平成22年度の補正予算、条例の改正、過疎地域自立促進計画など多数の重要案件が予定されております。十分審議を尽くし、適切、妥当な議決が得られますようお願いいたします。

会期も長くなろうかと思います。町長を初め執行部におかれましても、一層のご協力をお 願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静 粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長(一場明夫君) 開会に先立ち、町長のあいさつをお願いいたします。 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月に入りまして、朝夕は大分過ごしやすくなりましたけれども、日中の猛暑はおさまる 気配はありません。

本日ここに平成22年第3回定例会を開催しましたところ、議員各位におかれましては、公

私ともご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

国は、来年度予算の概算要求を一般会計の総額が過去最大の96兆円余りに上る見通しであることを明らかにいたしました。この中で国債費は、本年度の当初予算より3兆4,800億円多い24兆1,300億円、そのほか自治体に影響の大きい地方交付税交付金は、本年度並みの17兆5,000億円を見込んだ内容となっております。このような中で、今後の予算編成や急激な円高に対する経済対策など注視していかなければならないと思っております。

さて、本定例会では、報告事項5件、東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてなど3件、平成21年度一般会計歳入歳出決算認定など11件、平成22年度一般会計補正予算など6件、そのほか東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定についてを提案させていただく予定でございます。すべてを原案どおりご議決賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長(一場明夫君) ただいまより平成22年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時05分)

◎議事日程の報告

○議長(一場明夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(一場明夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、6番、浦野政衛議員、7番、

角田美好議員、8番、日野近吉議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(一場明夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認め、会期は10日間とし、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は9月8日午前12時までといたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容 が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、また町の事務の範囲外のものであれば、通 告書を受理できない場合もありますので、あらかじめ申し上げます。

◎諸般の報告

○議長(一場明夫君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

〇議長(一場明夫君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(一場明夫君) 日程第5、報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告についてを議題といたましす。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告いたします。

駅北土地区画整理事業は、健全な市街地の造成を行い、公共の福祉を増進することを目的 として、土地区画整理法の規定により、平成8年度より開始され、14年が経過しております。 平成21年度に実施いたしました主な事業を報告いたします。

工事関係では、稲荷城・金井線ほか道路にかかわる維持工事及び区画道路の配水管布設工 事などでございます。

調査設計業務委託としては、駅北地区の課題整理業務や事業計画の変更業務委託を実施いたしました。これらの投資的経費として1,274万3,920円の支出でございます。

そのほか、過去に事業の運転資金として借り入れた額の償還金として1億9,844万8,491 円、役員報酬、職員給与、事務費、会議費、負担金などの経常経費が636万2,845円になっ ており、歳出決算総額は2億1,755万5,256円との報告でありました。

続きまして、これに対する主な収入として、保留地処分金が7,069万1,859円、借入金として1億4,550万円、借入金利子に係る町助成金として149万8,491円、繰越金等6万8,856円で、収入決算総額は2億1,775万9,206円との報告でありました。

この結果、21年度末の負債総額は、前年度比5,145万円の減額となり、1億2,900万円になっております。

なお、平成22年4月15日に原町中学校保留地の処分金として約1億5,000万円の入金があり、4月に1億2,900万円の償還が済んだため、現時点での負債額はございません。

なお、事業の進捗率につきましては約94%となっております。

駅北土地区画整理事業の課題は、原町中学校東側の未施工地区の取り扱いです。この課題解決に向けては、課題整理業務を業者に委託し、協議を重ね、群馬県からの指導も仰ぎ、事業期間が長引くことによって、健全経営から赤字に転落を避けるため、また工事が完成しているにもかかわらず換地処分ができないことで、土地所有者に不便をかけていることの早期解消に向けて、現在考えられる最良の方法として、土地区画整理事業区画の規模縮小の結論を導き出し、その方向に向けて取り組みが始まったとの報告でありました。

以上、簡単ではございますけれども、東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

〇議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

- ○15番(加部 浩君) 今、町長から説明を受けましたけれども、工事の進捗率94%、あとの6%は中学校の東側の件だと思いますけれども、前年度からこの決算までの間に進捗はどんなものですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 昨年度から見ると、1%ということでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 地権者の同意関係はどんなふうになっていますか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 原町中学校東側の未施工地区でございますが、これにつきましては現 在鋭意努力中でございまして、近々よい結果が得られるものというふうに考えております。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** 単刀直入に言いますけれども、この交渉には本当に当たっているのですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、駅北土地区画整理組合の理事の方が主に当たっております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** これはとうに正規な工期は終わっておって、継続継続で申請を出しているんですけれども、いつまでそれが認められますか、ずっと未来永劫認められるのですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 一応現在の事業期間といたしましては25年度までということでございます。この25年度までに原町中学校東側の件も解決して、完成したいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) これは前茂木町長も同じような回答をもらっておりまして、全く進展がなくして、新町長に移ってしまったという経緯がありますけれども、これがずっと25年度までにできなければ、また継続はできるのですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 実務的には可能かと思いますけれども、一応25年度までに原町中学校 東側の地域、これを解決いたしまして、完成させるということで、組合の理事さん、皆さん と合意をしているところでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 最後にしますけれども、地権者、はっきり言って3人いるんですけれども、お話を聞きますと、全く門前払いであると、疎遠になってしまっているということを聞いております。町直接でなくて、整理組合の問題としておるような、余り責任がないような回答をしておりますけれども、早く言えば町が保証人になっているようなものですから、これがもしできなかったということになれば大変なことになると思うんです。もっと真剣に取り組んでもらいたい。地権者の人も言っています。「もっと真剣に町が取り組めば、幾らか話に乗ってもいいんじゃないかな」、そういう話も出ますので、ひとつその辺のところを

要望しておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長(一場明夫君) 日程第6、報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 報告第2号 東吾妻町土地開発公社の経営状況の報告について、地方 自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目途として事業を進めてまいりました。平成21年度については、チラシを作成し、毎戸へ配布するなど、田野原団地2区画、舞台団地2区画の販売促進に努めてまいりましたが、販売実績はありませんでした。

平成21年度決算は、収益的収支におきまして、収入1万7,930円、支出16万597円となり、14万2,667円の損失となりました。また、資本的収支につきましては、収入、支出ともに 6,000万円となり、借入金の借りかえのみとなりました。

以上、簡単ではございますけれども、東吾妻町土地開発公社の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長(一場明夫君) 日程第7、報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告 についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 報告第3号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について説明申し上げます。

株式会社岩櫃ふれあい公社は、町が資本金の50%に当たる500万円を出資して、平成6年3月に設立された法人で、平成6年度から平成13年度までは、東京都杉並区の保養施設の管理運営業務を受託しておりましたが、平成14年度からは杉並区より敷地及び施設を使用貸借してのホテル経営に移行、平成21年度はその8期目となっております。

平成21年度の集客実績は1万3,885人でございました。

事業収支関係において、売上高は1億6,912万7,756円、販売費及び一般管理費については1億2,852万5,736円となっております。その結果、平成21年度は純利益21万162円、当期末の未処理損失は7,705万31円となっております。当期は、わずかではありますが、黒字となりましたが、まだまだ厳しい経営環境にあり、ふれあい公社の計画達成と経常利益を確保するための経営努力を続けているところでございます。

今後もさまざまな方面から皆様のご支援を賜りますことをお願い申し上げ、報告とさせて いただきます。

〇議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

16番、菅谷議員。

○16番(菅谷光重君) 関連を1点伺いたい。本事業の報告書での事業概況、この中でのことなのです。杉並区に対し積極的に営業なさったということ。そして、これによくこたえ、杉並区もかつてない協力体制をとったとあります。これは活字からは、この点私はよく理解

できます。そこで、この点を具体的全体の宿泊数と、うち杉並区の方、この割合等の報告を願います。

- ○議長(一場明夫君) 菅谷議員に申し上げますが、町の出資している会社の内容ですけれど も、細かいことがどうしても必要ですか。
- ○16番(菅谷光重君) 必要だから報告願いたいと私は言っているんです。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 営業努力につきましては、ここにも書かれておりますように、杉並区の区役所がございます阿佐ヶ谷駅からコニファーいわびつまでの無料直行バスを運行しまして、集客に努めています。また、それ以外の杉並区のお客様がどの程度かという細部につきましては、またご説明を申し上げたいと思います。
- ○16番(菅谷光重君) やむを得ない。後でお願いします。
- ○議長(一場明夫君) 詳細の入り込みの状況等の報告については、後ほどお願いしたいと思います。

ほかにございますか。

15番、加部議員。

- ○15番(加部 浩君) 何点か質問しますけれども、この報告書を見ますと、この年度中に自己株式の売却を突然しているような感じを受けます。それによって、225万円の損金、これが載っておりますけれども、これはいつだれにどうして売却したのかお聞かせください。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 以前に資料等を見せていただいたんですけれども、ことしの3月に取締役である前町長、副町長及び商工会関係の取締役3名の方の配偶者等に譲渡されております。どうしてということですけれども、その点については、ちょっと考え方が理解できない、不明というところでございます。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** その辺の会議録とかなんか、そういうものはないのですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 取締役会の議事録、これが存在しておりますが、それについてはごく 簡単に譲渡されたというふうな表現だけでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

- ○15番(加部 浩君) 自己株式を売却したということで、当然、役員会、取締役会ですか、これに基づいて売却されたんだと思いますけれども、この会社は第三セクターという準公的な会社ですよね。そんな中で、株式の売却に対して、発行株主の50%は当東吾妻町株主でいるわけです。また、商工会でも25%の株主でいるわけです。そういうものに対して、取締役会でやったからいいんだということで、約款ですか、定款ですか、この中に何かそれはありますけれども、その判断だけで、売却の公募もしないで、勝手に売却を決定したというものに対しては、法的には何も問題がないですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 加部議員ご指摘のとおり、会社の定款では、取締役会で合意されれば 株の売買は可能ということになっております。しかし、第三セクターの特殊な会社でござい ます。この辺は倫理上、かなり問題があるのではないかというふうに考えております。法的 な面につきましては、今後、精査、研究してまいりたいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** ですから、私が言っているんです。なぜ個人の5名に売ったか。5 名に売却したということでありますけれども、なぜしたかということを、だから第一問題に 聞いたんです。なぜ5人に売ったんだと。その辺の回答はできないのですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 私は当時、取締役ではございませんでした。譲渡先は5人の取締役の ご夫人ですとか、そういう配偶者などの名義で譲渡しているわけでございます。そんなこと で、私はなぜというものはちょっとはかりかねるところでございます。
- ○議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 確かに町長が言ったとおり、取締役会の議事録にも、そういうものは詳しくは載っていないんです。だから、どうしてこういうことをしたんだというものを聞いたわけなんですけれども、はっきりここのあれにも5名の名前で、個人名は出せませんけれども、10株ずつ売却しているんです。それは事実なんです。それだけは、こういう書類をとってみるとわかるんです、はっきり載っていますから。

それはそれとして問題があると思いますけれども、今度は株式の価格ですけれども、定款でいきますと、1株5万円のはずなんです。だから、10株だというと50万円のはずです。それを10分の1で売っている。そうすると、町も50%の株を持っているわけです。その保有株式の価格はどういうふうになりますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 確かに1株5万円のものを10分の1の5,000円で売却しましたので、 そして1人10株ずつということですから、5万円で購入した、額面50万円のところを5万 円で譲渡したというところでございます。これにつきましては、ちょっと即答しかねる問題 なのでございまして、これにつきましても今後調査していきたいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) きょうはこの議会が始まったばかりで、まだいっぱい議案がありますから、矛をおさめるのではないですけれども、終息に向かっていきたいと思いますけれども、これは大きな問題です。いろいろな方面から見て、大きな問題です。私が言っていることが正しいとは言いません。もしかすれば、私の言うことが間違っているのかもしれません。しかし、常識で考えるとあり得ないことが起きているんです。ですから、これは後日、関係者を呼んで、再度この点を説明の上、協議する機会を設定したほうがいいと思いますけれども、その対応はできませんか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) ご指摘いただきましたように、いずれにいたしましても、この件につきましては、今後、この定例会の後に機会等を設けまして、皆様と協議してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

9番、大図議員。

以上です。

- **○9番(大図広海君)** その協議の前段として、1株5,000円とした、それが適正価格だという計算根拠を押さえてあるのかないのか、その点だけお伺いします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** この点につきましては、ふれあい公社のほうから資料が来ておりませんので、後日提出させていただきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 後日ではないんですね。既に決算は3月31日で終わっています。それで、監査も受けて、その報告として、今定例会に上程されました。今、問題となっている譲渡についての取締役のあり方というのは、またそれは別問題として、5,000円の価格という

のが適正であったかどうかということを押さえているか、それがないと、報告事項として、 ここの席には提示されない。押さえてありますかと聞いているんです。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 資料を見ましたところ、会計事務所さんの一つの資料がございまして、 そういうものはありましたけれども、それが果たして妥当かどうかというのは、ちょっと今 のところ判断できておりません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** 言葉じりをとらえるようですが、妥当かどうかを判断できないままに、 報告事項として上程されたということで解釈していてよろしいですね。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては今後、先ほども申しましたように協議させていた だきたいと思います。
- O議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) ないようですので、先ほど話がありましたように、後日、協議していただくということでお願いするということになると思いますが、先ほどの菅谷議員の資料等についても、その際きちんと準備をお願いしたいと思います。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長(一場明夫君) 日程第8、報告第4号 健全化判断比率の報告についてを議題といた します。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 報告第4号 健全化判断比率の報告について説明申し上げます。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を 監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

今回ご報告いたします健全化判断比率につきましては、平成21年度決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字となっております。実質公債費比率につきましては、前年度と比較すると0.7ポイント改善され、3カ年平均値で17.8%となり、起債許可団体から協議団体に移行いたしました。したがいまして、公債費負担適正化計画につきましては、本年度より作成が不要となりました。

将来負担比率につきましては、町の地方債残高のほかに、債務負担行為による債務残高、一部事務組合における地方債残高のうち、町が負担すべき残高、職員等の退職手当負担見込み額など、将来への負担の程度を指標化したものでございます。前年の174.1%から18.6ポイント下がり155.5%になっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。引き続き財政の健全化に努めてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

- **〇15番(加部 浩君)** 本当に単純な質問ですけれども、非常に比率がよくなってきている というのは非常に喜ばしいことです。しかし、ちまたで言う会社の粉飾決算、こういうもの は絶対にないですね。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それはございません。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 何をもって、はっきりそう言えるか。きょうは報告ですから、余り ここで私は町長と執行部とやり合うつもりはありません。町長がないと言っているのですか ら、それを信用しましょう。きょうは当座、信用しておきましょう。後でボディーブローが きいてくるようなことのないようにぜひ留意をしてもらいたいと思います。終わります。
- ○議長(一場明夫君) 答弁はよろしいですか。
- ○15番(加部 浩君) いいです。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長(一場明夫君) 日程第9、報告第5号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 報告第5号 資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規 定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報 告し、公表しております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、国民宿舎事業会計、簡易水道特別 会計、下水道事業特別会計の4会計でございます。いずれの会計におつきましても、資金不 足比率としては該当しておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第10、認定第1号 平成21年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算 認定についてを議題といたします。 提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第1号 平成21年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について、 提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入総額99億6,457万1,924円、歳出総額94億1,294万6,510円、歳入歳出差引額が5億5,162万5,414円となりまして、そのうち繰越明許費に係る翌年度への繰り越すべき財源が3,916万6,000円ありますので、実質的な繰越金は5億1,245万9,414円となっております。

平成21年度は、前年度に比較して、地方交付税は4.4%の増、臨時財政対策債は55.2%の増となっております。また、国の施策としての経済危機対策、生活対策等の交付金がふえ、国庫支出金が174.9%の増となりました。一方、歳入の柱である町税が5.4%の減収、とりわけ現下の不況を反映した法人町民税が38.2%の減となっております。

このような中でありますけれども、東吾妻町新町建設計画及びそれを基礎にした東吾妻町 第1次総合計画に基づいて、東吾妻町の将来を見据えた財政運営により、各種事業を実施し てまいりました。

主な事業といたしましては、総務費の総務部門では、町表彰規則に基づき、善行団体1団体、善行者3名を表彰いたしました。

企画部門では、行政改革の基本的な考え方や方向性を示した行政改革大綱の実施計画となる東吾妻町集中改革プランに基づき、行政改革の推進を行いました。また、東吾妻町集中改革プランに基づき、行政改革の推進を行い、4年間の状況をまとめました。

ダム対策部門では、岩島、坂上地区において、ダム事業について協力をいただくための説明会を開催いたしました。また、町道松谷・六合村線のほか2路線のダム関連道路整備事業や松谷三島地区土地改良事業を実施し、吾妻峡温泉施設整備事業としての天狗の湯が完成いたしました。

民生費においては、生活の安定と福祉の向上を図るため、地域福祉の推進と充実、強化に努め、事業を実施してきました。また、子育て等の不安感の緩和や、子供の健やかな育ちを促進することを目的とし、21年8月から福祉センター内ふれあいルームで子育て広場を開設いたしました。

衛生費においては、健康で住みやすい環境づくりを基本に、快適で潤いのある環境衛生づ

くり、健康づくりを推進し、疾病の予防、健康指導、環境づくり等の向上を図るため、各種 事業を実施いたしました。

農林水産業費では、農林業の振興と経営の安定を図るため、各種の制度事業を積極的に導入するとともに、国・県の補助事業や町単独事業として農林道の整備、土地改良事業、治山 治水事業、森林の育成など、多岐にわたる事業を実施いたしました。

商工費では、商工業の振興のための事業として、小口資金融資事業や各種利子補給の実施、 また勤労者生活資金の融資も実施いたしました。

観光部門では、キャンプ場管理運営事業、観光団体等活動助成事業を実施いたしました。

土木費におきましては、国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業として、道路改良事業、舗装道新設事業、道路維持工事を実施いたしました。また、生活対策臨時交付金、経済危機対策臨時交付金事業により、坂上地区内町道平・長藤線の舗装工事を初め、町道の舗装、改良、維持工事等を実施いたしました。

都市計画関係では、駅北土地区画整理事業、街路事業、まちづくり交付金事業による北口 広場用地取得を初め、各種工事を実施いたしました。

町営住宅では、町営住宅の維持管理及び施設修繕を実施いたしました。

消防費では、町民の身体・生命・財産を守るため消防防災施設の整備と、火災予防運動として、秋・冬の火災シーズンには火防巡視を実施し、予防消防の徹底を図りました。また、今年度は生活対策臨時交付金事業を活用して、第5分団1部(新巻)の小型ポンプ車を更新いたしました。

教育費では、すぐれた知力、豊かな人間性を持ち、心身ともにたくましく、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することを目指して、教育行政を推進してまいりました。

学校教育では、地域に信頼される学校づくりに取り組めるよう教育環境の整備を図り、子供たちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を進めてまいりました。平成21年度の大きな事業といたしましては、原町小学校プール新築工事、経済危機対策臨時交付金事業を活用し、幼稚園、小学校、中学校のパソコン、デジタルテレビ等を購入いたしました。

社会教育関係では、生涯学習時代に応じた施策により各種事業を推進してまいりました。 体育面におきましては、スポーツの振興・充実による健康的な人づくり、町づくりを目指した各種事業を実施してまいりました。

依然厳しい町財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し、堅実な財政確保に努め、健全な財政運営を目指してまいりました。今後も財政の確保と運用に向けて心がけてま

いりたいと思います。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれの課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長(加辺光一君) 大変お世話になります。

それでは、平成21年度一般会計歳入歳出決算書について説明申し上げます。

最初に、先ほどは町長が詳しく説明申し上げましたので、概要について説明させていただきます。

それでは、まず5、6ページをごらんください。

これは歳入の合計になります。予算現額106億9,666万円に対し、調定額100億5,653万4,905円でしたが、実際の収入済額は99億6,457万1,924円となりました。このうち町税は18億9,518万4,954円で、全体の19.0%でございます。町税の不納欠損額が725万5,668円あり、さらに町税を中心とした収入未済額が8,470万7,313円となりました。残念なことに不納欠損額、収入未済額ともに毎年ふえております。

続きまして、9、10ページの歳出合計をごらんください。

支出済額94億1,294万6,510円で、歳入歳出差引残額は5億5,162万5,414円となりますが、6月定例会でご報告いたしました繰越明許費の繰越額3,916万6,000円を差し引きまして、実質収支額は5億1,245万9,414円ということになりました。これは175ページの実質収支に関する調書にございます。また、町長が先ほど申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、本当に簡単ですが、概要でございます。

それでは、引き続きまして事項別明細書で詳しく説明したいと思います。

11、12ページをごらんください。

歳入、1款の町税でございます。21年度の町税収入額は、先ほども申し上げましたように、18億9,518万4,954円で、前年度比5.4%減となり、2年連続の減少となりました。ちなみに20年度は1.7%減でした。これは参考ですが、県税の落ち込みが厳しく、前年度比17.3%減となるようでございます。

それでは、まず町税全体の予算ですが、当初予算額は19億8,541万7,000円でしたが、法 人町民税の落ち込みが見込まれるということで、8,914万5,000円の減額補正をし、18億 9,627万2,000円といたしました。調定合計額は19億8,240万8,519円、これに対しまして、収入済額は先ほど申し上げた18億9,518万4,954円で、徴収率は95.6%となりました。この95.6%は、前年度より0.5ポイント下回りますが、県下35市町村中では前年度より1ランク上がり7位でございます。

それから、不納欠損額は前年度より41.2%もふえて725万5,668円、収入未済額は5.1%ふ えて7,996万7,897円となってしまいました。

合併後の町税収入の動向ですが、ピークの平成19年度には20億円を突破し、翌20年度も減少はしたものの、かろうじて20億円を維持してきましたが、21年度、本年度は不況の影響をもろに受けまして、前年度比5.4%減、1億800万円余りの減収となりました。徴収については、自主財源の確保と負担の公平性を期す観点からも、滞納整理を強化するとともに、最終的には預貯金等の差し押さえを中心とする滞納処分を実施し、この徴収率を維持していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

税目ごとには、後でごらんいただきたいと思いますが、特徴的な点を申し上げたいと思います。

まず、法人町民税ですが、先ほども町長が申し上げましたように、前年度に引き続き製造業を中心に大きく落ち込んでおり、ピーク時の平成19年度と比較いたしますと、半分以下の48%しかございません。

一方、現年度の個人町民税と固定資産税も、ともに3%強減少しております。この要因ですが、町民税は景気の影響であり、固定資産税は3年に一度の評価がえの影響と企業の設備投資縮小による償却資産の減少に伴うものでございます。

軽自動車税は、登録台数の増加に伴い毎年微増となっておりますが、逆に町たばこ税は、禁煙志向などで毎年減少し続けております。また、入湯税も、宿泊客の減少で20年度からは減少に転じております。

以上が町税の歳入決算でございますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

○議長(一場明夫君) 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

(午前11時00分)

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き説明を願います。

企画課長。

〇企画課長(武藤賢一君) お世話になります。

それでは、11、12ページをお願いいたします。

2款の地方譲与税からになります。

その前に、今回、前回も出したんですけれども、決算に関するまとめた資料というのがお手元に行っていると思います。 7ページまでの資料になります。これが全体のまとめたものです。例えば1ページですと、款別の決算書ということで、構成比はこういう構成比ですよ、前年比でどのくらい伸びている、どのくらい落ち込んでいるというようなものが、款別ですけれども、集計されております。ぜひご参考にしていただければというふうに思います。

それでは、決算書に従いましてご説明をいたします。

11、12ページ、2款の地方譲与税から15ページ、16ページの8款自動車取得税交付金、ここまではいわゆる国税とか、県税として徴収した中から、一定の基準によって町に配分されるものであります。前年比で2,015万8,000円の減ということになります。要因の大きなものとしましては、エコカー減税ですとか、8款の自動車取得税交付金の2,239万1,000円の落ち込みというのが主な要因というふうになります。

特徴的なものだけを述べていきます。あとはゆっくり見ていただければというふうに思います。

次に、9款になります。9款、15ページです。地方特例交付金、これについては減収補てんの措置というものであります。児童手当とか、住宅減税、エコカー減税による減収の補てんということであります。児童手当の国庫補助廃止や特例交付金として定率減税の廃止によって、減収補てんされたものです。前年比で752万2,000円の増というふうになっております。

次に、10款になります。10款地方交付税です。ご承知のように、地方交付税は構成比で

も31.8%を占めているというように大変重要な財源というふうになっております。普通交付税、今回かなり伸びております。要因とすれば、算定項目の中に地域雇用創出推進費というものが追加になりました。そういった関係で約9,340万円ほどの増です。それから、町税が落ち込んだということで、それの補てんですね、その分が約9,630万円ほどあるということで、ふえているということです。

ただ、特別地方交付税として、合併算定が平成20年まで3年間されていました。そういう中で、20年から比べて、それが8,000万円ほど減になっているということで、全体的には地方交付税は1億2,518万3,000円の増というふうになりました。

次に、11款交通安全対策特別交付金、これについてはほぼ前年並みになっております。

1 款の町税から11款の交通安全対策特別交付金、ここまでが一般財源と言われているものです。これに最後、町債にあります臨時財政対策債が足されますけれども、ここまでが一般財源ということで、昨年に比べて423万6,000円ほどここの分が伸びているというような状況になります。

続きまして、17、18ページをお願いします。

12款分担金及び負担金になります。ここの項目については、ほぼ前年並みになっております。これらは各事業の受益者負担分としてのものであります。収入未済があります。収入未済については、1項2目民生費負担金、2節の社会福祉費負担金の老人ホーム入所費用徴収金4,386円ほど未収となっております。

次に、13款使用料及び手数料です。これは前年比559万8,000円の減になっております。 要因としますと、温泉3施設の入館者が減少しております。要因とすれば、天狗の湯が切り かえで休館があったというようなことと、桔梗館についても昨年ボイラーの入れかえ等で若 干の休館があったというようなことも要因に挙げられるというふうに思います。

それから、保育所とか、町営住宅使用料及び幼稚園保育料などで未収金が147万8,000円 発生しております。

他の項目については前年並みで推移しております。

続きまして、ずっといきまして21ページ、22ページをお開きください。

14款国庫支出金になります。これは各事業について、国から負担金とか、交付金というような形で出るもの、それから補助金、委託金等で国から町に入る財源になります。前年比で約8億2,564万8,000円の増となっております。

主なもので挙げれば、緊急経済対策ということで、昨年、国からの補正がぼんぼん出たわ

けですけれども、22ページの備考の総務費補助金を見ていただければわかるように、経済危機対策臨時交付金、これは地デジ等の関係です。それとか、公共投資の下水道の石綿管の据えかえとか、緊急安全実現で学校の耐震の関係とか、生活対策でオーバーレイということで出ております。また、臨時経済危機ではないんですけれども、バイオの関係で2億6,800万円ほど補助金が入っているということになります。この合計が6億6,359万6,000円の増というふうになっております。

それから、24ページを見ていただければと思います。

24ページの教育費の国庫補助金の関係です。5目になります。この関係で原小建設分がここで20年から比較すると、その分が減ということで、1億9,178万3,000円ほど減になっているということになります。この辺の増減を入れて、前年比、先ほど申しましたように、約8億2,500万円ほどの増になっているということになります。

続きまして、15款県支出金の関係になります。23ページ、24ページの下のほうになります。これは国ではなくて、県からの各事業に対する負担金であるとか、交付金であるとか、補助金、委託金というものであります。前年比で932万円ほど減というふうになっております。

増減の特徴的なものを申し上げますと、25、26ページをお開きください。

2項1目の補助金関係で、総務費補助金のダム関連で1億867万5,000円の増、それから 農林水産業費補助金で8,878万2,000円の減。

続いて、27、28ページをお開きいただきまして、3項3目になります。一番下のほうになります。都市計画費委託金ということで5,635万9,000円の減、こういったものが主な増減の理由となります。

続きまして、29、30ページをお願いしたいと思います。

16款財産収入です。前年比で310万2,000円の減というふうになっております。この要因につきましては、岩島第一小の貸し付けが終了したとか、それから基金の運用利率が下落したというようなものが主な原因となっております。

続きまして、一番下の行の17款の寄附金になります。寄附金については昨年並みでありま した。

続きまして、31、32ページをお願いします。

18款繰入金になります。前年比で4,148万2,000円の減となります。

詳細を述べていきますと、まず1項1目の財政調整基金繰入金については、減債基金を取

り崩して2,773万7,000円を繰り上げ償還に充当いたしました。繰り上げ償還の総額は5,523 万円ですけれども、そのうちの2,773万7,000円を充当したということです。

続いて、2目の公共施設整備基金の関係は、ダム関連事業への充当であります。

続いて、3目土地開発基金繰入金については、土地区画整理費で土地の買い戻しに充当したと。

続いて、一つ飛んで5目ですけれども、温泉開発基金では、ボイラー入れかえ等、桔梗館の大規模工事のために充当したということです。

続いて、2項の特別会計繰入金です。これはすべて特別会計の決算に伴う精算分でございます。よろしくお願いいたします。

それと、20年からの比較でいきますと、地域開発基金とふるさとづくり事業積立金の2つの基金を20年度に基金廃止をしているという、これも要因の一つになっております。

続きまして、33ページ、34ページ、19款の繰越金になります。これは当然繰越金ですので、繰越明許繰越金を含む前年度繰越金になっております。

次に、そのページの20款諸収入になります。前年比で3億8,858万2,000円の増となります。

主な要因ですけれども、35ページ、36ページをお開きください。

7目雑入の備考欄、中ほどに送電線の線架補償ということで1,495万円、これは増になっております。

続いて、主な要因として、38ページの備考の中段ちょっと上のほうからダム関連の事業が 書いてあると思います。このダム関連の関係で、下流都県からの負担金や事業交付金という ことで6億450万6,000円の増です。そのうち3億8,000万円ほどが実増となっております。

ほかについては、若干の増減はありますけれども、例年並みで推移しております。

次に、37、38ページの一番下の21款町債になります。1億5,270万円ほどの減になります。 要因としますと、一番下の行、3目土木費で、ページをめくっていただきまして、これで約7,340万円ほどの増、次に4目の教育費の関係で、これは20年に合併特例債を活用して原小の校舎建設の関係で、21年は3億9,280万円の減というふうになっております。

最後、5目ですけれども、臨時財政対策債ということで1億3,330万円の増となっています。この臨時財政対策債というのは、地方交付税と同じような取り扱いをされているものであります。

最後、歳入の合計になりますけれども、先ほど会計管理者が申しましたように、収入済額

が99億6,457万1,924円というふうなことになりました。

非常に雑駁でありましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 総務課長。
- ○総務課長(高橋春彦君) 大変お世話になります。

それでは、歳出について説明させていただきます。

41ページ、42ページをごらんください。

1款議会費でございますが、主なものは人件費及び経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、1款1項1目9節旅費でございますが、人事研修の未実施の部分がありまして、 136万2,632円の不用額、また11節需用費では、書籍購入の減、議会だより発行経費の減で 125万608円の不用額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明させていただきます。 支出済額につきましては5億2,868万6,062円でございました。この目では、庁舎内の一般 的な管理及び総務課、企画課、税務会計課の会計部門、町民課の衛生部門の職員の人件費で ございます。

それでは、節ごとの主なものを申し上げます。

1節の報酬でございますが、支出済額は22万5,000円で、各委員会の委員報酬でございます。

2節の給料から4節の共済費につきましては、経常的な経費でございます。

2節給料の不用額194万640円につきましては、人事異動に伴うものでございます。 次に、43、44ページをお願いいたします。

7節の賃金でございますが、支出済額15万6,000円は、臨時職員1名の賃金でございます。 8節の報償費でございますが、町政功労者及び退職者等の記念品代などでございます。

10節の交際費でございますが、予算と比較しまして約87%の執行となっております。

11節の需用費でございますが、支出済額1,354万6,469円で、庁舎修繕費、庁用車ガソリン代、コピー代、灯油代、電気料等の減により、439万4,531円の不用額となっております。 12節役務費につきましては、支出済額1,303万8,828円で、郵便料、電話料の減により、214万2,172円の不用額となっております。

13節委託料につきましては、支出済額1,179万4,580円で、文書管理改善事業委託料の減によりまして、128万3,420円の不用額となっております。

14節の使用料及び賃借料では、支出済額660万3,521円で、コピー機リース料の減で126万479円の不用額となっております。

次に、15節の工事請負費ですが、電話交換設備改修工事が主なものでございます。この工事費の減によりまして、396万350円の不用額となっております。

18節の備品購入費でございますが、刈払機、本庁舎用消火器の購入費でございます。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、退職手当組合負担金1億3,830万1,203円が主なものでございます。

22節の補償、補填及び賠償金でございますが、町道の溝ふたが原因による車両破損事故 2 件分でございます。

次に、45、46ページをお願いいたします。

下段でございますけれども、2目行政振興費について説明させていただきます。支出済額は1,744万7,301円でございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、区や町が設置管理している防犯灯や住民センターへの補助金等でございます。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、住民センター増改築補助金として5地区へ134万2,392円、また防犯灯新設補助として3地区に対して4万3,500円、合計138万5,892円の補助でございます。

また、地域振興事業補助金につきましては、1団体で14万9,670円、防犯灯の電気料補助金といたしまして129万9,209円の補助でございます。申請件数が少なかったことにより、591万4,229円の不用額となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- ○企画課長(武藤賢一君) 続きまして、3目財政管理費であります。1枚めくっていただきまして、47、48ページの備考の欄をお願いします。

これについては、予算書の印刷等で色紙を買ったり、あとは財政関連の書籍の購入という ことであります。今、手づくりでつくっているものですから、不用額が11万9,642円ほど出 ております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) 続きまして、4目の会計管理費でございます。備考欄にございますように、会計管理事業と事務用品管理事業に分かれておりますが、ともに経常経費でございます。事務用品管理事業の消耗品費149万7,765円ですが、これは本庁舎に備えてあ

る各種消耗品と文書管理システム用品の購入費でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 総務課長。
- ○総務課長(高橋春彦君) 続きまして、5目財産管理費について説明させていただきます。 支出済額が2,794万2,243円でございます。

11節の需用費でございますが、公有財産の光熱水費等でございます。

13節の委託料でございますが、廻り目境界復元業務委託料、旧岩島第二小学校解体に伴う設計監理委託料や公有財産システムデータ更新業務委託料が主なものでございます。

14節の使用料及び賃借料でございますが、駐車場用地の借上料275万1,100円でございます。

15節の工事請負費でございますが、旧岩島第二小学校解体工事に伴う工事請負費が主なものでございます。

なお、当初、旧岩一小解体工事を見込んでおりましたが、町全体の交付金事業を見直す中で実施しなかったため、委託料で539万785円、工事請負費で3,979万6,600円の不用額となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- ○企画課長(武藤賢一君) 続きまして、6目の公平委員会費になります。支出済みが4万 4,452円ということで、公平委員会、昨年2回ほど開いております。そういった経費になり ます。よろしくお願いします。

続きまして、7目の財政調整基金費であります。備考を見ていただければと思いますが、 財政調整基金の積立金ということで、元金が2億485万1,137円、利息が93万3,500円という ことで、2億578万4,637円です。減債基金の利子が5万5,363円となります。

続きまして、8目の企画費になります。企画費、支出済額が2,828万9,370円というふうになります。

まず、備考を見ていただきまして、主なもので、昨年、公共施設のあり方検討委員会を二度ほど、それから指定管理者の選定委員会を3回ほど実施しております。そういった関係の委員報酬になります。

1枚めくっていただきまして、49ページ、50ページの備考の欄をお願いしたいと思いま

す。

これの中で大きなものだけ説明しますが、備考で広域圏に1,093万円の負担金、それから 委託料の160万円が全額不用額となっておりますけれども、これにつきましては地デジの受 信点調査が必要であるということで、予算をお願いしましたけれども、国の調査等が進みま して、受信点の調査をする必要がなくなったということで執行いたしませんでした。

続きまして、工事請負費が繰越明許になっております。 3 億8,700万円ですけれども、これについては光ケーブルの関係の岩島、坂上の事業であります。

もう一つ、不用額、負担金、補助金で400万円ほどございますけれども、これはその右側、 地域バイオマス利活用交付金ということで2億6,833万3,000円というふうにあると思いま すけれども、当初2億7,200万円ほどこれを見込んでいましたので、その差額というふうに なります。

続きまして、9目の運輸対策費になります。支出済額が4,989万5,039円というふうになります。この不用額の主なものなんですけれども、4行目、乗合バスの運行費補助金5,100万円ほど見込んでおったのを、確定額が4,796万832円ということで、この部分の不用額が主なものです。あとは経常的なものです。

昨年で特徴というか、昨年の事業とすると、下から3行目の矢倉駅のトイレの改修が平成20年度にお世話になりました。その工事の関係で仮設道路をつくった、その復旧費用ということで、工事費が74万5,500円、これが例年と違う部分であります。

よろしくお願いいたします。

〇議長(一場明夫君) 総務課長。

○総務課長(高橋春彦君) 続きまして、10目支所費でございますが、支出済額は5,121万 3,937円でございます。この目では、東支所管理事業、改善センター管理事業、また情報政 策事業等に伴う経費でございます。

11節の需用費から27節の公課費までは、施設管理に伴う経費でございます。

なお、300万円をエアコンの修理費として繰り越させていただきました。よろしくお願いいたします。

また、庁用車ガソリン代、エアコンの電気代の減により、247万9,478円の不用額となっております。

28節の繰出金でございますが、地域開発事業特別会計への繰出金3,657万8,000円でございます。

続きまして、51、52ページをごらんください。

11目簡易郵便局費について説明させていただきます。支出済額は552万7,292円でございます。この目では、植栗、厚田、本宿の3簡易郵便局の一般的な経常経費でございます。よろしくお願いいたします。

12目交通安全対策費ですが、支出済額は828万9,284円でございます。この目では、交通安全対策に伴う経費でございます。

1節の報酬でございますが、交通指導員19名分でございます。

9節の旅費でございますが、指導員の出動旅費となっております。

続きまして、53、54ページをお願いいたします。

15節工事請負費でございますが、交通安全看板の工事請負費でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、交通安全運動に伴う負担金及び補助金が主な内容でございます。

13目登記事務費ですが、支出済額は173万9,265円でございます。この目では、町有財産関係の登記手数料が主なものでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- ○企画課長(武藤賢一君) 続きまして、14目の電算業務費であります。支出済みが4,060万 8,560円となります。これにつきましては、庁内LANですとか、基幹系のシステムであり ますとか、財務会計上のシステム、そういったものの管理委託であります。

大きなものとすれば、役務費、これは通信費の関係です。NTT関係です。

委託料については、こういったバージョンアップ委託ですとか、いろいろな構築の委託料 ということになります。

不用額が出ているんですけれども、これにつきましては、備考の下から4行目で財務会計システムの機器のリース料が、昨年の10月1日で切りかえということで契約をし直して、契約差金ということになります。そういったものが主なものであります。

続きまして、15目の開発費になります。これは国土利用計画法の施行の関係の事務費なんですけれども、主にここで支出している内容につきましては、企画課の公用車の管理費が主なものとなっております。内容を見ていただければわかると思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、16目の広報広聴活動費であります。町の広報、お知らせ版等に係る経費であ

ります。広報モニター10人お願いして、モニター活動で活躍していただいております。 続きまして、55ページ、56ページをお願いいたします。

17目の地域活性化対策費、支出済みが35万8,000円になります。これは地域の中で活躍している岩櫃太鼓だとか、いわびつ連、それから平沢の岩櫃山周辺の関係の委員会への補助金が主になります。需用費については、いろいろな修繕が出た場合に見込んでおいたんですけれども、修繕とかなかったために執行しなかったという10万円の残になります。

続きまして、18目の交流事業推進費であります。支出済額が51万3,579円ということになります。例年どおりの都市交流なんですけれども、不用額が出ております需用費の関係ですが、交流20周年を昨年計画して、補正等でお願いして、進めていたんですけれども、次年度に見送ったということで執行いたしませんでした。その100万円ほどの不用額が出ております。

続きまして、19目の山村振興対策費になります。これについては、会費とか、負担金が主なものになります。それで、執行済みが10万4,100円ということになります。

不用については、関ブロ大会に参加する予定だったのが不参加ということで不用額が生まれております。

以上です。よろしくお願いします。

〇議長(一場明夫君) 総務課長。

○総務課長(高橋春彦君) 続きまして、20目諸費についてご説明させていただきます。支出 済額は2,183万7,241円でございます。この目では、他の項目になじまない費用をこの諸費 に乗せてございます。

8節の報償費でございますが、弁護士への相談2件分でございます。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、烏帽子山植林組合負担金91万5,000円、 林道整備事業補助金644万7,861円が主なものでございます。

その他、防犯事業活動等をしている上部団体へ負担金や補助金及び自衛隊父兄会事業補助金でございます。

21目定額給付金事業でございますが、支出済額は2億6,993万3,703円でございます。この目では、景気後退下での住民生活支援策及び地域経済対策として、国の現金給付制度事業に伴う経費でございます。対象者につきましては5,838世帯、1万6,904人でございます。

なお、12節役務費では、郵便料振りかえ手数料の減によりまして、358万8,180円の不用額となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) それでは、2項の徴税費でございます。

まず、1目の税務総務費8,849万8,600円でございますが、これは税務担当職員12名分の 人件費でございます。

次に、2目の賦課徴収費6,694万8,565円でございます。ここでは賦課及び徴収に係る経費を各業務ごとに計上してあります。いずれにおいても経常的な電算関係の委託料が大きなウエートを占めております。そんな中で特徴的なもののみを説明させていただきます。

最初の賦課徴収費でございますが、58ページの下から2行目に個人町民税年金特徴システム改修委託料882万円とありますが、これは個人住民税の公的年金からの特別徴収制度対応に係るシステム改修費でございます。2年度にまたがった改修も終了し、21年10月から実施となりました。

それと、次のページ、賦課徴収費の最後に町民税等還付金及び還付加算金2,890万2,387円でございますが、この94%に当たる2,720万円余りは、27法人への還付金です。この還付については、昨年の9月定例会で1,940万4,000円の追加補正をして対応した経緯があり、20年度に引き続き大きな決算額となりました。法人町民税につきましては、確定申告に基づく予定申告、予定納税をしており、次の確定申告で精算する仕組みになっておりますので、収益が落ち込むと還付額が自然と大きくなってしまいます。

次の住民税業務、資産税業務、収税業務につきましては、最初に申し上げました電算処理 業務委託料などの経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

なお、税部門の施策の実績につきましては、1から4ページにかけて記載してございます ので、後ほどごらんいただければと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。 支出済額6,027万652円でございます。

2節から12節につきましては、職員5名分の人件費及び経常経費でございます。

13節委託料435万1,800円、14節使用料及び賃借料604万5,108円につきましては、戸籍住 民基本台帳それぞれ保守点検及びリース料でございます。

18節備品購入費8万2,000円でございますが、シュレッダー購入費でございます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 総務課長。
- ○総務課長(高橋春彦君) 続きまして、61、62ページをお願いいたします。

4項の選挙費について説明させていただきます。

1 目選挙管理委員会費でございますが、支出済額は221万9,413円でございます。この目では、選挙管理委員会の年間の経常的な運営費でございます。

2 目選挙啓発費でございますが、支出済額は13万5,789円でございます。この目では選挙 啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等でございま す。

3目農業委員会委員選挙費でございますが、支出済額は37万4,350円でございます。この目では、農業委員会委員選挙のための費用でございまして、職員手当等が主なものでございます。

続きまして、63、64ページをお願いいたします。

4 目衆議院議員選挙費でございますが、支出済額は1,173万2,834円でございます。この目では、衆議院議員選挙にかかわる経常経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- ○企画課長(武藤賢一君) 続きまして、5項の統計調査費、1目統計調査総務費であります。 支出済みが12万8,012円になります。統計調査に関する一番の大きなものは確保対策等であります。今、145名の調査員の方を確保ということでお願いしております。

続きまして、2目の統計調査費になります。これにつきましては、備考に昨年行った調査があります。ほとんど毎年する調査が主なんですけれども、昨年独自なものといいますと、66ページをお開きください。経済センサスの基礎調査というのが昨年独自、ほかは毎年です。それから、ことしの10月1日で国勢調査があります。それの準備的な調査区設定等の作業を昨年行っております。

それと、昨年の一番の統計と申しますと、一番下の農業センサスになります。これは5年に一遍でありまして、120名の調査員の方をお願いして、農業センサスの調査を行っております。そういった経費になります。よろしくお願いいたします。

〇議長(一場明夫君) 総務課長。

○総務課長(高橋春彦君) 続きまして、65、66ページの中段、お願いいたします。

6項1目監査委員費についてご説明いたします。支出済額は57万5,198円でございます。 主な支出内容は、委員報酬45万9,000円となっておりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 建設課長。
- ○建設課長(渡辺三司君) よろしくお願いします。

それでは、7項1目ダム対策総務費について説明させていただきます。支出済額8億4,956万1,301円でございます。

まず、ダム対策総務費でございますが、支出済額740万8,669円で、施設の運営費及び水源の源泉ポンプの修繕仮復旧代が主なものでございます。

次に、八ッ場ダム水源対策地域整備事業でございます。支出済額 7 億7, 292万659円で、 天狗の湯の新築工事 2 億6, 737万2, 000円、ふれあい公園の整備事業2,817万1,500円、次に 三島西部第二地区区画整理事業関係でございます。9,952万1,875円。その下の町道新井・ 横谷・松谷線土地購入費等で1,238万7,452円、積立金といたしまして 3 億2,986万2,696円 が主なものでございます。

続きまして、経済危機対策臨時交付金事業でございますが、支出済額1,365万円で、源泉 ポンプ改修工事代金でございます。

以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 事業課長。
- 〇事業課長(蜂須賀 正君) お世話になります。

続きまして、8項の岩櫃ふれあいの郷費でございます。支出済額につきましては5,881万 6,726円となっております。

1目の岩櫃ふれあいの郷総務費でございます。支出済額で5,558万7,397円となってございます。

2節給料から7節賃金までにつきましては、職員4名分、臨時職2名分、パート3名分に 係るところの人件費等でございます。

11節の需用費につきまして、主なものにつきましては、70ページ、備考欄、中段から記載してございます灯油代、電気料、照明器具交換や温水用ポンプ等の修繕費となってございます。

13節の委託料につきましては、次のページ、72ページ、備考欄、上から10行目ほどにありますが、エレベーターの保守点検などの委託料となってございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、用地の借上料が主なものとなってございます。 15節の工事請負費につきましては、雨水排水溝の布設がえ工事費となってございます。

続きまして、18節の備品購入費でございますが、備考欄にございますように、紙幣計算機 1台、硬貨選別機1台を購入したものが主なものとなってございます。

次に、2目の福祉センター費でございますが、21年度につきましては歳出はございませんでした。

続きまして、3目のコンベンションホール管理費でございますが、支出済額が135万 5,319円となってございます。

11節の需用費につきましては、運営消耗品、舞台の照明装置や音響設備等の修繕費でございます。

13節の委託料につきましては、つり物や可動いすの保守点検、音響設備の調整費等でございます。

次に、4目の健康増進センター管理費でございます。支出済額で187万4,010円となって ございます。

73、74ページをお願いいたします。

8節の報償費につきましては、自主事業といたしまして実施しておりますョガ教室24回分の講師の謝礼でございます。

18節の備品購入費につきましては、トレーニングマシンを1台購入したものが主なものとなってございます。

続きまして、2款9項温泉事業費をお願い申し上げます。温泉事業費の支出済額につきましては1億8,230万4,670円となっております。繰越明許費といたしまして、工事請負費1,000万円を繰り越しいたしました。

1目の桔梗館管理費でございますが、主なものについて説明させていただきます。

まず、桔梗館管理運営費5,663万9,323円でございますが、一般職2名、臨時職4名、パート5名に係るところの人件費が主なものでございます。それと、管理運営に係る経常的経費というものでございます。

75、76ページをお願い申し上げます。

施設修繕費関係につきましては、備考欄中段にありますボイラーの入替工事651万円と、 備考欄下段にあります経済危機対策臨時交付金事業によります空調設備の改修工事312万 9,000円が主なものとなってございます。 次に、2目の温泉センター管理費でございます。支出済額は7,390万3,730円となっております。

温泉センター管理運営費につきましては7,185万6,230円の支出済みとなっております。

2節の給料から7節賃金につきましては、職員3名、臨時職1名、パート3名分の人件費 となってございます。

77ページ、78ページをお願い申し上げます。

この温泉センター管理運営費につきましては、支出済額の4割ほどが重油施設の需用費でございまして、灯油代等が842万円ほど、光熱水費といたしまして1,264万円ほど、修繕費が674万円ほどとなっております。

続きまして、79、80ページをお願いいたします。

備考欄の下段になります経済危機対策臨時交付金事業204万7,500円でございますが、設備等の改修工事といたしまして、浴槽のシャワー改修工事を実施したものでございます。

次に、3目の温泉センター食堂費でございますが、支出済額で4,863万2,617円となりました。

2節の給料から7節の賃金につきましては、職員1名、臨時職6名、パート6名の人件費 でございます。

11節の需用費につきましては、消耗品、ガス代及び修繕料となってございます。

16節の原材料費につまきしては、レストラン・売店の直売等の原材料購入費でございます。 以上、簡単でございますが、事業課の説明とさせていただきます。

なお、施策の実績につきましては、14、15ページにございますので、後ほどごらんいた だきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後1時ちょうどとします。

(午前11時58分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き説明を願います。

保健福祉課長。

O保健福祉課長(先場 宏君) それでは、81ページ、82ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費1億1,609万8,593円でございます。一般職員9名分の人件 費及び経常経費でございますので、よろしくお願いいたします。

83ページ、84ページをお願いいたします。

2目障害児者自立支援費でございますが、ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料といたしまして1,123万6,828円、主なものにつきましては、障害福祉サービス給付費といたしまして1億8,717万9,464円でございます。利用者につきましては、99名が利用しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 3目国民年金費でございます。支出済額633万9,666円で、職員 1名分の人件費と若干の事務費等、経常経費ですので、よろしくお願い申し上げます。
- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** 続きまして、4目老人福祉費2億3,783万2,185円でございます。85ページ、86ページをお願いします。

備考欄の16行目に吾妻老人ホーム負担金1,247万円、21年度末で8人ほど入所されております。

その下の地区敬老行事補助金につきましては、1人1,000円ということで給付をさせていただいております。

その下の老人クラブ活動費補助金でございますが、128万5,720円でございまして、39クラブが該当しております。

経済危機対策臨時交付金事業でございますが、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計へ246万3,689円を繰り出しております。

次に、5目福祉医療費でございますが、福祉医療費といたしまして1億3,396万6,831円の支出でございます。平成21年10月1日から中学生までの医療費の無料化を実施させていただいております。内容につきましては、備考欄を後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 6 目国民健康保険費でございます。支出済額9,912万3,064円、 職員4名分の人件費と国民健康保険特別会計への繰出金6,973万8,150円ですので、よろし くお願い申し上げます。
- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(先場 宏君) 7目町民センター管理費でございます。川戸にございます町 民センターの管理費でございますが、21年度は経済危機対策臨時交付金事業で屋根の改修工 事を行っております。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 8目後期高齢者医療費です。支出済額2億3,588万3,335円で、 群馬県後期高齢者医療広域連合から示されました療養給付費負担金1億7,427万335円、5 万342件分と、後期高齢者医療特別会計への繰出金として保険基盤安定繰出金及び広域連合 事務費等6,161万3,000円でございますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(先場 宏君) 2項1目児童措置費9,977万1,815円でございます。子育て 支援費の児童手当が主なものでございます。また、繰越明許費で子育て応援特別手当交付金 事業として手当を交付しております。

続きまして、2目保育所費でございますが、1億8,877万7,649円の支出額でございます。 3保育所、1保育園に係る経常経費でございます。なお、園児数につきましては168名とい うようなことで、21年度につきましては支出をさせていただいております。

91ページ、92ページをお願いいたします。

同じく2目の保育所費でございますが、備考欄、上から8行目の経済危機対策臨時交付金事業でございます。21年度につきましては、この事業により、各保育所の改修工事等も実施させていただきました。

次に、3目学童保育費でございますが、学童保育児童といたしましては83人ということで、 支出済額は636万8,196円でございます。植栗にございますジャンケンポンとあづま保育園 で行っているものでございます。

以上でございます。

〇議長(一場明夫君) 総務課長。

- 〇総務課長(高橋春彦君) 続きまして、3項1目災害救助費についてご説明いたします。支 出済額4万5,148円でございます。自然災害救助費負担金及び罹災救助資金積立金でござい ます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(先場 宏君) 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。 9,661万6,762円の支出総額でございます。次のページにかけてでございますが、一般職員 10名分の経常的経費並びに一部事務組合負担金及び国民健康保険特別会計繰出金等でござい まして、例年どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

2目予防費でございます。2,086万7,165円の支出額でございます。例年と変わった部分につきましては、備考欄の新型インフルエンザワクチン費用軽減等の補助事業を行っております。

続いて、3目母子保健費でございます。1,075万6円の支出でございます。これは例年ど おりの健診等の経費でございますので、よろしくお願いいたします。

4目健康増進事業費でございます。次のページにかけてでございますが、健康増進事業費といたしましての総合的な支出につきましては2,047万7,400円でございます。後期高齢者特定健診等の健康増進に伴う予防等システムのレンタル等の経費でございます。

5目健康推進費21万1,856円でございます。例年どおりの支出ということで、健康推進に 係る経費でございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** 6目環境衛生費でございます。支出済額972万1,500円です。

3節及び11節につきましては経常経費でございます。

13節の委託料14万4,900円、水質検査委託料で大泉寺川、後所谷戸川、これは通称でございます。年2回実施しています。

18節備品購入費11万5,500円です。これはハチ駆除の防護服購入費でございます。

19節負担金、補助及び交付金941万9,000円です。吾妻広域町村圏火葬場運営費負担金と太陽光発電システム設置費補助金12件分でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、7目公害対策事業費でございます。支出済額63万2,828円でございます。

次ページをお願いいたします。

11節需用費13万3,028円ですが、大気汚染測定局の電気料が主なものでございます。

13節委託料49万9,800円は、泉沢地区産業廃棄物違法投棄跡地の水質検査委託料で年12回

実施しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(先場 宏君) 8目保健センター管理費でございます。240万3,577円の支 出済額でございます。保健センターの管理運営に要する経費でございますので、よろしくお 願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** 続きまして、9目霊園管理費でございます。支出済額53万2,206 円、いずれも霊園と集会所管理運営のための経常経費となっております。

続きまして、2項清掃費、1目清掃総務費ですが、支出済額2億4,756万1,911円でございます。

3節から12節につきましては、経常経費でございます。

13節の委託料12万7,000円ですが、春と秋の年2回実施しております道路愛護運動にあわせて実施している空き缶、空き瓶等の回収費でございます。

19節負担金、補助及び交付金 2 億4,692万4,000円、備考欄のとおり、主なものが吾妻東部衛生施設組合へのし尿、可燃ごみ、粗大ごみの処理費及び最終処分場それぞれの運営負担金でございます。

次ページをお願いいたします。

生ごみ処理機等補助金ですが、3万3,000円、これにつきましては4件ございました。 以上ですが、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(佐藤喜知雄君)** お世話になります。

3項1目簡易水道費ですけれども、町営以外の簡易水道組合に対する整備事業及び水質検 査補助金に237万2,200円、簡易水道特別会計繰出金に1,967万4,000円でございます。

よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(一場明夫君) 産業課長。
- **○産業課長(轟 馨君)** よろしくお願いします。

5款1項1目の労働諸費でありますけれども、備考欄をごらんください。主な支出といた しまして、勤労者住宅建設資金利子補給金が20名で200万円でございます。勤労者生活資金 預託金が6名で261万6,534円でございます。 次に、6款1項1目の農業委員会費でございますけれども、支出済額が2,647万3,575円でございます。22名の農業委員と農家組合長、班長の報酬と2名の職員に対する経費でございます。

次に、101ページ、102ページをお願いします。

2目の農業総務費でございますけれども、職員11名分の給料、手当及び経常経費と一部事 務組合、農業共済への負担金が主なものでございます。

次に、3目の農業振興費でありますけれども、支出総額で3,046万9,975円でございます。 備考欄の中ほどを見ていただきたいと思いますけれども、主なものといたしまして、農業 近代化資金利子補給金が321万4,908円でございます。

また、そのすぐ下の農業振興対策事業でございますけれども、建設事業補助金の140万7,032円でございます。これはスプレー菊の新品種導入補助及びリンゴの新品種及び支柱、金網などの導入補助でございます。

次の備考欄の野生動物による農作物災害対策事業でございますけれども、135戸が対象となり、277万3,900円でございます。

ページをめくっていただきたいと思います。

103ページ、104ページになります。

備考欄の上のほうの中山間地域等直接支払事業でございますけれども、25協定で総額 1,614万4,179円でございます。

次の農業農村応援事業の建設事業補助金でございますけれども、スプレー菊重量選別機5 台と空気循環扇22台ほかのリース279万2,000円でございます。

続きまして、4目の農業経営基盤強化対策事業でございますけれども、認定農業者農用地 集積促進奨励金といたしまして、3名で22万8,000円でございます。

続きまして、5目の畜産振興費でございますけれども、支出総額で1億8,599万2,581円 でございます。

主な支出といたしましては、備考欄の下のほうでございますけれども、草地林地一体的利用総合整備事業の617万2,000円と公団営畜産基地建設事業負担金1億7,899万9,261円でございます。この負担金は、畜産基地建設に伴う7経営体及び町の道路負担金として3路線の負担金でございます。

続きまして、6目の農地費でございますけれども、支出総額は4,043万7,515円でございます。

105ページ、106ページの備考欄を見ていただきたいと思います。

主な支出といたしまして、基盤整備事業の萩生川西地区が1,044万2,760円と県単小規模 土地改良事業で泉沢地区の道路舗装工事、あるいは大戸榛原や本宿霜田地区の用水路改修工 事及び鳥獣害防止対策事業などで、合計1,590万5,738円でございます。

次の町単小規模土地改良事業は、原材料支給が17地区、小規模土地改良事業が8地区でございました。

次の農地・水・環境保全向上活動事業でございますけれども、小泉地区ほか11地区への補助金などでございます。

次の経済危機対策臨時交付金事業でございますけれども、岩下地区大村及び本宿地区関谷で用水路改修工事等を行い、合わせて458万8,336円でございます。

続きまして、7目の地籍調査費でございますけれども、支出済額が2,659万6,973円でございます。調査地区といたしましては、原町地区の字裏内野ほか4つの字を現地調査いたしました。

備考欄を見ていただきたいんですけれども、測量・設計・監理などの地籍測量業務委託料 2,431万8,000円が主な支出でございます。

続きまして、107ページ、108ページの6 款 2 項 1 目の林業振興費でございますけれども、支出総額2, 201万5, 028円でございます。

主な支出といたしましては、備考欄を見ていただきたいんですけれども、森林整備地域活動交付金で10団体に400万8,600円、その下の事業運営費補助金でございますけれども、森林整備担い手対策事業補助金の4事業体と美しい森林づくり基盤整備事業81.5~クタールの間伐を行いました。

次の有害鳥獣捕獲事業でございますけれども、支出総額として988万728円でございます。 消耗品の主なものとして、くくりわなの購入費等でございます。

事業運営費補助金795万7,620円は、捕獲奨励金等でございます。捕獲数につきましては、 イノシシ206頭、クマ1頭、猿6頭及び鳥類を捕獲いたしました。

- 〇議長(一場明夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(渡辺三司君)** 2目の林業基盤整備費でございます。支出済額1,044万9,514円でございます。

まず、広域林道開設事業でございますが、支出済額5万6,075円で、事業旅費及び負担金が主なものでございます。

次に、治山事業でございますが、支出済額582万4,596円で、県単独治山事業負担金が主なものでございます。

次に、県単林道改良事業でございます。支出済額365万3,857円で、林道北浦線道路改良 工事に伴う経費でございます。

次に、町単林道整備事業でございますが、支出済額91万4,986円で、林道整備に係る経費 及び林道協会等負担金が主なものでございます。

よろしくお願いします。

〇議長(一場明夫君) 産業課長。

○産業課長(轟 馨君) 続きまして、107ページの一番下の部分ですけれども、3目の町 有林管理費でございます。支出済額は278万127円でございます。主な支出といたしまして、 森林国営保険料の224万4,329円でございます。その他町有林管理事業としまして3.91へク タールの下刈り等を行いました。

続きまして、ページをめくっていただきたいと思います。

7款1項1目の商工総務費でございますけれども、支出総額で1,287万1,195円でございます。職員2名分の給料及び経常経費でございます。

続きまして、2目の商工振興費でございますけれども、支出総額といたしまして4,950万 3,867円でございます。

備考欄を見ていただきたいと思います。主な支出といたしましては、商工会活動事業補助金の1,200万円と街路灯維持活動事業補助金154万7,398円、商工経営振興資金利子補給金で202件の978万5,760円と小口資金保証料補助金は109件で224万6,113円でございます。

また、経済危機対策臨時交付金事業としまして、商工会の街路灯維持活動補助金及び商工 会プレミアム付商品券補助金等でございます。

次に、3目の観光費でございますけれども、支出済額といたしまして1,829万3,130円で ございます。

観光管理費といたしまして、110ページをごらんいただきたいんですけれども、備考欄を 見ていただきたいと思います。主なものとしましては、観光振興事業業務委託料200万円、 次ページの事業運営費補助金としまして517万5,000円でございます。

次に、備考欄の中ほどでございますけれども、温川キャンプ場管理事業でございますが、 支出総額は224万1,394円、次に森林公園管理事業でございますけれども、東地区にありま す森林公園の管理費及び運営に係る費用で466万1,770円でございます。 続きまして、公共施設等管理事業でございますけれども、29万4,987円の支出済額でございますけれども、主なものといたしましては、原町地区の天神山公園、川戸地区の自然教育林等の管理費でございます。

次に、日本ロマンチック街道事業につきましては、負担金等で30万5,000円でございます。 次に、東吾妻ふるさと祭阿波踊り出演事業でございますけれども、杉並区より出場いただ いた関連経費でございます。

続きまして、4目の消費者行政推進費でございますけれども、1万5,249円の支出になっております。

よろしくお願いします。

- 〇議長(一場明夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(渡辺三司君)** 8 款土木費について説明させていただきます。支出済額は13億7,487万6,614円で、繰越明許費2億3,316万6,500円、事故繰り越しで2,980万円でございます。

1項1目道路橋りょう総務費でございますが、支出済額9,433万5,500円で、12名分の職員の人件費及び道路橋梁台帳補正業務委託料693万円が主なものでございます。

次に、2目道路維持費でございますが、支出済額1億3,976万543円で、8,120万9,500円 を22年度に繰り越しさせていただきました。

115、116ページをお願いいたします。

備考欄ですけれども、主なものといたしまして、中ほどにあります道路修繕料291万67円、 道路除雪作業委託料158万4,345円、材料運搬等機械借上料352万7,500円、各地区道路維持 工事費744万4,500円、工事材料費2,144万8,886円でございます。

次に、道路維持管理事業、緊急雇用対策事業でございますが、支出済額478万907円で、 臨時職員4名分の賃金でございます。

次に、生活対策臨時交付金事業繰越分でございますが、支出済額5,399万1,000円で、町道平・長藤線及び町道1281号線、泉沢の迦葉でございますけれども、舗装工事でございます。

次に、経済危機対策臨時交付金事業でございますが、支出済額2,379万500円で、町道3068号、大戸の上宿になりますけれども、測量設計委託料及び工事費1,811万円と、町道1281号の舗装工事568万500円でございます。

次に、3目の道路改良費でございます。支出済額6億588万3,995円でございます。まず、

道路改良費でございますが、支出済額6,557万9,251円で、4路線分の道路改良及び土地購入費になってございます。

次のページをお願いいたします。

備考欄ですけれども、ダム関連道路費でございますが、支出済額4億8,687万6,844円で、 町道松谷・六合村線改良事業の委託料及び町道5284号線土地購入費等が主なものでござい ます。

次に、生活対策臨時交付金事業繰越分の委託料でございますが、支出済額4,937万4,900 円で、4路線分の測量設計業務委託料及び改良工事並びに土地購入費等でございます。

次に、経済危機対策臨時交付金事業でございますが、支出済額405万3,000円で、町道紺 屋町・平沢線測量設計業務委託料でございます。

次に、4目橋りょう維持費でございますが、支出済額2,698万500円で、生活対策臨時交付金事業繰越分として、橋梁の塗装工事3件分、陣出橋、荒神橋、鳳来橋の3件の工事費でございます。

次に、5目の橋りょう改良費でございますが、支出済額は2,000円で通信運搬費でございます。

次に、2項の都市計画費でございますが、支出済額4億9,128万7,322円でございます。 次のページ、お願いいたします。

1目の都市計画総務費でございます。支出済額73万9,729円で、都市計画審議会委員の4 名分の委員報酬及び広場の管理費が主なものでございます。

次に、2目土地区画整理事業でございますが、支出済額1億6,072万6,859円で、公有財産購入費が主なものになってございます。

次に、3目街路事業整備費でございますが、支出済額1億2,481万3,255円で、繰越明許費6,560万7,000円、事故繰り越しとして2,980万円でございます。

まず、街路事業整備費でございますが、支出済額1億2,481万3,255円で、土地購入費が1,268万8,855円、県営事業負担金2件として6,157万5,000円、街路事業補償費2件分で4,045万9,178円が主なものでございます。

次のページ、122ページ、お願いします。

まちづくり事業でございますが、支出済額49万7,050円で、まちづくり交付金事業業務委 託料が主なものでございます。

次に、4目都市公園費でございますが、支出済額32万2,479円で、街区公園の管理費及び

管理委託料でございます。

以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(佐藤喜知雄君)** 5目下水道費ですけれども、榛名湖特定環境保全公共下水 負担金及び下水道事業特別会計繰出金に2億468万5,000円です。よろしくお願いいたしま す。
- 〇議長(一場明夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(渡辺三司君)** 続きまして、3項の住宅費でございます。支出済額1,662万7,204円でございます。

1目の公営住宅管理費でございますが、支出済額1,659万9,830円で、公営住宅の管理経費として1,438万4,330円、次のページですけれども、備考欄、経済危機対策臨時交付金事業として、大戸団地の解体工事221万5,500円でございます。

次に、定住促進住宅管理費でございますが、支出済額2万7,374円で、東地区にあります 4戸の住宅の管理費でございます。

以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 総務課長。
- ○総務課長(高橋春彦君) 続きまして、9款消防費、1項消防費、1目消防費について説明 させていただきます。支出済額2億6,848万3,039円でございます。この目では、消防団運 営費及び消防施設整備費に伴う経費でございます。
 - 1節の報酬からは、消防団員313名分の報酬及び出動旅費が主なものでございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、広域消防費負担金、消防団員退職報償負担金が主な内容でございます。なお、防火水槽補助の申請が少なかったために283万7,990円の不用額となっております。

- 2目水防費につきましては、支出がございませんでした。
- 3目防災費でございますが、支出済額は801万6,736円でございます。この目では、防災 行政無線の維持管理費でございます。

続きまして、125、126ページをお願いいたします。

15節工事請負費でございますが、全国瞬時警報システム整備費として700万円を繰り越させていただきました。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 教育課長。
- ○教育課長(角田輝明君) 続きまして、10款教育費について説明させていただきます。

施策の実績につきましては、63から68ページに記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

10款1項1目教育委員会費でございますが、これにつきましては教育委員会の運営経費といたしまして、4名の委員さんの報酬及び経常経費を合わせまして197万6,327円でございます。

続きまして、2目事務局費でございますが、備考欄をごらんください。主なものといたしまして、事務局費は一般職15名分の給料、手当並びに経常経費と、下から2行目の入学祝金につきましては、118名の児童に対しまして1人3万円で354万円の支出でございます。

なお、7節賃金につきましては、校庭への芝生化を実施するということでございましたが、 実施しませんでしたので、不用額となっております。

次のページをお願いいたします。

経済危機対策臨時交付金事業は、原町小学校校舎解体工事及び太田給食調理場屋根塗装工事でございます。

次に、3目教育研究費でございますが、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修に要した費用でございます。なお、研究結果は、3月3日、コンベンションホールを主会場に発表会を実施いたしました。

続きまして、4目通学バス運営管理費でございますが、東地区1台、岩島地区2台、坂上地区2台の合わせて5台の運営管理に要した経費で2,625万3,693円でございます。

備考欄の学校行事等バス借上料71万6,880円は、中体連出場等の送迎に要した通常外の費用でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、5目給食調理場運営管理費でございますが、4つの調理場の維持管理運営費でございます。およそ一日に1,600食の調理に要した費用と職員13名、臨時職員9名分の人件費と材料費が主なものでございます。

なお、単純計算ではございますが、1食に要する費用はおよそ660円になります。このうち材料費として負担していただいております給食費は1食当たり273円でございます。

その他につきましては、備考欄に各施設ごとに記載してございますので、後ほどごらんい ただきたいと思います。

131ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費896万1,432円でございますが、本町には2名のALTの先生が おりまして、この先生方の報酬と経常的な経費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、40学級738人の児童の小学校管理運営に必要な費用を支出させていただきました。

内容的には、昨年とほぼ同様となってございますが、7節の賃金では、公仕といたしまして東小、原町小の2名、マイタウンティーチャーは東小、原町小、岩島小、坂上小の4名、特別支援員では東小、原町小、岩島小の3名、特別非常勤講師は東小、太田小、原町小、岩島小2名の5名で、計14名分944万1,304円を支出させていただきました。

そのほか、備考欄に各学校ごとに記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

137ページをお願いいたします。

2目の教育振興費でございますが、小学校の教材・教具、就学援助関係の費用で、支出済額は2,059万4,904円でございます。

20節の扶助費でございますが、就学援助費につきましては19名、特別支援教育奨励費については13名、合わせまして173万3,054円でございます。

詳細につきましては、各学校ごとに記入してございますので、後ほどごらんいただきたい と思います。

次のページをお願いいたします。

3目の小学校施設整備費でございますが、原町小学校プール新築関係では、メーンプール 325平方メートル、サブプール78.5平方メートルを新築、原町小学校体育館の設計委託、経 済危機対策臨時交付金事業といたしまして、校務用パソコン59台、電子黒板5台、デジタル テレビ40台を導入いたしました。

緊急安心実現総合対策事業は、校舎等6棟の耐震診断を実施いたしました。

続きまして、3項中学校費、1目の学校管理費でございますが、24学級473名の生徒の学校管理運営に必要な費用を支出させていただきました。

内容的には、昨年とほぼ同様でございますが、7節の賃金では、公仕は太田中の1名、マイタウンティーチャーは東中、坂上中の2名、特別支援員は太田中、原町中の2名、特別非常勤講師は太田中、岩島中、坂上中の3名の計8名で527万5,232円でございます。

その他につきましては、学校ごとに備考欄に記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

145ページをお願いいたします。

2 目教育振興費につきましては、中学校の教材・教具、就学援助関係の費用2,535万 5,289円でございます。

20節の扶助費でございますが、就学援助者25名、特別支援教育奨励費9名、合わせまして335万1,249円でございます。

次のページ、お願いいたします。

3目の中学校施設整備費でございますが、原町中学校校庭用地購入及び経済危機対策臨時交付金事業といたしまして、デジタルテレビ25台、電子黒板5台、校務用パソコン58台を導入いたしました。

緊急安心実現総合対策事業は、屋内運動場 5 棟の耐震診断を実施いたしました。

生活対策臨時交付金事業は、原町、岩島、坂上中学校のプール解体工事でございます。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、15クラス224名の園児の管理運営に要した費用で、支出済額は1億5,170万3,853円でございます。保育料は年間で2万4,000円でございますが、1人の園児に係る経費はおよそ68万円になります。

なお、7節の賃金は、臨時職員10名、支援員7名、預かり保育臨時教諭2名で、2,627万 9,156円でございます。

そのほか各幼稚園ごとに備考欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと 思います。

151ページをお願いいたします。

2目教育振興費131万4,105円につきましては、幼稚園の教材・教具等の費用でございま すので、よろしくお願いいたします。

次のページ、お願いいたします。

3目幼稚園施設整備費でございますが、経済危機対策臨時交付金事業といたしまして、デジタルテレビ20台を導入いたしました。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、支出済額は761万9,099円でございます。主なものといたしましては、文化協会等関係団体への補助金及び社会教育機関への負担金や成人式等の事業経費となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目公民館費でございますが、支出済額は2,284万8,598円でございます。 備考欄をごらんください。中央公民館運営費につきましては、中央公民館の運営に係る事務 費が主なものでございます。

次のページ、お願いします。

中ほどより下にあります中央公民館備品貸出管理事業から次のページの公民館読書推進事業につきましては、中央公民館の自主事業に要した費用でございます。なお、公民館読書推進事業で図書629冊を購入いたしました。

その他各地区公民館の施設の維持管理及び運営費並びに事業費となりますので、よろしく お願いいたします。

159ページ、お願いいたします。

3目文化財保護費は、支出済額608万2,127円でございます。文化財保護費は、指定文化 財の保護及び啓蒙に要する経費及び維持管理に要する費用の補助並びに伝統芸能伝承に対す る補助金が主なものでございます。

次のページ、お願いします。

備考欄、中ほどにございます吾妻峡保存管理事業につきましては、吾妻峡保存管理計画を 策定いたしました。

続きまして、4目青少年対策費は、支出済額85万3,010円でございまして、主なものは、 青少年健全育成推進委員の活動費及び子ども会育成団体への補助金並びに杉並・東吾妻わん ぱく交流事業費で、町内の小学4年生から6年生30名が杉並区の会場で行われた参加経費で ございます。

続きまして、5目発掘調査費は、支出済額2,645万9,338円でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。発掘調査費につきましては、文化財整理室の維持管理に要する経費が主なものでございます。試掘調査費につきましては、鉄塔建設及びリンテックにかかわる試掘調査を行ったものでございます。町内遺跡発掘調査事業及び細谷地区発掘調査事業は、八ッ場ダム建設に伴う発掘調査に要した経費でございます。

次のページ、お願いします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費は、支出済額1,681万5,421円でございます。

備考欄をごらんください。主なものといたしまして、13名の体育指導員さんの報酬、海の 家の負担金、体育協会及びスポーツ団体への補助金でございます。

健康管理対策事業につきましては、管内の園児、児童生徒及び教職員の健康診断に要した 経費でございます。

次に、郡民体育祭事業ですが、次のページ、お願いいたします。

備考欄にございます郡民体育祭への参加負担金及び郡民体育祭事業補助金が主なものでご ざいます。

2目の学校開放事業費は、支出済額450万1,025円でございます。管内10校の校庭及び体育館を一般町民に開放しておりますが、これに要する経費で主に電気料でございます。

続きまして、3目の施設管理費ですが、支出済額3,381万9,665円でございます。

備考欄をごらんください。吾妻地区施設管理費では、スポーツ広場、町民体育館等、旧吾妻町管内の社会体育施設の維持管理に要する費用でございまして、主なものは電気料、委託料及びスポーツ広場用地購入費等でございます。

東地区施設管理費でございますが、東総合運動場を初めとする旧東村管内の社会体育施設 の維持管理に要する費用で、主なものは電気料及び委託料でございます。

次のページ、お願いいたします。

生活対策臨時交付金事業は、繰越事業でございまして、町民体育館ほか3棟の耐震診断調 査委託料でございます。

次の吾妻地区公園等管理事業及びあづま親水公園等管理事業ですが、岩井親水公園、あづま親水公園、おかのぼり公園等の維持管理に要する費用でございます。

以上、簡単な説明ですが、教育関係の決算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(渡辺三司君)** 11款1項土木施設災害復旧費でございますが、21年度につきましては、災害もなく、支出済み9,983円、消耗品等の購入でございます。

以上で建設課担当の決算でございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(一場明夫君) 産業課長。
- O産業課長(轟 馨君) 171ページの11款2項1目の農林水産業施設災害復旧費でございますけれども、支出総額が38万1,000円でございます。泉沢地区の重田の災害復旧を行いました。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- ○企画課長(武藤賢一君) それでは、12款1項1目です。公債費になりますけれども、まず 1目の元金の部分ですが、備考を見ていただきたいと思います。このうち、先ほどから説明 していますように、繰り上げ償還の部分で5,523万255円が含まれております。それと、そ

の下の2目の利子の関係です。償還利子で1億8,728万4,506円となっております。

続いて、13款の諸支出金になります。1項1目水道事業会計補助金の関係ですけれども、 水道事業会計に1,000万円、それから経済危機対策臨時交付金で石綿管の交換ですけれども、 その関係で141万6,000円と、その補助裏で同じく石綿管の交換なんですけれども、公共投 資臨時交付金1,658万4,000円がございます。

続いて、2目の国民宿舎事業会計補助金です。これにつきましては、ことしの2月ですか、 指定管理者になりました。そういうことで、補助金として1億5,133万円支出しております。 そのうちの経済危機の関係で、地デジで273万円ほど支出しております。

それから、予備費でございます。予備費1,000万円当初で、このうち490万6,000円の流用支出がございます。主なものでは、天狗の湯がポンプが壊れてしまったということで230万円ほど支出、それから東の共同調理場でボイラーが壊れまして入れかえ工事ということで147万円ほど支出しております。

以上で歳出が終わりました。

1枚めくっていただきまして、175ページ、これが実質収支の関係です。会計管理者が説明しましたので、説明しません。見ておいてください。

その次、176ページに財産に関する調書の関係で、1の公有財産から、2、物品、3、基金というふうに記載されております。後で見ていただければと思います。

以上で一般会計の決算の説明を終了したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監查委員。

(代表監查委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) 7月1日付で監査委員に任命されました角田隆紀と申します。 私は、3月まで県に在職をしておりまして、もともとは農業の技術者として県に入りましたけれども、40代からほとんど県庁の中で行政マンとして職務を全うしてきております。係長で実際に予算を組んだり、それから執行もしてきましたし、それから議会対応等についても二十五、六年、そういったことでやってきたということで、この3月に定年退職を迎えたということでございます。

県の行政の仕組みと町の仕組みは、若干どうも違うような感じはしますけれども、私の知り得る範囲内のことを町のほうにもお伝えし、そういった面でうまくそれが町の発展のため

に生かしていただけるということであれば、大いに生かしていただきたいというふうに思います。いずれにしましても、町民の代表として、町の行財政についてしっかりと監査をしていきたいというふうにも考えておりますので、皆さん方、特に議員の皆さん方にもご協力のほどよろしくお願いしたいというふうに思っております。

それでは、監査の結果について申し上げます。

21年度の一般会計の歳入歳出決算の審査についての報告を申し上げます。

去る7月16日から8月10日までの間、8つの特別会計、2つの企業会計を含めて、延べ11日間にわたりまして、須崎幸一監査委員とともに、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして審査を行いました。

審査に当たりましては、決算の計数が正確であるかどうかということ、予算の執行が議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に執行されているかどうか、会計経理は関係法規に適合して処理されているかどうか、財産の取得処分及び管理は適正に行われているかどうか、もう1点は事業の執行は適正に実施されているかどうか、この5項目に主眼を置きまして、各般にわたりまして審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、計数については正確であるということ、予算の執行はおおむね 適正かつ効率的に執行されたということ、会計経理事務及び財産に関する事務は適正に処理 されていることを確認した。

また、執行状況につきましては、総務課で1件、保健福祉課2件、町民課1件、産業課1件、建設課2件、上下水道課4件、事業課1件、教育課1件につきまして、現地及び書類の審査を実施しました。いずれにしましても、適正に処理されていたということを確認いたしました。

以上を総括いたしまして、当決算は例月出納検査の結果も踏まえ、相違なく正確であると いうことを認めましたので、ここに報告いたします。

なお、歳入におきましては、先ほどいろいろ町長、あるいは各課長のほうから説明がありましたように、やはり自主財源の確保に引き続き努めていただきたいということ、それから負担の公平を期する観点から、関係法令に基づいて、滞納額の解消に引き続き努めていただきたいということであります。

それから、歳出面におきましては、今後とも一層効率的で効果的な行政システムを確立して、住民福祉の増進に努めていただくことを所見として申し上げましたということで、ちょっとわかりにくい表現かもしれませんけれども、多分皆さん方はきょうの決算書は見てお気

づきかと思うんですけれども、その中で要するに不用額、あるいは繰越額が相当な額に上っております。やはりこの辺のところは、予算の審査の段階、あるいはこういった議会の場でいろいろ議論を深めていただいて、なるべくそういったものは少なくするような方向に努めていただきたいというようなことを申し上げました。

ということで、監査委員の代表の報告にかえさせていただきます。 以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分とします。

(午後 1時58分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 2時10分)

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第11、認定第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 認定第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額19億754万7,000円、歳 出総額18億1,106万3,766円、歳入歳出差引額9,648万3,234円となり、翌年度へ繰り越しを いたしました。

まず、歳入ですが、国民健康保険税 4 億5, 115万5, 750円、国庫支出金 4 億4, 535万7, 093 円、療養給付費交付金7, 553万1, 000円、前期高齢者交付金 4 億8, 738万9, 575円、県支出金 7, 860万540円、共同事業交付金 2 億3, 679万747円、繰入金6, 973万8, 150円、繰越金5, 771万 4, 241円が主なものでございます。

次に、歳出ですが、保険給付費12億2,872万11円、後期高齢者支援金等2億2,817万9,630 円、介護納付金9,149万9,331円、共同事業拠出金2億826万3,143円などが主なものでございます。

おかげさまで平成21年度も基金を取り崩すことなく決算ができました。しかし、高齢者層の医療は相変わらず増加傾向にあることなどから、今後も慎重に対応すべきものと考えております。

続きまして、31ページ以降、施設勘定のご説明を申し上げます。

施設勘定の決算につきましては、歳入総額9,274万5,091円、歳出総額9,127万7,519円、 歳入歳出差引額146万7,572円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入でありますが、診療報酬が7,474万5,749円、ほかに一般会計から繰入金1,124万3,000円などが主なものでございます。

続いて、歳出ですが、総務費4,345万5,919円、医業費の4,398万7,138円などが主なものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

〇町民課長(本多利信君) では、7ページをお願いいたします。

事業勘定から事項別明細書で説明させていただきます。

1 款国民健康保険税ですが、収入済額 4 億5, 115万5, 750円、不納欠損額443万2, 770円で51件分となります。収入未済額5, 771万850円で258件分となっております。被保険者数は5,105名で、内訳は一般4,740名、退職365名となり、収納率は87.89%でございます。

1項1目一般被保険者国民健康保険税、収入済額4億304万1,652円、不納欠損額442万9,770円、収入未済額5,594万8,066円でございます。それぞれの収納率につきましては、備 考欄をお願いいたします。

- 2目退職被保険者等国民健康保険税4,811万4,098円、不納欠損額3,000円、収入未済額176万2,784円となっております。同じくそれぞれの収納率について、備考欄のとおりでございます。
 - 2項使用料及び手数料14万5,700円は、保険税督促手数料でございます。
- 3 款国庫支出金は、収入済額 4 億4,535万7,093円で、1 項国庫支出金、現年度分の療養 給付費分等 3 億3,950万6,745円。

次ページをお願いいたします。

- 2項国庫補助金、普通財政調整交付金等1億585万348円となっております。
- 4 款療養給付費交付金7,553万1,000円で、退職者医療給付費交付金でございます。
- 11ページをお願いいたします。
- 5款前期高齢者交付金4億8,738万9,575円は現年度分でございます。
- 6款県支出金ですが、財政調整交付金等で7,860万540円でございます。
- 7款財産収入38万2,426円は、基金積立金利子でございます。
- 8款共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金等2億3,679万747円となっております。

次ページをお願いいたします。

- 9 款繰入金は、保険基盤安定繰入金ほか一般会計から6,973万8,150円でございます。
- 10款繰越金5,771万4,241円、これは前年度繰越金でございます。
- 11款諸収入474万1,778円。

次ページをお願いいたします。

主に雑入でございまして、一般被保険者第三者納付金等でございます。

以上、歳入項目の主なものを説明させていただきました。収入総額19億754万7,000円となりました。

続いて、17ページ、18ページをお願いいたします。

- 1 款総務費1,046万6,217円、1項総務管理費から3項運営協議会費まで経常的な経費で ございます。
- 2 款保険給付費は、医療費と現金給付に係るもので12億2,872万11円となりました。内訳は、1項療養諸費10億8,641万3,639円。

19ページ、20ページをお願いいたします。

2項高額療養費1億3,712万5,532円であります。なお、それぞれの受診件数、1件当た

りの負担額等、保険給付費につきましては、備考欄をお願いいたします。

3項移送費はありませんでした。

次ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費358万840円ですが、出産育児一時金で出産件数が9件でございます。 備考欄のとおり、平成21年10月から緊急少子化対策事業創設に伴い、条例改正がなされ、 9件のうち4件の方が42万円の対象になりました。

5項葬祭費、32件、160万円でございます。

3款後期高齢者支援金等につきましては、負担金として2億2,817万9,630円でございます。

4款前期高齢者納付金につきましては64万8,804円となっています。

5 款老人保健拠出金につきましては1,095万5,731円となりました。

次ページをお願いいたします。

6 款介護納付金は9,149万9,331円、被保険者2,086名、1人当たり給付金4万3,863円で ございます。

7款共同事業拠出金2億826万3,143円、高額医療費、保険財政共同安定化事業拠出金等 でございます。

8款保健事業費1,451万7,836円で、次ページをお願いいたします。

特定健診実施に伴う事業費で、受診者数1,764名、受診率49.23%で、人間ドック受診者は136名でございました。

9款基金積立金38万2,426円でございます。

10款公債費はありませんでした。

11款諸支出金1,743万637円は、1項償還金及び還付加算金の税還付金や償還金でございます。

次ページをお願いいたします。

2項繰出金285万7,000円は、診療所へ施設勘定繰出金でございます。なお、診療所への 繰出金は、県から受け入れる補助金と同額となっており、財源は特別調整交付金であります。

以上が歳出の主なものとなっており、歳出合計18億1,106万3,766円となりました。

次に、29ページ、30ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書をお願いいたします。実質収支額9,648万3,234円でした。 30ページをお願いいたします。 財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。基金の年度末現在高は1億1,154万5,387円でございました。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

35、36ページをお願いいたします。

同じく事項別明細書でお願いいたしたいと思います。

1 款診療報酬、収入済額7,474万5,749円で、内訳は受診者数は1,100名、1人当たり医療費は6万7,195円で、詳細につきましては備考欄をごらんいただきたいと思います。

2款使用料及び手数料34万50円で、往診時の車の使用料と診断書等の手数料でございます。

3款県支出金40万8,400円、これは特別調整交付金等に係る県費補助でございます。

37、38ページをお願いいたします。

4 款繰入金1,124万3,000円、うち1項の一般会計繰入金は838万6,000円、2項の事業勘定繰入金は285万7,000円、県費補助金と同額でございます。

5款繰越金167万954円は、前年度繰越金でございます。

6款諸収入は65万6,338円で、特定健診収入が主なものでございます。

以上、歳入合計9,274万5,091円となりました。

次に、39ページ、40ページをお願いいたします。

1 款総務費、支出済額4,345万5,919円、そのうち人件費が4名分で4,146万1,731円、施設管理費については経常的な経費でございます。

2款医業費4,398万7,138円で、2目医療用機械器具費、無散瞳眼底カメラ等の買いかえを行っております。ほかには医療費等の消耗品、医薬品等が主なものであります。

3款公債費は383万4,462円の支出となりました。

以上、歳出総額9,127万7,519円となり、次ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書では、実質収支額は146万7,572円となりました。

44ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。後で見ていただきたいと思います。

以上、国民健康保険特別会計事業勘定、施設勘定の説明をいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監查委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第2号 国民健康保険特別会計についての歳 入歳出の決算審査についての報告を申し上げます。

去る7月16日、本多町民課長等に出席をいただきまして、事業勘定、施設勘定等について、 細部にわたり説明を受けました。関係書類、証拠書類等を照合したところ、相違なく正確で あることを認めたので、ここに報告を申し上げます。

なお、事業勘定の中で増加傾向にある保険税の滞納縮減について、引き続き努力されるよう要望を申し上げたところでございます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

- ○15番(加部 浩君) ただいま課長の説明を受けまして、8款1項1目、40数%、これは 他町村と比べるとどんなデータになりますか。
- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 先ほど午前中は税の説明があったわけですが、それとは大分落ちるわけですが、他町村に比べますと、まだそれほど悪くない状況にはございますが、さきの新聞報道等にございましたように、今年度におきましては、9市町村におきまして保険税の引き上げを行うというようなことになっております。

以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 保険税、すみません、事業歳出、8款1項1目、受診率40数%と言っていまして、それが他町村と比べては、当町はいいほうなのですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 特定健診につきましては、まだ始まったばかりということがありまして、余り一般に知られていないというようなこともありまして、受診率が低いわけですが、他町村も同じような状況にございます。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** 私、これはちゃんとしたルートで聞いたわけではないんですけれど

も、受診率が低いとペナルティーを課せられるというようなことを聞きましたけれども、そ の辺はどのようになっていますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) あと数年でペナルティーが課せられるというようなことになって おります。今、保健福祉課の保健師さん等も一緒になって、なるべく受診率等を上げている わけですが、なかなか思ったように今のところ受診率が上がっていないような状況でござい ます。

以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) そうすると、そのペナルティーというのは何%達しないとペナルティーが来るのですか、それとペナルティーとは何がペナルティーになるのか、おわかりになりましたら教えてください。
- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** まことにすみませんが、その辺につきましては、詳しい資料を持っておりませんので、すみませんが、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** 今はそれで結構ですから、もしわかりましたら、わかった時点で教 えていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** 後日、資料をお持ちいたします。 以上です。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第12、認定第3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 認定第3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定 について、提案理由の説明を申し上げます。

老人保健特別会計決算につきましては、歳入総額4,245万7,172円、歳出総額3,958万8,599円、歳入歳出差引額286万8,573円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入でございますが、支払基金交付金266万3,832円、繰越金3,855万9,997円、諸収入123万3,343円でございます。

続いて、歳出ですが、医療諸費651万1,282円、諸支出金3,268万5,147円などが主なものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださるようよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長(本多利信君) 5ページ、6ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、1款1項支払基金交付金ですが、現年度分、過年度分等を合わせて266万3,832円でございます。

2款から4款はありませんでした。

5 款繰越金でございますが、収入済額3,855万9,997円、前年度の繰越金でございます。 次ページをお願いいたします。

6 款諸収入123万3,343円ですが、医療費返還金1件分でございます。

以上、歳入合計4,245万7,172円でございます。

次に、歳出をお願いいたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

1 款総務費39万2,170円は、事務的経費であり、主に老人保健システムソフトウエアレンタル料でございます。

- 2款医療諸費651万1,282円、主に医療給付費2件分でございます。
- 3 款諸支出金3, 268万5, 147円は、平成20年度の医療費等の償還金810万5, 147円と一般会計への繰出金2, 458万円でございます。

以上、歳出合計3,958万8,599円となりました。

11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、実質収支額は286万8,573円となりました。

以上、老人保健特別会計の説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監查委員 角田隆紀君 登壇)

O代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第3号 平成21年度老人保健特別会計歳入歳 出決算について報告を申し上げます。

去る7月16日、本多町民課長等に出席をいただき、細部にわたり説明を受け、関係帳簿、 証拠書類等を照合したところ、相違なく正確であることを認めましたので、ここに報告申し 上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

- **〇15番(加部 浩君)** 私、文教から離れたもので、ちょっと不勉強なところで、単純な質問をして申しわけないんですけれども、この老人保健というのはいつまで続くのですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) これは平成20年3月31日をもって終了いたしました。その後、 3年間継続、全部支払い等を済ませるということで、今年度までとなっております。 以上です。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第13、認定第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 認定第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額1億7,782万2,000円、歳出総額1億7,630万8,178円、歳入歳出差引額151万3,822円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入でありますが、後期高齢者医療保険料 1 億1,244万5,400円、繰入金6,161万3,000円が主なものでございます。

次に、歳出ですが、総務費588万816円、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,028万 3,362円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

〇町民課長(本多利信君) では、5ページ、6ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

では、歳入からお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額1億1,244万5,400円、収入未済額23万5,900 円でございます。

1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料8,079万6,600円、1万2,851件分でございます。 収入未済額マイナスの49万300円、これは過払い分で64件分でございます。次年度、平成22 年度に環付を行います。

2 目後期高齢者医療普通徴収保険料3,164万8,800円、5,433件分で、収入未済額72万6,200円、63件分でございます。

2款使用料及び手数料13万5,800円、1,358件分で督促手数料であります。

3 款繰入金は、一般会計繰入金として事務費及び保険基盤安定繰入金、収入済額6,161万 3,000円でございます。

4款諸収入は、この制度の特別対策補助金等37万9,800円となりました。

5款繰越金62万3,000円。

次ページをお願いいたします。

前年度繰越金でございます。

6 款国庫支出金262万5,000円は、後期高齢者医療制度円滑運営事業補助金でございます。 以上が歳入項目の主なものでございます。

歳入総額1億7,782万2,000円となりました。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

1 款総務費、支出済額588万816円、1項総務管理費は経常的な経費で、2項徴収費、1 目13節委託料300万140円でございます。昨年度、平成20年度、保険料軽減措置システム改 修として262万5,000円を承認していただいたものでございます。そのほかは経常的な経費 でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合から示された保険料に係る負担金、保険 基盤安定負担金及び事務費負担金であり、1億7,028万3,362円でございます。

3款保険給付事業費、人間ドック助成事業費ですが、14万4,000円、9名の利用でございました。

4款諸支出金はございませんでした。

以上、歳出合計1億7,630万8,178円となりました。

次のページをお願いいたします。

実質収支額151万3,822円となりました。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いい たします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

O代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第4号 平成21年度後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算について報告を申し上げます。

去る7月16日、本多町民課長等に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係 諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であることを認めましたので、こ こに報告を申し上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

- ○15番(加部 浩君) 1点、執行部の考えをただしておきたいと思います。全国の市町村、 先進市町村におきましては、問題があります後期高齢者医療会計、これについて独自の取り 組みを行っている市町村も、少ないけれども、あります。その辺のところを今の後期高齢者 医療に関して、町長はどのような見解をお持ちですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 加部議員ご指摘の点でございますけれども、やはり今までこの町に大変に貢献をしていただきました皆さんに関する医療に関するものでございます。やはりほかの先進地の動向を見ながら十分に検討してまいりたいというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 前向きなお答えをいただきましたので、安心はいたしましたけれども、当町は、皆さん言うまでも高齢化社会が非常に進んでいる町でありますので、子育て支援とか、いろいろと子供に対しては大分叫ばれておりますけれども、老人関係がちょっと置いてけぼりになっている嫌いも見受けられるということなので、ひとつそういうことも忘れ

ないで、やるのは非常に難しいでしょうけれども、ご検討をお願いしておきたいと思います。 以上です。

○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。 文教厚生常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第14、認定第5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームい わびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営 事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、歳入総額は2億3,419万3,824円、歳出総額は2億2,643万7,898円、歳入歳出差引額は775万5,926円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の内訳ですが、分担金及び負担金が1億6,564万8,020円、使用料及び手数料が2,000円、寄附金4万5,000円、繰入金3,610万9,689円、繰越金749万2,405円、諸収入が2,489万6,710円となりました。

歳出の内訳ですが、総務費が 2 億2,172万2,843円、公債費が471万5,055円でございます。 詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださ いますようよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(先場 宏君) それでは、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計 歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明させていただきたいと思います。

5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

負担金につきましては、保険者分と被保険者分の長期・短期それぞれの金額と過年度分を合わせまして、収入済額1億6,564万8,020円ということでございます。一般会計からは3,610万9,689円繰り入れをさせていただいております。

諸収入でございますが、7ページ、8ページをごらんいただきたいと思いますが、給付対象外のサービス利用料といたしまして、2,449万3,198円ほど徴収をさせていただいております。

収入済額の合計で2億3,419万3,824円となりました。

続きまして、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出でございますが、いわびつ荘定員50名、短期6名に伴います人件費及び経常経費の合計が2億2,172万2,843円でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

今年度の支出で例年と変わる部分につきましては、備考欄の上から15行目の経済危機対策事業費として、地デジ対応テレビ購入費246万3,689円で、22台購入させていただきました。 2款公債費でございますが、471万5,055円の元金と利子の支出でございます。

支出済額総額で2億2,643万7,898円となりました。

13ページをお願いします。

実質収支額につきましては775万5,926円でございます。

14ページの財産に関する調書につきましては、ごらんのとおりでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第5号 特別養護老人ホームいわびつ荘運営 事業特別会計歳入歳出決算についての報告を申し上げます。

去る7月16日、先場保健福祉課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関

係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であると認めたので、報告を申 し上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。 ここで休憩をとります。

再開を午後3時10分とします。

(午後 2時56分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 3時10分)

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第15、認定第6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 認定第6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入総額は11億1,374万7,150円、歳出総額は10億9,058万5,715円、歳入歳出差引額は 2,316万1,435円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、保険料が1億6,160万400円、使用料及び手数料が2万2,500円、国庫支出金2億8,116万6,029円、支払基金交付金3億2,118万6,768円、県支出金1億5,585万4,258円、財産収入45万8,078円、繰入金1億7,172万8,739円、諸収入2,660円、繰越金2,005万3,517円でございました。

歳出の主なものは、総務費が1,246万2,789円、保険給付費10億5,682万3,597円、基金積立金45万8,078円、地域支援事業費1,259万3,759円、諸支出金824万7,492円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(先場 宏君) それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明させていただきたいと思います。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1 款保険料でございます。1 億6, 160万400円でございます。2 の保険料につきましては、第1 号被保険者、第2 号被保険者ということで徴収させていただいております。手数料につきましては2 万2, 500円、4 款国庫支出金は2 億8, 116 万6, 029 円でございます。

8ページ、9ページをお願いします。

5 款支払基金交付金につきましては 3 億2, 118万6, 768円、 6 款県支出金につきましては 1 億5, 752万8, 459円でございます。

7 款財産収入につきましては、利子で45万8,078円、8 款繰入金につきましては1億7,172万8,739円でございます。

10、11ページをお願いします。

9 款諸収入でございますが、返納金で2,660円、10款繰越金が2,005万3,517円でございま す。

歳入合計で11億1,374万7,150円でございます。

12、13ページをお願いします。

歳出でございますが、1款総務費、1目一般管理費271万9,271円につきましては、介護 保険の経常的経費でございます。

2目の連合会負担金についてはございません。

2項介護認定審査会費でございますが、認定調査費、認定審査会委託負担金で880万 6,600円でございます。

3項趣旨普及費16万3,800円、4項徴収費77万3,118円でございます。

続きまして、14、15ページをお願いします。

2款保険給付費が10億5,682万3,597円でございまして、支出のほとんどの部分を占めている金額でございます。1項の介護サービス等諸費から18、19ページの7項2目特定入所者予防サービスまでの給付費でございますので、よろしくお願いいたします。

4款基金積立金でございますが、45万8,078円ほど積み立てをさせていただいております。

5 款地域支援事業費といたしまして、1,259万3,759円の支出をさせていただいております。この部分につきましては、介護予防の特定高齢者施策事業費ですとか、予防関係、それと予防のケアマネジメント関係でございます。

20、21ページをお願いいたします。

6 款諸支出金824万7,492円でございますが、これにつきましては償還金として798万 8,549円ほど償還しております。備考欄に内訳がございますので、よろしくお願いしたいと 思います。

22、23ページをお願いします。

他会計繰出金として6万7,643円ほど返還しております。

歳出合計といたしまして10億9,058万5,715円となりました。

24ページをお願いいたします。

実質収支額につきましては2,316万1,435円となりました。

25ページの財産に関する調書につきましてはごらんのとおりでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願いいたします。

〇議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監查委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

〇代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第6号 介護保険特別会計歳入歳出決算につ

いて報告申し上げます。

去る7月16日、先場保健福祉課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であることを認めたので、ここに報告を申し上げます。

なお、保険料の歳入未済の縮減に努力されるよう要望したところであります。 以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第16、認定第7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計 歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 認定第7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算 認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5,172万8,022円、歳出の総額は5,126万8,662円でございます。歳入歳出差 引額は45万9,360円となり、翌年度へ繰り越しいたしました。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金40万円、使用料及び手数料439万 2,000円、財産収入35万4,668円、繰入金4,324万1,000円、繰越金271万604円でございます。 歳出の主なものといたしましては、事業費1,379万5,599円、その内訳といたしましては、 宅地造成事業費36万3,613円、情報通信事業費1,343万1,986円、公債費3,747万3,063円でご ざいます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

O議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(高橋春彦君) それでは、事項別明細により説明をさせていただきます。

5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の部の1款分担金及び負担金ですが、歳入済額が40万円、情報通信事業施設加入負担 金の8件分でございます。

2 款使用料及び手数料でございますが、収入済額は442万5,500円で、内訳として、情報通信事業施設使用料734件分、436万2,000円、滞納繰り越し7件分の3万円でございます。

次に、3款財産収入ですが、収入済額35万4,668円で、地域開発基金利子でございます。

4 款繰入金ですが、収入済額4,324万1,000円で、内訳として、地域開発基金繰入金666万3,000円、情報通信事業一般会計繰入金3,200万円、宅地造成事業一般会計繰入金457万8,000円でございます。

5款繰越金ですが、収入済額271万604円、前年度繰越金でございます。

7、8ページをごらんください。

6款諸収入ですが、情報通信事業町有施設罹災原因者負担金でございます。

8款県支出金ですが、緊急雇用創出事業補助金56万7,000円でございます。

歳入合計といたしまして5,172万8,022円でございます。

9、10ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の部でございますが、1款事業費ですが、支出済額1,379万5,599円で、内訳として、1項1目宅地造成事業費、施設管理事業として36万3,613円、2項1目情報通信施設管理費として1,343万1,986円でございます。

なお、五町田地内の県道歩道整備工事が実施されなかったため、これに伴う移設工事費の 減により、1,067万9,310円の不用額となっております。

次に、2款公債費でございますが、支出済額3,747万3,063円、内訳として、情報通信施設事業償還金として2,046万9,113円、宅地造成事業元金償還金として981万9,660円、情報

通信事業利子647万7,100円、宅地造成事業利子として70万7,190円でございます。

歳出合計といたしまして5,126万8,662円でございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思いますが、実質収支額につきましては45万 9,360円でございます。

12ページ、財産に関する調書についてはごらんをいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監查委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) 認定第7号 地域開発事業特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。

去る7月26日、高橋総務課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸 帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であることを認めましたので、ここ に報告を申し上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第17、認定第8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計歳 入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5億9,744万3,784円、歳出の総額は5億8,182万1,345円でございます。歳 入歳出差引額は1,562万2,439円、翌年度への繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額 が606万2,000円となり、実質収支額956万439円が翌年度へ繰り越しとなります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金1,457万5,000円、使用料及び手数料1億3,708万9,535円、国庫支出金5,801万9,000円、県支出金1,955万7,000円、繰入金2億750万3,316円、繰越金280万2,574円、町債1億5,430万円などでございます。

歳出といたしましては、総務費4,449万5,664円、建設費2億2,324万3,167円、施設費1 億43万2,300円、公債費2億1,365万214円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、審議をいただき、ご認定ください ますようよろしくお願いをいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(佐藤喜知雄君) それでは、5、6ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入、第1款分担金及び負担金ですが、収入済額で1,457万5,000円です。内訳ですが、 農業集落排水分担金が73万2,000円、公共下水道負担金が1,384万3,000円となります。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額で1億3,708万9,535円となります。これは徴収率が98.6%となります。内訳ですが、1目公共下水使用料が4,083万9,409円、2目浄化槽使用料が設置時使用料を含めて6,827万8,870円、3目農業集落排水使用料が箱島岡崎地区、岩下矢倉地区を合わせて2,797万1,256円となります。

なお、2目浄化槽使用料、2節月額使用料滞納繰越分において4万3,200円の不納欠損処理を行っております。

3款国庫支出金ですが、収入済額で5,801万9,000円となります。

7から8ページの内訳ですけれども、公共下水道事業国庫補助金が3,950万円、浄化槽整備事業国庫補助金が1,851万9,000円です。

4款支出金ですが、収入済額で1,955万7,000円となります。内訳ですが、浄化槽市町村整備費県補助金、農業集落排水箱島岡崎地区県補助金、公共下水県補助金の合計額となりますが、備考欄を参考いただきたいというふうに思います。

5 款繰入金につきましては2億750万3,316円です。内訳ですが、一般会計繰入金が1億9,500万円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が1,250万3,316円です。

6 款繰越金ですが、前年度繰越金が280万2,574円となります。

7款諸収入ですが、収入済額359万7,359円です。内訳ですが、先ほどの減債基金積立金の利子が11万2,263円、雑入として、設計書コピー料が7万7,690円、消費税還付金が177万2,406円、駐車場等付帯工事費が163万5,000円となっております。駐車場の付帯工事につきましては、合併浄化槽25件の駐車場使用等の付帯工事を実施したものでございます。

8款の町債ですが、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債を合わせて1億 5,430万円です。

以上、歳入合計額は5億9,744万3,784円となります。

続きまして、11ページからの歳出をごらんいただきたいと思います。

1 款総務費ですが、一般管理費ということで職員 6 名分の人件費と事務的な経常経費でございます。

次に、2款建設費、1項1目建設事業費は、支出済額2億2,324万3,167円で、繰越明許費が3,506万2,000円ございますが、これは新井地内2カ所の下水管布設工事でございます。これ以降につきましては、各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をごらんいただきたいと思います。

最初に、公共下水道事業費ですけれども、支出済額1億1,440万8,175円です。備考欄、中ほどよりやや上の管渠築造・桝設置工事請負費に6,960万8,650円ですが、これは管渠延長0.84キロの管渠工事費と公共ますの設置工事費です。

その下の舗装本復旧工事請負費の2,128万3,500円は、先ほどの延長0.84キロの舗装本復旧工事費でございます。

その下のマンホールポンプ設置工事費1,582万3,500円は、3カ所の設置工事費になります。

公共下水道事業費の最後のほうですけれども、水道管移設補償金の500万8,500円ですけ

れども、水道工事に伴う配水管布設がえの補償金ということでございます。

次に、浄化槽整備事業費9,197万6,493円です。

最下段の浄化槽設置工事請負費8,381万1,000円ですけれども、これは新設91基分とふぐ あいによる入れかえが2基分です。

13ページ、14ページですけれども、浄化槽市町村整備推進事業減債基金への積立金として791万4,663円を積み立てています。

次に、農業集落排水箱島岡崎地区の1,522万1,499円です。備考欄、中ほどの処理場遠隔 監視装置設置工事設計監理業務委託及び工事請負費に1,200万1,500円です。

その下のマンホール高さ調整工事請負費に284万5,500円です。これは県道の補修工事に伴うマンホールの高さ調整工事でございます。

次の農業集落排水岩下矢倉地区の163万7,000円ですけれども、岩下地内の国道改良に伴 うマンホールの高さ調整工事請負費に161万7,000円となっております。

続きまして、3款施設費、1項1目施設管理費の1億43万2,300円でございます。ここではそれぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検、管理業務委託などを計上してございます。

最初に、公共下水道事業ですけれども、2,469万721円で、21年度末現在で接続世帯が644世帯で接続率は70%でございます。

備考欄、中ほどの処理場運転管理業務委託料の627万9,000円は、吾妻浄化センター維持 管理の業務委託料です。

その下の処理場水質自動制御システム保守管理委託料の159万6,000円は、吾妻浄化センターの水質自動制御システムの保守管理委託料でございます。

一つ置きまして、管路維持管理業務委託料の318万1,500円は、公共下水の管路維持管理 業務委託料でございます。

その下になりますけれども、管路管理システム追加業務委託料の223万6,500円は、公共 下水道管渠の管理システム追加業務委託料でございます。

一つ置いて、汚泥運搬処理業務委託料は、吾妻浄化センターの汚泥運搬処理の委託料でご ざいます。

次の浄化槽整備事業費の4,417万2,710円ですけれども、約1,000基の保守点検を行ってございます。

15、16ページの備考欄、一番上から一つ置いて、浄化槽保守点検業務委託料と清掃業務

委託料合わせて3,987万5,553円の保守点検委託料でございます。

次の農業集落排水箱島岡崎地区の1,827万5,131円ですけれども、接続率85%、317世帯が 使用してございます。

備考欄、中ほどより下の処理場運転管理業務委託料の534万5,695円は、処理場を維持管理するための委託料でございます。

2つ置きました管路維持管理業務委託料の313万9,500円は、管路維持のための業務委託料でございます。

次の農業集落排水岩下矢倉地区の1,329万3,738円ですが、接続率73%、272世帯が使用しております。先ほどの箱島岡崎地区と同様、施設の維持管理費となっております。今後の課題は、接続率の向上にあります。

続きまして、4款1項の公債費ですが、元金、利子の償還合わせて2億1,365万214円です。備考欄に元金、利子別に各事業ごとにまとめて計上されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、17、18ページの予備費ですが、予備費の執行はありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、歳出合計で5億8,182万1,345円で、執行率は92.4%となりました。

19ページは、実質収支に係る調書でございます。調書の下から2行目の実質収支額956万439円が翌年度への繰り越しになります。

20ページからは、財産に関する調書が記載されてありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第8号 下水道事業特別会計歳入歳出決算に ついて報告を申し上げます。

去る7月23日、佐藤上下水道課長等に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、 関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、相違なく正確であることを認めたので、報 告をいたします。 なお、引き続き加入率の向上及び料金等の収入未済の縮減に努力されるよう要望したこと を申し添えます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

〇15番(加部 浩君) 1点お尋ねいたします。

合併浄化槽91基という説明を受けました。それはそれとして、合併浄化槽の普及率というのは、この決算段階でどのくらいですか。

- 〇議長(一場明夫君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(佐藤喜知雄君)** 詳細な数字というのは、今、手元にございませんので、申しわけないんですけれども、恐らく半分はいっていない数字だろうというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **○15番(加部 浩君)** もしわかりましたら、いつでも結構ですから、データだけ見せていただければありがたいと思います。

非常に概算で課長がおっしゃるのが半分はいっていないだろうと、50%まではいっていないだろうというお答え、これは概算の話ですからいいんですけれども、いずれにしても、非常にこの事業はおくれていると思うんです。前の茂木町長にも大分粘ったことを覚えておりますけれども、新中澤町長、その辺のところをどうとらえておりますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、環境と水に関することでございます。大変重要な案件だというふうに思っておりますので、普及に今後積極的に努めてまいりたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 前の茂木町長も全く同じようなことを答えて、何もできなかった。 ただ自然に任せていたと、そういうことなんです。全国的にこういうものは非常にきれいに するというものは叫ばれておりますので、いろいろあれもせえ、これもせえと私、大分きょ う言いましたけれども、大変でしょうけれども、それが町長なり、町執行部に携わる人のお 仕事ですから、ひとつぜひ積極的な推進を期待いたしておきます。コメントがありましたら

いただきたいと思います。なければ結構です。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** ご意見を承りましたので、今後、積極的に努めてまいりたいと思います。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第18、認定第9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定 について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は5,776万1,859円、歳出の総額は4,981万9,412円でございます。歳入歳出差 引額は794万2,447円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金107万7,300円、使用料及び手数料 2,935万5,529円、繰入金1,967万4,000円、繰越金542万2,457円、諸収入222万3,823円など でございます。

歳出といたしましては、簡易水道費3,280万892円、公債費1,701万8,520円でございます。 詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださ いますようよろしくお願いをいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(佐藤喜知雄君) 5ページ以降の事項別明細書で説明させていただきたいと思います。

歳入ですけれども、1款分担金及び負担金ですが、簡易水道分担金として、収入済額で 107万7,300円の収入がありましたけれども、すべて加入分担金でございました。

次に、2款使用料及び手数料の2,935万5,529円ですが、これにつきましては、水道料及び量水器の使用料ですけれども、内訳は、水道使用料が2,872万4,687円、量水器使用料が63万842円でございます。

- 3款財産収入は、基金積立金利子の8,750円です。
- 4款繰入金につきましては、一般会計より1,967万4,000円の繰り入れです。
- 5款繰越金につきましては、前年度繰越金として542万2,457円です。
- 6 款諸収入につきましては、雑入の222万3,823円です。これは道路改良に伴う補償金として、中之条土木事務所及び東吾妻町より合わせて212万1,000円、配水管破裂修理代として9万4,395円、これらが主なものでございます。

以上、歳入合計で5,776万1,859円となります。

続きまして、歳出ですが、9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

1款簡易水道費、1項1目維持管理費ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用で、ほとんどが経常的な経費でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。上から災害補償基金負担金までは職員 2 名の人 件費でございます。

中ほどの配水管等施設修理代210万1,050円がありますが、配水管の破裂や施設の修繕費などです。

備考欄を下りまして、配水支管布設替工事としての262万5,000円ですけれども、境野、 大柏木、西榛名の各給水区の布設替工事です。

その下の水位調整弁設置工事の101万8,500円ですけれども、これは西榛名給水区拡張に伴う配水池水位調整弁設置工事でございますが、合わせて364万3,500円になります。

次に、2款公債費ですが、1目元金、2目利子を合わせて1,701万8,520円になります。 以上、歳出合計4,981万9,412円で、89.4%の執行率となりました。 13ページに実質収支に係る調書、14ページには財産に関する調書が記載されていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監查委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

〇代表監査委員(角田隆紀君) それでは、認定第9号 簡易水道特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。

去る7月23日、佐藤上下水道課長等に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、 関係諸帳簿、関係書類等を照合検査したところ、相違なく正確であることを認めたので、報 告をいたします。

なお、引き続き使用料金の収入未済の縮減、それと料金の地域間格差があるように承って おりますので、その解消に向けた努力をされるよう要望したことを申し上げます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。 ここで休憩をとります。

再開を午後4時5分とします。

(午後 3時56分)

◎認定第10号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第19、認定第10号 平成21年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第10号 平成21年度東吾妻町水道事業決算認定について、提案 理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益 1 億8,530万3,080円、営業外収益1,059万863円で、水道事業収益は 1 億9,589万3,943円となります。

収益的支出では、営業費用 1 億5, 169万7, 053円、営業外費用4, 123万2, 721円、特別損失661万8, 317円で、水道事業費用は 1 億9, 954万8, 091円となり、当年度純損失は778万7, 817円でございます。

資本的収入では、負担金が2,045万4,000円、補助金が2,400万円で、資本的収入は4,445万4,000円となります。

資本的支出では、建設改良費 1 億3,348万4,530円、企業債償還金6,061万5,323円で、資本的支出は 1 億9,409万9,853円となり、不足する額 1 億4,964万5,853円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額398万1,010円、過年度分損益勘定留保資金7,032万8,694円、当年度分損益勘定留保資金7,533万6,149円で補てんいたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、認定ください ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
 - 上下水道課長。
- **○上下水道課長(佐藤喜知雄君)** それでは、東吾妻町水道事業決算報告について説明をさせていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

損益計算書ですが、これ以降につきましては税抜きで表示してあります。

中ほど右に営業利益2,611万3,985円があります。

その下に経常損失が117万6,717円あります。

一番下から3行目が当年度の純損失でありまして778万7,817円となりました。

ただし、前年度繰越欠損金が1,441万3,852円ありますので、当年度未処理欠損金といた しまして2,220万1,669円となります。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

剰余金計算書ですが、先ほど説明しましたが、当年度未処理欠損金として2,220万1,669 円となりました。

続きまして、9ページの資本剰余金ですが、次年度繰越資本剰余金として7億6,189万 2,106円となります。

その下の欠損金処理計算書ですが、平成21年度につきましては、欠損処理を行いませんで したので、当年度の部分がそっくり翌年度へ繰り越されることになります。

次の10、11ページの貸借対照表をごらんください。

資産合計は、固定資産、流動資産を合わせて28億8,737万3,609円です。

11ページにいきまして、負債の部の一番下、負債合計が3,531万7,903円、資本の部の一番下から2行目の資本合計は28億5,205万5,706円となりまして、資本の部の一番下の負債資本合計と10ページ、資産の部の一番下の資産合計は同額となっております。

続きまして、12ページの水道事業報告書をごらんいただきたいと思います。

1、概要、(1)総括の営業状況ですが、ここ数年は加入戸数、給水戸数、給水人口ともに減少傾向にあります。逆に休止戸数はふえてきております。配水量につきましても年々減少していますので、それが給水収益に反映してきております。

表の一番下の有収率でございますけれども、年々わずかですが、改善されてきていますが、 老朽管等の更新を計画的に進め、さらなる向上に努めたいと考えております。

建設改良につきましては、ごらんのとおりですけれども、14、15ページに建設改良工事 の内容が記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

経理状況ですが、給水収益の収納状況を掲載してありますが、収納率が98.8%となりました。未納者に対しましては、引き続き未納者対策を講じていきたいと思っております。

次の議会議決事項、行政官庁認可事項及び職員に関する事項につきましては、ごらんのと

おりですので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、14、15ページの工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容で すので、ごらんいただければというふうに思います。

続きまして、16ページの3、業務、(1)の業務量でございます。12ページの営業状況とほぼ同じですが、前年度との比較となっております。表の下の供給単価が129円44銭、給水原価が147円78銭となっております。

17ページの事業収入に関する事項及び事業費に関する事項は、対前年度との比較でございますので、ごらんいただければと思います。

18ページの会計ですが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載しております。

企業債の未償還額は12億4,206万5,269円となっております。

補助金については、一般会計より1,000万円を受け入れ、企業債償還金利息に充当いたしました。

また、資本的収支につきましては、国庫補助金として600万円、地域活性化・経済危機対 策臨時交付金及び地域活性化・公共投資対策臨時交付金として1,800万円を受け入れて、石 綿管の更新事業に充当いたしました。

また、負担金につきましては、下水道等工事に伴う負担金を中心に2,579万2,019円を受け入れました。

続きまして、19ページの水道事業収益費用明細書をごらんください。

水道事業収益として、消費税抜きで1億8,736万338円となりますが、その明細を掲げて あります。

次の20ページから22ページまでは、水道事業費用の明細でございます。

費用合計は20ページの一番上の段にありますけれども、1億9,514万8,155円となります。 この明細は、7ページの損益計算書にも連動しておりますので、よろしくお願いしたいと思 います。

続きまして、23ページの資本的収支明細書をごらんください。

これは消費税込みの金額となっております。資本的収入は4,445万4,000円、資本的支出は1億9,409万9,853円となりました。これは4から5ページの資本的収入及び支出に連動しておりますので、よろしくお願いいたします。

資本的支出の企業債償還金6,061万5,323円は元金部分でございます。

25ページから27ページに明細がありますので、ごらんいただければと思います。

最後となりますが、24ページには固定資産明細書が、25ページ以降は先ほど申し上げま した企業債明細書がありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) 認定第10号 水道事業の決算について報告を申し上げます。 去る7月23日、佐藤上下水道課長等に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、 関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに、この事業については例月の出納検査の結果も踏まえまして、相違なく正確であるということを認めましたので、ここに報告をいたします。

以上です。

〇議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を産業建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

産業建設常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第11号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(一場明夫君) 日程第20、認定第11号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定 についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第11号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について、 提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出については、収入額2億3,477万2,989円、支出額2億2,803万3,815円、資本的収入及び支出については、収入額7,833万円、支出額8,855万8,111円でございます。

損益計算書については、経常利益が873万4,631円となり、欠損金の額は6,593万3,836円 でございます。

利用者の状況については、宿泊利用者 1 万3,736人、休憩利用者6,526人、利用者合計 2 万262人でございます。宿泊、休憩ともに前年度より減少しておりますが、平成22年 2 月より指定管理者へ管理運営をゆだねた関係により、平成22年 1 月までの利用状況でございます。なお、指定管理者制度への移行に伴い、本公営企業会計は平成21年度末をもって廃止いたしました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

事業課長。

〇事業課長(蜂須賀 正君) それでは、説明させていただきます。

7ページの損益計算書からお願い申し上げます。

まず、営業収益でございます。 1 億5,406万1,497円に対しまして、営業費用が 1 億9,767 万6,888円となりまして、営業損失につきましては4,361万5,391円となりました。

営業外収益では、他会計補助金といたしまして7,300万円を繰り入れました7,300万8,425円となっております。

営業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費で2,065万8,403円となり、経常利益が873万4,631円となりました。当年度未処理欠損金でございますが、当年度純利益873万4,631円の発生によりまして、当年度未処理欠損金の額につきましては6,593万3,836円となりました。

次のページ、8ページ、9ページをお願いします。

このページにつきましては、21年度の利益剰余金の計算書でございますので、後ほどごら

んいただきたいと思います。

続きまして、10ページ、11ページをお願い申し上げます。

平成21年度の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、固定資産合計といたしまして 9 億2, 460 万6, 766 円、流動資産合計が123 万2, 665 円、資産合計といたしまして 9 億2, 583 万9, 431 円となっております。

次に、資本の部でございますが、資本金合計といたしまして 6 億7, 485 万3, 690 円、剰余金合計といたしまして 2 億5, 098 万5, 741 円となり、負債資本合計といたしまして 9 億2, 583 万9, 431 円となりました。

続きまして、12ページをお願い申し上げます。

事業報告でございます。平成21年度につきましては、ご存じのとおり、本年度2月1日より指定管理者制度を導入した関係によりまして、平成22年1月31日までの数値でございます。中ほどの利用状況でございますが、宿泊利用者につきましては1万3,736名となりました。

13ページをお願い申し上げます。

経理状況でございます。中段に記載してございますが、平成22年2月1日より指定管理者による管理運営に移行したことに伴いまして、本公営企業会計は平成22年3月31日をもちまして廃止され、企業債残額4億7,305万5,634円につきましては、一般会計のほうへ引き継ぎをいたしました。また、公営企業会計閉鎖に伴う清算金123万2,665円は、一般会計のほうへ返納いたしました。

次に、15ページをお願い申し上げます。

(2)の企業債の状況でございます。期末未償還額につきましては4億7,305万5,634円となっております。

なお、企業債明細書につきましては、19ページに記載してございますので、後ほどごらん いただきたいと思います。

(4)の補助金の概要でございます。一般会計より受け入れた額につきましては、3条収入といたしまして7,300万円、4条収入といたしまして7,833万円、合計いたしまして1億5,133万円となっております。

4のその他、(1)重要契約の要旨でございますが、指定管理者の指定につきまして、平成 22年2月1日から平成27年1月31日までの5年間の契約でございまして、指定管理者の指 定をしてございます。指定事業者につきましてはFun Spaceでございまして、東京都渋谷区 代々木2の18の3でございます。

16ページから21年度の収益費用明細書、18ページに資本的収支明細書、19ページに固定資産明細書がございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

ページ数は打っていないんですけれど、一番最後のページになりますけれど、財源調書が ございます。これは補てん財源関係の本年度末残高欄、一番右になると思いますけれども、 こちらをごらんいただきたいと思います。

まず、区分といたしまして、消費税及び地方消費税資本的収支調整額といたしまして 2,137万2,983円、損益勘定留保資金4,579万3,518円、利益剰余金がマイナスでございますが、6,593万3,836円、これらを差し引きまして123万2,665円となりまして、この額を、指定管理者移行に伴いまして、公営企業会計閉鎖により、一般会計に返納したものでございます。

以上、簡単でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田隆紀代表監查委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

O代表監査委員(角田隆紀君) 認定第11号 国民宿舎事業決算について報告を申し上げます。 去る7月21日、蜂須賀事業課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係 諸帳簿、証拠書類等を照合検査するとともに、例月検査の結果を踏まえて、相違なく正確で あることを認めたので、報告を申し上げます。

なお、先ほど説明がありましたように、施設の運営が平成22年2月1日から指定管理者へ移行したことに伴いまして、国民宿舎事業会計は平成22年3月31日をもって廃止をされ、企業債残高4億7,305万5,634円は一般会計に引き継がれたということの説明を受けましたので、申し添えます。

以上です。

○議長(一場明夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

〇議長(一場明夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、

その審査を総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。 総務常任委員会においては、9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。 これにご異議ございませんか。

15番、加部議員。

- ○15番(加部 浩君) 1点お願いしたいと思うんですけれども、これは決算議会で、決算の報告を受けました。特に一般会計、職員の調書が全くついておりませんけれども、これは不思議だなと思ったのは私だけでしょうか。決算ですから、もしこの調書を提出いただければ、議案調査の中でも非常にありがたいことですけれども、いかがでしょうか。
- ○議長(一場明夫君) 加部議員に申し上げますが、それは要望ということでお聞きしておけばよろしいですか。

15番、加部議員。

- ○15番(加部 浩君) 出してもらえないということであれば、皆さんがそれでいいということであれば、私は勝手に個人で議案調査をします。私としては、いろいろなものを調査していく上において、職員の把握というものも必要になってくるかと思います。
- ○議長(一場明夫君) わかりました。後ほど議案調査をしていただくということで対応をお願いしたいと思います。

9番、大図議員。

○9番(大図広海君) その調書も既にデジタル化されて、皆さんがプリントして手元に持つというような形ではあると思うんです。議案調査に行くと大体そうなっています。それで、それ以上のものは、改めてまたつくりますというようなことになっているのですが、当面手元にあるものは既にデジタル化されているものですから、それを文書で出してもらうよりも、皆さんがお持ちのものをすべてデジタルで、そのままでいいですから、提出してくれればい

いです。あとは自分たちで解読しますという意味合いを前々から主張しておりますけど、議 長におかれてもそれをしんしゃくされたほうがいいと思います。

○議長(一場明夫君) それについては、これから執行部のほうにそういう要請はしておきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 再度お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長(一場明夫君) したがって、本日これをもって延会することに決定いたしました。 なお、次の本会議は9月8日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。 本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時31分)

平成22年9月8日(水曜日)

(第 2 号)

平成22年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第2号)

平成22年9月8日(水)午前10時開議

- 第 1 議案第 7号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 8号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 9号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第 5 議案第 2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第 6 議案第 3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会 計補正予算(第1号)案
- 第 7 議案第 4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第 8 議案第 5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第 9 議案第 6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案
- 第10 議案第10号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第11 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	_	場	明	夫	君		2番	竹	渕	博	行	君
3番	金	澤		敏	君		4番	青	柳	はる	5み	君
5番	須	崎	幸	_	君		6番	浦	野	政	衛	君
7番	角	田	美	好	君		8番	日	野	近	吉	君
9番	大	図	広	海	君	1	0番	中	井	_	寿	君
11番	上	田		智	君	1	2番	橋	爪	英	夫	君
14番	佐	藤	利	_	君	1	5番	加	部		浩	君
16番	菅	谷	光	重	君	1	7番	原	田	睦	男	君

18番 髙 橋 基 雄 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

中 澤恒喜君 長 長 橋 義 晴 君 副 町 高 教 育 長 橋 啓 一 君 総務課長 橋 春 彦 君 高 高 場 企 画 課 長 武 藤 賢 一 君 保健福祉課長 先 宏 君 税務会計課長 兼会計管理者 町民課長 本 多 利 信 君 加 辺 光一 君 産業課長 轟 馨 君 建設課長 渡 辺 \equiv 司 君 事業課長 上下水道課長 佐 藤 喜知雄 君 正君 蜂須賀 教育課長 角 田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長 田中康夫 議会事務局 水出 悟

議会事務局 角田光代

◎開議の宣告

○議長(一場明夫君) おはようございます。

昨日に引き続き、大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(一場明夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げます。傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い 申し上げます。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第1、議案第7号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) おはようございます。

議案第7号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明 を申し上げます。

国において、平成22年5月19日公布、同日施行の国民健康保険法の一部を改正する法律が成立いたしました。

この改正を受けて、東吾妻町国民健康保険条例で引用している条項が変更となります。このための一部改正でございます。条例の内容変更ではありませんので、よろしくお願いいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますよう、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 町民課長。
- 〇町民課長(本多利信君) お世話になります。

今回お願いいたします東吾妻町国民健康保険条例の一部改正の内容でございますが、一番 最後の新旧対象表をごらんいただきたいと思います。

右側が改正前のものでございます。保健事業、第9条「町は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を」ということで書かれておりますが、この「法第72条の5」を「第72条の4」に改正するものでございます。

これは先ほど、町長より説明がありましたように、上位法であります国民健康保険法の改正によるものでございます。法の改正前は、「第72条の4」に一般会計から特別会計への繰入金の内容が記され、「第72条の5」には、国及び都道府県が町に対する負担金の内容でございました。これを一つにして「第72条の4」に負担金関係を改めたというものでございます。これによりまして、被保険者に不利益等は発生しないことを申し添えます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第2、議案第8号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例について議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第8号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例について、提案理由の説明を申し上げます。

附則部分においての字句の訂正となります。このための一部改正でございますので、よろ しくお願いいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますよう、よろしくお願いいたします。

- ○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の内容でございます。

また最後の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

附則をお願いいたします。

延滞金の割合等の特例で、附則2中ごろ11行目ほどに基準割合率があります。この「基準割合率」を「基準割引率」に改正するものでございます。

日銀におきましては、平成18年8月11日に公定歩合に関する統計の名称の変更を行い、 今後は「公定歩合」という名称は使わず、「基準割引率」及び「基準貸付率」というもので ございます。これは、条例施行時の間違いを訂正するものでございまして、被保険者に影響 するものではございません。

よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第3、議案第9号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第9号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

OECD経済協力開発機構の調査によれば、我が国の貧困率は7人に1人で、加盟国30カ国中19位であり、特にひとり親世帯の貧困率は、OECD加盟国の中で最下位であることが公表されております。このことをあらわすように給食費の未納が増加しており、子供の貧困と言われるような家庭での朝食をとらないまま登校する状況もあると言われております。親の負担を少なくし、子育て支援を行うことで多くの若い親がこの東吾妻町に定住し、多くの子供たちが明るく元気に育っていくことは、町の活性化にダイレクトにつながることであります。少子高齢化が進む当町では、若年層の定住促進や、子育て支援を最優先に実施することが必要であると思います。子供や若者がいなくなれば、町は将来存続することさえできなくなることは明白であります。

今回の提案は、幼稚園から中学生まで保護者から給食費を徴収しない、強力に子育てを支援するものです。財政的に厳しい部分はありますけれども、地域主権の時代を迎える中で、 新規施策として他町村に先駆けて実施してまいりたいと考えております。

財源としては、特別職の町長、副町長、教育長の給与減額分約1,100万円、特別職に内部職員を登用したことにより減額した人件費約1,800万円、議会の皆様の提案により職員の現給保障の給与減額分約2,700万円の計5,600万円を、今年度10月から3月までの学校給食費3,640万2,000円に充当させていただきたいと考えております。

さらに来年度以降については、全事業の徹底的な見直しを行い、今まで先送りされてきた 温泉施設の管理運営の民間への移行等を初め、極力無駄を省きながら経費の削減を図ること により、給食費に充てる経費については十分捻出できるものと考えております。

私の公約として打ち出し、町民の皆様のご支援を得てきた事業であります。町民の皆さん や子供たちが待ち望んでいるものでございます。できるだけタイムリーに、年度途中ではあ りますが、財源確保は可能でありますので、議員皆様のご理解をいただき、ぜひとも10月か ら実施させていただきたいと思っております。

また、条例の特例の期限につきましては、公約としての事業でありますので、私の任期中 は責任を持って実施すること、新しい試みであることなどを踏まえ、期限をあえて表記いた しました。この実施期間中にしっかり評価をいただき、皆様のご理解とご意見をちょうだい して、修正を含め、再度判断をいただき、継続して実施してまいりたいと考えております。 行政として慎重に判断するための措置と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。 詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 教育課長。

○教育課長(角田輝明君) それでは詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、学校給食費の無料化を実施するための改正でございます。

1番最後のページ、新旧対照表をごらんください。

附則の第1項に見出しとして「施行期日」を加え、第2項の見出しを「学校給食費の徴収の特例」とし、第2項を「保護者から徴収する学校給食費の扱いについては、この条例の規定にかかわらず、平成22年10月1日から平成26年3月31日までは、徴収しないものとする。」の条文を加えるものでございます。

以上、簡単な説明でございますがよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第4、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに4億2,128万7,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を88億7,450万3,000円とするものです。

歳入につきましては、主なものとしまして地方特例交付金を309万1,000円、普通地方交付税を2億5,307万1,000円、繰越金を2億6,245万9,000円をそれぞれ追加し、財政対策債を7,950万円、条例改正でも申し上げましたけれども、学校給食費の無料化に伴い、学校給食費を3,604万2,000円をそれぞれ減額するものであります。また、減額される学校給食費の財源としては、特別職の報酬削減により約1,100万円、退職者2人分の減額として約1,800万円、そのほか現給保障等の削減により約2,700万円、合計約5,600万円となっております。

歳出の主なものにつきましては、剰余金を財政調整基金積立金に 4 億5,017万1,000円追加いたしますけれども、年度末までに必要な事業が発生した場合は、補正でその事業に充当する予定です。そのほか、徴税費で電算処理業務委託料等688万3,000円、温泉センター管理費で修繕工事請負費を563万6,000円、新型インフルエンザワクチン接種事業677万7,000円、太陽光発電システム設置費補助金を100万円、広域林道開設事業555万円、発掘調査で948万7,000円、土地開発公社補助金を200万円などにつきまして、それぞれ追加補正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご 議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長(武藤賢一君) お世話になります。

それでは、6ページ、7ページをお開きください。

事項別明細の細かいところで説明をしたいと思います。

まず、6ページでございます。

9款1項1目地方特例交付金ですけれども、確定によります追加ということになります。 説明欄で地方特例交付金追加ということで、いわゆるこども手当ですとか、こども手当の特 例交付金の確定とか、減収補てんによる特例交付金の確定によりまして309万1,000円の追 加でございます。

続いて、10款 1 項 1 目地方交付税であります。これも、確定によります追加です。普通地方交付税が確定されまして 2 億5, 307 万1, 000 円の追加となります。

続いて、国庫支出金の関係です。これ県支出金の総務費補助金については関連があります

ので、2つ一遍にやってしまいます。総務費補助金関係で国・県から地デジの共聴組合への 補助金ということで追加がありました。厚田・田中地区でちょっと難聴地域があって、それ に対する補助金であります。国が420万円、県が94万5,000円ということで、これ歳出のほ うでまた詳しく説明したいと思います。

続いて、2目の農林水産業費補助金であります。農業委員会の交付金ということで、52万 5,000円の追加になります。

続いて、5目の衛生費補助金490万9,000円、これは新型インフルエンザワクチンの接種助成ということで490万9,000円の追加でございます。

続いて、繰越金です。繰越金が決算書でわかりますように、2億6,245万9,000円の追加になります。右の説明欄でありますように前年度繰越金と繰越明許費の繰越金ということでこの額になります。

続いて、7ページです。

諸収入になります。

これは先ほどから言っております学校給食費の関係の4目給食事業収入の3,604万2,000 円の減額です。

続いて、雑入ですが、10目雑入、備考を見ていただきたいと思いますけれども、降ひょう被害によりますところの建物、岩中ですとか、保育所ですとか、そういったところの建物の 共済金が入ってくるお金であります。

続いて、文化財発掘の関係で、ダム関連と送電線の関係で645万円ということで、合計762万9,000円の追加になります。

続いて、町債です。これも臨時財政対策債が確定しまして、7,950万円の減額です。

4ページに記載がありますように、4ページ第2表で地方債の補正ということで、限度額 を減額した5億4,050万円ということになります。

よろしくお願いいたします。

歳入、雑駁ですけれども、以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 総務課長。
- ○総務課長(高橋春彦君) 大変お世話になります。

それでは、歳出についてご説明をさせていただきます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費でございます。これにつきましては、異動及び給与改定に伴います96

万円の減額でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費についてでございますが、異動及び 給与改定に伴います472万6,000円の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- ○企画課長(武藤賢一君) 続きまして、総務管理費の8目財政調整基金費です。

先ほど町長が説明しましたように、繰越金とした内部留保については、4億5,017万1,000円を財政調整基金として積み立てていきたいという考え方です。ただこれすぐ積み立てるということではなくて、いろいろこれからの緊急的な事業等もあると思います。そういった意味で、そういった面に運用していきたいということを考えております。6月の補正のときにも繰上償還等で減額しております。繰上償還についても十分精査をしながらまた確定しましたら、議会のほうに提案していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

続きまして、9目の企画費であります。

これは先ほど言いましたように、難聴地域、地デジが見られないということで共聴組合施設でアンテナを立てます。財源内訳ですけれども、事業費全体とすると630万円の事業費であります。そのうちの3分の2、420万円が国からの補助金、6世帯なんですけれども、1世帯当たり3万5,000円の負担金が必要になります。ですから、その21万円が420万円の21万円が引かれまして、189万円が残ります。その189万円の半分が県、半分が町ということで94万5,000円をお世話になりたいということであります。よろしくお願いします。

続いて、交流事業推進費であります。

昨年20周年ということで、ことし21周年を迎えて、また新たな形で交流が始まっております。そういう意味で、交流事業の節目ということで記念事業を進めていきたいということで、48万1,000円お世話になりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) お世話になります。

続きまして、2項の徴税費を説明させていただきます。

1目の税務総務費465万2,000円の追加のお願いでございます。説明欄にもありますように、人事異動等によります税務担当職員13名分の人件費の追加でございますので、よろしく

お願いいたします。

次に、2目の賦課徴収費688万3,000円の追加のお願いでございます。ここでは、各業務ごとに説明をさせていただきます。まず、賦課徴収費として450万8,000円のお願いでございますが、これは国税連携に対応するための経費でございます。税務署では、電子申告、電子納税システム、通称e-T a x と言っているんですが、そのe-T a x を進めております。従来の所得税確定申告書は3部複写になっており、2枚目が市町村に回送されていたわけですが、これが来年1月からは、e L T a x 、これは地方税電子申告納税システムですが、e L T a x を通じて電子化されて配信されることになりました。それに対応するためのシステム改修委託料と、3カ月分のシステム利用料でございます。

次の住民税74万9,000円ですが、これは現在使用している申告支援システムを、出先の納税申告相談会場でも活用できるようにしていくための経費でございます。備品購入としてノートパソコン1台を含む印刷制御端末及びプリンター機器などの購入費と、これらの保守委託料でございます。本システムは、町の住基システムと連動しておりますので、今後の納税申告相談会場は、本庁、支所及び出張所の各地区1カ所とならざるを得ませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

続きまして、収税の162万6,000円でございますが、これは来年4月からのコンビニ収納に係る準備経費でございます。コンビニ収納が導入されますと、新しい納税通知書、納付書となりまして、今までの金融機関に加えて、全国23のコンビニと関東各都県及び山梨県内の郵貯銀行のどこからでも納税ができるようになります。

それでは、導入手順でございますが、まずはテスト用のコンビニ収納型納税通知書等の作成を行います。印刷製本費では、対象となる4税、住民税、固定資産税、軽自動車税、それから国保税の納税通知書や督促状など、7つの帳票を各600枚印刷します。そして、これらの帳票で各コンビニの機械が正常に作動するか、またバーコードが正しく読み取れるか否かのテスト作業を行います。この費用がコンビニ収納導入時電算処理業務委託料でございます。それから、当初費用としてコンビニ収納代行委託料が必要となります。

なお、導入後の手数料でございますが、月額5,000円プラス1件当たり57円の手数料となります。

以上でございますが、いずれも必要不可欠な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(一場明夫君) 町民課長。

〇町民課長(本多利信君) 3項1目をお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費でございます。職員の異動及び給与改定によるもので、6名分346万 3,000円の減額のお願いでございます。

よろしくお願いします。

- 〇議長(一場明夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(渡辺三司君)** 7項1目ダム対策総務費でございます。異動及び給与改定に伴います職員4名分の703万1,000円の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 事業課長。
- ○事業課長(蜂須賀 正君) お願いいたします。

それでは11ページになりますけれども、2款8項1目岩櫃ふれあいの郷総務費でございます。今回お願いいたしますのは、職員の異動・給与改定に伴いますところの711万2,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、9項の温泉事業費でございます。1目の桔梗館管理費でございます。これも同じく職員2名分の異動及び給与改定に伴うところの18万7,000円の減額のお願いでございます。

次のページをお願いいたします。

2目になります。温泉センター管理費でございます。今回お願いいたしますのは、職員の 給与改定等に伴う2名分の減額と、そのほか事業費、工事等の補正のお願いでございまして、 48万8,000円の減額のお願いでございます。

まず、事業費の131万円につきましては、給水ユニットのポンプの交換修理、ボイラーの バーナーの部品の交換修理、温泉貯蔵槽の滅菌装置の部品の交換等でございます。

15節の工事請負費につきましては、源泉ポンプの入れかえ工事でございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3目の温泉センター食堂費でございます。お願いいたしますのは、3,000円 の減額のお願いということでございまして、職員共済組合負担金の減額のお願いでございま すので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(先場 宏君) 3款1項1目の社会福祉総務費の925万3,000円の減額でご ざいますが、職員8名分の異動及び給与改定所要額でありますので、よろしくお願いいたし

ます。

- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** 13ページをお願いいたします。

3 目国民年金費でございます。職員の異動及び給与改定によるもので、1名分90万2,000 円の増額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(先場 宏君) 4目の老人福祉費でございますが、老人福祉事業でいわびつ 荘特別会計への繰出金453万円並びに介護保険特別会計への繰出金165万2,000円の減額でご ざいます。地域包括支援センター事業費20万9,000円につきましては、給与改定に伴う部分 でございますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- **○町民課長(本多利信君)** 6 目国民健康保険費でございます。職員の異動及び給与改定によるもので、5名分785万7,000円の増額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(先場 宏君) 14ページをお願いいたします。

3款2項児童福祉費、2目の保育所費でございますが、188万8,000円の減額のお願いでございます。2節給料から4節共済費につきましては、職員の異動及び給与改定所要額でございます。11節需用費につきましては、7月24日の降ひょう被害に伴う保育所の修繕料の追加でございます。

続きまして、4款1項1目の保健衛生総務費でございますが、職員の異動及び給与改定に伴う増額130万6,000円と、国民健康保険特別会計への繰出金の減額56万5,000円のお願いでございます。

2目の予防費でございますが、677万7,000円の増額のお願いでございます。主なものにつきましては、新型インフルエンザのワクチン接種委託料657万4,000円の増額でございます。

続きまして、4目の健康増進事業費でございますが、平成21年度の国庫補助金の精算に伴う還付金70万7,000円の増額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 6目環境衛生費100万円増額のお願いでございます。これにつきましては現在、住宅用太陽光発電システム設置者に対して補助金を出しておるわけですが、本年度当初20基200万円を予定しておりました。既に17基の申し込みがあり、今後不足が予定されます。補正として10基100万円をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(一場明夫君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(佐藤喜知雄君)** 3項1目の簡易水道費でございますが、簡易水道特別会計 への繰出金1,393万7,000円の減額でございます。

なお、この内容につきましては、簡易水道特別会計補正予算のほうで説明させていただき ますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 産業課長。
- ○産業課長(轟 馨君) お世話になります。

6款1項1目の農業委員会費でございますけれども、人事異動及び給与改定による減額と 電算システムの改修業務委託料の52万5,000円の増額でございます。これは、国からの交付 金で充当されます。

次に、2目の農業総務費でございますけれども、異動及び給与改定による減額でございま す。

- 〇議長(一場明夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(渡辺三司君)** 2項1目の林業基盤整備費でございます。805万円の追加のお願いでございます。

内訳といたしまして、広域林道吾嬬山線開設事業に伴います測量・設計・監理の委託料及び土地購入費555万円と、県単治山事業負担金250万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 産業課長。
- **○産業課長(轟 馨君)** 次に、7款1項1目の商工総務費でございますけれども、異動及 び給与改定による増額でございます。

次に、2目の商工振興費でございますけれども、信用保証協会補填金の56万1,000円の増額のお願いでございます。

〇議長(一場明夫君) 建設課長。

〇建設課長(渡辺三司君) 8款1項1目道路橋りょう総務費でございます。異動及び給与改定に伴います1,073万1,000円の減額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(佐藤喜知雄君)** 2項5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計 への繰出金583万5,000円の減額のお願いでございます。

これにつきましては、下水道事業特別会計のほうで説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(一場明夫君) 教育課長。
- ○教育課長(角田輝明君) 18ページをお願いいたします。

10款教育費についてご説明申し上げます。1項2目事務局費ですが、508万8,000円の追加のお願いでございます。

内訳といたしましては、異動及び給与改定で396万1,000円、学校統合問題審議会開催経費で97万7,000円、降ひょう被害による街灯修繕料で15万円でございます。

続きまして、5目給食調理場運営管理費ですが、異動及び給与改定に伴います520万 5,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、共済組合掛金率の変更に伴います1万円の減額のお願いでございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費ですが、異動及び給与改定に伴います22万9,000円の減額と、降ひょう被害に伴います窓ガラス修繕料48万4,000円の追加でございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、異動及び給与改定に伴います516万4,000円の減額のお願いでございます。

20ページお願いいたします。

5項社会教育費、5目発掘調査費でございますが、川戸楮原遺跡及び細谷地区発掘調査に係ります費用948万7,000円の追加のお願いでございます。

以上で、簡単な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 総務課長。
- 〇総務課長(高橋春彦君) 13款諸支出金でございますが、2項1目開発公社費でございます。 売れ残っております田野原団地2区画、舞台団地2区画の販売促進のための補助金200万

円のお願いでございます。義務教育以下の子供さん1人につき20万円を補助するという内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第5、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第 2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定歳入歳出それぞれ1,490万8,000円を減額し、歳入 歳出予算の総額をそれぞれ18億5,885万6,000円とするものでございます。

歳入では、交付金等の決定を受け、国庫支出金等を調整し、国庫支出金1,174万8,000円の減額、前期高齢者交付金4,015万6,000円の減額、県支出金51万3,000円の増額、繰越金3,648万3,000円の増額です。

歳出では、総務費136万5,000円増額、後期高齢者支援金等1,608万1,000円減額、前期高齢者納付金等28万1,000円減額、介護納付金33万8,000円減額、諸支出金42万7,000円増額です。

次に、施設勘定歳入歳出それぞれ9万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,565万2,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金56万5,000円減額、繰越金46万7,000円の増額です。

歳出では、総務費9万8,000円の減額です。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますよう、よろしくお願いをいたします。 ○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

〇町民課長(本多利信君) お世話になります。

それでは、事業勘定から事項別明細書により説明させていただきます。

まず歳入ですが、5ページをお願いいたします。

3款1項1目療養給付費等負担金1,226万1,000円の減額、交付金の決定によるものです。 3目特定健康診査等負担金51万3,000円、負担金の追加によります増額でございます。これ につきましては、国・県・町とも3分の1ということになっております。

5款1項1目前期高齢者交付金4,015万6,000円の減額で、交付金の額の決定によるものでございます。

6 款県支出金、2項2目特定健康診査等負担金ですが、3 款国庫支出金と同額の51万 3,000円の増額でございます。

10款繰越金、1項1目前年度繰越金ですが、3,648万3,000円の増額でございます。 続いて、6ページ以降、歳出をお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費136万5,000円、電算処理業務委託料で被保険者マスター作成に係るシステム改修の導入のお願いでございます。

これにつきましては、県内において共同電算の比較点検等で使用しておりますインターフェースのレイアウトが必要になります。今まで各県独自のシステムの対応でしたが、今回全国統一様式に改めるものでございます。これにより、各県同士がデータを見ることができまして、従来の紙ベースのやりとりはなくなります。

3款1項1目後期高齢者支援金1,608万1,000円減額、これにつきましても額の確定によるものでございます。

4款1項1目前期高齢者納付金28万円の減額、2目前期高齢者納付金事務費拠出金1,000 円減額、ともに額の確定によるものでございます。

6款1項1目介護納付金33万8,000円減額。

7ページをお願いいたします。

11款1項3目償還金、国庫支出金等超過交付返納金の追加によるもので42万7,000円の増額でございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

施設勘定の説明をさせていただきます。

同じく事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、4款繰入金、1項1目一般会計繰入金56万5,000円の減額でございます。

5款繰越金46万7,000円の増額です。前年度繰越金確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、1款総務費9万8,000円の減額です。これは、職員3名の人件費によるものでございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第6、議案第3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営 事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,582万3,000円とするものです。

歳入につきましては、繰入金453万円の減額、繰越金475万5,000円の追加のお願いでございます。

歳出につきましては、職員の異動及び給与改定によりまして、総務費を22万5,000円追加するお願いでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定ください ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(先場 宏君) それでは、事項別明細書の4ページをごらんいただきたいと 思います。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金で453万円の減額、5款1項1目の 繰越金で475万5,000円の増額のお願いでございます。

続きまして歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費でございますが、職員の異動及び給与改定に伴う所要額で22万5,000円の増額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第7、議案第4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、平成21年度精算による補正で454万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ11億9,362万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきたき、ご議決くだ さいますよう、よろしくお願いいたします。

O議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(先場 宏君) それでは、事項別明細書の4ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、5款1項1目の介護給付費交付金といたしまして29万4,000円の追加でございます。

次に、8 款 1 項 4 目の一般会計繰入金165万2,000円、2 項 1 目の介護給付費準備基金繰入金1,705万7,000円の減額でございます。

10款1項1目の繰越金につきましては、前年度繰越金の追加で、2,296万1,000円のお願いでございます。

5ページをお願いします。

歳出でございますが、2款5項1目の高額医療合算介護サービス等費ということでございますが、29万4,000円の追加のお願いでございます。

6款1項1目の第1号被保険者保険料還付金で8万円の追加のお願いでございます。

2目の償還金でございますが、21年度の介護給付費等の金額が確定いたしまして、今回合計で417万2,000円の償還金が出たということでの補正のお願いでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第8、議案第5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正 予算(第1号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第5号 東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1,655万2,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を5億6,945万5,000円とするものでございます。

歳入としては、使用料及び手数料264万円の追加、国庫支出金733万9,000円の追加、県支

出金554万8,000円の追加、繰入金583万5,000円の減額、繰越金656万円の追加、町債30万円 の追加でございます。

歳出としては、建設費1,608万4,000円の追加と、職員の異動及び給与改定に伴う人件費46万8,000円の追加でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

〇上下水道課長(佐藤喜知雄君) お世話になります。

それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

第2表の地方債補正でございますが、下水道事業債の変更でございます。

起債の限度額を30万円引き上げて、5,360万円にお願いするものでございます。

続きまして5ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

2款1項2目の浄化槽使用料、1節の設置時使用料の264万円の追加のお願いでございます。これは浄化槽10基分、88人槽分でございます。今年度の浄化槽設置状況ですけれども、当初95基を見込んでおりましたけれども、本年度から2カ年限定の浄化槽設置奨励金制度もあり、7月末現在で比較いたしますと、およそ30%増しのご申請がございますので、今回の補正で10基、88人槽分の増設をお世話になり、105基を見込んでおります。したがいまして、ふえた10基分の設置時使用料264万円の追加になります。

なお、この設置時使用料は1人槽当たり3万円でございます。

次に、3款1項2目の生活排水費国庫補助金、1節の浄化槽整備事業国庫補助金733万9,000円の追加でございます。これは、浄化槽の設置数がふえることによる国庫補助金の追加でございます。

4款1項1目の県補助金、1節の下水道補助金554万8,000円の追加でございますけれど も、これも国庫補助同様に、浄化槽整備事業の増加に伴う追加でございます。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金は583万5,000円の減額のお願いでございます。

6款1項1目の繰越金ですが、前年度繰越金確定による656万円の追加でございます。

次に、8款1項1目の浄化槽整備事業債30万円の追加のお願いでございます。

続きまして6ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

1款1項1目の一般管理費46万8,000円の追加のお願いでございますけれども、これは職

員の人事異動及び給与改定に伴います人件費の追加でございます。

次に、2款1項1目の建設事業費1,608万4,000円の追加のお願いでございます。

内訳ですが、浄化槽建築用パンフレット印刷製本費に26万2,000円、浄化槽設置数の増加 に伴う工事費1,467万7,000円の追加と、浄化槽建設事業奨励金132万円の追加、浄化槽市町 村整備推進事業減債基金積立金12万9,000円の減額でございます。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

(午前10時51分)

〇議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◎発言の訂正について

- ○議長(一場明夫君) 町長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可します。 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 先ほどの議案第3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわび つ荘運営事業特別会計補正予算(第1号)についての提案理由の説明の中の最終部分でござ います。「ご審議をいただき、ご認定くださいますよう」と申し上げましたけれども、正し くは「ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします」でござい ます。申しわけございません。訂正をいたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第9、議案第6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第6号 東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について 提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに699万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4,692万円とするものでございます。

歳入としては、繰越金694万2,000円を追加し、繰入金1,393万7,000円を減額するものです。

歳出としては、異動及び給与改定に伴う人件費699万5,000円の減額でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

〇上下水道課長(佐藤喜知雄君) お世話になります。

それでは、4ページをお開き願いたいと思います。

歳入ですが、4款1項1目の繰入金、1節の一般会計繰入金でございますが、繰越金確定等に伴う1,393万7,000円の減額でございます。

次に、5款1項1目の繰越金、1節の前年度繰越金でございますが、確定による694万 2,000円の追加です。

続きまして歳出をごらんいただきたいと思います。1款1項1目の維持管理費でございますが、699万5,000円の減額のお願いでございます。

これは人事異動及び給与改定に伴う人件費の減額でございまして、特に4月に職員が1名 減になっておりますので、こういった額になっております。

以上ですが、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長(一場明夫君) 日程第10、議案第10号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第10号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定について、提案理 由の説明を申し上げます。

平成18年3月に合併した後の東吾妻町は、改正前の過疎地域自立促進法第33条第2項の規定により、引き続き東地区が過疎地域の指定を受けました。今回、平成22年4月1日に施行された過疎地域自立促進特別法の拡充・延長により、東吾妻町全域が過疎地域に指定されました。国の財政支援を受けるための前提となる東吾妻町過疎地域自立促進計画を改めて策定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長(武藤賢一君) お世話になります。

それではご説明いたします。

手元に37ページに及ぶ過疎計画の案を提出させていただきました。

これにつきましては先ほど言いましたように、平成22年の法律の一部改正によりまして、 まず期限が延長されました。いわゆる計画期間が、平成22年4月1日から平成28年3月31 日までの計画というふうになっております。

もう一つが、この法律の第2条によります過疎地域に東吾妻町全域が指定になったという ことで、この要件としましては、人口要件、それから財政力の要件があります。こういった 2つの要件がありまして、東吾妻町全域が指定になりましたということで、この計画案の策 定ということになりました。

この計画案、つくらないと、いわゆる過疎債の申請ができないということであります。

これはすべて法律に基づきまして行っておりまして、法の第6条第1項によりまして、このいわゆる自立促進計画については、県の基本方針、県も当然基本方針というものをつくって総務省等に上げていきます。そういった中で、それとの連携をとりながらつくるということで、規定によって、県との協議を経て策定しなさいということになります。

これ1枚計画案をめくっていただきまして、全文読めないので、どういう構成になっているかということでご説明していきたいと思います。

まず、目次を見ていただきたいんですけれども、大きな見出し「1. 基本的な事項」から10の「その他地域の自立促進に関し必要な事項」というふうに規定されております。これがこの法律の中で、法律の第6条第2項で各号1号から10号までございます。その第1号がこの基本的な事項、第2号が産業の振興ということで、この項目については、法律で規定されている項目でございます。この項目についての策定ということになります。なおかつこの中の目次でいいますと、大きな2番の産業の振興から、大きな9番の集落の整備といった、いわゆる具体的な施策については、当然県の基本方針との整合性を保ちながら、県との協議の上で計画を策定しなさいというようなことに法律上なっております。

そういう中で、まず7月2日にいわゆるこの計画案のたたき台をつくりまして、県との協議に入りました。途中、全協等で途中経過ということでご説明したと思うんですけれども、それと内容的に、いわゆる事業計画等も精査したりとか、字句の整備を行ったりとかということで、最終8月24日に県との協議が調いまして、こういったものが提案できるという次第になりました。そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

この内容なんですけれども、まず大きな1、基本的な事項というのは、ページ1からページ11までということになりますけれども、まずページ1からページ8までが、いわゆる町の今置かれている現況、状況はどんなものかという財政や人口等のいわゆる昭和35年当時からの変遷がどうなっているかというような、そういったデータをまとめてあります。

続いて、ページ9からページ11までなんですけれども、そのデータを踏まえた上で、基本 的な方針として計画課題や町づくりの基本方針というものをまとめてございます。

続いて、いわゆる県との協議をしました大きな2番、12ページからの産業の振興からなんですけれども、これにつきましては、いわゆるたたき台の中でつくって出して、今回の改正

の特徴のところで言えればよかったんですけれども、改正の特徴の中に、ソフト事業についてもこの改正によってできると。ただソフト事業については、限度額1年間3,500万円ということでなっております。内容でいきますと、いわゆるこういった2から9まで、県との協議をした中での構成としまして、ここに目次にありますように、まず現況と問題点を掘り起こすと。続いてその対策についてどういう対策を練るのか、その対策に基づいた事業計画というものはこんなものを網羅していくということで、これについては当然総合計画等を踏まえながら、各担当部署からの計画等を吸い上げて、それを精査して載せさせていただきました。そういった流れの内容になっております。

そのソフト事業の見方なんですけれども、じゃ、どれがソフト事業とわかりづらいんですけれども、事業計画の中に過疎地域自立促進特別事業というふうな記載で記載されているものがソフト事業でありますので、そういった見方で見ていただければと思います。

今後の予定といいますか、日程なんですけれども、今回9月議会においてご審議いただき、 ご議決いただければ、この計画が案がとれまして総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣 のほうにこの計画は上がります。そういうところで、今度は具体的な事業に入るわけです。 今年度についても当然4月1日から該当になっております。ただこの計画が出ない、これ承 認されないと、事業は進められないということになります。

今年度の事業の流れとしますと、12月上旬に申請行為が行われるだろうと、そんな流れで 今動いております。ですから、当然12月議会等にそういったもので、どういったものが過疎 債として本当に有効な措置であるのかというようなことを考えながら、12月議会等にそうい った提案、具体的な提案、今年度の提案についてはさせていただければというふうに考えて おります。

過疎債についてご存じだと思うんですけれども、非常に有利な起債になります。事業費、まず100%充当できる起債ですよと。その70%については、地方交付税に措置されますよということになります。ただ注意しなければいけないのは、返済が12年間という非常に短い起債でありますよということです。ですから、そういうところをいろいろ考えながら、将来負担等のことを見据えながら、これから具体的なものをご議決いただければ、12月等から具体的な提案ということになると思います。内容的にもっと言えればいいんですけれども、内容についてはちょっとボリュームが大き過ぎるものですから、ぜひ十分ご熟読していただいて、ご議決いただければというふうに思います。

雑駁ですけれども、提案にかえます。よろしくお願いします。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

9月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長(一場明夫君) 日程第11、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、 委員会に付託いたしますので、その審査を9月14日までに終了するようお願いいたします。 以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長(一場明夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は9月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時25分)

平成22年9月15日(水曜日)

(第 3 号)

平成22年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第3号)

平成2	2年9月1	5 ∃	(7k)	午前1	0時開議

- 第 1 認定第 1号 平成21年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会 計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 平成21年度東吾妻町水道事業決算認定について
- 第11 認定第11号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定について
- 第12 議案第 7号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 8号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 9号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第16 議案第 2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 第17 議案第 3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会 計補正予算(第1号)案
- 第18 議案第 4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 第19 議案第 5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第20 議案第 6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第1号)案

- 第21 議案第10号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第22 発委第 1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第23 発委第 2号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について
- 第24 陳情書の委員会審査報告
- 第25 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第26 町政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第21まで

出席議員(17名)

1番	_	場	明	夫	君		2番	竹	渕	博	行	君
3番	金	澤		敏	君		4番	青	柳	はる	5み	君
5番	須	崎	幸	_	君		6番	浦	野	政	衛	君
7番	角	田	美	好	君		8番	日	野	近	吉	君
9番	大	図	広	海	君	1	0番	中	井	_	寿	君
11番	上	田		智	君	1	2番	橋	爪	英	夫	君
14番	佐	藤	利	_	君	1	5番	加	部		浩	君
16番	菅	谷	光	重	君	1	7番	原	田	睦	男	君
18番	高	橋	基	雄	君							

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	中	澤	恒	喜	君	副	田	Ţ	長	高	橋	義	晴	君
教	育	長	高	橋	啓	_	君	総	務	課	長	高	橋	春	彦	君
企 画	重 課	長	武	藤	賢	_	君	保係	建福	祉調	長	先	場		宏	君
町月	え 課	長	本	多	利	信	君	税利兼金	务会 会計	計調 管理	見長 見者	加	辺	光	_	君
産業	業 課	長	轟			馨	君	建	設	課	長	渡	辺	三	司	君
上下:	水道課	長	佐	藤	喜知	口雄	君	事	業	課	長	蜂須	質		正	君

教育課長 角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局長 田中康夫 議会事務局 水出 悟

議会事務局 角 田 光 代主

◎開議の宣告

○議長(一場明夫君) 連日大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(一場明夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第1、認定第1号 平成21年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認 定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 ございませんか。

15番、加部議員。

- ○15番(加部 浩君) 何点か執行部並びに教育委員会に質問をしていきたいと思います。 まず初めに、これは現町長が絡んでつくった予算ではなく、前の町長の時代の予算の決算 になろうかと思いますけれども、町長、この決算を終えて、この予算書、報告書を聞いて、 ご感想はどんな感想であったか、その辺のところをお尋ねしてみたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 平成21年度の決算についてでございますけれども、かなり繰越額等も

ございまして、今後、執行部内で十分に検討して、予算執行が確実にこの町の活性化につながる、そういうものとしていかなければならないというふうに感じております。

今後も議員の皆様方のご意見等を拝聴いたしまして、前向きに審議、ご協議を願って、明 るく元気な東吾妻町をつくってまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 教育長、まだ就任間もないもので、酷な質問になろうかと思いますけれども、同じ質問をしたいと思いますけれども、教育長はどんなご感想で、この教育関係の決算の考えを持っておるか、お尋ねをいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 教育関係の予算につきましては、現計予算額で13億5,500万円ほどでございます。執行済額が約12億200万円でございます。不用額といたしまして、1億400万余ございまして、これにつきましても、先ほど町長が申されたとおり、不用額が1億円というようなことで、金額的には多いかなというふうに感じております。

この辺につきましても、やはり新年度の執行に当たりまして、どのような部分が執行できなかったかというような部分も決算の検証をしながら、新年度予算につきましては、できる限り執行していくというような考えでございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 町長、教育長のご意見をお伺いいたしましたけれども、大ざっぱなもので、もう少しちょっと、では町長のほうから突っ込んで聞いてみたいと思いますけれども、予算項目の款の項目でいいですから、何々ということではなくて、1款からずっと10款までありますけれども、この中で、これを参考にしたいというものは何款でありましょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 15款の関係でございますけれども、これにつきましては、民生関係、 児童手当等、また衛生の関係、そして福祉医療関係の補助金等もございます。こういうもの を今後はよく精査をいたしまして、さらにその実が上がるように検討してまいりたいという ふうに思っております。

また、農林水産関係でございますけれども、やはり農林業、我が町の基本となる産業でございます。こういうものは、やはり積極的に支援をしながら、農業者が本当になりわいとして、これからも張り切って仕事ができる、そういう産業にしていかなければならないというふうに考えております。そのようなことから、引き続きこの方針をさらに進めてまいりたい

というふうに考えております。

あと、教育費関係もございます。青少年関係の補助金もございます。やはり次代を担う青 少年につきましては、明るく健全に育てていかなければならないというようなことから、町 としても積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

雑駁でありますけれども、以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** そうしますと、もう一つ下がりまして、項目のところに入ってきますけれども、この決算書を見まして、補助金関係の何かコメントがありますか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 全般的に、補助金関係は今後とも見直していきたいというふうに考えております。やはりその使命を終えたものもありますし、これから状況によってはさらに補助金を増額して、充実していかなければならないものもございます。そういうものを精査しまして、今後はやっていきたいというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 補助金関係なんですけれども、私が調査という大げさなものとは言いませんけれども、一応調査をしましたところ、いっぱい補助金が出ております。その中に補助金以上の繰越金を持っている、そういう団体がまだまだ見受けられる。それと、積立金をしている。補助金をもらって積立金をする、財産をつくっていると、そういう団体も見受けられる。そういうのがあるんですけれども、その辺のコメントはいかがですか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 団体に対する補助金は、活動費の補助でございまして、その補助金を 積み立てて財産をなすような、あるいは繰越金を重ねていくような、そういうことは想定を しているものではございません。そういう団体があるとするならば、今後は補助金を少額に 調整するなり、そういうことも考えながらやっていきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 細かい、重箱の隅をつつくと言われればそれまでですけれども、当町は非常に苦しい財政の中ですので、細かいことでしょうけれども、細かいことを積み重ねていって、初めて健全財政が成り立つと思いますので、ぜひその辺のところはしっかりとこれを参考にして、お願いをしておきたいと思います。

次に、これは町長でなくても課長でいいんですけれども、4款1項8目、これは前回も私

は質問をして正すようにお願いをしておきましたが、保健センターの管理費なんですね。この辺のところ、保健センターのあり方、お年寄りから赤ちゃんまでを管理してもらって非常にご苦労なさっていること、私はよくわかります。しかし、その辺の管理のあり方、わかりましたら何かコメントがありますか。

〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(先場 宏君) 4款1項8目の保健センター管理費ということでございまして、保健センターの管理のあり方という質問でございますが、ここの8目にありますものにつきましては、保健センターで使っております消耗品でありますとか需用費でありますとか、そういうものの決算でございまして、240万3,577円で管理をしているというものでございます。

今後のあり方ということでございますが、ここにつきましては、あくまでもセンターを管理する経費だけでございまして、この中で行っている事業につきましては、別の項目のほうになっていると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) 保健センターを私はちょくちょく見させてもらっておるんですけれども、細かいことですけれども、幼児、赤ちゃんの健康診断がありました。私が行っているときにちょうど雨が降っていました。赤ちゃんを抱いて車でもちろん来て、駐車場がいっぱいでした。なぜいっぱいだったかというと、中央公民館にお年寄りの集会があったんですね。それと合致していて、それが1時間早かったんです。ですから、駐車場がほとんど埋まってしまったと。だから、そこへ来たときに赤ちゃんを抱いて、雨が降っています。置くところがないんですよ。だから、線路を渡って、どこへ置いてきたか知りませんけれども、どこか駐車場を見つけて置いてきたのでしょう。赤ちゃんを片手に抱いて、傘をさして、小走りに飛んでくると。非常に悲惨な光景が1件や2件ではないんです。これは一つの例です。

そういうものがありますので、執行部、ほんの一部を今紹介いたしましたけれども、これ も本当に細かいことですけれども、目を張り巡らせて、ご指導をぜひお願いしたいと。だか ら、保健センターでそういうものを、特に赤ちゃんに携わる者は中央公民館と相談をして、 ないような日をぶつけておけば、そういうものはなかったと思うんですね。

これは議案調査のあれで、議長からおしかりを受けるかもしれませんけれども、非常に重要なことと、子育て支援として、これは細かい重要なことと思って、あえてこの本会議で言わせてもらいました。

町長なり福祉課長なり、どちらでも結構ですから、コメントをいただきたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(先場 宏君) 大変貴重なご意見ありがとうございました。

今後、そういう乳児健診等があるときにつきましては、中央公民館等と打ち合わせをしま して、していくように検討をしていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 次に、6款1項6目、これは農地費なんですけれども、この辺のところは、町長、じゃ、もう少し細かいことを言います。

用水が詰まりました。役場の担当者に来てもらいまして、打ち合わせをしました。そこで、 次長さんが見えられました。管理者ですね。そこでよく打ち合わせをして、それでは地元の 人にこれをやってもらいましょうということになりました。でも、一部危険な地域がありま すので、業者を入れていいですねということを言ったら、いいですということだったんです。 管理者がいいですと言っているんですよ。それで、それをまともに受けてやりました。

ところが、精算の段になって、金がかかり過ぎだから、これは自己負担で受益者負担をしてくれと。町民は、管理者がいいと言ったからやったんですよと。それで帰って、担当者は係長だか主任だか、それはわかりません。その人が精査してだめですよと。じゃ、だれを信用すればいいんですかということなんです。

用水が詰まれば、相当な田んぼがつくれなくなります。それでは、役場は遊休農地の関係はどう考えているんだと。そういうことが事実発生したんです。その辺のところを執行部でも課長でも結構ですけれども、お答えをお願いしたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 産業課長。
- **○産業課長(轟 馨君)** その件ですけれども、加部議員のほうから話は聞きました。

それで、ちょうど前課長とうちのほうの今、切りかえ時期だったんですけれども、うちのほうの職員に聞きましたら、その難しい、素人ではできない部分につきましては、そういう業者にお願いしてもいいという話だったらしいんですけれども、原材料費というのはあくまでも原材料費ですから、手間賃は町のほうでは支払えないということでお願いしています。

それで、農地を残すということ自体には、町は積極的にしていかなければならないと思っております。

以上です。

〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) 一般の町民は、役場の中の異動があったのどうのというのは、そんなのは関係ないんですよ。役場は役場なんですよ。経済課は経済課なんですよ。そこが異動があったから云々ということは、言いわけにしかならない。そういうことを言っているから、町民は不信感を持つんです。

それで、この金額を申し上げますと、4万円か5万円のことですよ。これは100万円、150万円、ま、20万円、30万円、50万円かかるんだったらまだわかる。3万円か4万円ことで、この農地を放棄するような指導をする。それと、役場の管理者がいいと言っているんですよ。その辺のところ、町長、今のやりとりで大体の青写真、大まかなものはわかったと思います。町長でも副町長でも結構ですから、お答えをお願いしたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- ○副町長(高橋義晴君) 加部議員さんのおっしゃることもよくわかるんですけれども、産業課のほうの担当からお聞きしますと、原材料支給という形での復旧をするという中で、一部、先ほど課長が申したとおり、どうも普通の人では難しいという石積みですか、ブロック積みですか、その辺がございまして、その辺の部分につきましては、業者を入れてもらって直してくれて結構ですという話を私は聞いております。

それで、それ以外のところにつきましては、原材料支給ということで、原因者の方のご足労を願って直していただくという形で、ほかの原材料支給と同じような形で執行していただければありがたいというふうには考えておりますけれども、その部分についても、どうも例えば業者が入っているというようなことで、その部分の業務委託部分については、支払いが不可能だというふうに現課のほうから伺っておりますので、私としては、それが適切ではなかったかなというふうに判断をしているところです。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) この問題は余りもうしません。これで終わりにしますけれども、それではなぜ、管理者と業者が直接話をしているんですよ、直接。業者が私がやっていいんですか、いいんですよと言うので、私も立ち会いましたよ。いいんですか、はい、お願いしますということでやったことなんですよ。ですから、何を信用すればいいのか、役場の中の体制はどうなっているのですかという不信感が生まれてきたんです。

その辺のところはしっかり執行部としまして、これは弱い者は強い者に巻かれろということで、受益者が金を出し合って、泣く泣く出し合って解決しておりますよ。それでいいんで

すか。これは解決したからいいと思っていると思いますよ。そんなことがあってはならない と私は思うんです。ま、これはそれでいいです。ぜひそういうようなことがないように、ひ とつご指導をお願いしたいと思います。

それと、次は有害鳥獣関係なんですけれども、非常に農家が困っております。21年度に対しましても非常に東吾妻町内全域にわたりイノシシ等の被害が出ております。

この辺のところをこの決算を終えられまして、どんな見解を持っていますか。

- 〇議長(一場明夫君) 産業課長。
- O産業課長(轟 馨君) この決算ですけれども、郡内では、有害鳥獣の駆除の数自体は東 吾妻町は多いほうでございます。確かにことしあたりは暑く、それかどうか原因はわかりま せんけれども、方々でイノシシの被害、あるいは猿の被害というのが多いというふうに伺っ ております。

これは耕作する意欲がなくなりますので、なるべく多くの有害鳥獣の駆除ということができればいいと思っております。猟友会の方とも綿密な相談をしながら行っております。 以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) それも、今お答えになったようなことは当たり前のことですよ。だれに聞いても、管理者であれば、そのくらいことはだれでも思うんですよ。そのハードルを一つを超えるとは言いません。半分ぐらい超えるような回答が欲しいんですよ。

農家の人は、もう役場に頼んでも、もうどうしようもないやと、農業をやめるよりほかはないやと、そんな気持ちでいるのがほとんどの山間部の農業従事者だと思うんです。その辺のところをもうちょっとじかにお話しを聞きまして、ひとつ強力な対策、確かにこの件につきましては、全国的に困っていることなんですね。ですけれども、困っているから、ほうっておけばどうしようもないですので、この辺のところをひとつ、365日専門にこれで仕事をしている職員もいるわけですから、その辺のところはしっかりと対策を考えてもらいたい。お願いしたいと思います。

次に、8款1項2目道路維持費ですけれども、除雪の関係です。

これは特に岩島・坂上関係が中心になろうかと思いますけれども、除雪隊というんですか、 除雪をしてくれる人、それが数年前に役場が指導しまして、除雪をしてくれる方が各地区に あったんですね。それが今、高齢化等々で大分崩れてきているんです。ですから、降雪があ っても雪かきができないと、道が通れないというところが多々あります。特に須賀尾の矢久 地区、飯米場地区、この辺のところは、非常にこれは困っているんですよ。その辺のところ をこの決算でうまくいっていると思っていますか。

- 〇議長(一場明夫君) 建設課長。
- ○建設課長(渡辺三司君) 加部議員ご指摘の除雪の関係ですけれども、現在、除雪作業につきましては7社、また砂まき等には3社の業者に委託してございます。それと、また行政区にそれぞれ改良型の除雪機がありまして、それで除雪作業を行っているわけですけれども、確かに地区の高齢化が進んできて、なかなか自分の家の前が精いっぱいで、道路まで手が行き届かないというのが、そういうお話は聞いているわけなんですけれども、なかなか範囲が広うございまして、業者のほうもなかなか手が回らないというようなことがあります。そんな関係で、また今度どのようにしていったらいいか、今後検討を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) これにつきましては、各地区に1回1,000円ですか2,000円ですか、その制度がありますよね、お願いをして。それが大分崩れてしまって、いなくなっている地区があるんですよ。だから、困っている、役場が困ってしまうと町民はもっと困ってしまうわけですから、その辺のところを役場が指導して、穴のあいているところはわかると思うんですよ、多分、あれは申請ですから。そういうところを指導して、新しいかいてくれる人を見つけて依頼をするとか、積極的にそういうことを、お金が若干かかるだけで、そんなにお金のかかる問題ではないんですね。それを何年もほうっておいたから、こういう事態になってしまったんです。ですから、その辺のところもぜひお願いをしておきたいと思います。

次に最後です。10款5項4目、これも私、毎回決算時には質問をしております。

青少年対策費です。これで十分だと思っておりますか、だれでも結構ですからお答えくだ さい。

- 〇議長(一場明夫君) 教育課長。
- ○教育課長(角田輝明君) 青少年対策費につきましては、36万5,784円の支出でございます。 主に負担金、それから報償費等のものになっておりまして、これで十分とは言いがたいと思 っておりますが、現在のところ、この方向で進んでおります。 以上です。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** 毎年同じことを言っているんですね。全然改善が見られない。

近年、いろいろと青少年に関しては論じられておりますけれども、当町は非常に予算が少ない。少ない中で、毎年同じことをやっているだけ。これで健全な青少年がこの東吾妻町から生まれると思っているんですかね。私はいないんだと思うんですよ。青少年対策というものは、非常に置いてけぼりにされているのではないかと思うんですけれども、その辺のところはいかかですか。

- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 青少年対策の部分でございますが、この部分につきましては、やはり一番の問題につきましては、青少年を指導してくれる方というのが少ないという部分もございます。それでまた、子供につきましても少子化で少なくなっているというようなことの中で、やはり活動が団体的でなくなっているというような傾向もございます。

やはりその辺につきましては、青少年を育成する推進委員さんのご意見等を聞きながら、 また推進委員さんもやはり高齢化になってございますので、その辺のバトンの渡し方という か、新しい指導員さんという部分も見つけながら、この辺につきましては、ご指摘がござい ましたので、新たなやはり青少年育成の問題として、考えていきたいというふうには考えて ございます。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** ただ私はこれを毎年言っていると言っていますけれども、本当にむなしいんですよ。言ってみるだけ、聞くだけ。本当に進歩が何もないんです。

それで、今、教育長がおっしゃってくださいましたこと、思っているのなら、教育長はまだついたばかりですから、多分やってくれるでしょうけれども、ぜひこの青少年対策、将来にわたって本当に未曾有の期待が持てる人材です。子供が少なくなったからこそ、しっかり今、現有の子供さんを育てる、指導していくということが大事なんだと私は思うんです。ですから、この辺のところをもう少し力を入れて、この東吾妻町の将来を担っていただける青少年にしていっていただきたいなと思うんです。

これは、限りがありますので、100%やれとは言い切れません。これは100%がどことかはわかりませんから。ですけれども、今はとにかくこれはひどい、ひどい。そんな感じです。 執行部、町長、副町長、どっちでもいいですから、ご見解を聞いてみたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** やはり次代を担う子供たち、健全に育てていくことが我々の使命だというふうに思っております。加部議員から大変に貴重なご意見をいただきました。これから

教育委員会、それから執行部等も打ち合わせをいたしまして、東吾妻町の子供たちは、本当 に明るくいい子が多いと言われるような町にしていきたいと思いますので、よろしくお願い をいたします。

○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

11番、上田議員。

〇11番(上田 智君) 1点お伺いいたします。

歳出の100ページでございますが、農家組合の関係をちょっとお尋ねしたいと思います。 さきの委員会でもちょっと議論をしたんですが、この農家組合にあっては、実存している 区と既に消滅している区があろうかと思います。

そんな中で、業務の異なることが区長に矢を向けられているような状況です。そんな中、報酬は1件当たり120円というような額で支払われているような感じも受けるんですけれども、区長手当並びに農家組合長手当というんですか、そういったものが重複しているような感じも受けるんですが、実際に農家組合が存続をしないところについては、JAの職員たちが配布物を配ってくれたり、いろいろしているような現状が見受けられる状況を察しますと、どうもアンバランスのような感じを受けるんですが、その辺町長はどんなふうにお考えでしょうか。

- ○議長(一場明夫君) 町長に求めていますか。町長ですよね。先に課長から実態をと言っていますが、それでよろしいですか。
- **〇11番(上田 智君)** はい、いいです。
- 〇議長(一場明夫君) 産業課長。
- ○産業課長(轟 馨君) 委員会のほうでもそういう質問がありましたけれども、あくまでも町のほうでは、区長さんもそうですけれども、農家組合長の名簿というのも各地区の行政区から上がってきたものがあるそうです。あるそうですというか、班長とか農家組合長の名簿が上がってきております。町内でないというところが1カ所だけあるそうですけれども、あとは名簿が上がってきているので、それに従って、農家組合が何名ということで戸数割でお願いをしているという、報酬を支払っているということです。よろしくお願いします。
- ○議長(一場明夫君) 続いて、町長の答弁をお願いします。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、今のような状況報告がございましたけれども、 今後、実態をさらに精査して、今後の検討課題としていきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 11番、上田議員。

- ○11番(上田 智君) ある一定の作業そのものはいたしかたないんですが、やはり配布物については、区長さんに依存しているような区にあっては、当然、配布物も行政区の配布物と同様な形で配布をされるのがよろしいかと思います。そうすれば、何もその区で、農家組合をなくそうという、なくそうではなくて、なくなってしまったところについても、本来でしたら組合長さんがいなければならないものが、要請がなくても区長が代理をすればいいんだよというようなものの考えからやった場合、費用の削減なりいろいろできるというふうに私は思うんですね。そうかと言って、費用を余り削減すると、農家の人にも大変な重荷がかかってくるというようなこともありますが、ぜひ配布物については、決められた月に2回ですか、そのような状況で区長さんにお願いするなりをしていただければというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 大変よいご提案をいただきまして、ありがとうございます。 特に担当課ともよく実態を調査し、相談して、今後そのようなことは決めていきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 11番、上田議員。
- ○11番(上田 智君) やはりこの問題は奥が深いというか、とにかく今、兼業農家が非常にふえているというのが、実際にその農家組合離れという。ただ先ほど課長が説明したように、戸数については兼業ですから、何というんですか、登録はしてあるというような実態があったもので、やはりその辺もよく把握して、ある程度、兼業で本当に小規模の農家でも農家として扱うのかどうか、その辺も精査をしていただければというふうに私は思いますが、ぜひ、そういったものも加味して、今後役立てていただければというふうに思います。
- ○議長(一場明夫君) ご意見としてお聞きしたのでよろしいですか。
- 〇11番(上田 智君) はい、結構です。
- O議長(一場明夫君) ほかにございますか。 12番、橋爪議員。
- ○12番(橋爪英夫君) 温泉の関係についてお聞きをいたしますけれども、桔梗館、それからここの温泉センター、合わせて相当のいわゆる支出に対しての収入が少ないわけでありますけれども、そういう中で、食堂を含めて単純に計算をしても、いろいろ入れていくと6,000万円いくかなと。

しかし、この町の施策の実績についてのところを読んでみますと、住民福祉に寄与するん

だということで、岩櫃ふれあいの郷については、住民休養の場であり、福祉の増進であり、 文化活動の場であり、健康増進の場であり、地域雇用の場で、なおかつ消費・経済活動の場 としての役割が大きいんだということであります。

あづま桔梗館については、福祉の向上及び健康の保持増進を図るためということでありますけれども、桔梗館の例をとってみますと、もう開館してから22年が経過している。町村で補助金をもらってやる事業は、やはり一定の期限の中で、その効果があったと認めれば、その時点が一つの事業の成果だとは思うんですけれども、いずれにせよ、今後こういうものを継続していく中で、天狗の湯は、先般ダム対策委員会の中で、担当課から非常に利用客が順調であるということでお話しがありました。ただ、経済対策の関係で1,300万円のポンプを入れかえているわけでありますし、こういうものは何年か後には、もうポンプをまた入れかえということが来ます。こういうことを考えていくと、こういうものの運営を今後どうしていくか、非常に重要な問題であると思いますけれども、執行部のご見解をお聞きしたい。

〇議長(一場明夫君) 副町長。

- ○副町長(高橋義晴君) 集客施設等の関係でございますけれども、桔梗館並びにふれあいの郷、そして本年度オープンいたしました天狗の湯の関係でございますが、公共施設のあり方検討委員会、ご承知のとおりございまして、そちらのほうで近々――これまで一度開いて、吾妻荘の指定管理の関係ではそこにお世話になったんですけれども、その後また開いていないという状況ですので、そちらのほうの検討委員会を再度立ち上げまして、随時検討して、適切な管理運営のあり方についてを協議をし、皆さんにご理解を得られるようにしていきたいというふうに考えているところです。
- 〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。
- ○12番(橋爪英夫君) 検討委員会にゆだねるということでありますので、それはそれとして、やはり町執行部の津々たる考えを持っていないと、検討委員会にゆだねて、それだけで相済むということではないような気はするわけであります。

ぜひとも、こういうものをどの辺までやはり健康増進施設として可能かと、いいのかなという、町長、その辺の見解はどうでしょう。単純に8,000万円の費用が、赤字が出ているという状況であれば、それは3,000万円なのか2,000万円なのか、一つの考えを。

〇議長(一場明夫君) 町長。

〇町長(中澤恒喜君) こういう集客施設につきましては、やはり一般会計からの持ち出し等がふえてくるという状況が、年を重ねれば出てくるわけでございますけれども、今後は、住

民の憩いの場として長く継続させる方向で、一応指定管理者など、そういうふうなものを取り入れて、経費を削減していくことがまず先決だというふうに考えております。それを行った上で、さらに状況が悪化するということになれば、それにつきましてはもうやめていくということになると思います。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。
- **〇12番(橋爪英夫君)** ありがとうございました。ぜひ経費削減に全力で努めていただきたいと、よろしくお願いいたします。

それから、10ページに施策の実績の中で、7番の運輸対策事業の中に、(2)番で第4回の 町民号の報告がなされておりますけれども、町では町民号については、前にちょっと云々と いうような話を聞きましたけれども、どうなっているのか。

- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- ○企画課長(武藤賢一君) 町民号につきましては、現在、JRの中之条駅が主体で行っております。それで、名前については、この「町民号」というものを残してというような形の実施なんですけれども、実際すべて中之条の駅で行っております。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。
- **〇12番(橋爪英夫君)** 中之条の駅がやっているということで、町は関与はしていない、そういうことではないんですか。
- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- ○企画課長(武藤賢一君) すみません、ちょっと言葉が足らなくて申しわけなかったです。 町は募集等にはかかわっております。一応名前、東吾妻町民号という形で、実際の事業から企画からすべては中之条の駅で行っているんですけれども、その募集と協力に関しては行っております。今年度も昨年度より多くて90名ぐらいが集まったという報告を受けております。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。
- ○12番(橋爪英夫君) 私は、何回かこの町民号に参加をさせていただきましたけれども、 我が町も吾妻線が通っておって、吾妻線の存続という意味合いから、JRさんも非常に町民 号に力を入れてきた経緯があるわけでありますけれども、そういう中で、今年は90名近い参 加者がいるということでありますけれども、町民の中で参加する人が、町民号なんだから、

もう少し参加する範囲を町民の人を対象にできればいいんですけれども、どうでしょうねということを聞かれたことがあります。というのは、中之条の駅長さんが先頭に立って、何かそれぞれの場所からお客さんを集めてくるようなんですけど、ここの町の町民の方も出席をしますけれども、何か大げさに言うと、半分以上が町外の人だというようなことも聞いております。

そういう中で、やはり募集する範囲ぐらいは、ことしは企画課で回覧を回していただきましたけれども、そういう中でやって、JR吾妻線の存続、赤字を解消するためにも、ぜひ多少の町からのあれはいいんではないのかなと、私は思っております。

それで、吾妻線が通っていることによって、非常にそこに住む地域の人は危険な思い、踏切があったりなんかして危険な思いや、いろいろ不便な思いがあるんでしょうけれども、多分、その逆にJRさんから固定資産税というか、そういう金も入っているんだと思うんです。そういう意味合いからも、ぜひ大局に考えて対処していただければありがたいと思っております。

〇議長(一場明夫君) 企画課長。

○企画課長(武藤賢一君) おっしゃるとおりだと思います。

JR吾妻線で当町に4つの駅があります。非常に貴重な財産だというふうに思っております。そういう意味で、その関係についてはJRの高崎、それから管轄しています中之条駅等と十分協議をしながら、現在進んでいるところです。

それで、この町民号に関しても当然運輸対策というような形が一つあります。また、この 駅というものをどういうふうにしていこうかという総合的なところから考えております。こ の町民号の事業自体については、ずっと今までの経緯で縮小してきて、中之条のほうに全部 依頼するような形になってきました。

そういうことで、確かに町民の参加というのは割合からすれば少ないんですけれども、それとは別に、4駅ある吾妻線というものをどう考えていくかということは、十分考えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

- 〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。
- **〇12番(橋爪英夫君)** それでは最後に、ますます少子化になる今日、吾妻線の重要性を考えて、ぜひ町も検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 14番、佐藤議員。
- **〇14番(佐藤利一君)** 私の質問は、町長さんにこれからのことでお願いしたいと思って、

8款1項2目道路維持費というのがありますけれども、こさ切りというふうなことは、除雪と並んで大事なことであると思いますので、二、三、私の主観を入れて質問したいと思うんですけれども、実は、3点ばかり折り合いがつかないというふうなことは、県も個人の財産のものは手がつけられないというふうなことで、最近はやらなくなったような感じがします。

町もこの町と合併した当時に、私が一般質問か何かで聞いたわけなんですけれども、予算がないと。それにもまして、最近は個人所有者でも高齢化してきて、木の伐採だとか、竹を切るとかというふうなことが非常に困難、そういう時代になっております。

現実に私どもの区ですか、先日、桔梗館までの主要町道でありますので、5メートルの幅で竹を切りました。そのときに、だれも切ろうと思って切ったわけではないわけですけれども、チェーンソーで滑らせて腕を切ったと。そういうふうなことにもなっております、現実には。

そんなようなことから、町の主要道路ぐらいは、冬は暗くなって、日陰になって、当町はほとんど日陰が多いものですから凍ると。そういうふうな交通災害の点から見ましても、除雪と並んでこさ切りというふうなものは大事ではないかと思いまして、今後、21年度の認定にはありませんけれども、町長さんにお願いしたいと思って、これは質問ではないですけれども、お願いですけれども、町長さんにお願いいたします。

- ○議長(一場明夫君) 町長のほうからコメントがございますか。 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) やはりこさ切りですね、所有者が高齢化したり、若い人が勤めに出たりということで、時間もなくてなかなか手が入らないというようなことがかなりあります。また冬はそのことによって日陰ができて凍ってしまう。交通安全上、大変に支障があるというようなこともございます。

そういうことで、町としては、現在は雪などで倒れた木を伐採、片づけるというようなことはやっておりますけれども、進んで環境整備的なことでやるということが、なかなかできておらなかったということでございます。

これからもまた建設課等と協議をいたしまして、そういうことが実施できるかどうか検討いたしまして、前向きにいきたいというふうに思います。考えていきたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 14番、佐藤議員。
- **〇14番(佐藤利一君)** こういうことは除雪と同じように、高齢化に伴い、こういうことが 昔と違って浮上してくると思います。この辺は除雪と並んで、大きな木、枝、そういうもの

のこさ切りですか、21年度にはありませんでしたけれども、ぜひ取り入れてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

終わります。

- ○議長(一場明夫君) ご意見としてでよろしいですか。コメントはいいですか。
- 〇14番(佐藤利一君) はい。
- ○議長(一場明夫君) 質疑の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午前11時10分とします。

(午前10時58分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午前11時10分)

- ○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き質疑を行います。 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) それでは、順次伺っていきます。

まず、収入のほうから伺いますが、町税の部分で少々の収入未済額、この原因について伺ってみます。

- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) ご指摘の件でございますが、残念なことに収入未済額は、毎年少しずつ増加傾向にございます。

納期翌年度、速やかに滞納整理等実施しておりますが、なかなか実が上がっておりません。 そして5年という時効が当然ありますので、それに伴って不納欠損処分をしておる状況でございます。

経済状況が悪化しておりまして、それに伴う未納ということでございますので、なかなか難しい面もございますが、担当職員、専任の職員2名がおりますので、鋭意努力して今後も収入に努めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** 議長は今の答弁で納得したようですけれども、私はしません。いいですか、原因を聞いたんです。経過を聞いたんではないんです。何が原因だったんでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) 原因、なかなか難しいですが、要するに経済状況、景気が悪いということだと思います。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) それは違うんですね。

地方税法はそう規定していないんです。地方税法どおりのこの処分を行っていれば、こういう結果にはならない。地方税法は、納税の滞っている部分について、どう規定していると理解していますか、伺ってみます。

- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) 滞納は納期期限までに納まらない場合には、督促をまず出し、 その後、滞納整理、その後、法令に基づいた滞納処分をしなければならないという規定にな っております。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** それを着実に実行していれば、こういう数字にならないと思います。 その見通しはありましたでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) 未納全部に対して、そういった措置はできません。実際にやっている割合というのは、全体から見れば少なくならざるを得ませんが、できる限りその方向で実施していきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** 全部はできないとなると、この年度中に、21年度中に、その実効を得たものは事例を挙げてください。
- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) 実効を得たもの、施策の実績の1ページのところにも、滞納 繰越分の収入ということで863万6,000円ございます。この数字のとらえ方ですが、職員2 名が当たって、専任で滞納整理等を行っておりますが、費用対効果と言われますと、確かに

少ないとは思いますが、これが実態でございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 税務課長の中に大きな間違いがある。

地方税法は、滞納整理を訪問し、納税を促すというような形では出てきていない。換価処分をせよとある。着実に実行する。職員2人の人件費に幾らかかると思いますか。大ざっぱに言って、年間2,000万円かかります。その実効が700万円ではやらないほうがいいということになります。デスクワークでできること、もちろんこれは法が認めています。ですから、着実に換価処分を実行する。これで、法のもとの平等が達成できるんだと思います。

それで、伺っておきます。いいですか、その不納欠損処分が700万円あります。かつて大体これは400万円ぐらいでした。ところで、未収額がやがて8,000万円ということになりますと、これを5年で割りますと1,600万円相当になります。このまま放置すると、この不納欠損額が1,600万円相当、5年が平均になると思いますが、上がってきても不思議ではない。この見通しがあって、今どうやって対処するかということなんです。

地方税法が換価処分を求めているということ、町長は認識がありましたでしょうか、伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 職員にあっては、その業務を忠実に実行しているというふうに考えて おりました。
- ○議長(一場明夫君) 換価処分という認識があるかというのを問うていますが。 あったかどうかを。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それについては細部まで認識をしておりませんでした。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) そういうことだから、そうなるんだと思いますけれども、職員が納税が滞っている所在に出向き、それでいろいろと交渉してというようなことは、地方税法は規定しておりません。とりもなおさず換価処分ということなんです。それがやはり実効を上げるコツなんだと思います。それを着実に実行する、これが職員に課せられたものです。

かつて私が読んだ判例では、既存の税務課長がおっしゃったような形の滞納整理という形は、漫然とということなんです。法に基づかない行為を繰り返しということなんです。法が求めているのは換価処分なんです。その換価処分をせずして不納欠損になって陥る、ここのことについて物すごく厳しく指摘しておりました。

今後の見通しを伺っておきましょう。

- 〇議長(一場明夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(加辺光一君) 今後につきましても当然やっていくわけですが、今大図議員が言われましたように、換価といいますと、差し押さえをして不動産の競売等が一番多いわけですが、なかなかその辺、現在の状況では手間等がかかり、また何というんですか、金額も安いということで、現在は給与・預貯金等の差し押さえを中心に滞納処分のほうをしておる現状でございます。

今後も、ウエート的には預貯金の差し押さえ等で、即効性がございますので、そちらを中心に実施していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** それはそれとしておきましょう。

収入の件で、18ページを伺います。

下のほうで民生使用料、なかんずくその中に、学童保育料として313万円ほどの収入があります。この収入の背景というのはどうなっておりますでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** ご質問の学童保育料でございますが、あづま児童クラブで29 人分の保育料でございます。
- ○議長(一場明夫君) 大図議員に申し上げますが、質問の趣旨がちょっとわかっていないようですので、時間はカウントしませんので、もう一度わかりやすく聞いてください。
- ○9番(大図広海君) すみません、これは保健福祉課長になるんですか、担当が。なかなか 自治法の理解が進んでいないと見受けられます。

いいですか、カウントされないので、ゆっくり言いますからよく聞いてください。こんなの難しくてわからないというような発言がないように。たびたびあなたからはそういう発言を聞いていますから、いいですか。

自治法で、使用料、手数料、負担金、分担金というものをその受益者から受け取る場合には、それなりの要件が必要ですから、この学童保育料はどんな背景、だから自治法上の背景があったのか、なかったのか。いいですか、それでこれを受け取ったんだということが、正しい答えになるのかと思うんです。ですから伺っております。この313万円を徴収した背景はどこにあるんでしょうかということです。

〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。

- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** ちょっと手元に資料がございませんので、また後で調べて報告したいと思います。すみません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 資料がなくて、1人1人が幾らではないんですよ。いいですか、既にもう料金は受け取っているんです、29名から313万8,000円。そうなってくると、これは、いいですか、条例に基づいてそれを受け取っているんですか、あるいは、任意にいろいろお世話になりましたからという形で、保護者がそれを提供したんですか。いろいろ背景が考えられるんですよ。いいですか、あなたはそれをどういう形でこれを受け取ったかということを、既に受け取る段階から、あるいはこの予算を調製する段階から、いいですか、頭の中に入れておかないと、あなたの職責は全うできない。ですから言いました。

こんなのは難しくてわからないという発言はしないようにということなんです。従前から そういうことです。お答えください、この背景は。どういう背景でこの料金を受け取ったん でしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** 手元にちょっと条例規則等がございませんので、今はっきりと答えるわけにはいきませんので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** よく理解できないまま受け取ってあった。それが従前からこれが消化されているから、前からやっていたから何も疑わずに受け取ったと、そういう答弁があったと、私は受けとめます。

町長は今の発言は、そういうふうに受け取ったと、私が思っていて間違いないでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** やはり職員としましては、従前の職務の取り扱い例等をまず重視して 行っております。ですから、そういうこともかなり見受けられると思います。

今後は、それぞれ内容を確認の上、執行するようにしていきたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** そうすると、今29人分が集まるんですという話でした。でも、東吾妻には、もう一つ学童保育所がある。そこの保育料というのは、すみません、これはどうして学童保育料という形では、なぜこの決算書に載ってこないんでしょうか。その辺、不思議だと思いませんか、伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** 植栗にございますジャンケンポンにつきましては、保育料に つきましては、そちらのジャンケンポンのほうで集めているものですので、こちらのほうに は出てこないものだというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) でも、おかしいですよね。町有施設の中で。いいですか、当時の予算の配分の中から見ると、これは町営の学童保育所であるという説明を私たちは受けました。 交付金等との話でそうなったんだということになります。

そうすると、そこの学童保育料は、ここと同じ項目の中で保育料という形で収入に上がってこないといけない、町営なんですから。なぜ、それが上がってこないんでしょうか、あなたの見解を伺っています。

- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** その辺につきましては、私は先ほど申したように思っておりましたので、上がってきていないんだというふうに考えています。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) そうすると、公の施設のあり方を伺っておきます。ジャンケンポンとは言わないな、植栗にある学童保育所は、あれは、そうすると町有の土地と建物を使って、そこのところに公費から大分お金が出ています。いいですか、ここのことについて、これは公の施設に相当になりますか、伺っておきます。
- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** 植栗にあります学童保育所につきましては、公設民営という ことで運営をしているというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 公設民営となりました。

ですから、やはり公設ですから、公の施設なんでしょうね。はい、その発言があれば結構です。

それから、民営ということになります。そうすると、その施設に対して管理を委託してある、あるいは、また指定管理者になっているというような形が想像できるんですが、私の解釈で間違いないでしょうか。保健福祉課長、確認しておきましょう。

〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。

- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** 植栗にあります学童保育所につきましては、運営を委託して おるということでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) ですから、それが、いいですか、公の施設であるという発言がさっきありました。それを委託してあるということは、業務委託ということではなくて、その収入とする料金もここの決算の上に上がってこないということになると、指定管理者として、その指定管理者がそこの収入をもって経費に充てるんだという、244条の2でしたか、そんな形に整合性が考えられるんですが、そういう理解で正しいですか、確認しておきます。
- 〇議長(一場明夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(先場 宏君)** 議員おっしゃいますように、244条の2というのは、ちょっと私は理解できませんので、お答えするわけにはいきません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 説明する課長たるもの、もう少ししっかりとした説明がないと。本当だと、そうするとここで、じゃそれを確認をしてきてください、暫時休憩という形になる。 非常に恥ずかしい結果になる。たびたびそういうことが見受けられる。

いいです。今の発言でまた後にその問題が継続すると思いますので、次にいきます。 さらに、収入にあって、これは町長に伺っておきます。

土地建物貸付収入という形で決算が調定されて上程されました。細々ここに書いてありますが、実はこれは物すごく数があります。

30ページになります。中ほどよりちょっと上段のところです。

総額は問題外としておいて、実はこれは物すごい数の総和なんですが、この貸付基準、あるいは実行されているこの賃貸料、これは適正なものと判断してこれを上程されたと思うんですが、それで間違いないでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、適正な算定をしているというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) ところで、これは、いいですか、前町長が予算執行したところの決算なんです。そのところで、現町長にこれが適正かどうかというのは、ちょっと酷なんだろうと思うんですけれども、いいですか、これは、だけれども、やはり不動産収入ということな

んで、厳格に守っていかなくてはいけない。

再度お聞きします。これは重要な問題ですから心得て発言してください。この決算は適正ですか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 適正に行われているというふうに理解をしております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** はい、結構です。これでまた問題が複雑化すると思います。

その中で、今度は支出のほうをちょっと伺いますが、順番どおりにいくと66ページ、監査 委員費、これは従前でも発言しておきましたので、是正された決算が提出されるかと思いま したが、そのままの形で決算が上がってきています。

66ページ、中ほどちょっと下、監査委員費、なかんずくこの食糧費2万5,770円、この支出は適正ですか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、決算書に載っておるわけでございますので、適正と考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 私、これを調べました。

月例監査あるいは決算監査時に、監査委員が昼食を食べているそうです。トータルで2万 5,000円になります。監査委員が食べるこの昼食費、問題ありませんか。伺ってみます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、どうも実態として従前から行われてきたようでございまして、この時点では、適正と考えておったようでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** この時点ではないです。今現在、町長はこれは適正と思いますかと聞いているんです。お答えください。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これは前年度のものでございますので、そのように理解をされて支出 されたものだというふうに考えております。
- ○議長(一場明夫君) 現時点でそれが適正かということですから、どちらかなんだと思いますが。

町長。

- **〇町長(中澤恒喜君)** 現時点では、支出をしておりません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** これは町長就任直後だと思います。そんな話をした覚えがあります。 なぜなのかも説明しました。それが理解できたから、今現在、支出がとまっている。

金額の問題ではないんです。考え方の問題なんです。だとすると、この決算が上程されるまでに是正する余地はあった。十分にある。本人からその費用を徴収し、この決算からは省く。その手続もできた。予算額については不用額にすればいいわけですから。なぜそれをしなかったか。この決算を認定してくれということは、この支出が適正、要するに正当性を主張しているということになる。

いいですか、監査委員がお昼に食べる昼食費、これは現物給付費として報酬相当額にカウントされる。それは条例にない支払いになる。十分に理解ができなくてはいけない。当然に、テーブルの上に出されたその段階で、職員が用意しても、当の監査委員がこれはだめだと言わないと、いいですか、それを見きわめるのが監査委員の仕事なんです。

理解が進みますでしょうか。だとすれば、この決算は訂正しなくてはいけない。用意がありますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- 〇町長(中澤恒喜君) ございません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** 違法を承知しながら提出したと。それを訂正する用意もないようなという形で私が理解しました。

ということになると、もう少し問題が複雑になります。この決算書の中で、ちょっと金額 が張るので、後の条例改正にもさわってくると思います。

130ページ中ほど、給食費の問題になります。

当然に給食費というのは、条例により今のところ徴収しています。

町長に伺っておきます。この給食費の徴収条例そのものについては、何が背景になってこ の条例ができたと思いますか、伺ってみましょう。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 学校給食法だと理解しております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) でも、学校給食法は、条例により徴収するという形では明記していないんですね。保護者の負担とするだけであります。だから、別に条例を経由しなくたって徴収はできる。以前はそんなような感覚の中から、平成19年まではこの条例がなかった。それでも何とか大きなトラブルも起きなくて、これは実行されていたと。

そこで改めて平成19年に条例制定した。そう遠い話ではないんです。なぜ条例制定をしな かったか、その背景を伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、それ以前は学校ごとに給食に関しては処理をしておりまして、学校単位で、もうそこで歳入歳出がされておったということでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) まあいいです。

その中で、そうすると、学校給食法を背景にした、一部そういうこともあるんでしょう。 それで徴収条例になったということになると、その条例に基づいて得た給食費総額、予算額 でいうと8,800万円ほどあります。

いいですか、その中で、学校給食法第2条が言っているのは、人件費、施設費、設備費及 び設備の修繕費、これは公費負担、その他のものは保護者の負担ということになります。

そうすると、徴収条例で、収入見込んで8,800万何がし、実際にはもう少し不納額があって8,400万円ほどでこの決算が上がってきていますが、その中で、今言った法が公費負担とした以外のものはすべて賄われないといけない。その総額は幾らになると思いますか、伺ってみます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** その金額はちょっと速やかに出てまいりません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) それは、決算書をすぐ精算すればわかる話。

なかんずく賄材料費が8,600万円ほど上がっていますので、職員へ議案調査で出向いたところ、自分たちは、給食費で徴収した部分で、この賄材料費を賄うんだという概念の中でやっていると。担当は、私もおかしいと思うんですよというようなことは言っていました。何しろ普通この学校給食法を読むとそうならざるを得ないんです。

それで、トータル800万余の数字がこの8,600万円の上に、費用として上乗せされなければいけない。ただ年度によって若干違うということです。備品も購入する年もあるでしょう

し、野菜が高騰するときもあるでしょうし、そういう意味で言うと、この給食費についても 予備費を計上してある程度プール計算をするような形が必要かと思うんですが、いいですか、 その中で、町長の見解を伺っておきます。

学校給食法が言っているところの保護者の負担とするという部分について、この決算が法 に照らしてどう見ますか。順法というか、違反をしていないか、伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 違反には当たらないというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) そうすると、賄材料費以外の光熱費、消耗品、多くは薬剤でしょう、 石けんであったり、あるいは備品、包丁であったり白衣であったり、そういったものはどう いう理解を進めればいいんでしょうか、伺っておきます。
- 〇議長(一場明夫君) 教育課長。
- ○教育課長(角田輝明君) 備品等についてでございますが、法令の中では、整備費に対しまして、修繕費というのが施行令の中であります。それで、この修繕費というものについては、広く維持管理費というふうに考えておりまして、その中に入るものというふうに考えています。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) まあすごい拡大解釈ですね。整備費なんていうのはないんですね。設備費といいます。施設費、この場合、多くは施設というのは建物のことをいうと思います。 設備というのは、そこに備えつけられる機械、器具。

でも、我々の解釈では、いいですか、備品は別なんです。消耗品も別です。なかんずく調理に使う光熱費、これが会計科目上一番大きいんですが、光熱費は、もうこれは直接材料費とほぼ同等、生のままでは給食はできないんです。

いいですか、そうすると、法が言っているのは、施設、設備及び設備の修繕費、人件費は 当然この中に入ります。これが公費負担。それ以外のものは保護者負担なんです。今町長が 言っているように、その法を背景として徴収条例はでき上がっています。そうすると、徴収 条例で得た収入、その給食費で法が規定した以外のものはすべて賄わなければいけない。

でも、この会計科目、決算書を見ると、各学校調理場別で300万円、あるいは100万円ほどのものがあります。それをトータルすると800万円ほどになります。いいですか、そうすると、この800万円について条例が認めたものにない。当然にこの条例は法に基づいている。

ほぼ同等のものを請求している。法と条例をそう読みかえるという視力が必要になってくる。 いいですか、そんな中で、この800万円の所在を一般会計から出しているということにな ります。そういうことになると思います。そうすると、学校給食法が求めたものに合致しな くなってくる。町長はこれは合致していると言う。理解が進みましたか。

- ○議長(一場明夫君) 理解が進んだかどうかを問うていますが。 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 学校給食法では、保護者の負担義務を課している規定はないということでございまして、学校給食法ですと、経費負担を明らかにした、そういうものだというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) すごい解釈が成り立ちましたね。

これはいいです。それはまた後段に譲ることになると思います。時間の制限があるので、 次にいきます。

142ページ、ざっといきます。

これも補正予算のときにさんざん論議したんですが、結局は、決算でこういうことになってきます。

中ほど、修学旅行の日程変更に伴う経費補助金、この支払い先はどこになっていますか。

- 〇議長(一場明夫君) 教育課長。
- ○教育課長(角田輝明君) 学校長になっております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 大変ですね。学校長ではないです。協力会名義の口座に振り込まれています。確認をしてから発言をなさってください。

その中で、財務会計上、この公金の支払い先について、いいですか、債務者に払うという ことになっています。この当時、旅館の約款等とが提示されて、だから、ドタキャンがあっ たんだから、キャンセル料を払うんだという話になりました。そうすると、債務者がキャン セルを受けた旅館になるのかと思います。なぜこれが旅館に支払われなかったんでしょうか。 財務会計規則がそれで許すんでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 教育課長。
- **〇教育課長(角田輝明君)** 学校のほうから旅館等に支払いがありましたので、それにより校 長のほうに支払いをしているということです。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) でも、そうすると、かなりおかしくなってくる。予算主義ということはどうなっていますか。いいですか、支出負担行為というものがあるときには、予算が成立していることが重要。これは自治法でもうたってあります。予算が成立したのが大分後です、9月でしたか。そうすると、学校から払われたのはそれより以前ということになりますが、それで間違いないでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 教育課長。
- **〇教育課長(角田輝明君)** 日程をちょっと確認しておりませんので、よろしくお願いします。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) それはとうにうちのほうで確認してあります。ゆゆしき問題なんです。この決算、承諾するわけにいかなくなってくる。ま、それは詳細はまた後で持ち越します。ここのことについて、いいですか、今度同じ中で、158ページ上段に近いところに図書購入費とあります。85万9,000円ほどあります。町の標語が、町長一つ、私はちょっとうろ覚えなんで、いろいろとあると思いますが、どのように理解しておりましょうか。
- O議長(一場明夫君) 大図議員、もう一度お願いします。町の何て発言しましたか。 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** いろいろとあると思います。清流とみどりと、もう一つ何かありましたか、伺っております。
- O議長(一場明夫君) キャッチフレーズみたいな意味ですね。 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 東吾妻町におきましては、住民が誇りを持って暮らす町でございます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) まあいいです。いろいろとあるんですね。生涯教育云々もあるし。 ところで、この図書の購入費90万円を切るところの、当然これは予算のとき、予算に対す るところの決算なんですが、全体の流れの中で、いいですか、文化だ、生涯教育だ、個性豊 かだ、児童教育だ、いろいろキャッチフレーズがあります。これで全うできると思っていま すか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 金額によりましては、その年々でいろんな特色があって、多くなったり少なくなったりということもございますでしょう。一概に判断はできませんが、こういう

ものについては極力、力を入れていきたいというふうに思っています。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** いや、大体こんなものなんです、従前たる予算が成立してくるから。 年々で変わるものではないんです。そういうのを不勉強というんです。

それで、対比なんですが、160ページにいきまして下段のほうです。

緊急雇用対策と言いながらでも、いいですか、図書台帳の整備費で524万円もあります。 我々が八、九十万円ほどの図書を買って、年々のものが、寄附されたものがたまっています。 それがぞんざいな扱いを受けて、なかなか整理もきちんとできていない。その結果が、500 万円ほどの予算。これは1年では終わらないんです。ことしも継続されています。予算をかけなくてはいけない。ここに職員のふだんの職務に対する姿勢というのがあらわれてくるんだと思います。いいですか、予算が少ないから、図書の数が少ないからいいやということではないんだと思いますよ。

でも、トータル、ここのパソコンリース料21万6,000円、リースですから恐らく5年でしょう。掛けると100万円なんですね、このパソコンが。図書は80万円なんですね。ここに少々アンバランスが生まれるんではないかと。これは反省として、次の予算をということを精査していただきたいということで指摘しておきます。要するに、考えを伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 大図議員のほうから大変な貴重なご意見をいただきました。そういう ものを生かしまして、今後、その内容を十分検討いたしまして、対応していきたいと思いま す。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 同じような内容になるんですが、スポーツ振興という形でかなりの部分が支出されています。対して、一つの例を挙げれば、この体育協会の補助金、168ページになります。対して文化協会に対する補助金、大分開きがあります。

それともう一つが、全体的なスポーツ予算対全体的な文化予算、合わせますと大差ができます。世の中はどんどん高齢化が進んでいます。いいですか、スポーツも大事ですけれども、やはり生涯教育に向けての予算の配分、我々はもう、我々とは言いません、私もすぐもうそこの入り口まで行っている身なんです。物すごい数がいるんです。これを認識されているかどうか伺っておきます。

〇議長(一場明夫君) 町長。

- 〇町長(中澤恒喜君) 認識しております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** ということなんで、次の予算を楽しみにしております。

時間が迫ってきましたので、1点、これは毎年、毎年同じ話題になってきます。

178ページ、いろいろと基金が列挙されておりますが、この中で、債権とされている部分について、いまだにこれが動かないままであります。1,600万円の甘酒原開発対策協議会貸付金とあります。これはどうやって最後の幕おろしをするのか、町長の所見を伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 以前からの検討課題だというふうに思っております。今後とも検討しまして、よい結果が得られるように努力してまいりたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** よい結果が得られるように。どんなふうにこれを方向性を持っていくんですか、方向性だけお示しください。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) その点につきましても十分に検討していきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) そういう発言は、私の知ったことではないという意味合いにとれるんだと思いますね。

これを貸し付けたのが昭和49年だったかな、50年になっていたか、ちょっとその辺の微妙なところなんです。それで、債務の承認書と思われるものが、これがどう認められるか、なかなか難しいところなんですよ。昭和62年だか63年に入っています。以来もう20年過ぎています。仮に、債務の承認書が、いいですか、有効なものであるとしても、それから既に20年がたっているんです。これをどう追及したって、いいですか、除斥期間の中に入ってしまう。そういうことになりますよね。だから、この債権の放棄というのは、議事決定で議案として出して、いいですか、それでこれを放棄せざるを得ない。そのときの反省がまただけれどもある。

いいですか、解決しますと言うだけで解決できる問題ではない。なぜこういうことになったかという反省を十分この議場の中で皆さんに伝えて、それで終わりにする。これが今あなたに課せられた任務だと思いますが、その用意がありますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 長年の大変難しい問題でございます。ここまで来てしまったということでございますけれども、皆さんのご意見もお伺いして、よく協議しまして、やっていきたいと思います。
- **〇議長(一場明夫君)** 9番、大図議員。時間が数秒しかありませんのでお願いします。
- ○9番(大図広海君) 難しい問題ではないんです。難しくさせた問題なんです。なぜなら、 それはただ単に放置してきたから、そういう職員がずらっとそろっているから。すみません、 適正な表現は、そろっていたからということになる、過去形でね。

ただし、今も余り変わっていないということなんです。その職員がいるということです。 だから、これがずっと放置されてしまう。公金なんです。それに向けて、町長の所見だけ伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) ご意見をよく承りまして、これから取り組んでいきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 時間の都合もありますので、ここで休憩をとらせていただきます。 再開を午後1時ちょうどといたします。

(午前11時58分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き質疑を行います。

3番、金澤議員。

○3番(金澤 敏君) 本当に大したことではないんですけれども、町長の来年度に向けての 予算を組んでいく上での方向性として、ちょっとお聞きしたいと思います。 ページとしては90ページ、これは保育所に関しての一般職員が13名、そして臨時職員が36名という説明だったんですけれども、短時間の人やら給食の方、または保育補助の方を除くと、大体23名だということがわかっているんですけれども、この正職と臨職の比率が13対23、臨職のほうが多くいます。それで、保育士さんの臨時職員の賃金計算もあって、私がアバウトに計算したところ、約二百五、六十万円ぐらいになると思います。

それで、正職になると、単純にこれを計算していろいろ手当等含めて割れば、580万円ぐらいになります。ほとんど半額以下で行われております。でも、結果的に長期間働くことなく、二、三年でやめていくという話を聞いております。このことについて、今後の来年度に向けての予算作成に当たって、この辺の正職と臨職との兼ね合いについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) この正職員と臨時職員の比率、かなり臨時職員が多くなっておりまして、これは長年にわたってこういうふうな構成になってしまったんだというふうに考えております。

それで、保護者のほうからも臨時職員さんがかなり多いので心配だというふうな声は聞いております。一遍に正職員にするということはなかなかできませんけれども、広報でも載せましたように、保育士、それから幼稚園教諭等の採用試験を今年度からやりますというところでございまして、だんだんとこの比率を改善していきたいというふうに考えております。

- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) 大体計画等があると思うんですけれども、どんな計画、だから年間何人ずつふやしていって、何年か後にはこのくらいの数字というのはわかっているでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) まだ今年度につきましても若干名という表現でしておりますけれども、 今後そういうものは計画を速やかに作成して、それに沿って採用試験等を行っていきたいと いうふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) 本当に決算なものですから確定した数字なんですけれども、来年度に向けて、その次の年も含めてなんですけれども、どうしても正職をふやしていくような方向で予算をつくっていってもらいたいという希望があります。

それはなぜかというと、これも若者定住とかという問題を含んでいると思うんですけれど

も、結局、臨時職員になって、二、三年でやめて、前橋・高崎というような大きな都市や、 近辺の正職であるところの職場のほうへ移っていってしまうと。それで、結局待遇の悪さに よって、この町にそういう若者が定住できないような施策をしているんだという、そういう 認識でいてほしいという気があるんですけれども、その点についていかがでしょうか。

〇議長(一場明夫君) 町長。

〇町長(中澤恒喜君) 私もまさにそのお考えのとおりでございまして、臨時職員で若いうちから頑張って働いておりまして、でも正職員になる機会がなかなかつくってもらえなかったということでございます。

今回の採用試験の年齢も保育士、それから幼稚園教諭につきましては、35歳までというふうに設定をいたしまして、臨時職員で頑張っている人もその試験にチャレンジしていけると。 年数もまた残して、1回でなく、次の年もチャレンジができるというような形態で、やはり若い人にこの町に住んでもらって頑張ってもらいたいと、そういう気持ちでおります。

- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) ぜひそのような方向で取り組んでいってもらいたいと思います。

それで、関連になってしまうんですけれども、幼稚園教諭については、時給が保育士より少なく、時給860円で、年間日数も235日ということで、これも8時間で単純計算すれば、160万円ぐらいの年収になると思います。それで、これも正職はこの表から単純に手当等含めて割れば530万円ぐらい、それは年齢とかいろいろなものがありますから、単純ではないんですけれども、これも本当は3分の1近くまで安い賃金で働いているということがあります。

今、町長が保育士のときの問題として、なるべく正職のほうへ持っていきたいんだという 答えを聞きましたので、幼稚園の教諭も同じように考えているということがわかります。

もう一つ問題があるのが、学校の公仕の問題なんですけれども、公仕さんもどんどん臨時職員にかえられています。学校の細々とした仕事を行っているのに、臨時職員の方なんですけれども、自分は時給で計算されているとは思わなかったと。今度、町職員全員がちょっと時短になったものですから、その30分間の金額が引かれて、1カ月になれば、それが何千円となって出てくるわけです。

それで、時短になったといっても、学校の公仕さんあたりはなかなか15分早く帰っていい よと言われても、帰れるような状態ではない。この辺ですごく不満が募っているというよう なことも聞いております。この辺についてはいかがでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 議員おっしゃるとおり、正職員につきましては、15分の時短になりまして、勤務時間が今7時間45分ということでございます。それで、私が6月から教育委員会に配属になりまして聞いた部分でも、臨時職の方も正職に合わせるという形で、勤務時間を設定しているようでございます。

ただ、予算的には8時間という計上もございますので、その辺につきましては、実態等を 見ながら、できる部分につきましては、8時間の勤務というのも視野に入れておりますので、 これからその辺、実態等の調査をしながら、意見等を聞きながら、8時間にできるものにつ いては8時間にしていきたいというふうには考えてございます。

- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) 今、教育長がおっしゃいました、これから実態をしっかり調査してもらって、本来の働いている時間というものをしっかりとつかんでもらって、それに見合ったものを賃金として出していただきたいと思います。

これは本当に働く人間に対する尊厳の問題だと思います。働いたその対価として給与や賃金を出すと、そういう姿勢をしっかり持っていってもらいたいと思います。そのことについて、町長に私の今の意見に対してのお答えをいただきたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 金澤議員のご指摘のとおりだと思います。そのように今後、改善していきたいと考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) では、そのような方向性をしっかりと出してもらって、今後の町政に 当たっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

- 〇議長(一場明夫君) ほかにございますか。7番、角田議員。
- **〇7番(角田美好君)** 同僚議員がこの決算の総括ということで、もう伺っているんですけれ ども、再確認という意味で伺っておきたいと思います。

監査委員の報告では、不用額の多さを指摘されておりましたけれども、町長として、この 不用額、どのような受けとめをされたか、お伺いしておきたいと思います。

〇議長(一場明夫君) 町長。

〇町長(中澤恒喜君) 平成21年度の決算上の不用額の件ですけれども、とらえ方によっては、 やはり当初予算あるいは補正予算の計上が甘かったというふうにとらえられる面もございま す。

今後は、やはり精密な当初予算をつくって、なるべく不用額を計上しないような、何といいますか、妥当なといいますか、そういう予算を計上していきたいというふうに思っております。

- 〇議長(一場明夫君) 7番、角田議員。
- ○7番(角田美好君) 前執行体制が、こういう形での予算組みをしたのかどうかはわかりませんけれども、以前からやはり不用額がまことに多いという感じがしておりましたので、ぜひ来年度予算組みをしっかりしてほしいと思います。企画課長も一部そういう話で進めているという話をしておりますので、ぜひしっかりわかるような予算組みをしてほしいと思います。

それともう一点、これも同僚議員が質問した関連の質問になるんですけれども、温泉施設について、非常に赤字と言っていいか、赤字部分があるわけなんですけれども、副町長の答弁では、あり方検討会で随時検討するということを言っておったんですけれども、前執行部によりますと、あり方検討会を立ち上げるときには、もう指定管理をするという、その内容を、要するに指定管理が決まったという段階で、あり方検討会を開いていたような気がするんですけれども、副町長の言われるあり方検討会の考え方はどういうのでしょうか。ふれあいの郷にしろ、桔梗館にしろ、指定管理ありで、いつするんだとか決まった中でのあり方検討会であるのか、お伺いしておきたいと思いますけれども。

- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- ○副町長(高橋義晴君) 桔梗館につきましては、本来もう既に設管条例につきましては、指定管理の導入ができるという形には改正をしてあるんですけれども、これまでの経緯で、検討委員会のほうでもそれらの所見を伺ってから、議会のほうに上程しているという経緯がございまして、近々、桔梗館につきましては、そのあり方検討委員会を開いて、その方向性として協議をしてもらうということになります。

それと、そのほかの施設につきましても、公共施設全体が皆さんの検討していただく施設ということで、昨年度の段階、初めて会議を開いたときに、検討対象施設ということでお示しをしてございまして、それにつきましては、町が一定程度確定したもの、あるいは確定しないものにつきましても検討していただくというふうな方向で考えております。

- 〇議長(一場明夫君) 7番、角田議員。
- **〇7番(角田美好君)** そういった現状、要するに、あり方検討会の考え方を変えて、とらえ 方としては、これからあり方を検討して指定管理にしていくということでとらえてよろしい のでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- ○副町長(高橋義晴君) 最初から全部町が確定して検討委員会にかけたのでは、原則的には委員会の意味がないんだと思うんです。ですから、事前にでも協議をしていただくということが必要でして、その中で、町長のほうが随時施設ごとに諮問をしていただいて答申をしていただくという部分と、本当に検討していただく部分とがあるんだというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 7番、角田議員。
- ○7番(角田美好君) それでは、今後によりますと、特に合併後、調整がつかなかった施設等が数多くあるわけですけれども、そのことについても、要するに今後あり方検討会で検討した中で随時進めていくという理解でよろしいのでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- **○副町長(高橋義晴君)** 合併時の未調整というようなご質問なんですけれども、例えば、例 をちょっと挙げていただけるとありがたいと思うんですけれども。
- 〇議長(一場明夫君) 7番、角田議員。
- ○7番(角田美好君) 施設についてはありますよね、支所にしろ、いろいろ。前企画課長でしたか、施設については今後あり方検討会で、90幾つあると言ったかな、そういう部分についても検討していくんだという、たしか答弁があったと思うんですけれども、要するに、そのあり方検討委員会の条例をつくるときに、そういった発言があったんですけれども、実際に茂木町政になったときには、要するに指定管理をする部分だけしか、その先になってあり方検討委員会を開いたということがあったんで、その確認のために質問しておりますけれども。
- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- **〇副町長(高橋義晴君)** 前の企画課長が申したとおり、対象になっております。

ただ、支所等につきましても、特に合併時に調整がつかなかったということではなくて、 支所として活用していくということになっていますから、それはそれで、今まで合併後やっ てきたということになると思います。 ただ、今後、今のままでいいかどうかということにつきましては、また検討の余地があるので、それらも含めたものとして検討はしていただくということになろうかと思います。

○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第2、認定第2号 平成21年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳 入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹渕博行君) ご報告申し上げます。

去る9月7日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第2号 平成21年度東吾 妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月9日開催の委員会におい て、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

最初に、事業勘定の決算であります。

歳入総額19億754万7,000円、歳出総額18億1,106万3,766円、実質収支額9,648万3,234円 となり、年度末の基金残高は、1億1,154万5,387円となりました。 県内では、9市町村が本年度の国保税の引き上げをいたしました。当町においても高齢化を背景に医療費の伸びや景気の低迷による税収減により、大変厳しい状況にもかかわらず、平成21年度の基金を取り崩すことなく、決算ができました。しかし、保険給付費も昨年に比べ7.5%と相変わらず増加傾向は変わらず、今後の運営も大変厳しい状況にあります。

今後は、歳入の財源確保に努め、443万2,770円の不納欠損と5,771万850円に及ぶ収入未済額の減少に向け、税務会計課と連絡を密にし、徴収強化を図り、さらなる努力をされるよう強く要望いたしました。

また、メタボ対策として、特定健診の受診率向上を目指し、町民みずから健康管理を実践するよう広報等にPR、パンフレット等を配布し、さらなる推進強化に努めるよう要望いたしました。

以上が事業勘定であります。

次に、施設勘定についてご報告いたします。

歳入総額9,274万5,091円、歳出総額9,127万7,519円、実質収支額146万7,572円であります。

歳入では、外来収入が7,391万1,879円で全体の8割を占め、一般会計からの繰入金838万6,000円、ほかに県支出金、繰越金等で、歳出では、施設管理費4,345万5,919円、医業費4,398万7,138円で、医薬品等の購入費が主なものでありました。診療収入は、昨年より7%ほど増加になりました。

今後も町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていただくとともに、さらなる経費等の削減に努め、健全な運営ができるよう要請いたしました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計について、文教厚生常任委員会としては全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

終わります。

〇議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第3、認定第3号 平成21年度東吾妻町老人保健特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹渕博行君) ご報告申し上げます。

去る9月7日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第3号 平成21年度東吾 妻町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月9日開催の委員会において、 本多課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額4,245万7,172円、歳出総額3,958万8,599円、実質収支額286万8,573円となって おります。

ご承知のとおり、老人医療費助成制度は、平成20年をもって終了いたしました。本年度は 残務整理期間の2年目となり、決算額も縮小となりました。

歳入は前年度繰越金が全体の91%を占め、歳出は過年度分の負担金返還金等であります。 今後も医療機関の請求に合わせ、医療諸費業務が続きますが、残務整理の早期終了を願う ものでございます。

以上、老人保健特別会計について、文教厚生常任委員会としては全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第4、認定第4号 平成21年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹渕博行君) ご報告申し上げます。

去る9月7日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第4号 平成21年度東吾 妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月9日開催の委員会にお いて、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額1億7,782万2,000円、歳出総額1億7,630万8,178円、実質収支額151万3,822円となっております。

歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億1,244万5,400円、繰入金6,161万3,000円で、歳 出は、総務費588万816円、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,028万3,362円が主なもの となっております。

昨年より収入未済額が若干ふえましたので、早期対応を要望いたしました。

以上、後期高齢者医療特別会計について、文教厚生常任委員会としては全会一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いをいたします。

〇議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第5、認定第5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわ びつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

〇文教厚生常任委員長(竹渕博行君) ご報告申し上げます。

9月7日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第5号 平成21年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月9

日に開催の委員会において、先場保健福祉課長出席のもとに審査を行いました。

平成21年度の決算は、歳入総額2億3,419万3,824円、歳出総額2億2,643万7,898円で、 実質収支額は775万5,926円となりました。

今年度は、地デジ対応テレビを設置、2011年の7月より地上デジタル放送になるための 措置であります。

- 一般会計から3,610万9,689円の繰入金がありますので、今後も慎重な経営に心がけるよう求め、当委員会としては全会一致で認定することと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようご報告申し上げます。
- ○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第6、認定第6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹渕博行君) ご報告申し上げます。

9月7日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第6号 平成21年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月9日開催の委員会において、先場保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

平成21年度の決算は、歳入総額11億1,374万7,150円、歳出総額10億9,058万5,715円で、 実質収支額は2,316万1,435円であります。

介護給付費準備基金は1,955万5,136円取り崩し、年度末残高は1億3,179万6,922円となり、介護従事者処遇改善臨時特例基金も533万8,707円取り崩し、年度末残高は347万1,013円となりました。

なお、介護保険の普通徴収で現年度分、滞納繰越、合わせて43万7,800円の収入未済額がありますので、一層の徴収に努力されるよう要請し、当委員会では全会一致で認定することと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げます。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第7、認定第7号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳

入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

○総務常任委員長(角田美好君) それでは、付託議案の審査結果を報告いたします。

去る9月7日、総務常任委員会に審査を付託されました認定第7号 平成21年度東吾妻町 地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月9日、第3委員会室において、 高橋総務課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額5,172万8,022円です。そのうち一般会計からの繰り入れは3,657万8,000円になります。歳出総額は5,126万8,662円となりました。実質収支額は45万9,360円、年度末の地域開発基金残高は1億3,322万1,120円となりました。

前年に比べ、歳入歳出合計が2,000万円ほど増加しておりますけれども、これは情報通信 事業の償還が今年度始まったことによるものです。

宅地造成事業につきましては、岡崎・岩久保団地7区画が今年度も未販売のままとなりました。情報通信事業の加入については、一般世帯の加入は671戸となりました。インターネットの利用者は、昨年より17件増加の355件となりました。

宅地造成事業については、値下げ販売をするなどを視野に入れ、より一層の販売努力を尽くすべき、情報通信事業においては、料金の適正化を早急に検討すべき、また、会計処理において、昨年同様、地域開発基金繰入金が予算化された金額と大幅に異なり、議会の承認を必要とされる部分もあり、予算に対する執行の厳格化に取り組むべきなどの意見が出されました。

ほかには、行政調査委員会でも指摘された協力金などの処理に対する現執行体制の考え方 についての質問など、問題点についての指摘もありましたが、総務委員会としては認定すべ きものと決しました。

つきましては、本会議においてもよろしく取り計らいをお願いをいたします。 以上です。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第8、認定第8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

〇産業建設常任委員長(中井一寿君) ご報告申し上げます。

認定第8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、9月7日の本会議において、産業建設常任委員会へ付託された認定第8号 平成21年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、9月9日、第1委員会室において、全員出席のもと上下水道課長の出席を求め、決算の説明、施策の実績の説明を受けた後、慎重に審議してまいりました。

公共下水道事業は、平成15年度末に原町駅北地区の供用開始に始まり、現在は新井地区まで供用開始となり、残りは新井及び紺屋町の一部及び駅北区画整理区域の一部等となっております。

一般会計から7,625万9,000円を繰り入れし、管渠築造工事等1億776万6,000円の工事を 行ってきております。浄化槽整備事業では、一般会計から3,110万6,000円を繰り入れ、91 基の新設を行ってきております。農業集落排水事業では、一般会計から8,763万5,000円を繰り入れし、箱島の処理場遠隔監視装置設備工事など1,660万2,000円の工事を行ってきております。

各事業とも加入者が負担すべき使用料等により事業運営されることから、普及率の向上を 図り、新規加入に努めるとともに、公平性の見地からも引き続いて未納者対策に努め、成果 の上がる対策を検討し、実行していく必要があります。

以上を申し添えの上、当委員会では全員一致で原案どおり認定すべきものとして決定いた しましたので、本会議においても認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。 以上。

〇議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第9、認定第9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳 出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) ご報告申し上げます。

認定第9号 平成21年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、9月7日 の本会議において、産業建設常任委員会へ付託された認定第9号 平成21年度東吾妻町簡易 水道特別会計歳入歳出決算認定については、9月9日、第1委員会室において、全員出席の もと上下水道課長の出席を求め、決算の説明、施策の実績の説明を受けた後、慎重に審議してまいりました。

簡易水道事業の歳出のほとんどは、施設の維持管理にかかわる経常的な経費であり、一般会計から1,967万4,000円の繰り入れがされております。

歳入では、水道料金の未収金が約133万円と多く、収納率95.6%となっており、引き続き 未収金の回収対策に努め、財源の確保を図る必要があります。

懸案事項である使用料等の統合については、統合に向け前進が図られているようであるので、円滑な統合に向けた作業に努めることが大切です。

以上を申し添えの上、当委員会では全員一致で原案どおり認定すべきものとして決定いたしましたので、本会議においても認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

9番、大図議員。

- ○9番(大図広海君) これは条例上の問題でもあるんですが、議会全体の責任ということになりますけれども、水道使用料3,000万円に対して、一般会計からの繰入金が約2,000万円と、この比率が適正化どうかという審議というのはどの程度行われていましたか、伺います。
- ○議長(一場明夫君) 産業建設常任委員長。
- 〇産業建設常任委員長(中井一寿君) 大図議員に申し上げます。

特にこの件に関しましては、審議しておりません。すみません。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 基本的にこれがなぜ特別会計になっているかというと、一般会計から切り離して収支を明確にすると。それでその事業目的に対して費用負担、あるいは、この場合でいうと水道使用料、これを適正化を図っていくんだという意味で一般会計から独立させた特別会計ということになっているかと思います。

これはずっと古い時代から、上水道との料金格差が余りにもあり過ぎる。そんなことも加

味しながら検討しなくてはいけない課題なんでしょうが、それにしてもこの特別会計自体が、 水道使用料3,000万円に対して2,000万円の一般会計からの持ち出しであると。この部分は やはり特出して審議の対象にしないといけない、そんなふうに思いますけれども、その点、 執行部からの提案自体もそんなふうなのはなかったでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 産業建設常任委員長。
- 〇産業建設常任委員長(中井一寿君) 特段ありません。
- ○9番(大図広海君) はい、結構です。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第10、認定第10号 平成21年度東吾妻町水道事業決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

〇産業建設常任委員長(中井一寿君) ご報告申し上げます。

認定第10号 平成21年度東吾妻町水道事業決算認定について、9月7日の本会議におい

て、産業建設常任委員会へ付託された認定第10号 平成21年度東吾妻町水道事業決算認定 については、9月9日、第1委員会室において、全委員出席のもと上下水道課長の出席を求 め、決算の説明を受けた後、慎重に審議してまいりました。

営業収益は、給水人口の減少に伴い、減収、減益となり、当年度純損失が778万8,000円となっております。

使用料の未収金は前年度より減少したというものの、調定額が前年度落ち込む中では、未 収金の率は前年度を上回っております。

このような状況から、引き続いた未収金の回収対策に努め、財源の確保を図る必要があります。石綿管の更新は多額の経費を要しますが、利用者の健康被害を防ぐ観点からも急ぐ必要があります。

以上を申し添えの上、当委員会では全員一致で原案どおり認定すべきものとして決定いた しましたので、本会議においても認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。 以上。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

O議長(一場明夫君) 日程第11、認定第11号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業決算認定

についてを議題といたします。

本件については、去る9月7日、総務常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務常任委員長。

(総務常任委員長 角田美好君 登壇)

〇総務常任委員長(角田美好君) それでは、付託議案の審査結果を報告いたします。

去る9月7日、総務常任委員会にその審査を付託されました認定第11号 平成21年度東 吾妻町国民宿舎事業決算認定につきましては、9月9日、第3委員会室において、蜂須賀事 業課長出席のもと審査を行いました。

営業収益1億5,406万1,497円に対し、営業費用1億9,767万6,888円です。営業損失4,361万5,391円となりました。

一般会計からの繰り入れは1億5,133万円と多額となりました。この繰り入れにより、平成22年2月1日より指定管理者による管理移行した公営企業会計を平成22年3月31日に廃止をいたしました。また、公営企業会計の閉鎖に伴い、現金123万2,655円を一般会計に返納するとともに、企業債残高4億7,305万5,634円を一般会計に引き継ぎました。

審査の結果、委員会では認定すべきものと決しましたので、つきましては、本会議においてもよろしくお取り計らいをお願いをいたします。

以上です。

○議長(一場明夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを認 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

平成21年度決算認定については、11件すべてが終了いたしました。 ここで会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。 会計管理者。

〇会計管理者(加辺光一君) ただいまは平成21年度一般会計を初め全11会計をご認定いただきまして、大変ありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

審査の過程で議員の皆様並びに監査委員の方々からいただきましたご指摘、ご意見等は真 摯に受けとめ、今後も適正なる会計事務を遂行してまいる所存でございます。

引き続き皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。 本当に本日はありがとうございました。

○議長(一場明夫君) ここで休憩をとります。

再開を午後2時10分とします。

(午後 1時56分)

〇議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 2時10分)

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第12、議案第7号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第13、議案第8号 東吾妻町後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第14、議案第9号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

16番、菅谷議員。

○16番(菅谷光重君) 何点かお願いします。

この給食費無料化については、中澤町長、当初のマニフェスト、お約束にはなぜか入ってなかった。そうですね。これが中澤恒喜後援会だよりの3号で、「行革を断行 削減によって給食費の無料化に」と、初めて具体的に提起、記載をされたのであります。

そこで、町長が本給食費の無料化を公約として掲げるまでに至った、このいきさつ、至った経緯について、初めに伺いたい。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 菅谷議員のご質問にお答えをいたします。

当初のマニフェストには、具体的に給食費の無料化ということはうたってございませんでした。大まかにいえば子育て支援ということだったと思います。しかし、後援会等で協議をいたしましたところ、子育て支援というふうな大まかな表現でなくて、具体的に上げていったほうがいいんではないかということになりまして、それで、以前から考えておりました給食費無料化というものを、そこで文言を明文化したわけでございます。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- **〇16番(菅谷光重君)** 子育て支援の具体策ということで後援会で協議したということで、 そういうふうに受けとめましたが、私は、この導入についてもう少し、再度お願いをします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 今回上程をさせていただきました議案、今後町づくりを進める中で大変重要なものだというふうに考えております。子育て支援の一環としての重要施策の第1弾ということで、幼稚園、小学校、中学校の給食の無料化をお願いするものでございます。

子供や若者がいなくなれば、町は将来存在することさえできなくなることは明白でございます。ですから、一日も早く具体的な子育て支援事業に着手をし、この町から若年層の流出を防いで、さらにほかの町村から人口流入も図ることが大切ではないかというふうに考えているわけでございます。

この事業に付随して、新年度からは幼保一元化、それから学童保育の充実、さらに住宅政策等を総合的に実施することを検討して、この町の定住人口をふやすとともに、町として全力で子育て支援に取り組むことを考えております。何といっても東吾妻町、子供を育てるなら東吾妻町だと、そういうふうに言われるような町にしていきたいということでございます。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- ○16番(菅谷光重君) 次は、9月7日、朝のことなんです。同日、本会議開会前の議会運営委員会に、中澤町長ご本人みずから今回の給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを、突然と取り下げたいということ、しかし、当議運では受理をされなかったと風の便りで耳にしましたが、このことに関し、私は、正式、正確には得られておりません。そこで、この事実関係を問うことにいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) お尋ねの点でございますが、9月6日の教育委員会に、この議案についてご説明をしたわけでございますけれども、これにつきまして不承認ということになりまして、当初、私はこれを謙虚に受けとめました。教育委員会が不承認であったということを謙虚に受けとめ、かつ尊重いたしまして、条例改正、教育委員会関係補正予算を取り下げようという考えを持ちまして、次の日の議会運営委員会、9月7日の朝でございますが申し出ました。ところが、上田委員長さん、原田副委員長さん、竹渕文教委員長さんを初め全員の委員から取り下げる必要はないというご判断をいただいたわけでございます。これを真摯に受けとめまして、当初のとおり上程をさせていただいたということでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- **〇16番(菅谷光重君)** ただいまは、言葉で、真摯に受けとめた、尊重、敬意を持ったということでございますが、心に何かあるんじゃないですか、この辺再度お願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) やはり教育委員会という組織は、大変この町にとっては重要な組織でございます。この組織からご承認をいただけなかったということは、かなり重要だというふうに考えておったわけでございます。そのことによりまして、先ほどご説明したようなことになったわけでございます。不手際があった点は心からおわびを申し上げる次第でございます。
- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- ○16番(菅谷光重君) 教育委員会と議会、これを何か比較しているようですが、私は、そういう問題じゃないと思うんです。比較する問題じゃないと思う。町長の本当の本音はどこにあるんだね。

それと、続けます。

少し前後はいたしますが、前々回の全員協議会のことなのです。

中澤町長いわく、給食費、この無料化については、10月から公約なのですから実施をしたいというふうに強調されました。このようなことが私には、こうしていると、今、本当に印象深く残っているのです。こうした中で、ここに来て給食費、この徴収条例の一部を改正する条例をなぜ急遽、これを取り下げようとなさったんですか。先ほどから私が申し上げている経緯、そして過程、こういう点からしてもどうかなさっておるんじゃないかというふうに思います。

町長の本当の考え方はどこにあるか、一体町長の心境はどうなっているか、再度私は伺い たい。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) やはり私は、今菅谷議員も申し上げましたように公約の事業でございます。ですから、なるべく広く完全にご承認をいただいてからご議決をいただくのが本来ではないかという気持ちを強く持っていたわけでございます。そういうことから、教育委員会の不承認というものを重く受けとめて、議会運営委員会にご相談をしたわけでございます。以上です。
- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- **〇16番(菅谷光重君)** 私のお願いというか、言わんとしていること、もう1点町長答弁から落っこちているようですが、お願いをします、重ねてお願いします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 今申し上げたのが、その意思でございます。
- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- ○16番(菅谷光重君) それと、まだ1点あると思うんです。もう一度申し上げます。 教育委員会とこの議会をどういうふうにとらえているか。私は、何か今聞くと、比較をされているんだと。自信を持って、私は議決機関の1議席だというふうに認識をしておりますが。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 今の発言は、比較をしているわけではなくて、やっぱり議会もそうですし、教育委員会もやはり町の一つの重要な機関というふうに考えおりますので、そういうものをむげにないがしろにするわけにはいかないという気持ちが働いたわけでございます。 そんなわけで、議会と教育委員会を比較して、そのように判断したということではございます。

せん。

- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- ○16番(菅谷光重君) 私の言葉がちょっと不適切だったかもしれないですが、比較という表現にしましたが、どうしてこうやって照らし合わせたかという、そこなんです。それによって、うちのほうへまた提案をしたいという、その意図だな、意図。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** いや、照らし合わせたという気持ちはないですね。やはりそういうことで私の気持ちの中に、なるべく広くご承認をいただきながら進めたいという気持ちがあったものですから、そういう意味でそのようなことを申し上げたわけでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- 〇16番(菅谷光重君) じゃ、次へ進みます。

次は、町長就任から、きょう本日までのことなのです。

それというのは、事務事業、組織や機構、この改革といいますか、中澤町長がみずから改 革再編、そして推し進めた、これら事柄、事項等によって経費の削減についての事例、この 具体的なことに対してここでお伺いをいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 経費の削減ということでございますか。それはまず、5月の臨時議会を開いていただきまして、私の町長給与を30%削減をさせていただいた。それから、副町長、教育長、それぞれ15%、10%削減していただいた、そのようなこともございます。また、教育長、副町長は、以前は外部からの方を登用していたわけですが、今回は職員から登用したから、職員の削減にもなっておるというふうなことでございます。

そのようなことから始めまして、まだまだ時期、時間が早いものですから、これからいろいろ考えていたことをやっていきたいというふうに考えておるわけでございます。これから皆さんのご意見をいただいて、ご協議をいただいて、さらに進めてまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- ○16番(菅谷光重君) 先ほどの町長のお話は、過日の本会議提案でお伺いをした一部だと 思っておりますが、私の聞きたいのは、それ以外の何らかの事項であります。機構の再編も どのように推し進めているんだかな、あわせてこの点について具体的にお話しください。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。

- ○町長(中澤恒喜君) 今後、先ほどから言われておりますような温泉施設の管理運営等につきましてご協議をいただいて、指定管理者等を行って、そういう経費を削減していきたいというふうに思っております。そのほかにも、給食施設の統合等を検討して、今後は削減をしていきたいというふうに思っております。まだ、具体的にこれをやったという、そういうまだ時間的な制限がございますので、なかなか打ち出せませんけれども、そういう姿勢で取り組んでいるということがございます。
- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- **〇16番(菅谷光重君)** 言わんとすることは理解はさせてもらいますが、ここで、恒久的というか将来につながるような財源確保を現在どのように考えておりますか。
- ○議長(一場明夫君) 菅谷議員に申し上げますが、給食費の徴収が無料化になることによる、 その財源の確保をどういうふうに考えているかという意味でございますか。
- ○16番(菅谷光重君) そういう大きい意味で、全くそうです。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 今申し上げましたような事項を初め、すべての事業を見直して、無駄を省いて財源を生み出していきたいというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- ○16番(菅谷光重君) ただいますべての事業を見直す、当然そうしてもらいたいです。そこで、お約束ではないですが、やはりすべての事業を見直すには、何年度をもって見直したいか、そのくらいの予定というか考えはあろうかと思いますので、ここで明言いただきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それにつきましては、後日そういうふうな計画を立てまして、皆さんにご提示したいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 16番、菅谷議員。
- **〇16番(菅谷光重君)** ありがとうございました。 私はこれで終わります。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) じゃ、私も何点かこのことについて質問をさせていただきます。
 町長就任後、何カ月かたったわけなんですけれども、その間にあいさつ回りとかではなく、

幾つかの教育施設等を回った経験がありますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 多分 5 月中だったと思いますが、幼稚園、保育園、小学校、中学校等の状況を所長さん、園長さん、校長さん等を訪ねましてお伺いしたことがございます。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- **〇3番(金澤 敏君)** じゃ、そのときの印象等をお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長(一場明夫君) ちょっといいですか、金澤議員に申し上げますが、給食費の徴収条例 と直接関係がありますか。
- ○3番(金澤 敏君) 直接もありますが関連で。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) その施設等によりまして古いもの、新しいものがあります。新しいものはいい施設だなと思うようなのがありますし、小学校においてもかなり古いものもあります。そういうものは当然、今後教育委員会において計画的にそういうものを補修なり修繕なり行っていかなければならないというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) すみませんね、いろいろ関連で質問させてもらっているんで、この給食費徴収条例の一部を改正する条例についてに関連しているので、お答え願いたいと思います。

その中で、今教育者、校長や園長等からの要望的なものは出たんでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) ええ、話の中ではそういうものも出ております。例えば、ある幼稚園では、公仕さんがいないんで、園の周りの草刈りがなかなかできないというふうなお話もありましたね。だから、中学校、小学校、例えば公仕が中学にいたら、小学校、幼稚園まで公仕さんがやってくれればありがたいというような話も出ました。そういう具体的な話も出ております。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) きっと、前町長の時代から、なかなかちょっと教育行政が、特に教育長や課長が不在な時期があったり、大分混乱していた時期がありました。それは、文教厚生常任委員会にいてつぶさに見ていたわけなんですけれども、その中で、すごくこの4年の間、そういう施設に関しておくれが出てしまったと、混乱の中で。そういうことがあって、私ど

も文教厚生のほうには要望書が、すごい量が上がってきております。そういうものの中で、 子育て支援で、この給食費徴収条例一部を改正する条例を出したということが本当に現場の 状態をどれだけ理解しているのか、そこがちょっと不思議だったもんですから、今質問させ てもらったわけなんですけれども、その辺のことについて教育課及び教育委員会とどのよう な話し合いをしているかお聞かせください。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 私も、そういうふうにして現場を回っておりますし、教育委員会のサイドでもかなりその点は把握をしておると思います。ですから、今後──以前からもお話はしているわけなんですけれども、今後も計画的にそういうものを整備していかなければならないというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) きっとありきたりな答えになっているんだと思います、今のお答えは。 じゃ、ちょっと方向性を変えまして、この給食費無料化に向けて町長の発言、新聞紙上に 載った内容では、子育て環境を整え、町の活性化につなげるのが目的だということをおっし ゃっていますけれども、では、今この町が行っている子育て支援というか、子育てに関する 事業はどんな事業があるかというのはおわかりでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 学童保育所等の支援等を行っております。ほかにも児童手当等のことも行っておりますし、種々あると思いますけれども、やはり強力に子育て支援を行うことで、この町が、若年層、若い者が定着して、子供たちをしっかり、若年層が定着して、子供たちを育てていく、そういうことが活性化につながっていくんだというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) 当町では、子育て支援に関して、しっかり計画書ができて、行動計画書というものができております。ただ、いろいろ聞いてみれば、大分おくれている点は確かにあります。ただ、その計画書に従って行っていくのが子育て支援に対する考え方としては正しいんじゃないかと私は思っているんですけれども、それだけのものをつくったんですからね。そうでなく、じゃ7,200万円、年間、給食費無料化に支援をするんだということになると、またこの行動計画書等がおくれる、それとも、もうこれは無視して新たな計画書をつくるような考えはあるのか、その辺を伺いたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。

- **〇町長(中澤恒喜君)** 給食費無料化という新たな政策が打ち出されているわけでございまして、そのようなものが計画に、今後なじんで、さらに強力なものになっていくように努力してまいりたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- **○3番(金澤 敏君)** 今そこまで言われてしまえば、行動計画書がどうだこうだと言っても、 もう仕方がないことなので、これで、この点では終わりにします。

もう一つ、次にちょっとお聞きしたいことがあります。それは、この条例改正をなぜ3年半、26年3月31日までという期限を切って提出したのか、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) それにつきましては、上程の際の説明でもお話しをさせていただきました。私の公約としての事業でございますし、私の任期中は責任を持って実施をしていきたいということでございます。また、非常に新しい試みでもございますので、あえて期限を設定をいたしまして、その期間で皆さんのいろんなご意見をいただいて、また精査をいただいて、また次の任期があるとするならば、また引き続きこの無料化を続けていきたいというふうに考えているわけでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) 本当に、でも町長がおっしゃるように、子育て支援なんだとかいうことを前面に押し出すならば、そんな期限を切って行うことではなく、恒久的に行えるような方策及びルールをちゃんとつくり上げて提案し、行っていく。私どもの立場としては、給食費無料化に対してすべて反対とかいう意味ではなく、できれば財源もしっかりして、財政的にも、それなりに裕福とは言わないまでも、多少安定した町政が行われているならば、それはぜひとも行ってもらいたいというようなことはありますけれども、この時限立法というか、期限を切って提案したということに対しては、このままでは子育て支援とはとても思えないというのが私どもの考え方です。

そして、当然、選挙を有利に戦うためだけのばらまきと危惧されても仕方がないんではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 先ほども申しましたけれども、新しい、本当に新しい施策でございま すので、全国的にも例がありますけれども、それほどの数ではございません。ですから、こ

の期間にしっかり事業の評価をいただいて、皆さんのご理解をちょうだいして、修正すると ころあがれば修正して、また判断をしていただくという考えで設定したものでございます。

- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) これどう今度は修正して、じゃ、始めましたけれども財源的に厳しくなったんで、また、じゃ4年後は徴収しますというような筋合いのものとはとても思えないんですけれども、今の町長の説明では、そうとらえられても仕方がないと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) ちょっと私の発言が誤解されているようなところもございますけれども、やはり、これは恒久的な施策として私はあくまでも考えておるわけでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) 本当に残念だなと思います。私が考えるには、やっぱりこれを提出するということは、恒久的にこの東吾妻町は、それをこの町民、特に若い世代たちに伝えていくというような――を発信していく、それが必要だったんじゃないかと思います。期限を切って施策を行うということになれば、次期選挙のときに、私が落ちればいいんですかというような、町民に対する踏み絵的なことにもなるんではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** いや、それは私は考えておりませんので、それはご容赦願いたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) じゃ、ちょっと視点を変えて、ではもし4年後の選挙が終わって、次期町長は現町長でない人がなったとしまして、やっぱりよく財政の問題やらそういうことを研究してみたらば、この給食費無料化は時期尚早で、ちょっとこの町の財政を厳しくしているというような結論が出て、じゃ有料化にするんだと、またもとに戻すんだというときに、今度は給食費を払っている親たちが納得できるようなことがあるか、私はすごい厳しい問題があると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) そういう仮定の話ですけれども、私としては、次期がなければ、私の 後継者としてやっていただける人、あるいは意思を継いでいただいて、引き続きやっていた

だきたいという考えでおります。あくまでも仮定の話なんで、詳しいところまではちょっと お答えすることができません。

- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) やっぱり期限を切っての施行ということになりますと、本当に財源の問題等もこれからだというような答えがあったりしています。やっぱり、しっかり恒久的に行うような施策としてとらえるべきであって、そうなれば、当選してまだ時間がそれほどたってない時期に、この条例案を出してきてはいかがなものかと私は思ってしまうんです。もっともっと、この1年や2年、時間をかけて、この町の財政や、この町に何が今切り詰めていける問題なのか、それでしっかりした財源確保をした上で、この給食費無料化ということを出すべきだったと考えているんですけれども、その不安定な、これからいろいろ考えていきたいとかいうような中での、もしこれが可決されれば船出になるわけなんですけれども、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) いろんなご意見もございます。しかし、私が聞く限り、この事業に関しては、保護者の皆さん、あるいは子供たち、そういう方たちにやはり期待をしていただいているということはかなり聞いております。やはり、町民サービス、そういうサービス事業を早急に打ち出して、申し上げましたように町の活性化のために、若者がこの町へとどまって、そして子供たちを産み育てて、子供を育てるなら東吾妻町というふうな町にして、活気ある町にしていきたいという気持ちでおります。

ほかにも、この前、新聞赤旗日曜版にも、子供の貧困というふうなコーナーがございました。OECDの調査で日本人の貧困率というのが7人に1人というふうなことでございます。そのようなことが、結局は給食費の未納なんかにもつながっている。そういう状況もございますので、やはり早期にこの事業を打ち出していい町にしていきたいと、そういう気持ちでございます。

- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- **○3番(金澤 敏君)** 私どもが発行しておる新聞の名前を出していただきまして、本当にありがとうございます。

私どもの新聞に載っている内容は、中心が大阪府の問題が載っていまして、大阪府では中 学校の給食化が7.7%というすごい低い事態になっていて、それで、給食がないものですか らみんなお弁当を持ってくる。それでお弁当を持ってこられない子供たちが食事をしないで いるというような、そういう内容がメーンの記事であって、給食費無料化に関する問題ではなかったと。それは、私どもも当然給食費無料化になればいいという考えはあります。でも、それはまず前提があります。北欧の国等は、教育費及びそういう給食費、すべてのものにお金がかからないような社会をつくり上げています。それは、国民が全部負担をしても、全部そのサービスが自分たちに返ってくるという納得の上で、その社会をつくり上げているわけです。今、日本の中では、そこまでまだ行っていません。それを、やっぱり少しずつ推し進める上で、その7.7%とか、群馬県でも中学校においては90.8%しか給食が実施されてないというような段階で、全国的にも中学校においては80%というような低い状態だと。これを何とか改善しようという、そこへ今力を入れているところであります。そういうところなんで、その辺はちょっと勘違いなさらないでいただきたいと思いますけれども。

今、学校現場で、最初私が質問したときに、校長や園長等からいろいろ要望ありましたかというような話をしました。私どもなんかに上がってきている要望、それは、本当に劣悪な環境と言えるような環境のもとに今置かれているということがあります。例えば、インターネット教育をしたくても、コンピューター(OS)がまだ古い2000などがのっているために、1時間前に電源を入れて、授業が始まってもすぐつながらなくなって授業が中止になってしまうとか、そのOSの買いかえ、あと網戸すらなく、チョウチョウやトンボが教室に入り込んで来ると、子供たちが騒いで授業にならなくなるとか、またおいおい出していきますけれども、そのように今どうしても子育て支援ということで給食費無料化をする前に、もっともっとやるべきことがあるんではないかと。そこを解決してから、ぜひ行っていただきたいと、そういう思いでいます。そのことについて、町長のご意見を一度聞かせていただきたいと思います。

〇議長(一場明夫君) 町長。

〇町長(中澤恒喜君) 学校施設等の整備につきましては、先ほども申しましたように教育委員会関係の別の事業がございますので、そういうもので計画的に推し進めていきたいというふうに思っています。

また、給食費の無料化につきましては、数は少ないですけれども、そのような施策を行っている市町村も出てきているわけですね、全国各地で。やっぱりこういうものが出てくれば、国を動かすことにもなるというふうに思います。いずれ国の補助なり、国が全部実施するなり、そういうことになると思うんです。そういうことも考えながら、これから推し進めていったらいいんじゃないかなというふうに思います。

- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) そうですね、そこまで自信を持って言われれば、次はどのあたりから 攻めていくかななんて今、思っているところなんですけれども、今、給食費を滞納する世帯 はどのくらいの数がいるかおわかりでしょうか。
- ○議長(一場明夫君) あれですかね、議案調査に係るような部分になりますが、どうしても 今必要ですか。課長答えられますか。町長に答えてもらうんですか、町長ですか。持ってい ますか。

町長。

- ○町長(中澤恒喜君) 21年度の状況ですけれども、未納件数は433件、金額にしますと195万4,190円ということでございまして、これは件数、それから金額ともに年々ふえてきているということでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) きょうちょっと手元に資料持ってないんですけれども、ちょっと不思議な数字を1回見たことがありまして、当町は、給食費、特に去年あたりからなんですけれども、去年の暮れあたりから未納者がすごいふえてきたと。だけども、同じ郡内の数字を見れば、ほとんど例年どおり1けた台の件数しか出ていない。当町だけが件数が異常にふえているというようなことがあるんですけれども、それに関して町長は何か考えるところがあるでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** ちょっとその実態の資料を持っていません。はっきり申せませんが、 景気が悪くなったとか、そういう状況も絡んでいるのかというふうに思いますが。
- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) ではもう一つ、徴収についての取り組み、特にこれだけの433件ある ということなので、当然取り組みをしているとは思うんですけれども、どのような取り組み を行っているか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(一場明夫君) 事務的な部分でよろしいですか、いいですか。教育課長に答えていただきますけれども。

教育課長。

○教育課長(角田輝明君) 未納者の関係でございますが、現在は口座振替で毎月落とすことになっております。口座振替によって未納になる分が出てきますので、督促を出したり、そ

れから、今までのものにつきましては訪問をして収納等を行っております。

- 〇議長(一場明夫君) 3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) ちょっとその辺のことを本当は町長にお聞きしたかったんですけれど も、すみませんでした。課長答えていただきまして、ありがとうございます。

私が一般会計のほうの決算のほうで行った質問に、今度かかわってくるんですけれども、 当町は臨時職員が多い町だということで、安定した収入がないために他町村に出ていってし まうというようなことがあります。その辺のことと、この若者定住についての関連性と、こ の無料化についての総合的判断というのをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) やはり給食費の無料化だけでなく、そのほかの子育て支援も行わなければなりません。そして、就業の場を多くつくることも当然町の使命だというふうに思っております。また、若者たちが定住するのに必要な住宅等も整備していかなければならない、そういう考えから、やはり総合的な施策でやっていかなければならないというふうに考えております。
- ○議長(一場明夫君) 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。 午後3時15分までとします。

(午後 3時00分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 3時15分)

- ○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き質疑を行います。3番、金澤議員。
- ○3番(金澤 敏君) では、もうそろそろおしまいにしたいとは思いますけれども、本当に自分の公約、マニフェストにうたって行うというようなものがあるならば、期限を切って実施するんではなく、恒久的な方向を目指す。それには財源をしっかりと、これから考えると

いうことではなく、そこを、課長クラスでもいいですから、チームをつくって財源を出して、搾り出して、それで行うんだというような方向性、そういうことが必要ではなかったかと私は考えます。本当に、後追いで、みんな泥縄式にやっていくんだというように聞こえてならないんですね。ぜひ、この条例案、取り下げるというような方向性が一回あったというようなことも聞いていますけれども、今からでも遅くはないんではないかということがありますので、これで採決等になりますけれども、私はまだ質問ありますけれども、きょうじゅうにきっと採決になるとは思いますけれども、そういう点においてもっともっと重要な案件なんだということを認識して、政策として持ってもらいたかったなと思っております。

〇議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) この事業につきましては、恒久的な事業として私はとらえているわけでございます。そして、この町活性化に非常に重要な子育て支援だというふうに思っております。これから執行部挙げて、財源等の問題につきましても早急に解決をしてやっていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。

○4番(青柳はるみ君) 給食費を無料にしなくても、この町に住みたいという相談は数々私 は受けております。八幡原団地に住みたいと。しかし、今満杯で20年ぐらい待っているというお話でしたけれども、そうしたら、じゃ矢倉住宅はどうか、ほかはどうかと、たまたまあいていたもんですから案内したら、そういうところは嫌だと。八幡原団地みたいなああいう鉄筋の、かぎが1つだけで済むような家がいいと。それで、新婚さんが2組、今度子供ができるから、原町小学校もきれいになったから、ここに住みたいというんで相談がありました。そうやって、給食費無料化にしなくたって、住みたいという人はいるんですね。そのときに、じゃ住んでくださいというところがなかったわけですよ、現実に。そうしたら、中之条町に行ってしまいました、高山に行ってしまいました。そうやって、給食費というアドバルーン揚げるんだけれども、住むところがないとなってしまいますので、それはもう早急にやっていただかなければ、今、岡崎の団地の減額して子供1人に対して減額するとか言いましたけれども、そういう余裕があるのをちょっとお聞かせください。

〇議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 住宅施策も非常に大事な問題でございます。ですから、子育て支援という事業の一環として、土地開発公社で持っております住宅分譲地、これにつきましてあいている部分について、子育て世代──義務教育以下の子供を持っているお宅については、子

供1人につき20万円、2人目になりますと40万円になりますが、そういうふうにして減額をして優先的に提供するようにしたいと思います。子育て支援、そして若者の定住ということを考えております。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- **〇4番(青柳はるみ君)** 若い、本当に若くて18、19、20、21とか、25、26、また遅くなっ て30過ぎとか、この間、私も町内の仲人をしまして、31歳の男性と34歳の女性の仲人がで きました。そのときに、やはり家庭でしっかり納税ということを教えている人はいいんです けれども、まあ20歳とか若い夫婦で国民年金も払ってない、そういう、自分たちが生活する のにどれだけ国保を払うとか町税を払うとかわかってない夫婦があるわけです。子供がすぐ できて、そして給食費を払うということになります。そういう若い世代の夫婦にとって、食 べたものは払うという、非常にわかりやすい納税の仕方というか、そういう社会生活をする 上で、子供を持つ上で、そういうことが大切なんだよというとてもわかりやすいお金の払い 方だと思いますが、その中で、町の規模に、「給食費無料化 東吾妻町」と新聞に出たとき に、お宅の町でこれだけの大型予算を使って大丈夫ですかという、他町村からの問いかけも ありまして、やはり今金澤さんがおっしゃったように、私たち、いろんな小学校、幼稚園と かいろいろ回って、網戸がなくて蛇まで玄関に入ってきて、靴を取ろうとしたら蛇がいたと か、上履き、そういうふうに、あ、これをやってあげたい、あれやってあげたい。暑いとこ ろ気持ち悪くて、来た子の、保健室のエアコンしてあげたいとか、すごく思います。これだ けあったらいろいろできるのになとは思いましたが、町長に先日直接お尋ねしたところ、そ ういうところはまた関係ない事業なので、これとは別に予算用意しますからとおっしゃいま したね。その中で、借金をしてまで減税する矛盾というのがあるかどうかお聞きしたいんで すが。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) やはり子育て支援で給食費の無料化でございます。

やはり学校施設等の補修整備につきましては、以前から申し上げておりますように別の事業で、教育委員会のほうで計画的にそれは進めていくということでございます。借金ということは毛頭考えておりません。

- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- **〇4番(青柳はるみ君)** はい、わかりました。

町長は今、いろんな事業の削減、節約をして、これが恒久的にできるような体制に持っていきたいとおっしゃっておりましたが、その中で、大子町ですね、茨城県ですか、そこで給食費を無料化するのに職員3人組で、滞納している家を一生懸命回って、滞納をゼロにしたことがあると。そこで浮いたお金を町の皆さんからのプレゼントですよということで、小学生のみに充てたという、そこまで削減して、強行に裁判所の力もかりて、納税をしてもらったというところもあるということなんですね。やはり、職員がそこまでやるのは、本当に大変なんですが、ある町では、その職員を使う費用のほうが多くて、一時期無料にしたところがあるそうですけれども、そういう滞納の方に払ってもらうというのは、とてもエネルギーの必要なことですし、忍耐も必要なことです。それを職員にさせる気概が町長にあるでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 現在までの給食費の未納について、徴収をしたほうがいいというお話でございます。私もそのように考えております。無料化するから、それはもうほうっておいてもいいんだというふうな考えは毛頭ございません。
 以上です。
- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- ○4番(青柳はるみ君) 今の給食費の話になりますが、徴収ということですが、ある町で滞納をゼロにしようとしてゼロになったそうです。そうしたら、小学校の校長先生が入学式のときに、うちの学校は給食費を滞納する人はいませんと言ったら、それは大変だということで、一生懸命払わなくては大変だという緊張感が父兄に広がったという話なんですけれども、今お願いしたいことは、削減する、この大型予算を実行するに当たっていろんな事業を見直しますとおっしゃっておりましたが、鉛筆1本まで節約する。職員にかなりの緊張感を強いることになると思います。そういう腹づもりが、気概が町長にあるのかお聞きします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 私も、民間の会社を経営してまいりまして、やはりそういう経費の削減というのは、民間の会社はもう最重要な点でございまして、なるべく経費を少なくして最大の利益を上げるということが本来の姿でございますので、そういうことに努めてきた人間でございますので、そのことについてはしっかりやれるというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- **〇4番(青柳はるみ君)** そして、今、同僚議員の質問に答えて、途中で見直しますという言

葉がありましたね。そのときに、町民にパブリックコメントを求めるのか、または見直して、 少しでも町民に迷惑かかる、ほかの事業でこれやったんでできないという、町民に迷惑かか ることがあればすぐにやめる覚悟はあるか、どうでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) この事業は、先ほども申しましたけれども、時期的なものを表示してありますけれども、あくまでも恒久的な事業として考えておりますので、続けてまいりたいというふうに思います。ただ、実行上支障のあるところがありますれば、そういうものをお聞きして取り入れて、さらによい事業にしていきたいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- ○4番(青柳はるみ君) 行政の無駄を省くとおっしゃっておりましたり、今のご意見ですけれども、今から行政の無駄を省きましょうというんではなくて、もうふだんの努力で、日常から無駄はないかということで、財政健全化判断の継続とともに、自立経営をするために収入の確保、人件費を中心としたコスト削減、行政の仕事の効率化、今町長が、会社経営されている、そこできっと無駄を省いて効率化にするんでしょうけれども、それをふだんの取り組みにして実行しなければ、町民の多種多様な要望にこたえることは不可能だなと思います。この中で、適材適所適人数の職員配置を考えておられると思いますけれども、限られたこの財源の中で、身の丈に合った支出なんでしょうか、これは。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** この子育て支援は、この町にとって必要な事業でございますので、これはやはり必要な事業だと思います。その執行に関して努力をこれからしていかなければならないというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- **〇4番(青柳はるみ君)** 気概をおっしゃっていただきました。
 - 一番初めの菅谷議員の質問に戻させていただきますが、一度は開会日の1時間前に、取り下げますということをおっしゃいましたが、取り下げてどういうふうにしようと思われたのでしょうか、教えてください。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 前にも申し上げましたように、やはり教育委員会のそういう不承認というものを真摯に受けとめて、やはり教育委員会への説明不足があったんではないかというふうに判断して、また、その後、理解を得る上で説明してまいって、また教育委員会の承認

をいただいて出直す、もう一回上程すればいいんじゃないかというふうに考えたわけで、真 摯に受けとめたわけでございます。

- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- ○4番(青柳はるみ君) 私も、町長に、これはどうして入れるんですかと言ったときに、町長は、マニフェストですということを繰り返されました。それだけでは納得できないわけです。教育委員会も、それだけでは判断できないということで、町長のわかっていただきたいという気持ちが余りにもなかったのじゃないでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 青柳議員さんのご指摘でございますけれども、教育委員さんにはご理解がちょっと十分ではなかったという点は、私も思っております。先日も教育委員懇談会を開きましてご説明を申し上げました。今後も、こういうことは続けて委員会のほかに懇談会を持って理解を得るような、そういう機会をつくっていきたいというふうに思っております。
- ○議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- 〇4番(青柳はるみ君) わかりました。

ということは、もう教育委員会はわかってくれるんだと思われたと思うんですね。ところが皆さんが反対されたと。そういうことで町長がそういう行動に出て、もっと説明しなくてはいけないんだなと反省されたということでいいわけですね。

それは、町長だから通るだろうとか、マニフェストだから通るだろうとか、そういう町長 の油断と慢心だと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** そういうご指摘もされる人もおるかと思いますが、私は当初からそのような考えはありません。やはり説明不足だったという点は理解をしております。
- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- ○4番(青柳はるみ君) 北海道三笠市が給食無料化やっていて、直接向こうの議員さんとお話し電話でさせていただきましたが、町長が無料化と言ったときに、我々もそうなんですけれども、エーッという思いだったんです。ずっと何年も前から、しようよ、しようよという話が出ていてするのならわかるんですが、突然私の場合は出てきたもんですから、理解しようにも時間がかかって大変だったんですが、三笠市の市長も理解してもらうのに2年かかったそうです。最後には、市長がそういう姿勢ならということで、わかってもらうために動いたわけですね。その中で、町全体の個々の議員とか教育委員会とかそういうのではなくて、

町全体が子供が少なくて困った、若年層がいなくては将来困るということで、町長の言う、 そういう提案に乗ってみようということで、町全体が子供たちに給食をプレゼントしようと いうことで、きょうから皆さんに町の人の思いを給食に込めてやりますと、そうやってやっ たわけですから、町長も、今油断とか慢心とかきついことを言いましたけれども、本当に引 き締めてやっていただかなければ困ると思います。いかがでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 青柳議員さんに大分ご意見いただきました。ありがとうございます。 やはり私の聞く限り、保護者の皆さん、そして子供たちまでも、この給食費無料化につい てはご期待をいただいておりますので、皆さんのご理解を得て実施してまいりたいと思いま す。教育委員会関係の皆さんにも、今後引き続きご理解を得るような行動をとって、引き締 めて、まさに引き締めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- ○4番(青柳はるみ君) そうやって、ここで無料化を旗上げすることで、国のほうにも刺激したい、全国にも刺激したいという方が、教育委員会で反対されたからすぐ引っ込めるという、それがとても心配でしようがありませんし、もっともっとわかっていただく努力をしてもらいたいと思います。

町長のマニフェストは、これだけじゃなくて、ぐるりんバスとか保育園とか、給食調理場が1つがいいか自校方式がいいか、その議論もしなくてはいけないと思いますが、雇用のための企業誘致とか、マニフェストはそれだけじゃなかったですよね。そちらのほうに、ここに重点を置いた政策で影響がないのでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 以前にも申しましたように、子育て支援は、この町の活性化のために大変に重要なものだというふうなことで推進をしたいと考えておるわけでございます。やはりそのためには財源等、積極的に無駄を省いて生み出してやっていきたいというふうに考えております。
- ○議長(一場明夫君) ほかの施策に支障がないか聞いておりました。ほかのマニフェスト……
- **〇町長(中澤恒喜君)** ほかの事業にも支障のないように積極的にやっていきます。 以上です。
- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。

〇4番(青柳はるみ君) 大型予算でありますから、これがあるのでどうもほかができないという声が上がれば、即刻見直しを考えていただきたいと思いますが。

短期ということがあります。政治というのは10年先、20年先を見据えてやるものだという話がありますけれども、緊急雇用対策とか短期ですけれども、短期ということが非常に私は気になるわけです。ところが、町の中で聞いたら、え、3年半もただにしてくれるのという声があったんですね。あ、そういうとらえ方があるのか。自分のうちの子は今6年生だ。中学3年間ただなんだ、あ、うれしいなという声があるわけです。あ、そうなんだと。短期なんかだめだよと自分は思っていたわけですよ。だから、1年だっていいわけです。大変な人は1年だってありがたいと言っております。2人いれば、1年1万弱助かるということで。そういう声があるのは、自分でもびっくりしたんですけれども、ともかく、何かするときに、町長の気概と決意と、本当に大丈夫かいという気持ちでいっぱいなわけですよ。ですから、しっかりと、本当に削減するなんて、かなり職員を緊張させることだと思いますので、それができるかどうかだと思いますけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 青柳議員のご質問、ご心配な点あるかと思いますが、私としてしっかり期待にこたえるようにやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(一場明夫君) よろしいですか。

ほかにございますか。

2番、竹渕議員。

○2番(竹渕博行君) 少々町長にお伺いします。

町長が日ごろおっしゃっております三位一体、これはどんなことでしょうか、まずお聞き いたします。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 以前から主張しております三位一体、これは、議会、そして役場の職員、それから執行部、町長、副町長等、教育長等が協力して、知恵を出し合って、町が活性化するように町づくりをやっていきたいと、そういう気持ちでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- **〇2番(竹渕博行君)** 行政、町の職員、そして議会、執行部、三役ということで回答いただきました。先ほど町長は、まず教育委員会、余り理解が得られなかったようだと。今後懇談会など機会をつくって理解していただきたいというような答弁もございました。私も、この

議会で文教厚生常任委員会として委員長をさせていただいております。今回、このような重要な問題に対して委員会に一度も諮問されたことはございません。このような重要な案件について、やはり町長のおっしゃっておる三位一体というようなことで、全く理解ができておらない状況でございました。

委員会におきましても、なかなか今回の話につきましては、町長の政治的な判断だというような職員からのお話でございましたので、この場をかりて町長にじかにお話を聞かなければわからないということで、ちょっとお聞きしておるわけでございます。

さて、幾つか質問させていただきます。

まず初めに、議運についてちょっと質問させていただきますけれども、先ほど同僚の菅谷 議員さんが質問をされました。その中で、町長の説明の中でございますけれども、私の名前 も出していただきましたけれども、全員の委員から取り下げの必要なしということでという ことで終わっておりましたけれども、このことをどのようにとらえたのか。いま一度ちょっ と説明していただきたいと思います。

〇議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) やはり以前も申しましたように、教育委員会の不承認というふうなことでございまして、私としましては、教育委員会、町の組織の重要な部門でございますので、これについては説明不足でそうなったのかなという判断でございまして、やはりこれを尊重して取り下げをしたほうがいいんじゃないかということで9月7日の議会運営委員会に申し出たわけでございます。

やはり、私としては、すべてがスムーズにいったほうが、やはり結果的にもいいんじゃないかなという考えが働いたわけなんでございますけれども、議運の皆さんのご配慮もいただきまして、そのように取り扱わせていただいたということでございます。

〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。

〇2番(竹渕博行君) おかしいですね。町長のとらえ方は、非常に間違っていると私は思います。委員の配慮という言葉が出ましたが、配慮って何でしょうかね、そこで。

私ども、私どもとは言いません、私、委員の1人として、せっかく今回の定例会に上程した議案であるから、そもそも教育委員会で不信任とはなったものの、教育委員会と議会とは、そもそも権能が違うんだと。教育委員会は――これは教育長からちょっと聞こうと思ったんですが、ちょっと置きます。

ですから、議会できちっと審議すべきということの意見が大半だったと思います。先ほど

から町長の話を聞いていますと、しぶしぶ今回の議案を出しているんだというふうにとらざるを得ない。要するに、本当は私は取り下げたかったんだけれども、議運の委員の方々がぜひ出せ、出せと言ったから出したんだと。だから、議運の方々はこぞって賛成するんでしょうねというふうに聞こえるんですよ。もう一回お願いします。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 私は、そのような気持ちで発言したわけではございません。やはり私としては真摯な気持ちで議運へ申し出たわけなんでございますけれども、取り下げる必要はないというふうなことを言われましたので、私としてはさらに勇気づけられたという感じがいたしました。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) 私が言いたいのは、正確にやっぱり物をおっしゃっていただきたいんですね。議運の委員会というのは、執行者が出したものを当然、それを審議するわけでございますけれども、その最終的な判断結果というのは議長にあるんですよ。議長が判断したんですよ、そうですね。それを受けとめて執行部が了承したということでよろしいですね、はっきり言ってください。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** そのときの状況としては、皆さんに、そのようなことに、取り下げの必要ないということに賛成をしていただいた意見を出していただいて、議長が判断したということでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- **〇2番(竹渕博行君)** いやいや、みんながどうのこうのじゃなくて、別に議長がどうのこう のなんて私言っていませんよ。議長が最終的な判断をしたということでよろしいですよね、 そうですね。議長のせいなんですか、ちょっとお答えしてください。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 委員の皆さんのご意見を取りまとめたということだと思いますが、お聞きしてということだと判断したということだと思いますが。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- **〇2番(竹渕博行君)** 議長はそのとおりだと思います。ただし、執行者は取り下げに来たんですよね。本来であれば、議会運営委員会がそういうような判断を下したとしても、いやいや、待ってくださいと、我々が提出したものを、これを取り下げに来たんですから、ぜひ認

めてくださいと言うのが普通なんじゃないですか。その意見、ちょっとお聞きします。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 竹渕議員さんもその場にいらっしゃったと思いますけれども、その議 運の状況から判断して、やはり私の判断が正しかったというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) 反論はいたしません。

認めたということできょうに至っているという解釈でよろしいですね。はい。

町長は平素より子育て支援、そして若者の定住促進、これから町を左右する重要な問題である、保護者も子供も喜ぶ、そして、先ほども述べましたけれども、日本も大変貧困になっていると。昨日総理大臣が決まりましたけれども、当町の町長として、今現在の当町における保護者の実態、これをどのようにとらえていますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) やはり私も若いころ、子育て中は県営住宅に居を借りまして子育てをしておりました。やはり子育て中の若い夫婦というのは何かにつけて大変な時期でございます。そういうときに何らかの支援があるということは大変ありがたいことだというふうに思っております。やはり子育て支援は重要なものでございます。

また、私が見る限り、最近離婚の率というのがかなりふえておりまして、ひとり親家庭といいますか、女手一つで子供を育てているような家庭もかなりふえているというふうに思います。そういう人たちが町営住宅に住んでいることもかなりあります。そういう家庭がやはり一番大変だなというふうに思っております。やはり赤旗の日曜版に出ておりますOECDの調査によりますと、日本のひとり親家庭が加盟国の中で一番貧困だというふうに調査されているわけなんですね。そういうことから、やはり子育て支援は緊急を要する事業だというふうに思っているわけでございます。

- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) 先ほどから聞いていると、確かに子育て支援すばらしいことだと思います。私もぜひ進めていただきたいというふうに思います。しかし、先ほどから聞いていると、別に給食費が無料じゃなくてもいいんじゃないですか、子育て支援として。いいですか、私は、町長が先ほど言っている、やはり多少経済的に厳しい、そういう保護者の方々が町営住宅に住まれたり、そういう状況もわかっております。やはり町政、また政治として弱い者に手を差し伸べる、これは当たり前のことであって、緊急を要する課題だと思います。

しかし、全員が無料化になる。例えば1,000万円、2,000万円収入を得ている保護者の方、いるかもしれません。その方も無料になる。全員がおごられたときにだれが負担するんですか。行政が負担するんですよ。こんなことあってはならないんですよ、基本的には。弱い者には手を差し伸べる、例えば自立支援法もそうですけれども、側面から人を助けるということが、やはり基本であると私は考えております。

すみません、討論ではございませんので、その辺にしておきます。

そして、このような大きな予算を9月定例会に上程して、そして10月から実施したいという、本当に急いだ条例でございます。本来であれば来年の当初予算に入れて組むべきだと思いますけれども、その辺はどのようなお考えでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) やはりこのような子育て支援の事業は町民に迅速に提供いたしまして、 この町に若い人に定着してもらうために、早急に実施することが効果があるというふうに判 断をしているわけでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- **〇2番(竹渕博行君)** 幾つか質問させていただきましたけれども、聞いても大体答えがみんな似たり寄ったりなんで、最後にしておきます。

これを実施した場合に、将来的な効果、これをどのように試算しておるんでしょうか、お聞きします。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) これを実施して、やはり子供を育てるなら東吾妻町ということになれば、この町で若者たちが住んで、定着をして、そして子供を子育てていくと、そういう気持ちがさらに大きくなるというふうに思います。さらに、東吾妻町で、こういう子育て支援事業をやっているということになれば、ほかの町村から若い者が流入してくる、そういうことも出てくるわけでございます。そのようなことから、試算ということを言われましたけれども、早急に数字にあらわせられるようなことはできませんけれども、やはり、この町を活性化していくための大きな一つの試金石だというふうに思っております。ぜひ、この町の将来を左右する事業でございますので、皆さんのご理解をいただいて、ご議決をいただければというふうに思っているわけでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) ちょっと聞くの忘れていました。

最初に三位一体で、議会ともやっていくんだという中で、私もちょっと触れさせていただきましたけれども、文教厚生常任委員会として、一度もこの件につきましては審議されたことはないということは先ほどご報告させていただきましたけれども、今後もこのようなやり方で進めていくのか確認したいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 今後につきましては、議員全員協議会等でひとつご説明を申し上げ、 その後各委員会で、委員会のほうから、ぜひ説明してくれという申し出もあるかもしれませ ん。あるいはまた、こちらから積極的に出させてもらいたいということもあるかもしれませ ん。そういうことを経ながら、皆さんのご理解を深めるような行動をしてやっていきたいと いうふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- **〇2番(竹渕博行君)** それでは、今回のやり方は正しかったというふうに思われるわけでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 以前にも申し上げましたとおり、一部私どもの不手際があったという 点はおわびしたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) その一部というのは、具体的に言ってください。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 文教常任委員会さんのご理解を得るような説明が十分に行われなかったんではないかというところでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) 最後になりますけれども、この条例案について、文教厚生常任委員会に諮問は1回もなかったということで、多分、町長も今おっしゃっていましたけれども、理解は得られなかったというふうに報告させていただいて終わりにします。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。 9番、大図議員。
- 〇9番(大図広海君) 休みはいいかい。
- ○議長(一場明夫君) 始めてください。時間の都合もありますので。
- **〇9番(大図広海君)** 手短にと言われてもなかなか、ここが天王山という形なんですが。

先ほど来の論議を聞いていますと、町長は堂々たる態度で、公約の実施であるというような発言が繰り返されております。これは、まことに老婆心ながら、仮定の話で申しわけないんですが、もしこの案件が否決された場合、どう対処するんですか、まず前提として聞いておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 仮定の話ですので、ここでちょっとお話しするということは差し控え させていただきます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 先ほどの発言の中には、マニフェストであると。それで、これが最大の今回の我々の言葉で言うと目玉であると。決してばらまきではないんだみたいなニュアンスで言っています。となると、実施をするための条例の改正、これが否決された段階で何らかのアクションを起こさなければ、あなたがなめられたという形になります。これはやむを得ないんです。そうすると、その前段としておいて、この問題が自分の思うようにならなかった場合には、どういう形でその行動を起こすかということは、あなたの政治家としてのやっぱり表明する責任がある。町民に対しても説明責任を果たさなくてはいけない。

いや、私はやろうとしたんですけれども議会は承認しなかった。だからできなかったんですよじゃ、町民は納得しない。なぜ、それは選挙は別だから。もう一度選挙をやります、これも手段だと思うんです。どちらの選挙をやり直しますかということになります。伺っておきましょう。

- ○議長(一場明夫君) 大図議員に申し上げますが、条例の改正の是非を問うていると思いますんで、その後の責任云々というのはいかがかと思いますが、どうしても必要ですか。
- ○9番(大図広海君) だからいっているんだ……

議長はそんなところで余り采配振るわなくても、与えられた30分の中でやればいいんだから。

- ○議長(一場明夫君) そういう言い方は看過できませんが。議長として適正に議会を運営する。そのためにやっているわけですから。
- ○9番(大図広海君) 9番、いいですか。
- ○議長(一場明夫君) 発言をまだ認めていません。

先ほどの件を切りをつけてからいきましょう。どういう、じゃ関連があって、それが必要ですか。

○9番(大図広海君) これは、政治家たる町長と、また別の選挙で選ばれた、その条例を審査する住民から負託を受けた町議会議員との論戦です。いいですか、その結果がどうにあるということは政治的な責任が、またそこにどうしても発生する。それが町長が最大の公約としてあらわれたものだと、そういうことにならざるを得ない。

いいですか、多くの場合、これは私の政治生命をかけますみたいな形での発言がなければいけない。今回なかった。なぜ、これはぜひ実施に向けていきたい。できるものとした前提でしか話してない。できなかったときの前提が崩れている。だからそこを確認してからではないと、政治家の話にはならないということなんです。理解できましたか。

議長は理解できなくても結構です。町長が理解できれば結構です。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 大変に大きな質問でございます。

やはり公約、マニフェストで上げた事業でございますので、これが議決されましたなら全 身全霊を持って、この事業がいい方向で遂行できるように努力してまいりたいと思います。

議決されなかった場合というふうなことでございますけれども、そのようなことは現在毛 頭考えておりません。その議決をいただくように今ご説明しているわけでございますので、 どうぞよろしくお願いをいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** 責任を回避したということになると思いますが、それはそれで結構です。それはジャブ程度にしておきます。

その中で、先ほど来から教育委員会のほうに承認を求めたという論議があります。会議録はまだ出てきていないので、その詳細はわからないんですが、いいですね、今はいいです。 基本的に町長に伺っていきます。次に教育長もお答えください。

教育委員会に、その承認を求めたものに対して、それをイエスともノーとも言う基本的な 職務権限というのはあるんでしょうか、伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 教育委員会といたしましては、議案に関しまして承認、不承認を行う わけでございます。しかし、執行側といたしましては、これにつきましては上程できないと か、取り下げなければならないというふうなことはないと考えております。
- ○議長(一場明夫君) 教育委員会にそれを承認するかどうかの職務権限があるかというのを 聞いているようですが。

- **〇町長(中澤恒喜君)** 端的に言えばないんだというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) これはなくて当然なんです。では、ないものになぜそれを諮ったか、 孤独だったからか、自分の案に自信がなかったからか、推しはかられるところです。まあいいです、回答は結構です。

その中で、特に問題となるのが、先ほどの決算のときからのつながりになりますが、学校 給食法第11条に触れます。この解釈というのは、いろいろあるというような前提で副町長か らの説明を受けましたが、いいですか、そもそも学校給食法第11条を受けて、給食費の徴収 条例が制定された。この給食費の徴収条例を制定した法的な根拠はどこにあるかということ を改めて伺っておきます。

- ○議長(一場明夫君) 担当課長で答弁はよろしいですか。
- ○9番(大図広海君) はい、だれでも結構です。できたら教育長にお願いします。
- ○議長(一場明夫君) 教育長、じゃ、できたら答弁お願いします。 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 学校給食法の給食費につきましては、以前は学校のほうで徴収をして納めていただいたということで、学校事務の方に非常に本来の事務のほかの給食の徴収等で手間がかかったというようなことがございまして、これをやはり口座振替にして、本来の学校事務だけの部分にするために、町のほうでは条例を制定をいたしまして、給食費徴収条例を制定したものと考えております。

条例を制定した根拠につきましては、給食費を徴収するためのものと認識しております。 (発言する者あり)

○議長(一場明夫君) それ以上の答弁はないですか。

今のが答弁だということですから。

9番、大図議員。

○9番(大図広海君) ですから、職員の知識力がそこまでということになるんだと思います。 基本的には、自治法228条、また考え方によれば自治法14条の2、これが適用になると思いますが、その2法を背景として給食費の徴収条例ということになるかと思うんです。

町長に伺います。

14条を背景ということになると、基本的にはどういう概念でこの徴収条例になっていると思いますか。

- ○議長(一場明夫君) 趣旨が理解できなかったようですので、もう一度お願いできますか。
- **〇9番(大図広海君)** これは時間にカウントするんですか。
- ○議長(一場明夫君) カウントいたしません。
- ○9番(大図広海君) じゃ、ゆっくり説明します。

14条の2というのは、義務を課するものという形でのものの条例によるという自治法の規定になっております。ところで、この学校給食というのは、法律で義務づけられた制度ではありません。自治体に対して努力義務としての規定はありますが、保護者に対して給食を食べなければならないというような強行、要するに性格のもんじゃないんです。保護者が、私要りませんといえば、それで済む話なんです。ですから、給食を食べますか、私の家は食べますよという、そういう契約の上に給食が提供されておると。

そうなってくると、いいですか、その契約に基づいて、要するに町側は学校給食を提供する契約に基づくところの役務の提供義務、受けた人間に対しては当然に給食費とする代金の支払い義務が発生してくる。これは民法の双務契約の中で、当然といえば当然の記述なんです。その中で、いいですか、代金の支払い義務が発生するこの事業については、支払い義務があるんだから、条例が必要なんだ。条例がないままにとっていくこと自体が、今まで異様な世界なんですよ。役人の世界で、それがずっと通用していた。いいですか、ですから14条の2が根拠法令になりますかという話を聞いています。

また、228条では手数料、分担金等々いろいろ住民負担を決める場合に、これは条例によるという話で、また条例化を求めています。どういう形であれ、住民に対して料金を徴収する、それが、要するに片務契約である――契約とは言わないかな。公法の執行、代表的なものは地方税法でしょう。地方税法に決まってくるのは税の徴収条例はないわけにいかない。いろいろ厳しい制約があると思います。ですから、給食費を提供する段階で、これは双務契約である部分ではあるんですけれども、その料金を受け取るときには条例が必要なんだという理解が、本来は必要なんだと思うんですよ。

ですから、自治法14条の2が、いいですか、その背景となって、あるいはまた、228条が背景となって、これは条例が成立する要件に、そこにあるんだという理解がありますかと聞いているんです。制限時間がなければ幾らでも丁寧に発言をする。少なくとも我々には30分という時間がありますので、一つ一つのことにそこまで言えないんです。また言う必要もないんですね、何しろあなたは町長なんですから。理解が進みましたか。

〇議長(一場明夫君) 町長。

- **〇町長(中澤恒喜君)** 自治法14条の2等ご説明いただきまして、ありがとうございました。
- ○9番(大図広海君) 聞いているんですよ、それが根拠になっていますか。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それにつきましては、また検討して判断をしたいと思います。
- ○議長(一場明夫君) 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。

再開を午後4時20分とします。

(午後 4時10分)

〇議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 4時20分)

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き質疑を行います。

9番、大図議員。

〇9番(大図広海君) そういうことになってきますと、ちょっと私も疲れましたので、ゆっくりやります。

11条の2にいきますと――すみません、学校給食法です。保護者の負担とするという形で 明確に規定しております。ここの部分について、町長は、これを無料化ということが可能か どうか、見解を伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- 〇町長(中澤恒喜君) 学校給食法に関してでございますね。

現行の11条の2ということでございましょうか。

これにつきましては、この解釈につきましては公の機関、県等で保護者に公法上の負担義務を課したものではないという解釈がなされておりまして、これについては経費の負担区分を明らかにしたもので、保護者に負担義務を課している規定とは言えないということでございます。

以上です。

〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) それは当然なんです。この法律、公法ではないんです。思うにね。なぜ、要するに、この学校給食を達成せよと、達成するように努力せよという形での、自治体に対するところの義務規定なんです。だから、自治体はこれを受けて、学校給食を行っているです。でも、どういう事情であれ、これが行われていると、この前提で物を言う。その中で役務の提供があったと。そうすると、この11条が公法による処分でないから、保護者に対する法的な支払い義務を明示しているんじゃないということじゃないんですよ。給食食べたという提供を受けた、要するに役務の提供を受けた、そのものについて、いいですか、保護者の負担とするというものがついて回らなくてはいけない。なぜかというと、料金の支払い義務、その義務は、この学校給食法、あるいはまた、今言っているように民法の規定を前提とする14条の2にかかわるところの条例、役務の提供を受けているんです。

ですから、学校給食費を払いたくない人は、学校給食を受けないでいいんです。受けなければならないといったものではないんです。それを承知して役務の提供を受けた人間に対して、負担とする、提供を受けた人に対しては、その保護者の負担というものは重くのしかかってくると。これが法律の成り立ちだと思います。そのようには考えられませんか。

〇議長(一場明夫君) 町長。

- ○町長(中澤恒喜君) 既に学校給食の無料というものは全国的に行われている状況でございます。何ら問題なく進んでおるわけでございまして、また、給食というのは食育という部門でございまして、教科書と同じ性格のものでございます。やはり、教科書の無料化というものも進んでおるわけでございますから、給食費の無料化について何ら問題はないものというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) そうしますと、基本的には日本の法律というものの実体があって、後から法律がついてくる、こういう事例は多々あります。全国の先駆けとなって理不尽な文科省に物を申すんだと。そのための8,000万円、糸目をつけないんだという話になってくるんならば、それはそれでまたちょっとおもしろいなという形にはなる。でも、1点問題があります。その段階で、法に基づく、いいですか、地方議会の承認というのは、違法を合法とするだけの権能を持ってない。これが違法という前提で物事が諮られて、町長が給食費の無料化をという前提、条例が成立したからということで給食費を回収しないと。後に争いが起きて、そこに過失があったと、補てんせよという話にならざるを得ない。そこまで覚悟しての今回の提案なのか伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 先ほど申しましたように、全国的にも、一部補助を含めますと二十数件の市町村で行われているわけでございまして、何らそういう問題が起きておらないという状況にございます。そういうことでございます。そういう仮定の問題は、私は答えられません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) これは決して仮定の問題じゃないです。現実に起こる問題なんです。他町村の問題について、我々は論議する権能は持っていないんで、触れることはないんですが、いいですか、他にやっているから、前からやっているから、だからこれでよかろう、これが一番いけない発想なんです。今町長の発言を私流に解するならば、私よく知らないけれどもさ、これやったほうが格好いいから、その程度のものだと思いますよ。それを本来的に、いや、これは先駆けとなるものである、絶対必要なものである。実は、そういう形で教科書の無料化の分も想定できているわけです。絶対そうなんだということになる。もし、そのために私が被告の身になろうが、それはそれであえて受けて立つ、そのぐらいの気構えが欲しいかなというところなんです。

もう一度聞きます。

前例主義ということに陥らないと。本当に必要なものであると。それが違法であっても、 法は後でついてくるんだ、それだけの気概があるんでしょうか、伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 大図議員のご質問のとおりでございます。そのように考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 方向性はそういうことで、私は潔しとして、非常にその部分については共鳴するところあるんです。ただ、これは従前から町長が言っておりました、法のもとに、法に従うんだと、自治体はそういうものなんだという先ほどの――すみません、これは前回の定例会でした、そういう発言がありました。これを見ると、また矛盾した発言になってくる。まあいいです。

その中で、特に問題になるのは、ある程度の是正措置を講じながらという話はわからなく はないんですが、特に次の学校給食法12条との兼ね合いの中から、先ほど来同僚議員が質問 しているように、これを全面的に無料化ということが、果たして費用負担の原則に対して合 致するのかどうか、伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それにつきましても、法の解釈等で許されるというふうに理解をして おります。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) ですから、他の施策も含めて、いわゆる所得に対して累進構造を持っている。どうしてもこれは逃げられない構造になっています。そうなってくると、今のように、先ほど来子育で支援と言いながらも、生活困窮者、あるいは、ちょっと今現実に年々不納がふえている。でも、本来的な12条の適用であって、生活困窮者に対するところの補てんというのは、ちゃんと措置がされている。それも、国費の補助をもって、それはなし遂げられると。今回、無料化をしたところで、ここのところについて、それを補うだけの制度というのは当面見込めないと。制度がそうなっていると。

逆に、いろいろと交付税の算定等々に絡んで、そうですか、そんなに自主財源が豊かならば、こういうものについてはもう少し考え直したほうがというような意見が出てこざるを得ない。そのために租税の徴収率なんかも、何%の競争体制になっている。徴収率が悪いと、そこに努力しないんだったらば、ちょっと見直すところはありますよって、暗にちょっとほかでいじめられるんだそうです。そんな危惧は発生してこなかったでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 交付税に関しては、給食費に関する部門にカウントされる部門ではございません。また、そのような仮定のことは、ちょっと考えられませんので。

以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** それで、そういう形でこれは前提で申しわけないんですが、実は前提 じゃないんですね。

町長の期待に沿うように、これが条例が成立します。町長は先ほど来から10月1日からそれを実行すると言っています。先ほど、本年度の補正予算、説明したとおりに、これは休み時間で悪かったんですが、給食費の無料化に対するところの、この補正が上がってきていない。この条例がきょう成立して、すぐ公布になる。10月1日からやりたいという町長の意向がある。さて、これが実行が可能なんでしょうか、伺っておきます。

- ○議長(一場明夫君) 事務方でいいですか。
- ○9番(大図広海君) 町長でしょう、ここまで来れば。

- ○議長(一場明夫君) じゃ、町長に聞いているようですから。 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 購入関係の予算はそのまま存在しておりますので、問題ないと思いますが。
- ○9番(大図広海君) ちょっと待って、申しわけない、おれ耳が悪かった。
- ○議長(一場明夫君) 購入関係の予算は存在しているので、問題ないという答弁だったと思いますが。

9番、大図議員。

- ○9番(大図広海君) 購入関係の予算、収入の実体が伴わないと。予算というのはそういうことになります。支出はいいですよ。しまわせって、またする背景を持たなくなる条例になってしまう。なぜかといったら、それは公費で補てんするからということになるわけでしょう。そうすると、そこに補てんする公費が、予算が成立してない。さて、重要な問題だと思いますよ、いかがでしょうか。
- ○議長(一場明夫君) 事務方に答えさせたんでよろしいですか。こちらで承知しているようですから。
- ○9番(大図広海君) 会計管理者でもよくわからない。
- ○議長(一場明夫君) 教育委員会の答弁じゃまずいですか。
- O9番(大図広海君) はい、結構ですよ。
- ○議長(一場明夫君) じゃ、教育委員会の答弁お願いします。 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 平成22年度の補正予算書の歳入の7ページになりますが、7ページの20款の総収入5項雑入4目の給食事業収入ということで、3,604万2,000円の減額の補正をお願いしてございます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) それは、だから給食費の徴収を行わないから減額なんですね。でも、まだ半分か、それと同額になるぐらい、また資金手当としてどっかから予算が成立しないと、いろいろな給食を運営するについて、支払うお金の根拠がなくなってきてしまう。いいですか、今のは減額ですよね。それは徴収をしないから減額になるんですよ。でも、給食費が減額になっただけでは、要するにいろいろな経費を払うお金がなくなってしまう。だから、予算が成立しないと。町長に伺っておきます、いいです、いいです、町長に伺います。

自治法232条の3ということになります。これは、時々私が問題にするところです。先ほどの企画課長の態度なんか見ていても、ああそうだったというような顔つきでした。すみません。支出の原因となる契約、その他の行為、今回の条例改正も、その他の行為になるかと思います。当然に、この条例でもいろいろなものを買います。契約も結びます。それは法令または予算の定めるところであると。ですから、年度末まで、システムが変わった10月1日から年度末までの間、十分に払えるだけの予算が成立していないと、そういった行為に及ぶことができない。これが自治法の求めている支出負担行為ということ。この辺は役人だったわけですから、十分に承知しております。

そうすると、今現在のこの補正予算では、負担行為がなっていない、できない。なぜ、予 算がないから。いかがお考えですか。

○議長(一場明夫君) 事務方の答弁でよろしいですか、大図議員、教育委員会の答弁でよろ しいですか。

◎会議時間の延長

〇議長(一場明夫君) 少し時間がありますので、皆さんに申し上げます。

会期の都合がありますんで、本日は5時を過ぎても延長して会議を行いますので、ご了解 をいただきたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) よろしいですか。

町長。

〇町長(中澤恒喜君) 歳出につきましては、当初予算で計上済みでございます。

(発言する者あり)

〇議長(一場明夫君) 今のが答弁だということだということのようですけれども。

○9番(大図広海君) 歳入の見込みがないじゃない。

○議長(一場明夫君) もう少し大図議員がわかるように説明をしていただけますか。歳入がないということを言っているようですから。

事務方にちょっと、よろしいですかね。

教育長、答弁お願いします。

教育長。

○教育長(高橋啓一君) 歳出予算につきましては、当初予算で全額計上させていただいております。

給食費の歳入につきまして、3,200万円余の減額補正をさせていただいております。ただ、 歳入の部分につきましては、どこがどうだという部分ではありませんが、やはり歳入の繰り 越しですとか、いろいろな地方交付税とかそういう部分のものの中から歳入の部分を充てま してトータルで歳入歳出同額の補正予算の金額になっていますので、これでよろしいかと考 えております。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) いろいろ問題が起きてくる。

いいですか、予算の流用というのは、厳格に禁止されている。ただし目の間はいいと言われている。款項に対しては予算の流用はできない。今ここで20款になりますか、給食費の事業収入というところが3,600万円の減額補正です。でも、この給食費、10月以降もこの給食を実施するのに、必ずお金がかかってきます。支出については、こんな支出ということで大まか予算かかります。でも、ここなんですよね、232条の3というのは。いいですか、ここなんですよね、支出の原因となる契約その他の行為、実際に物を買う、あるいは、この場合には賄い材料費でしか見てないわけですから、いろいろなものを買うといった段階で、買ったときに既に払うお金が、ここの中で準備されていない。それは何かというと、無料化をしますと、その条例が制定されて、さあ、実行ですといった段階で、当面ここ1カ月、2カ月はまだ予算が残っているからという性格じゃないんですよね。年度末まできちっとした予算が確保される、ここが一つの重要なポイントになるんだと思います。そのくらいの厳格さというのが自治体には求められています。買ったけれども、お金ないから払えないということは許されないんです。

そういう意味合いで、この無料化の条例が可決されて10月1日からそれが施行されるという段階になって、予算をどういうふうにするんですかねって、それが特にこの補正の中で上がっているという前提で私は考えていたんですけれども、どうもそうではない。物すごい問

題ある。いかがお考えですか。

- ○議長(一場明夫君) 大図議員、あれですか、条例の関係を今論議していますが、補正も当 然関連が出てきますが……
- ○9番(大図広海君) どうしてもこれはあわせた話で……
- ○議長(一場明夫君) その時点で、執行部は予算がとってあるという説明です。大図議員はとってないという説明ですから、そこのところで論議してもらうんでよろしいですか。
 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) だから、言うように、今、予算をとってあるということではなくて、ここなんですよ、この支出の原因となるべき契約その他の行為、当然に無料化にしますというから、その無料化に対応するだけの資金的な手当て、これは予算に反映させなくてはいけないと思います。予算が成立しなければ、これを、要するに条例改正が意味を持たないというよりは、こういった改正提案を出すべきではないということになるんだと思います。自治法の流れでそうなります。また、これは取引業者、あるいは父兄に対するところのエチケットになってくると思いますよ。そういった意味合いです。この2つは不可分になりません。
- ○議長(一場明夫君) あれですか、今のはご意見で答弁はよろしいですか。
- ○9番(大図広海君) はい、結構です。
- ○議長(一場明夫君) ほかには。よろしいですか、もう。

ほかに質問ございますか。

15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) 何点か、私なりに理解を得るために、単純に質問をしていきたいと 思います。

私、勉強不足の前にしばらく勉強しましたけれども、勉強不足の点で、皆さんのような高度な質問はできませんけれども、ご容赦をお願いしたいと思います。

重複する部分も大分ありますので、端的に質問をさせていただきます。すべて町長に質問をいたします。

他の町村に先駆けて、子育て支援策の一環として給食費の無料化に取り組んでいると。これを起爆剤にして、住宅政策など総合的に取り組んで子育て世代の人口の流出を防ぐとともに、他町村からの定住を図りたいという考えは、私なりに理解をいたします。そして、これは可能性は十分にあると思います。ただ、今、皆さんがいろいろと議論をしたように、皆さんが不安なのは、費用に対して、その効果がどれだけ期待できるかということに、今までの

議論を聞きまして尽きるんではないかと思うんです。ですから、その辺のところ、町長自信があるかどうか、お聞きしたいと思いますけれども。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 加部議員のご質問にお答えをいたします。

この給食費無料化、これが10月から実行でき、そして新年度からの各種の私の考えに沿って計画が進んで、議員の皆さん、そして役場、まさに三位一体で、そして町民も巻き込んで取り組んでいけば効果は必ず期待できるというふうに信じておるわけでございます。前から申しておりますように、若い人たちに住んでもらって、子育てするなら東吾妻町というふうなブランドを定着をさせるということが、今のこの町にとって最優先でないかというふうに思っておるわけでございます。

地域主権の時代に、この吾妻地域で最も条件のいい当町のこれからの生き残りをかけた再 スタートというふうに考えておりますので、皆さんのご理解をいただいて進めてまいりたい というふうに思っております。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 確かに、従来どおり他の町村と横並びなことをやっていたんでは、この町の定住人口は、ライバルとも言われております隣の中之条町を超えることは非常に難しいんではないかと考えられます。しかし、ただ、この給食費無料化が、ただの人気取りの施策に終わってしまったのでは、本当にこれ困るんです。仮に実施したとして、事業効果をどんな形で評価していくのか、お尋ねをいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 今ご質問のことが、実施後の大切な作業だというふうに思っております。これに限らず、すべての事業を対象に、毎年事業評価をやる、そういう体制をつくっていかなければならないというふうに思っております。

だからこそ、この事業の評価を、私の責任の及ぶ、まず4年後に事業評価を実施をして、 国や県などの動向を見ながら、その修正が必要ならば修正を加えるというふうに行いまして、 この事業を恒久的に継続するよう万全を期すために、一定の期間に区切らせていただいたと いうところが本当の考えでございます。

決してこれでやめだというふうなことではございません。むしろ前向きの発想で責任を持ってやっていくんだという、そういう心構えをこの期限に切ったというところであらわしているわけでございますので、どうぞご理解をよろしくお願いをいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 確かに、町民の中では、給食費ぐらいは自己負担すべきだという町民も少なくはないと思うんです。一方、これが実施されれば、町長の言うように、ダイレクトに子育ての支援につながり、他の目的に使うこともなく給食費の未納問題もなくなり、その徴収事務を取り扱う職員も要らなくなるわけです。私が聞いている限りでは、保護者の立場からすれば、期待している声が非常に多い。私は、中学校の運動会、小学校の運動会等々にお呼ばれしまして、父兄の中に飛び込んでなるべく多くの意見を聞きました。大体90%の人がぜひやってくださいと。

中には、私は父親が二個四、私が育ったころは父親が二個四だったもんで給食費すら払えなかったんですと。だから、それが私にもだんだんわかってきてしまったんだと。だから、給食の時間になると非常につらいと。だから、ある日はつらいが余りうそを言って早退をしたと。そんな思いもしたと。多分、今現在でも、そういう生徒も多分いるのではないかと。だから給食未納というものが起きているんではないかというようなことで、ぜひ、そういう人が1人でもいるならば、そういう人を助けるためにも、ぜひ加部さん、ご尽力をお願いしたいというような強い意見をくれた女性の方もいました。

新聞等いろいろな情報を見ていると、先ほども出ました共産党さんや公明党さんなども給食費の負担軽減の方向で働きかけているようなことも見受けられます。ですから、決してこの施策が、私は間違っているということではないと思います。しかし、短期間で判断しなくてはいけないから苦慮している同僚議員もいるように思われます。それでも町長は実施したいと言うからには、これが仮にうまくいかなかったときには、町長みずからが責任をとってやめるぐらいの考えはあるかどうか、聞いておきたいと思います。

〇議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) この東吾妻町にとって、できるだけ早く子育て支援事業に取り組むべきだというふうに考えております。決して考え方が間違っているというふうなことは思っておりません。先ほどから言われておりますような、手続上少し手順が違っていた部分等につきましては率直におわびをしたいというふうに考えております。また、加部さんのお話の中にもありました、党派を超えてぜひともご理解をいただき、実施をさせていただきたいというふうに思っております。その判断をした以上、うまくいかなければ責任をとるというのは、私として当然だというふうに考えております。

町も議会の皆さんも一丸となって、この町が暮らしやすい、だれもが暮らしやすい町づく

りというふうなものに取り組んでいかなければならないというふうに考えております。ぜひよろしくお願いをいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 過去ですけれども、同僚議員から、もう1人子供を産める環境づくりについて一般質問があったことを思い出します。私も、全くそのとおりだと感じておりました。その中で、たしか経済的負担が大きいことが、若年層が3人目以降の子育てをためらう要因になっていることが指摘されたように思います。確かに、少子高齢化を防止するには子供をふやすしか方法はないと、こう思います。その施策の一環として今回の保護者の負担を軽減するために大きな効果が見込めるものだと思われます。

町長は、可決された場合、実施に向けて、教育委員会はもとより、議員や町民の理解を実施までに得ていかなくてはならないと思いますが、これができるかどうか、どんな考えでいるかお尋ねをして、私の質問を終わらせていただきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 今ご指摘をいただいた、そういう観点から今回の提案をさせていただきました。実施を可決していただければ、今後は実施までに鋭意努力しまして、ご関係の皆様に理解を得てスタートをさせていきたいというふうに考えております。どうぞご理解を得て、ご可決をいただければというふうに思っております。よろしくお願いします。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

2番、竹渕議員、賛成ですか、反対ですか。

- 〇2番(竹渕博行君) 反対です。
- 〇議長(一場明夫君) 反対。

上田議員は。

- 〇11番(上田 智君) 賛成です。
- ○議長(一場明夫君) 賛成ですか。

それでは、最初に反対討論をお願いしたいと思います。

2番、竹渕議員。

(2番 竹渕博行君 登壇)

〇2番(竹渕博行君) 議案第9号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について。

まず、若者の定住促進、保護者に対する負担の軽減については理解できるものであります。 だがしかし、以下のとおり反対討論をいたします。

我が町が取り組むべき最優先課題は何か。それは、いまだ道半ばである行財政改革を速やかに断行して、行財政の健全化を図り、町民生活の安定を実現するとともに、この町に誇りを持って暮らすことができる明るい元気な町づくりに取り組むことではないでしょうか。この条例案は、財政面において逆行するものであります。また、この条例案に必要な財源は経常経費となり、経常収支比率を悪化させる要因となります。このことは財政の硬直化につながるものであります。

国や県からの補助金は一切受けられないものであり、厳しい財政の中から町単独の負担として財源を確保しなければなりません。本定例会において、財源の確保として、町長以下三役の特別職や、昨年議会主導で行った職員の現給保障額の減額、そのほかに手形と思われるこれから徹底した経費削減を図り、財源を捻出し、経費削減を図って財源に充てる予定とのことでありますけれども、議会に対し約束手形を切るおつもりでしょうか。去る8月6日の議会全員協議会では、財源確保の理由として、町の預金である財政調整基金を取り崩すことと国民宿舎榛名吾妻荘の借金返済分を完済した後は、これを財源に充てたいとの説明がありました。このような恒久的財源の必要な問題に対し、場当たり的な考えでは到底納得するわけにはまいりません。

そしてまた、町長の公約には行財政改革を行い、生まれた財源をもとに給食費の無料化を 実施したいと明確に述べています。これも順序が逆であると思います。学校給食法11条の中 に、経費の負担として、義務教育諸学校の設置者の負担と保護者の負担について明記されて います。この法律に今回の改正条例案は抵触するおそれがあります。

去る9月6日に東吾妻町教育委員会が開催されました。その会議では、この議案も審議され不承認とされました。教育委員会では、子供たちの教育環境を整えることを目的に審議するものであると認識しております。議会とは、その権能が違うことは当然であります。提案者である執行部と教育委員会とでの見解が違うことはあり得ることだと思いますが、しかし、教育委員会の立場として反対をしていることは看過することはできません。

現在、同じ年代で幼稚園と保育園に通園している園児がいますが、この条例案では保育園 児に対する配慮がなされていませんし、公平性と整合性の観点から疑問が残るものでありま す。この条例案を施行したら、恒久的施策とならざるを得ないと考えますが、実施期間を設け、限定したことにも問題があります。

さて、町民の中には、国や県で子ども手当や公立高校授業料の無料化や義務教育までの医療費の無料化等に手厚い子育て支援がなされている現状の中、保護者の負担が法律で規定されているにもかかわらず、給食費の無料化をすることは、保護者の保護者としての責任と義務を放棄することにつながるのではないかと疑問を投げかけてくる町民の方も多くおいでです。

また、子供たちの食の安全・安心の観点から、現在各給食センターでは地産地消に取り組まれ、町PTA連絡協議会の給食部会での協議や要望、保護者による給食の試食会など、さまざまな取り組みがなされているようであります。衣食住とは、生活の基本であります。保護者の方々が経費の一部だけでもご負担されることによって、食とは何か、食の安全・安心とは何か関心を持たれ、さまざまな取り組みがなされることは必要不可欠であると思います。町全体の財政運営の検討や公平性の確保、学校給食法における法律面での解釈や教育委員会での見解等、さまざまな問題点を含む中で実施することは、総合的に考えて現段階では相当無理があると判断せざるを得ません。

よって、本案には反対するものであります。

〇議長(一場明夫君) 続いて、11番、上田議員、賛成討論をお願いいたします。

(11番 上田 智君 登壇)

〇11番(上田 智君) それでは、私は賛成討論をさせていただきます。

東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。 本件については、去る8月26日開催の議会運営委員会に執行者より提案され、審査の結果、 上程されることになりました。議会全員協議会でありません。申しわけありませんが、議会 運営委員会でございます。

しかし、提案すべき議案は、時間的余裕があったにもかかわらず、事前協議を前提とした 関係委員会との協議、確認もなく、説明責任を果たしていないという現状にて、去る9月6 日教育委員会定例会において否決という事態を招いてしまいました。執行者は、教育委員会 の決定を重く受けとめるとともに、意思を尊重すべしとの考えから、同日午後議長あてに議 案取り下げの申し出を行っております。正副議長、議会運営委員長と取り扱いを協議の上、 条例案の取り下げ、補正予算案の教育委員会を除いた一般会計予算案の差しかえをすること で話はまとまりましたが、それらをどう取り扱うべきか議長より要請があり、急遽9月7日 午前9時より議会運営委員会を開催し審査してまいりました。審査の結果、各委員より、8 月26日に示された議案で上程すべきとの決定がなされました。

これらは状況についてでございますが、いずれにしても、現今経済状況の悪い中にあって、多くの町民の期待している現状を踏まえた場合、子育て支援政策に対する当町農作物を利用した地産地消対策の一環として、また、給食は教材の一つとして提供できる工夫をし、子供たちが明るく元気に育っていくこと、若い親が定住できるようにすることは、町の活性化につながるものと信じ、若年層の定住促進や子育て支援を優先的に実行してやる必要があります。また、経費については、町長三役、職員給与減額分を充当させるなど、限定期間とはいえ執行者等の強い意欲が感じとれております。

このような現状を踏まえると、議会運営委員会委員長の立場としては、取り下げを回避させての議運審査を尊重すべきとの考えから、委員各位が事前に賛同を得たものと信じ賛成するものであります。

なお、執行者は、本議案が重要課題としてさまざまな意見等があったにもかかわらず、協 議の場もない状況を招いてしまったことを重く真摯に受けとめ、関係各位に対して支障を来 すことのないよう対処されることを申し上げ、賛成討論といたします。

終わります。

○議長(一場明夫君) ほかに討論ございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立少数)

〇議長(一場明夫君) 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第15、議案第1号 平成22年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 ございませんか。

9番、大図議員。

○9番(大図広海君) 条例が否決されたということで、そうすると、この補正予算も、またこの減額補正がこのまま成立するということは、まずないとは思うんですが、7ページの話になります。

それで、それはそれとしておいて、今回のこの補正に伴うところは、人事異動に伴う、いわゆる給与費のつけかえというのが主な金額になってきます。その中で聞きたいんですが、 先ほども言いましたように、款項を超えたところの予算の流用というのは認められないという認識は、町長の頭の中にありましたでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それにつきましては、私の考えの中にはなかったと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) そうすると、町長の中にあっても、事務方の最高級と言われていると ころの副町長、当然にまた職員歴が長かったわけですから、そのくらいの認識はないといけ ないということになります。ありましたでしょうか、伺っておきます。
- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- ○副町長(高橋義晴君) それはあります。今回のこの予算ですけれども、ちょっと、先ほど 大図議員さんのほうから言われまして、財源内訳にかかわる部分で言われていると思うんで すけれども、歳入のほうで3,600万円余の減額はしているんですけれども、歳出のほうの給 食費の原材料費の財源の内訳の、予算は8,600万円ありますけれども、その部分で給食費と して徴収すべき部分で、その金額が今回補正には漏れているというふうに、先ほど私は気が ついたんですけれども、多分そのことを言われたのかなと思いますけれども、それでよろし いでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 給食費の話はいいですよ。私が今聞いているのは、今回のこの補正自体が、要するに、人事異動に伴うところの人件費の款項を超えたところのつけかえが、ここのところにあらわれているという意味合いを言っている。
 - 一つの例を言えば、総務費、徴税費の中での補正が460万円ほどあります。これはみんな 人件費の中で相殺している。また、ほかの課は減っています。トータルはそんなに変わらな

いんだという発想でやっているんだと思いますが、でも、実際には7月1日から人事が発令 されているわけですよ。今も言っているように、人事の発令があったときは、その職員に払 うべき、年度末まで払うべき予算は成立しているということが要件なんですよということな んです。

- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- **○副町長(高橋義晴君)** わかっています。わかっていますけれども、これまでも人事院等で、 人件費等については基本的には12月にやってきているという例がありまして、人事異動後に それをやると。その間につきましては、その現計予算の範囲内で賄えるという前提でやって きていると思いますけれども、そういうふうに解釈しております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) それは、手前みそといえばいいんですけれども、昔そんな記事も書いた覚えあります。手前みそというのは、みずからを自慢することなんだそうです。そういう言い方をすると、手前勝手といいます。自分に都合のいいように解釈しているということです。やっぱりそれは公金の処分に当たるわけですから、それも公務員の身分に関することです。法令に従う—6月の定例会、町長は、胸を張ってそう言っていました。自治体には間違いがないんだと。そんな意味合いの発言をもらっております。やっぱりそれは厳格に守っていかなくてはいけない。

それの中で、1点だけ今度の人事異動ということじゃなくて、これは管理職手当の部分に含まれます。どうも同じ人数、あるいは若干動いた形はあるんですが、この款項を超えた部分以外に管理職手当の増額がそこにある。総務課長に伺っておきます。トータル、管理職手当は、年度末までどのくらいの増額になりますか。

- 〇議長(一場明夫君) 総務課長。
- ○総務課長(高橋春彦君) ただいまの質問でございますけれども、管理職手当につきましては8%、6%を7%にしたということで、若干の動きがありまして、2万4,000円程度の増額になってございます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** 先ほどの食糧費の話も、2万5,000円程度のものでした。でも、これ

は許される問題じゃない。今ここで、町長が独断で、こういう表現が正しいと思うんですが、管理職手当の増額を図った。これは款項超えるなんていうレベルの問題じゃないんです。総予算がふえた。いいですか、それで既にこれは執行されている。7月1日からもうこれは執行済みです。だから、後の支出となる契約と法律行為ということになりますから、そういった事例、規則を変える、要綱を変えると。その時点で予算が確保されている、これが重要な問題なんです。煩わしいけれども、これはやらなくてはいけない。こんな話は、去年もありました。この2万4,000円、支払いの根拠を変えてしまう。なぜ。今言っているように、当面まだ残があるから、それを使っていて、最後になくなるまでの間に補正予算が成立すれば、トータル予算主義に合うじゃないかという論議がある。以前もありました。でも、そうじゃないですね。辞令を発行すると。あるいは、今のように規則を直す。この時点でこれが法律行為なんですよ。そのときには、支払いをこういう形でここに予算が確保されていますよという予算が成立してないといけないんですよ。それを予算主義という。理解ができましたか。

- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- 〇副町長(高橋義晴君) 理解できました。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** そうすると、もう既にこれが執行されている。後追いで条例、すみません、今補正予算が出てきた。いつも言います。下世話な言葉で言います。おまえら黙っておれの言うこと聞いてろよと、議会に言っているようなもんなんです。この言葉の意味が理解できましたか。
- 〇議長(一場明夫君) 副町長。
- **○副町長(高橋義晴君)** 今の言葉というよりも、先ほど理解できたということで、大変申し わけなく思いますけれども、今回、できればお認めを願いたいというふうに考えています。
- ○9番(大図広海君) 結構です。
- O議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第16、議案第2号 平成22年度東吾妻町国民健康保険特別会計 補正予算(第2号)案を議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第17、議案第3号 平成22年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算(第1号)案を議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第18、議案第4号 平成22年度東吾妻町介護保険特別会計補正 予算(第1号)案を議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第19、議案第5号 平成22年度東吾妻町下水道事業特別会計補 正予算(第1号)案を議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第20、議案第6号 平成22年度東吾妻町簡易水道特別会計補正 予算(第1号)案を議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第21、議案第10号 東吾妻町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本件については、去る9月8日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 9番、大図議員。

- ○9番(大図広海君) この具体的な事業計画という部分まで入りますと、果たしてこれが過疎からの脱却ということを目標とした計画に合致するのかどうかということで疑問があるんですが、町長に伺いますが、そこのところの大前提となる何を目標として過疎からの脱却ということを図るんでしょうか、伺っておきます。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) やはり我がふるさと東吾妻町、この町がこれからも営々として続いていく、この町民の皆さんの生活を支えて存在していくために、この過疎地域自立促進計画を策定して、一つの目安として進んでいきたいというふうに考えているわけでございます。町民の皆さんの生活安定、それも一つの目標であるというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** そういった、いわゆる心棒というか、大前提が狂っているから、網羅 的な事業が上がってくるんだと思いますね。

では、一つの事例を伺いますが、16ページから18ページぐらいまでに、その具体的な資料が載っていますが、17ページ、東吾妻ふるさと祭り補助事業、それが前段でもう少し上で、小口資金の保証料補助、いろいろとあります。また、ふるさと祭り阿波踊り出演事業、こういったものを時限立法で、あるいは時限的に当てはめられた過疎法の指定の中で、何とか過疎からの脱却をしなければいけないという事業に充てると。この大前提の中で、こういったものが適用対象にして扱われると。これで過疎からの脱却になっているでしょうか、伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(武藤賢一君)** ここの部分につきましては、今回過疎法の一部改正の内容においてソフト事業というのが追加になりました。この法律自体も平成12年にできて、ずっと来て

いるわけですけれども、この法律自体が、この計画をつくるに当たって考えられる一番の考え方として、財政の支援であるというところが一番大きいと思います。そういうところで、 過疎債という有利な地方債をうまく使いながら過疎から脱却していくことになります。

確かに大図議員が言うように、じゃ、こういう事業はないのか、こういう目玉的なものはないのかというのは非常にわかります。ただ、法律が改正されまして、今年度からの適用ということで計画を出していくという中で、この法律に沿って計画書をつくるような、そういった計画になっています。ですので、現在ある事業をまず網羅するということによって、いろんな対応ができるというふうに考えております。

今回、ソフトについては、初めて出てきたということもありまして、最初の計画が出た段階では、年間3,500万円が上限ですよというのがちょっと打ち出してなかったです。そのくらいこれまだ改正の中で見えてこない部分もありました。そういう中で、こういった事業、ソフトの事業で当てはめるものは何があるだろうかということで各課から出てきたものをある程度精査はしましたけれども、網羅をしたというような、そういうことになっております。

〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) ですから、それは既存の事業をちょっと資金的に有利だからつけかえましょうと。ただただ役人的な発想で終わっているだけの話なんですよね。それは、若干というか、特段というより有利になっています。その有利はずっと継続しない。何年かたつと終わっていく。そういった中で、本来、過疎からの脱却を目標として事業をすると。もうその過疎法の指定を受けなくてもいい町になっているんだと。その気構えというのがないと、なかなかなっていかないと思いますよ、いいですか。

同じにいえば、29ページのあたりにいけば、スクールバスの運営事業委託、このものについて事業計画の中に入れましょうということ。スクールバスの事業、スクールバスの運行業務委託を、いわゆる過疎債に置きかえると、これで過疎の脱却に結びつくんでしょうか、伺っておきます。

〇議長(一場明夫君) 企画課長。

○企画課長(武藤賢一君) 先ほども申しましたように、いわゆる財政支援というところをしっかり押さえていきたいというふうに考えております。今ある事業の中で、これはあくまでも上がってきたもの、現在行政で行っている施策です、実行している施策です。これに対して、じゃ、どの部分が果たして一番有効であるか。当然起債ですので、地方債ですので将来負担というものが来ます。それを見据えながら、財政当局とすれば、その将来負担を軽減で

きる方法として、この過疎債をどうやったらハード面で使えるだろうかというところで、こ ういった計画にさせていただきました。

ですから、ここに載かっているものがすべてなっていくということではなくて、ちょっと 全協でもお話ししましたけれども、いわゆる今年度の事業については12月上旬に申請行為が あります。その中で、まだ総務省というか、上のほうからは大枠、いわゆるこの過疎債で使 える大枠というのが決まっておりません。ですから、申請行為もかなりの部分でボリューム を上げながら出すか、将来負担を考えながらボリュームを絞るかというような、今作業に入 っています。

そういうこともあるので、確かに計画だけで見ると難しい部分もあるんですけれども、財 政支援をどうやって活用して、いわゆるこの過疎法の本旨でありますハード面のおくれをな くす、要するにインフラの整備をしていくというのが、この法律の趣旨だというふうに理解 しております。

〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) だから、それを、本当言うと手前みそといって褒めてあげたいんですよ。でも、なかなかそうはいかないんですよ。先ほど言ったように、身勝手という話になってくる。

本来住民が求めているもの、過疎化からの脱却、そんな有利な補助事業があるのならば、
ふだんやろうと思ってもできなかったこと、それで、その事業が核になり、過疎からの脱却
に対してはずみがつく、そういうことを要望している。私の周辺ではそういう意見が多いで
す。ちなみに町長もそのようです。定住人口ふやすんだと。子育ての支援をすると定住人口
がふえるんだと、そんなような発言がありました。子育て支援が目標じゃないんです。定住
人口増が目標なんです。というような、よくとればそういうふうに聞こえるんです。

となると、現在どういう形であれ、当町にも遊休資産というのがあります。例えばこれはほんの一つの事例です。事例を上げれば、いつも言っているように、矢倉の第一小学校跡地、これをどうやって使っていくか。どういうふうに使うにも、あの校舎を撤去しなくてはいけない。何千万円かのお金がかかる。やろうにもなかなかできない。ずっと眺めたまんまで終わっている。これを事業として取り入れましょう、新規事業です。それで、そこのところで、町長が先ほど言っているように、定住人口の増加のために、その用地を使いましょう。どうやって使うかは、また今後の論議になると思います。

また、農村公園用地として2ヘクタールの土地がある。どうもなかなか当初から、ぶれる

なというような意見を提示しながらやっていたんですが、実現していけば、ぶれずに何をやるか、何をやったら定住人口の増加になるのか。そのためには幾らの経費がかかるか。なかなか採算が悪い事業である。よし、それだったらばこんないい事業が、補助事業がある。これを目玉にしようじゃないか、そういった意思統一がない。役人がちょろちょろと書いたものがそのまま出てきている。

いいですか、先ほどの給食費無料化なんていう話を大上段に、住民の間に、あるいはマスコミに披露する、その気概が、少々の違法行為でも法は後でついて来る、そういう気構えです。矢でも鉄砲でも持って来いという感じですよ。その町長が、こんな自立促進計画、とてもじゃないけれども、信じられない。2へクタールの土地を、一部あそこの――2へクタールってどのくらいになるかな、50アールぐらいになりましょうかね、ずっとそこのところは日陰になるので、本来の標語のように農村公園用地にすればいいんでしょう。それで、残ったところはきちっとした形で定住人口の増加のために使っていく。そのために幾らお金がかかるか。初期投資はやっぱり拡張したり、道路をつけたり、下水を引いたりしなくてはいけません。そうすれば、どういう結果が起きるか。何戸の家がふえて、何人の子育て層が――恐らくこれから家を建てましょうという人は、そういう層になる確率が高いんですよ。

矢倉の小学校の跡地は、あれで1~クタール上ちょっとあったと思います。1. 幾つだったか、ちょっと記憶、昔の記憶なんで申しわけない、全部合わせて1.4ぐらいあった記憶があるんですが。主に駅に近い。今のこの世情は、住宅ローン金利が1.1ないし1.3なんていう金融機関があるんです。フラット35は長期金利が下がった影響で下がりました。

なかんずく、住宅ローン減税が過去最大です。 1%の控除がもらえます。実質、もう無利 子みたいなものです。円高のおかげで材料費が安くなっています。 さあ、こういう状況を踏 まえて、第2次ベビーブーマーが今子育て真っ最中のところになりました。早い子は、もう 上の子が中学生ぐらいになるでしょう。遅い人でも2人目が生まれたぐらいかな、大体平均 値とると、そんなところです。そうなってくると、タイムリーにこの事業を行うと、定住人 口の増加につながる確率は非常に高い。そのために幾らのお金が必要か試算をしてみる。ど ういうふうにしても、この点画が決まる話です。

それと、この適用の年限も当然に決まる話です。その間にちゃんちゃんちゃんとやってしまわなくてはいけない。スクールバスの運営費の補助、この過疎事業に適用されても、過疎が終わると、ずっとスクールバスの運営費は補助が出る話ではないんですよ。ですから、もう少しひもを締め直すというか、本来の目標はどこなのかと、その必要があると思うんです

けれども、そんな考えあるかどうか、町長に伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 大図議員に大変懇切丁寧にご意見をいただきました。そういうものを 今後は検討いたしまして、いい町づくりをやっていきたいと思います。よろしくお願いしま す。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 今これもう議決を求められているわけですから、今後の検討では間に合わないんですよね。既にそれで成案として、そういうものが提示されないと。なぜかというと、今後検討しますといって、あしたになれば、これは成案ですとなるんですよね。ですから、今町長が話したのは社交辞令という、よく表現して。悪く表現すると、どういうことになるか、早く時間が過ぎねえかなと、それだけの話なんですよ。

いいですか、過疎からの脱却というのは、どこが力点で、限られた予算と限られた期限の中でそれがなし遂げられるか、余りにも壮大なものを言っても、それはやっぱり絵にかいたもちになる。それと、今言ったように、世の中の全体の流れの借景を使いながら的確に行っていく。その引き金になったその事業が後に経済効果を発揮する。あるいは機動力になって、ほかを巻き込んでだんだん地域がよくなっていく。定住人口の増加というのは基本的にはそういうことになるんだと思います。考え直す余地ありますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 大変貴重なご意見だと思います。よく検討していきたいというふうに思います。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。 14番、佐藤議員。
- ○14番(佐藤利一君) 運用面については、大変有利な過疎計画とありますけれども、当然、この計画にのってないものは取り上げられない。緊急に起きたものでも、こういう事業を取り入れて突っ込むことは可能ですか。というのは、前の21年度のやつがまだ実行されていないところも残ってあるものですから、それを勘案してちょっと聞いていることだけなんですけれども。
- 〇議長(一場明夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(武藤賢一君)** 基本的には、これが計画ですので基本です。ただ、この中の、ちょっと記憶があやふやで申しわけないですけれども、2割程度の変更については、変更を出

さなくてもオーケーということです。それと、当然こういった計画については、県と協議を して計画書をつくって出していると。これが可決されますと総務大臣、国交大臣、農林水産 大臣に出されますので、この計画が。ですから、そういったこういった行為を、急遽といい ますか、こういった物すごくいいものが出てきて、ここにのっていないものがある場合につ いては、変更は同じような手続を踏んで行います。ということでよろしくお願いします。

- 〇議長(一場明夫君) 14番、佐藤議員。
- ○14番(佐藤利一君) それでは、緊急の場合は、どうしてもというときには、この計画の中にのってなくても取り入れることは可能というふうなことは残るわけですね。それだけです。ありがとうございました。
- O議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎延会について

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長(一場明夫君) したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。 なお、次の本会議は9月16日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。 本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 5時43分)

平成22年9月16日(木曜日)

(第 4 号)

平成22年東吾妻町議会第3回定例会

議 事 日 程(第4号)

平成22年9月16日(木)午前10時開議

- 第 1 発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 2 発委第2号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について
- 第 3 陳情書の委員会審査報告
- 第 4 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第 5 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	_	場	明	夫	君	2	2番	竹	渕	博	行	君
3番	金	澤		敏	君	4	1番	青	柳	はる	5み	君
5番	須	崎	幸	_	君	6	6番	浦	野	政	衛	君
7番	角	田	美	好	君	8	3番	日	野	近	吉	君
9番	大	図	広	海	君	1 ()番	中	井	_	寿	君
11番	上	田		智	君	1 2	2番	橋	爪	英	夫	君
14番	佐	藤	利	_	君	1 5	5番	加	部		浩	君
16番	菅	谷	光	重	君	1 7	7番	原	田	睦	男	君
18番	高	橋	基	雄	君							

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 中澤恒喜君 副 町 長 高橋義晴君 教 育 長 高橋 啓 一 君 総 務 課 長 高橋 春 彦 君 企 画 課 長 武 藤 賢 一 君 保健福祉課長 先 場 宏 君 税務会計課長 兼会計管理者 町民課長 多 利 信 君 光 一 君 本 加辺 産業課長 轟 馨 建設課長 \equiv 君 渡 辺 司 君 上下水道課長 佐 藤 喜知雄 君 事業課長 蜂須賀 正君

教育課長 角田輝明君

職務のため出席した者

議会事務局 角 田 光 代

◎開議の宣告

○議長(一場明夫君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(一場明夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

◎発委第1号、発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(一場明夫君) 日程第1、発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について及び日程第2、発委第2号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを一括議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

上田議会運営委員会委員長。

(議会運営委員長 上田 智君 登壇)

○議会運営委員長(上田 智君) おはようございます。

それでは、発委第1号並びに発委第2号の提案を申し上げます。

この提案については、さきの6月の議会において、条例等が制定をされております。10月 1日から施行というような形になろうかと思います。それを受けて、議会運営委員会で規則 等を見直ししてまいりました。 まず、第1の発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例については、皆 さんにお配りのとおり、資料をちょっと見ていただければわかると思いますが、傍聴の取り 扱いをうたってあるものでございます。

そして、発委第2号につきましても、東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてということで、資料をお配りしてあります。本規則についても提案理由の説明を申し上げますと、平成22年6月16日に成立した東吾妻町議会基本条例の10月1日からの施行に向け、関係条例等の整備を行うものでございます。

議会基本条例に位置づけられている会議の公開、傍聴、一問一答制、反問権、議員相互間の自由討議などの運用に対応するため、条例及び規則の一部を改正していきたいというふうに思っております。

議員各位におかれましても、十分にご審議の上、ご賛同いただき、原案のとおり議決いただきますようお願いを申し上げて、提案にかえさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) 二、三委員長に対して、質問をしていきたいと思います。

質問する前に、これは議会運営委員会委員長、上田智さんから出ていること、これは、議会運営委員会発議と解釈できると思います。また、そのようになっているんだと思います。 私は、議会運営委員会の委員です。それが質問に立つということに対しては、これは、議会のあり方として非常に反することであります。しかし、それを承知で私は、質問をさせていただきます。またこの議会におきまして、昨日にも二、三ありましたけれども、議会の運用に反することは、常道としてこの議会は通っております。その辺のところを、各議員におかれましては、私の趣旨、先ほど申し上げました、私の議会運営委員会の委員としての質問、その辺のところもよく皆さんご理解の上、お聞き願いたいと思います。

まず、発委2号です。55条の質問時間の制限、「20分」とあります。この10分間短縮した経緯、これの理由、これをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 質問時間の20分の制限でございますが、今まで、実績などを踏まえて、議会運営委員会の検討結果により設定したものでございます。

また、議会基本条例に位置づけられている一問一答制、反問権、それから議員相互間の自

由討議の推進を総合的に勘案した結果だというふうに思います。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** そうしますと、これは一般質問にも適用されますか。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- 〇議会運営委員長(上田 智君) 当然、一般質問にもなろうかと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **○15番(加部 浩君)** 今まで、試行ですけれども、30分で行われております。これに対して、この議会運営に支障を生じたと思っておりますか。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 私本人とすれば、支障は来しておりませんというふうに申し上げたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) そういう中において、議会というものは町民の負託を、代表としてこの町がどうあるか、それを突きとめていくのがこの議会です。その議会の中で、何にも支障がないということでこの発言時間を短縮するのはおかしいと思うんです。その辺のところは、委員長、どのようなお考えでおりますか。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 当然、30分から20分になるわけで、短縮されることになります。しかしながら、反間権だとかそういったものを勘案しますと、また、質問時間、質問内容等で同じことが繰り返されているような状況に至ったというような経緯もありますので、そこら辺を勘案して、20分というような設定を議会運営委員会ではさせていただきました。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 一般の審議、予算だとか提案に対する質疑に対しては、まあうなずける部分もあります。しかし一般質問、これは非常に重要な位置づけとなっております。その辺のところを、発言の機会を10分間、皆さんはたかが10分間と思って多分提案したんだと思うんですけれども、これによって、時間延長、会期延長等は1度も行われておりません。そんな中で、この10分間の発言時間を奪うと。早く言えば、奪うことなんです。その辺のところの見解は、どう思いますか。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。

- ○議会運営委員長(上田 智君) 別に、議会運営委員会では、その質問時間を奪うというような気持ちは毛頭ありません。今までの経過からして、十分に20分で対応できるという時間帯が設けられましたので、そのようにしたわけでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) しかし、一般の提案質疑、それと一般質問の中で、30分目いっぱい使っている議員も、二、三見受けられます。まだ時間が足りないという議員も、見受けられます。この基本条例というのは、そういうものをしっかりとくるむ、しっかりとしていくというものがこの基本条例じゃないかと私は認識をしておるんですけれども、10分間を短縮するメリットというのは何ですか。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) メリットといいましても、その人個人個人の差があるでしょうけれども、実際には、有効かつ適切な言葉を、言葉というか、答弁を引き出すための質問時間だというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 先ほど委員長から、重複するような質問があるということは、私はなかったと思うんです。それでは、なぜ議長がその辺のところは注意をしなかったか。1度もなかったです。それは全く当たらないと思うんです。町民の負託をしょってこの議会に臨んで発言時間を短縮されるということは、我々議員にとっては致命的なことです。ですから、30分に戻しておいても、今後の議会運営、議会に対して、何の支障も生じていないというのが今までの議会だと思うんです。確かに、質問している人は、一生懸命やります。これを30分、1時間、黙って座って聞いているのもつらいことです。それも議員の仕事なんです。それで、そういうものが表には出ないでしょうけれども、そういうものがずっと積み重なってきて、これを、堂々めぐりとしてしようがない、つまらない質問だらあなというような感じで、10分間短縮して、20分にすると。これは全く私は基本条例に反するものと思いますけれども、そう思いませんか。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 私に質問をしているわけなんですが、あくまでもこれは議運の総意でこういうものを提出させていただいていますので、その辺はご理解を賜りたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) だから私、当初に言いましたとおり、私も議運の委員の一員であります。それを押して、それを越えて質問しているということに、皆さんのお許しを得たいということで、前段で申し上げましたけれども、こういう事実、きのうの議会でも3カ所、3件、議会としてやってはいけないことが出ているんですよ。それ、わかりませんか。ただ、これを私が今質問に立った以上、皆さんから罵声叱責を問うと思います。私は、その責任は十分とっていくつもりでございます。そのかわり、今までやってきた皆さん方、そういうものも責任をとってもらいたいと思います。ですからあえて私は、ここで質問に立たせてもらいました。

本題に戻りますけれども、この20分、30分、この10分、どうして10分を短縮したかということが私、どうしても今委員長のお答えの中では理解ができないんです。なぜ20分にしたか。それは、何か堂々めぐりをする、そういうものがあったら、議長は当然それはとめるべきでしょう。そういうことは1度もないんです。それと、メリットといえば、はっきりしたものはない。それで議会の運営に支障したかといえば、支障はしていない。そうすれば、当然今までどおり置いておいても、何のあれもないんじゃないですか。それをあえて20分にした、10分を短縮したというものの理由が私には理解ができないんです。もう一度お尋ねをいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) この20分については、当然20分でぴったり終わるということにはならないような状況が生み出されるというふうに思っております。そのときは、議長の許可を得て議長のほうから延長の許可をいただくというようなこともできるわけなんで、当面はこの20分を目安にしていただいて、今後の議会運営に対しての、もし30分でなければ、40分でなければという時間が必要であれば、そういったものをまた諸改正をしていっていただければというふうに、私どもは思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) いや、それはちゃんと規定で、これを、じゃあれじゃないですか、 20分と言わず5分にしときゃいいじゃないですか。それで議長の承認を得て、私は10分欲 しいから10分くださいと、承認を得てやればいいじゃないですか。何で20分にしたんです か。そういう持論になるでしょう。そんなばかな持論をする議会ですか。皆さん、よく考え てくださいよ。10分間我々の発言の時間を奪われるんですよ。それを町民に何と説明するん ですか。その辺のところを我々はもっと町民の立ち場に立って考える必要があると思うんで

すけれども、委員長は、私の言っていることが間違っているでしょうか、お答えください。

- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 間違っている、間違っていないというのはちょっとこの席では申し上げられないと思いますが、先ほど来、その20分にした経緯を、皆さんには既にお知らせしてあります。そういったことでやっておりますので、何分ご理解を賜りたいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** ですから、30分にしておいたって何の支障もないんでしょう。むしろ30分使っている議員もいるんですよ。それでだって、会期延長なんてことは1度もないんですよ。

その辺のところを、非常に私、この20分にしたことが不可解なんですけれども、そんな議会であっては、この基本条例をつくっても、何にもなりません。基本条例をスタートする時点で、議会は議会が後退するような条例をつくるということは、全くこれは考えられないことです。これを40分にするというのだったら、私はわかりますよ。40分にする必要はないと思うんです、私も思いますけれども、30分にしておいたって、何の支障もないんです。ただ30分を使う議員もいるんですよ。そういう人たちは10分間発言の機会を失うわけですよ。町民の声が執行部に届かなくなるわけですよ。よく考えてくださいよ。支障があるというんだったら、私もうなずけますよ。何にも支障はない、メリットも何にもない。そんなことでこれは、こんな条例をつくっていいんですか。そんな議会なんですか。もっともっと進んでいる議会だと私は思っていましたよ。皆さんがこれでいいということであれば、しようがありません。私一人だけでこう力んでも、どうにもなりませんけれども、これは、町民の負託にこたえるためにはやはり今までどおり、30分使う人がいるんです。いなければいいです。いるんですよ。ですから、その辺のところをもう一度再考をお願いしたいと。コメントがあったらいただいて、コメントがなければ結構でございます。私の言いたいことは、それだけです。

- ○議長(一場明夫君) 上田委員長、コメントがありますか。
- ○議会運営委員長(上田 智君) ありません。
- ○議長(一場明夫君) それでは、以上で加部議員の質疑を終わります。

ほかにございますか。

9番、大図議員。

- ○9番(大図広海君) まず、発委1号のほうから伺いますが、この中で、委員会条例に対して、委員会の傍聴に対して、議長がその傍聴人の数を決定できると。そうすると、委員会の独自性が薄くなるような気配が見受けられますが、その辺は、どうやって整合性をとりましょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 会場の設定等もございますので、各委員会ごとに議案等の 集中して傍聴者が多いというような状況であれば、それなりのものを足していかなければな らないというふうに私は思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 前向きに見ると、そうともできるんですね。裁量権というのは、そういうことなんです。でもこれは、成文化された裁量権が後ろ向きになると。その後ろ向きにならせないために条例化が必要という論議の中で、今までやってきました。いいですか、会場が狭いから、傍聴席がとれない。したがって傍聴は認めない。いいですか、必要な事項ですから、傍聴人はゼロとする、あるいはその都度議長が決めるみたいな規則をつくれば、ゼロ、ゼロ、ゼロの連続でいいです。現実、今もそういうふうになっています。これは、委員長の裁量で現状は傍聴ができることになっています。かつて私も含めて、私の仲間も含めて、その要請というか、傍聴願を出しましたが、認められた事例はありません。それは、会場が狭いからということでした。同じ理由がまたここに発生する危惧が物すごくある。それを打ち消すためには、成文で傍聴を認める。いいですか。その中で人数、どういうふうにするかと。広い狭いの問題がある、あるいは重要案件の問題もあると。会場を動かして弾力的に運用しましょうよという発想があるんでも、最大限はともかく、最少人数は成文化して、を下回ることはない、せめてそこまでのことは確保してもらわないと無理です。

それで、傍聴席がないから傍聴人を認めないんじゃなくて、傍聴人がいるから傍聴ができる会場を用意する。方向性が大分違ってくると思いますが、そういったことが基本条例が求めている底流にずっと流れている。そんなことは検討なされましたでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 当然、この定数を定めるのに、場所等は検討をしてまいりました。ある一定の場所を確保するためには、じゃ支所がいいだろうとか、東支所でも委員会が開けるように、またコンベンションホールでもできるようにというような、そういう話もございましたが、とりあえず、事務局だとか執行者の執行によって支障を来すようなこと

があってはならないということで、当面はこの役場の庁舎内でやりくりをしてやっていこう というような話は出ております。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 要を得ない答弁なんですが、この庁舎内でやっていくと。じゃ、既存の今までのとおりにやるかということになると、やっぱりそれは傍聴席が確保できない。その答えがもうそこにあるわけです。でも今の場合には、常任委員会が3つ、そうすると委員会場が1つ、本会議場が1つ、もう1つ会議場がそちらに……そちらだったか。

(「左手に」と呼ぶ者あり)

○9番(大図広海君) 要ります。そうすると、説明員と委員ととやると、十分に傍聴席は確保できると思います。その中で幾つをするか、それは、この場合にはこの提案だと、議長にその裁量を任せて、何人ということになるのもいいかもしれません。それは、要するに興味を持つ議案とともに増減があるでしょうから。ただし、だけれども、ここなんですね。何人は下回らないという形で、議長の裁量が及ばない人数は、やっぱり確保しておかないと。いいですか、自治法が「会議は公開する」。その中で、公開について、自分の裁量の中で、あるいは条例の中でも、委員会の傍聴を認めない、その結果があった場合に、会議は公開するという自治法に対して、整合性が保てなくなる。だからどんなことをしても、無制限ということはもちろんできないんですけれども、これが妥当であろうという公開の方法というのは、やっぱり確保しておかなくちゃいけない。それが5人であろうが、10人であろうが、今、既存でやっている20人でやろうか、これは論議の分かれるところだと思いますけれども、すべてを議長に裁量を与えるような、こういった条例というのは好ましくない。お聞きの議員さんがこれは判断してもらうしかありません。

続いて、発委2号のほうにいきます。

20分の問題については、同僚議員からも発言がありましたが、この20分の部分について、円滑に行う、その趣旨があるんだと思います。今、同じ質問の繰り返しになるからという趣旨説明がありましたが、会議録は全文公開です。だれでもがそれを見られます。今、インターネットでもそれが載っています。自宅にいながら、一杯飲みながらも見える状態になっています。その状況を見てもらうことがまた一つのアピールになるんだと思いますよ。同じことの繰り返しで発言があったという、この事実を知らしめることがまた大事なんです。だと思いますよ。与えられた20分を5分で終わった人もいる。何だ5分か、30分の5かというような印象を受ける人もいるかもしれません。それはそれぞれ、読んだ人の感慨なんです。

だから二重質問、要するに、同じ質問の繰り返しがあったことが無駄じゃないんです。それも一つの情報としてアピールしていけばいいんだと思いますよ。

それで、現実的に会議が長い、それは質問者じゃないんです。答弁者が要を得た答弁をし ない。暫時休憩、よくあった話です。今回もありました。ですから、みずからここのところ で、20分という形で短縮する必要はどこにも。今の段階では30分の試行なんですが、その 試行の中で何ら問題がない。問題があるとすれば、答弁者が要を得た答弁をしない。ですか ら、質問者のほうで再質問をしなければいけない。また、議長が再質問を促すような部分も ある。質問の内容が把握できないから、よく説明する。それは答弁時間に含めませんなんて いうのが今回も何度かありました。そういう状況の中で、こういった20分というのを会議規 則といいながら条例化をするという部分についてはなかなか基本条例そのものにそぐわない 部分が出てくるんじゃないかと思いますが、これは答弁はまた繰り返しになるもの、それこ そ繰り返しになるので結構ですが、その次の段階で、反問に対する議員の応答は質問時間に 含むということになっています。短縮されたところで、今度、反問があります。仮定ですよ、 私が質問します。答弁者のほうから、ならば聞きますけれどもね、本来じゃないところにち ょっと振られる。私が反問しているんですよ、答えなさいになります。どんどん自分の質問 時間が短くなります。財政再建、さっき、雑入でやりましたけれども、財政再建と言いなが ら、町の財政ということになって、不具合じゃないかという質問をしたら、国家財政におい てはという、いろいろそういう発問になって、いいですか、ちょっとピント外れのところに わざと反問を持ってくる。いえ、地方交付税がそういう話ですからと。そうするとうーんと、 こっちも用意していないから、なかなか今度は答えない。何であなたはそんなことも答えな いんですかみたいなかな、そういう論議になっていくと、いいですか、20分と定められたと しても、またさらに正味自分で使う時間が短くなってくる。含めないじゃなくて、いいです か、町長の答弁時間は質問時間に含めないんですから、町長の反問に対する答えは答弁時間 に含めない。正味それが自分の意思の発言で確保しないと、反問で時間がどんどん短くなり ます。余り意味のないこの決め方。そういった状況が見えると、基本条例はどこに行ったん でしょうかと。そんな検討がなされていないとおかしいと思います。お答えください。

〇議長(一場明夫君) 上田委員長。

○議会運営委員長(上田 智君) 確かに反問の時間帯等は、あくまでも反問そのものは執行者等が行うわけなんで、議員さんそのものは反問というものがないような形になります。質問的なやりとりの中によって、違う、異なる場合があるでしょうけれども、当然そういった

ものも含めた中で、時間帯を一定の時間区切りをつけてやっていこうというのが議運の方向 性でございました。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** そうするとそんな詳細までは検討しなかったということになると思い ます。そうすると、10月1日の基本条例の施行ということになりますが、現実には、この会 議規則は10月1日に成立してなくても、次の定例会まででもまだ間に合うような気もします。 事をせくよりは、そういった論理。なぜかというと、今までそういったものが振られてこな い、議員の中に。いいですか。それで十分練られて、また臨時会も可能があるかもしれませ ん。そういったところで、その間そういった論議があったということをしんしゃくしてもら って、さらにいいものができるんじゃないかと思います。今ここで、はっきり言いまして、 この定例会の冒頭に、発委第1号、2号という形で私どもに提案されてはおります。なかな か難しいんかと思いますよ、こういったものを即座に決めるということは。今見たように、 町長の反問権を認める、それはいいでしょうと、基本条例でもなりました。でも、その反問 権に対するところの町長の、今度は逆に言うと、答弁ですよね。それも発言時間に入れると いうことになると、難しいことになってくると思いますよ。もともと質疑者の発言時間のみ が30分で、町長の答弁時間はその30分に含めないルールになっていますから。そうします と、今言うように、町長の質問に対する回答というのは、ここです、本来の議員の思惑とい うか、趣旨というか、そういったものの発言を超えたところにある。ですから議員の持ち時 間の中に含めないというルールにしないと、なかなか難しくなってくると思います。理解が できましたか。伺っておきます。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 当然、質問時間に含めないというようなこともあろうかと 思いますが、議会運営委員会の中ではそういったものは一切話はしておりません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) ですから、その当の議会運営委員会での論議がまだ浅い、こういったこともある、ああいったこともある、気がつかなかったことがきょう提案された。さらにその論議を深める。これが10月1日施行ということでなくても間に合うかと思いますよ。性格上、その間定例会が予定されていないわけです。あるいは、臨時会があるかもしれません。その臨時会でまたそういったさらに練られたものが出てくるんかもしれません。一考の余地があるかと思います。あとは各議員の判断にゆだねられるところだと思います。

以上、終わります。

- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。2番、竹渕議員。
- **〇2番(竹渕博行君)** 私も、議運の委員の1人でございます。先ほどから会則の第55条の部分に触れているんだと思います。

過日の全員協議会のときに、私も確認、また、意見を述べさせていただきました。そしてまた、議会事務局長からも答弁をいただきました。議会運営委員会としての正式な委員会の中では、反問の時間を含めないものとするというところだけで終わっていたようなということも報告を受けております。その後、ただし反問に対する議員の応答は質疑時間を含むものとするということが追加されたようでございます。全員協議会で各議員の意見を聞いて、そこの……失礼しました。その前に委員長から報告をしたわけですけれども、そのこと自体が事後報告だけではなかったんだと思います。本来であれば、各委員さんから出た意見を早急に、また正式な議運、委員会で協議しなければならないと、一度やはり協議しなければならないと思われます。それをしないままきょう提出ということについては、私はいささか問題があるのではないかなというふうに思います。

もう一度申し上げますけれども、正式な議会運営委員会では含めないものとするというと ころまでしか出ていなかったように思いますので、確認でございます。それだけ確認させて いただきます、委員長。

- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) ちょっともう一回。最後のくだり、ちょっと言ってください。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) 第55条の2のところでございますが、下から2行目でございます。 「答弁及び反問の時間を含めないものとする。」、議会運営委員会ではここまでの文章であったというふうに、確認をいま一度委員長にしたいと思います。お願いいたします。これは、議会の事務局長からも全員協議会で答弁をいただいております。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 議会運営委員会では当然、最初のものについては確かに反問時間を含めないものとするで終わっているんですが、その次にやったときには、こういった反問時間を含めるというものが入っております。そういったことで協議がなされてきたん

だと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) おかしいですね。私が過日の全員協議会で質疑をさせていただいて、 田中局長より確認をとらせていただいております。正式な議会運営委員会では含めないもの とするで終わっているということは確認しておりますけれども、委員長、私とちょっと違う んですかね。もう一度お願いします。
- 〇議長(一場明夫君) 上田委員長。
- ○議会運営委員長(上田 智君) 私の資料によりますと、ここには、応答時間に含むものとするというのが載っております。それで協議をしてまいりました。
- 〇議長(一場明夫君) 2番、竹渕議員。
- ○2番(竹渕博行君) わかりました。それでは、委員長のほうではそのように、結果的にこうなっているんですから、どなたかが考えたんでしょうね。ただ各議員さん、私が過日の全員協議会で質問したこと、これは覚えていらっしゃると思いますし、田中事務局長が答弁したことも当然覚えていらっしゃると思います。正式な議会運営委員会では含めないものとする、ここまでで終わっておるということはもう確認済でございますので、意見を述べさせていただいて、終わりにします。
- ○議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。委員長、自席へお戻りください。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

(「そんなのは横暴だ。……」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 静かにお願いします。

発委第1号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおりこれ を決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

お諮りいたします。発委第2号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(可否同数)

○議長(一場明夫君) 起立8名です。お座りください。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対し裁決いたします。

発委第2号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則については、議長は可決と 裁決いたします。

したがって、発委第2号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則については原 案のとおりこれを決定することに決まりました。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長(一場明夫君) 日程第3、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情第4号 安心・安全な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る9月8日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

○産業建設常任委員長(中井一寿君) それでは、ご報告いたします。

去る9月8日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました陳情4号 安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情につきまして、9月9日、委員会を開催いたしまして、渡辺建設課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

当委員会としては、全会一致にて趣旨採択といたしましたので、本会議におかれましても

同様にご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(一場明夫君) 少しお待ちください。

報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 委員長、自席へお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

〇議長(一場明夫君) 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり趣旨採択されました。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(一場明夫君) 日程第4、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいた します。

総務常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(一場明夫君) 文教厚生常任委員会。

2番、文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 竹渕博行君 登壇)

○文教厚生常任委員長(竹渕博行君) 文教常任委員会の閉会中の調査結果についてご報告申 し上げます。

まず初めに、7月6日、7日、2日間において、文教厚生常任委員会視察研修についてで ございます。参加者は、委員6人全員と角田教育課長、先場保健福祉課長、田中議会事務局 長、計9名でございました。視察地は、新潟県阿賀町教育委員会、そして新潟市特別養護老 人ホームであり、目的としては、当町の今後の中学校のあり方、そして、自治体直営の特別 養護老人ホームとしての施設経営でございます。

9時に役場を出発し、午後1時半、阿賀町に到着いたしました。まず、研修事項に入る前に、阿賀町について少々ご説明させていただきます。平成17年7月1日に現在の阿賀町が誕生したわけですが、それまでは鹿瀬町、そして津川町、上川村、三川村と2町2村でありました。現在人口は、2月28日現在でございますけれども、男女計1万4,021人、総世帯数5,180人であり、町内小学校9校、児童数619人、中学校3校、生徒数351名、うち1校が中高一貫校による97名、高等学校1校、生徒数188名であり、町の中央を阿賀野川が流れ、自然豊かな山間地帯であります。

午後2時より阿賀町庁舎第3会議室において研修を始め、阿賀町側からの出席者は、遠藤議会議長、宮川総務文教常任委員会副委員長、波田野学校教育課長――この方は、教育長職務代理でございます、佐藤学校教育課長補佐、犬飼前教育長、計5名で対応していただきました。

研修事項といたしましては、あらかじめ当委員会より文書で阿賀町教育委員会へ質問内容を送っておきましたので、それらに沿って進めさせていただきました。研修事項といたしまして、生徒数の減少に伴い、中学校統合実現までの進め方と統合後の成果と課題についてということで、5点ほど質問させていただきました。1、統合のメリット・デメリットについて。2、審議会や検討会や立ち上げの経過と流れについて。3、4校を1校に統合しなかった理由について。4、通学問題の解決策について。5、地域住民からの意見の取りまとめに関しての問題点について。このことについて、順次説明を受けました。概略の説明をさせていただきます。

まず、統合のメリット・デメリットについてでありますが、小・中学校の保護者アンケート調査を初め、小規模校化の進行に伴う教育環境への影響について、教育効果や学習環境について、社会性の育成と生活環境について、学校経営、運営について、学校生活全般についてのメリット・デメリットなど、多角的に調査・研究を重ね、実行に至っておる説明をいただきました。

通学問題につきましては、当町とは地形や道路状況等異なるわけでございますが、まず、 各学校における現状の通学方法等の確認、統合に当たり、通学上の問題点、生徒の通学にか かわる安全確保、保護者からの要望、部活動への対応や保有車両の維持管理上及び町公共交 通体系整備上の課題として、保有車両の有効活用、利便性の向上、現行定期バス運行の調整、 経費削減、財源確保、安全確保の持続性など、さらに、新しい町公共交通体制としての1と して、遠距離通学はすべてスクールバスの運行で対応すること。2として、町内業者への業 務委託を基本とすることとした説明をいただきました。

ほかにも、質問も同様に貴重な説明、資料をいただき、有意義な研修を行うことができました。当町における中学校統合問題に関し、文教厚生常任委員会または各委員の貴重な参考 資料として、今後も積極的に調査・研究を重ねていくこととし、初日の研修を終わりました。 少々長くなります。

翌日に新潟市特別養護老人ホーム大山台ホーム、9時45分到着。東篠秀樹所長に出迎えられ、早速館内視察を行いました。大山台ホームは、昭和54年11月1日竣工、定員100名、4人部屋掛ける24部屋、2人部屋掛ける2部屋、入所者、男性20名、平均79歳、女性80名、平均87.6歳、合計100名。平均85.1歳であります。要介度は、男性4.2、女性4.13、平均4.14でございます。内容として、入浴、自力ではゼロ、介助、リフトでありますけれども、93名、一般浴7名。排泄は、自力が3名、介助97名、紙おむつ使用でございます。歩行は4名、車いす4名、車いす介助91名、入院1名という説明を受けながら、各部屋や入浴室を視察いたしました。

館内視察終了後、直ちに会議室において研修会を開会いたしました。大山台ホームにおいても、前日同様、あらかじめ質問内容を送らせていただいておりましたので、質問内容に沿って会議を進めさせていただきました。1、一般会計による運営ということですが、特別会計にしなかった考え方について。2、指定管理者制度の導入について。3、入所者の介護度と職員体制について。4、正職員と臨時職員の割合について。5、今後の高齢化社会に伴い、新潟市としての取り組む姿勢についてということで、順次説明をいただきました。

一概に当町のいわびつ荘との比較は難しいものの、年に1億円以上の追加運営費はかかっているとのことで、特に指定管理者制度については、既に民営化の計画が行革プランに位置づけされておりますが、今のところ具体的な動きはありませんとのことでありました。また、委員から今後の運営の方向性についての質問については、「当然、今後は民営化の方向でしょう」という答えでございました。ほかに、食堂の運営についての質問については、平成18年度より外部委託されていて、経費削減につながっているとのことでありました。

この会議においても活発な意見交換ができ、有意義な時間でありました。貴重なご意見、 資料等を参考にさせていただき、当委員会における今後のいわびつ荘のあり方や福祉の向上 について、積極的に研究を重ねていくこととし、2日間の文教厚生常任委員会の視察研修を 終わりました。

もう少しございます。

次に、去る8月9、10の2日間にわたり、第1委員会室において、高橋教育長、角田教育 課長、先場保健福祉課長出席のもと、所管事務調査を行いました。

内容につきましては、現地調査であり、町内保育所4カ所、幼稚園5カ所、小学校5カ所、中学校5カ所の全19施設の施設整備状況調査を実施いたしました。施設の整備状況の確認と 園長、校長等との意見交換が主なものであります。

次に、去る8月30日、第1委員会室において、教育長、角田教育課長出席のもと、所管事 務調査を行いました。

内容につきましては、8月9、10の現地調査のまとめであります。全施設の共通意見としましては、保健室等へのエアコンの設置をしてもらいたいとの意見がございました。教育長からは、積極的に予算要求に取り組むと、前向きな答弁をいただきました。そのほかの意見といたしましては、各施設さまざまでございまして、意見書がまとまり次第、文教厚生常任委員会として今後の対応を考えていくこととし、また、児童・生徒のために、今後もさらなる教育環境の改善・整備を図るよう要請し、委員会を終わりました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長(一場明夫君) 産業建設常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(一場明夫君) 議会運営委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) ここで休憩をとります。再開を午前11時10分とします。

(午前10時58分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午前11時10分)

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き、閉会中の継続審査(調査)事件について報告願います。

八ッ場ダム対策特別委員会。

八ッ場ダム対策特別委員会委員長。

(八ッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇)

〇八ッ場ダム対策特別委員長(日野近吉君) 八ッ場ダム対策特別委員会より報告をさせていただきます。

平成22年6月28日午前10時から12時まで、第1から第2委員会室において、委員6名と 一場議長の7名で、執行部より中澤町長に出席をいただき、開催いたしました。

ハッ場ダム中止発言に至った経過について科学的かつ論理的に検証するため、昨年より数回にわたり、特別委員会への出席を求める要請文を提出してきましたが、実行に至らず、公開質問状の提出に踏み切ることを決め、質問内容は、仮に国の都合で中止することになれば、特定多目的ダム法第4条第4項に抵触しないか、また、当町の生活再建事業及びダム関連事業についてはすべて実施していただけるのかなど12項目の質問を7月5日に国土交通省を訪問し、直接提出することといたしました。

次に、7月5日、町長、議長の連名とした第1次公開質問状を、町長、議長、特別委員会委員5名、事務局2名、計9名が国土交通省を訪問し、三日月国土交通副大臣へ提出してまいりました。約30分間ほど面談を行わせていただきました。三日月副大臣は、期限までに回答できるよう努力することを約束し、「今回の政策転換で町や住民の皆様にご迷惑をかけて申しわけない」との発言もありました。回答については、7月22日に7月20日付で発せられた回答書を八ッ場ダム工事事務所佐々木所長が持参し、町に届けられました。

次に、7月27日午前10時から午後1時15分まで、第1から第2委員会室において、委員6名と一場議長の7名で、執行部より中澤町長に出席をいただき開催し、八ッ場ダム建設中止問題に関する第1次質問に対する回答について、検証をいたしました。

検証では、一定程度評価できる項目もあるが、6項目一括回答や、項目別回答でも具体性に欠けるなどの意見が出され、第2次質問状を提出すること、全員協議会で議員の皆さんにご意見をお伺いするという方向が確認されました。またその他として、加辺ダム対策室長より、7月13日に公表された有識者会議による今後の治水対策のあり方について、中間取りまとめの資料提供と説明がありました。

次に、8月11日午前10時から12時まで、委員6名と一場議長の7名で、執行部より中澤町長に出席をいただき、開催いたしました。八ッ場ダム建設中止問題に関する第1次質問に対する回答について検証を行い、第2次質問の内容について協議をいたしました。第1次質問の4及び10の2項目を除き、大臣が記者会見で検証結果で継続の判断が出ても中止するのかとの質問に「中止の方向で考えている」と答えたことについて追加し、全11項目として、8月20日に国土交通省を訪問し、提出することといたしました。

次に、8月20日、第2次公開質問状の提出に町長、議長、特別委員会委員5名、事務局2名、計9名が国土交通省を訪問し、国土交通省河川局治水課の森北課長を初め、大西事業監理室長、セキ事業監理室課長補佐に対応をしていただき、質問状の提出と、あわせて約50分ほど面談をさせていただきました。回答については、8月31日に8月30日付で発せられた回答書を八ッ場ダム工事事務所佐々木所長が持参し、町に届けられました。

次に、8月31日午後1時から4時まで、第1から第2委員会室において、委員5名と一場議長の6名で、執行部より中澤町長に出席をいただき開催し、8月20日に供用区間を延長した国道145号つけかえバイパスなどの現地調査を行った後、第2次質問の回答について協議をいたしました。第2次質問の回答は、質問状に明記したとおり、1問ずつ回答をいただいておりましたが、やはり内容には具体性を欠くものが多く、問い1、2の回答では、東吾妻町を含む地元関係都県、利水者などの理解を得るまでは基本計画の廃止に関する手続は始めないとの回答がありました。このことは、地元や町が中止に同意しない限り建設中止はあり得ないことであり、公文書で回答をいただけたのは評価できるものと思われます。

また、今後の対応として、一たん検証のまとめ作業に入り、大臣発言によると、9月中に は作業に入るとされるハッ場ダム検証作業の進捗を見据えながら、引き続き検討していくこ とを確認いたしました。

その他として、加辺ダム対策室長より、久々戸橋の供用開始が9月1日に決定したとの報告がありました。

次に、9月13日午後2時から4時まで、第1から第3委員会室で委員6名と一場議長の7名で、執行部から中澤町長、説明者として、国土交通省八ッ場ダム工事事務所佐々木所長ほか5名、群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所依田所長ほか5名、群馬県中之条土木事務所生方補佐ほか1名に出席をしていただき、開催いたしました。国・県・町の各機関から第2回定例会以降の事業の進捗状況と今後の予定について説明があり、そのほかに、国関係では有識者会議の中間取りまとめについての説明、県関係では1都5県による国への申出書につ

いての説明を受けました。

以上、報告をさせていただきます。

〇議長(一場明夫君) 地域活性化対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(一場明夫君) 行財政改革推進特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(一場明夫君) 議会広報対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査(調査)事件について、お手元に配付のように 各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査(調査)事件として 決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査 (調査) 事件が決定いたしました。

◎町政一般質問

○議長(一場明夫君) 日程第5、町政一般質問を行います。

◇ 須 崎 幸 一 君

O議長(一場明夫君) 5番議員、須崎幸一議員。

(5番 須崎幸一君 登壇)

○5番(須崎幸一君) ただいま一場議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に 基づきまして質問をいたしたいと思います。

景気の長期低迷が続く中、円高、株価の下落がこの町の経済に悪影響を及ぼし始めており

ます。国全体の完全失業率を見ますと、ことし5月で5.2%、有効求人倍率は0.5倍を示しております。群馬県の有効求人倍率は0.77で、全国で一番よい数値を示しております。2007年には完全失業率が3.9%、有効求人倍率は1.04倍でありました。年々暮らしは厳しさを増していると感じております。ここに来て、公共事業に依存した地元の企業が倒産するケースが出てきたことも事実であります。中山間地域に位置する我が町では、特に大きな産業もあるわけでもありませんが、どうにかして町の活性化を図り、町民だれもが安心して働き、安定した生活をすることが必要であることを感じているのは私だけではないと思います。行政が今こそ住民のために何ができるのか、真剣に考えて取り組まなければならないと思います。そこで、町長にこの町の雇用対策について、何点か質問させていただきます。

現在の雇用対策についてでございますけれども、この町が実施している雇用対策として、 どのようなことが挙げられるのか。国や県からの補助金による事業については何があるのか。 地元事業者とはどのようなかかわりを持って雇用対策について実施しているのか。

次に、そうした現状を踏まえた中で、今後の雇用対策についてお聞きいたします。

具体的には、1点目として、役場職員の採用計画についてでございます。

集中改革プランに基づく職員の定員管理計画の実施状況によりますと、予定人員より大幅に削減されて、業務に支障を来さないようにするために、現状では、正規職員ではなく臨時職員を採用することで補完しているようでございます。今後5年間で相当数の職員の退職者が出ると予想されております。その対応も踏まえ、町の職員採用計画の予定はどのように進めていくのかお聞きいたします。

次に、雇用確保の観点から、企業誘致についてお聞きします。

具体的に申し上げますと、現在、箱島地区の町有地 2 へクタールの土地がございます。前町長は、企業誘致として活用したいとの町の方針として打ち出されましたが、地元住民に理解が得られず、その後の進展が見られません。これからも地元住民の理解に努めて、企業誘致を進めて利活用するのか、それとも、方向転換して、定住促進を図るために住宅団地として利用するのかお聞きいたします。

また、企業誘致については箱島地区を取り上げましたけれども、町では、ほかに検討しているところがありましたら説明願いたいと思います。

次に、多くの町民の皆さんが就職難で苦しんでいる中で、それぞれの立場や年齢層に対する雇用対策についてでございます。新卒者を含む若年層、2012年には65歳を迎える団塊の世代と言われる人たちを含む高齢者、育児や子育ての関係で離職をして、再び仕事につきた

いと思う女性、体や精神的に障害を持ちながらも、懸命に社会参加をしようとする人たち、 そういった人たちに対する町の雇用対策として、何を検討しているのか伺いたいと思います。 最後に、町がこの雇用対策を実施する上での課題としては、どのようなことがあるのか。 予算の問題もしかり、人手不足もあるでしょう。そうした問題を含め、具体的に答えていた だきたいと思います。

以上のことについて質問をいたします。

○議長(一場明夫君) 町長より答弁を願います。 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 須崎議員のご質問に対しまして、答弁を行います。

まず、町の雇用対策についてご答弁をいたします。

雇用対策の現状についてでございますが、町が実施している雇用対策の一環として、県補助金を利用し、緊急雇用創出事業を行っております。現在、8部門に14名の臨時職員を雇用しております。就労希望者全体からするとわずかな人数でございますけれども、就労機会の拡大を図ることを目的として、事業を行っております。また、ふだんなかなか管理が行き届かない公園や観光スポットの美化などについては、シルバー人材を活用して、高齢者の雇用機会をつくっております。一方、群馬県と連携を図りながら、企業能力開発事業や若者の自立促進のための事業を就労希望者に紹介しております。

地元事業者とのかかわりといたしましては、職業安定所中之条出張所が中心となって、郡 内各町村、商工会、企業、中学、高校などで構成する吾妻地区雇用対策推進協議会において 雇用問題に関する相互連携を強化し、迅速な情報交換や対応を図っております。

これからの雇用対策についてでございますが、まず町の職員採用計画につきましては、地方分権の進展や住民ニーズの複雑多様化などで行政需要の増加が予想される中、機構のスリム化等を見直し、職員の資質向上を図り、意識改革及び能力開発を図ることなどにより、能率化を進めてきました。このようなことにより定員管理の現状は、退職者を不補充として職員を多く純減することで目標を達成している傾向であり、職員の年齢構成偏在化の傾向は、現在顕著なものとなっております。このようなことから職員採用計画は、職員の年齢構成を検証し、類似団体等を比較し、行政サービスの低下につながらないよう、長期的観点から早急に職員採用計画を検討してまいります。

企業誘致対策の検討についてでございますが、学校を卒業すると、多くの若者が地元を離

れてしまいます。町の活性化には若い力が必要です。若者が地元に残っていただくためには、何としても雇用の場を確保することが必要でございます。そのため本町では、町内に工場の新設や増設を行っていただいた場合で、一定の要件を満たせば、固定資産税相当分を奨励金として3年間交付する制度や固定資産税を3年間免除する優遇措置がございます。工場誘致を進め、雇用の場を確保していきたいと考えております。

また、お尋ねの箱島地区の団地につきましては、私も、地元の皆さんのご意見をお伺いいたしましたけれども、地元につきましてはやはり住宅団地が必要だと、希望するという声が大変に多くあります。そのようなことから、今後はその方向で検討し、また、地元の皆さんの意向も再度お聞きしながら進めていきたいというふうに思っております。

また、企業誘致する候補地等につきましては、特に、既に廃校になっておる学校跡地等がございます。こういうものも企業誘致の候補地だというふうに考えております。

障害者に対する雇用の確保についてでございますけれども、障害者の雇用の促進に関する 法律により、障害者の雇用が事業主の義務とされておりますので、各事業主については、そ の法律の趣旨に沿って障害者の雇用をしているものと思います。また、障害者が通所により 職業訓練や日常生活に必要な指導訓練を受ける通所授産施設として、中之条町のくりのみ学 園中之条分場やほほえみ工舎、萌希の丘通所により創作活動や生産活動を行うための指導や、 訓練を受ける地域活動支援センターとして当町の東吾妻地域活動支援センターがあり、障害 者は、その施設で訓練を受けながら工賃を得ております。

雇用対策における課題についてでございますけれども、景気後退を受け、吾妻地区においても、厳しい雇用情勢が続いております。特に最近では、たとえ職場が確保できたとしても、非正規労働というケースが多く、特に女性はその割合が多くなっており、低賃金や悪い労働条件で働かざるを得ない場合が多くなっております。このような厳しい雇用情勢の中、県あるいは関係団体と連絡を密にとりながら、今後とも雇用確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) ありがとうございました。

町長が先ほど述べられました雇用対策でございますけれども、この町にとって十分に雇用 確保が図られて、町民の暮らしがよくなり、活力ある町になると考えておられますでしょう か。また、吾妻の他町村と比べて、町民の生活レベルはどのくらいだというふうな形で思っ ておられるのか。大変一番よいというふうに思っておられるか、どうでしょうか、その点に ついてちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 雇用対策につきましては、まだ十分なものだとは思えない状況にあります。これにつきましては、執行部で、あるいは議員の皆さんのご意見等を伺って、今後よりよきものに進めてまいりたいというふうに思っています。

また、東吾妻町の郡内における水準ということでございますけれども、昨日も申しましたように、かなり厳しい状況の家庭もあるわけでございます。そういうことを踏まえまして、 住民の生活の向上・安定に今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) 私も、この質問をするのに具体的に調べてまいったんですけれども、 ちょっと申し上げますが、県民手帳の中に統計資料がございます。その中に、1人当たりの 市町村民の所得が載っておるんですけれども、町長は、ご存じではないですよね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○5番(須崎幸一君) じゃ、私、申し上げます。平成18年度において、当町は270万円となっております。これは1人当たりの所得でございます。施策の実績を見ますと、19年度においては267万8,000円という数字が載っております。若干減少傾向にあるというふうに思います。隣接している中之条町では287万8,000円で、長野原町は273万4,000円。県平均は292万1,000円。県平均に比べれば、我が町は約22万円ほど低いことが数値的に分析できます。この結果を町長は、今私が申し上げた中で、どのように考えておられるのか。また、今も所得の向上をということを言われましたけれども、本当に緊急に町として雇用の施策を講じる必要性を私は感じておるんですけれども、町長どうでしょうか、お聞きいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** データをお教えいただきましてありがとうございました。

私は、この具体的な数字を見て、長野原、中之条町等から見ると下のランクにあるという ことに大変驚いたというふうに、かなり驚いております。今後はこういう状況を改善するよ うに、雇用の場を多くするように、企業誘致等につきまして今後とも努力をしてまいりたい というふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) ぜひよろしくお願いいたします。

次に、緊急雇用創出事業についてでございます。

今年度の予算にのっていると思うんですけれども、商工会に委託事業で、情報発信センターの運営事業ということでやっておられると思うんですが、当然町長はご存じだと思います。原町でやっておられると思うんですが、この辺の趣旨についてでございますけれども、私が説明するのも変なんですが、一生懸命勉強してきたんでちょっと申し上げますが、町の観光商工業、特産品等のPR、町内各所の観光スポット、宿泊施設、日帰り観光施設、または商工業情報や特産品等の情報を来町者に対して案内する業務。また情報を、インターネットを利用して広く発信する業務。地域行事や朝市等への事業支援によるものや町の観光商業、特産品等のPRによる地域振興業務がございます。

この事業は残念なことに、平成23年度、来年で、2カ年で終わってしまうものですから、 すばらしい事業であると私は思っております。ぜひ町としてもこれの継続性を持たせること が必要だと私は思うんですけれども、町長のご意見を伺いたいと思います。

〇議長(一場明夫君) 町長。

- ○町長(中澤恒喜君) 情報発信センターにつきましてですが、駅前にございまして、特に商工会との連携をもちまして、現在、毎日曜日に10時から1時ごろまでふれあい市というのを開催しておりますね。町内の商工の関係者が出店を出しまして、特産品等をそこで、その店の本当によいものを皆さんに提供しているという状況でございます。情報発信センターが23年で終わりだというふうなことでございます。こういうものがあってそういうふれあい市も現在続いているというふうに思っております。またふれあい市につきましては、5カ年間継続してやるというふうな情報も、私も受けておりますので、このような関連から、これからまた情報発信センター、そのような面でお互いに協力し合うことが必要かというふうに思いますが、今後、商工関係の皆様等とご検討いたしまして、判断をしていきたいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) 事業はとかく予算がつかないと終わってしまうようなところが、傾向がございますので、根づくような形で、ぜひ、単独でも少しでもご支援できるような形で、継続性を持たせるような努力を町としてお願いしたいというふうに思います。

次に、職員の採用計画の予定についてご説明をいただきましたけれども、今後5年間のうちの退職者の予定者というのは、町長はご存じですか、その辺は。

〇議長(一場明夫君) 町長。

- ○町長(中澤恒喜君) 具体的に何年度に何人という数字は出てまいりませんけれども、現在の職員構成でいきますと、50代が全体の職員の43%という、かなり高率な数字になっております。須崎議員のご指摘のように、このままいきますと、町民サービスに大変支障を来すような状況がすぐにやってくるということでございます。ですから、今年度から職員採用試験を開始いたしまして、そういう状況に備えて職員を採用し、そして職員の研修、教育にも当たって、住民サービスに支障のないようにしていきたいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- **〇5番(須崎幸一君)** 具体的な数値を示していただけなかったんですが、これも私、調査を してまいりまして、その辺が、ちょっと私が事前通告の中できちんと採用計画についてとい うことで、将来のことということになれば、現状どのくらいの形の正職員がいたりとか、臨 時職が何名とか、また、将来にわたってどのくらいの退職者が出るというふうなことについ ては明確にご説明いただけるのが本来の筋ではないかなと私自身は思っておるんですが、私 も調べてまいりましたんで、また先ほど同様、お話しさせていただきますけれども、約60名、 今年度じゃなくて、来年からだと思うんですが、5年間でおられるそうです。現在、正職員 が220名弱だそうです。臨時職は約150名。これは総務課長のほうに確認済みでございます んで。この現状を、今、具体的に私申し上げましたけれども、町長、これだけの5年間に60 名の方が退職して、今でも正職員220名ということですけれども、たしか集中改革プランに よりますと230名というふうな計画に基づいたと思うんですけれども、もう10名減ぐらいの ような感じがするんですが、今後の5年間、先のことになりますけれども、やっぱり具体的 に示していただきたいと思うんですが、例えばの話なんですが、60名全員は正職としては採 用しないよと、この5年間のうち、3分の1に減らすんだと。ですから3分の1、20名は採 用するけれども、3分の2の40名は採用しないというふうなとか、例えばの話ですよ、そう いった具体的な考え方は町長の中でお持ちなのか、財政的な問題がありますんで、大変厳し い財政状況だと思いますから、ただ一番肝心なのは、人的なものを確保しないと、行政サー ビスの低下にも陥るという部分でありますので、やっぱり最低限の人材確保というものは必 要だと思いますので、5年間それぞれ年代によって、恐らくその退職者の人数が違うように 思います。ですからその辺も含めた形で、もしお答えできるようであれば、お話し願いたい んですが。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 採用計画につきましては、現在、総務課のほうで作成中でございます。

しばらくしますと具体的な数字が示されるというふうに考えております。やはり町民サービスのためには、一定程度の職員を、それも、優秀かつ仕事のできる職員を採用することが必要でございますので、その点につきまして採用計画等を練り上げていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) 再度お聞きしますけれども、その計画は、そうすると議会のほうにいつごろ、町民のほうでもいいんですが、お示しいただけるのかお聞きいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 具体的な期日というものは、ちょっと現在お示しできませんけれども、 お示しできる段階になりましたら、早急にお示しをしたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) もう一度お聞きしますけれども、基本的な考え方として、現状維持をするのか、現在正職員が220名おります。この人数を常に保つのか、それとも職員の人数を減らすのか。そして、臨時職員をふやす中で行政サービスを遂行するのかというふうなことは、これは、町長としての裁量権の中できちんとお示しいただけてもいいような気がするんですが、なぜかというと、町長が公約の中でも行財政改革というものはきちんと進めるということを言っておられますので、それにもつながることであるというふうに思いますので、ぜひお示しいただきたい。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 当町の規模からいたしまして、220名程度の水準は維持していかなければならないというふうに考えております。また臨時職員につきましては、その雇用する背景というものをもう一度よく見直しまして、減らせるものであれば減らしていくことが必要だというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) 現状ですと、臨時職はどんどん増加傾向にあるというふうに、私は認識しております。

具体的な例をもう1点、この採用計画の中でお聞きしたいんですが、箱島地区に国保診療所がございます。看護師の方が2名おるんですが、ことし1名が定年になりまして、臨時ということになっておりまして、来年また定年を迎えます。そうしますと、このままいきますと、正規の職員の看護師さんがいなくなる。その補充について、町長としてどのように考え

ているのか。臨時職の方を多用するのか、また正職の方を採用するのか、その辺を地元の地域の方も大変心配しておりますので、地域医療の充実という面からも、しっかりとした代用をお願いしたいと思うんですが、お聞かせください。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 箱島診療所につきましては、地域の重要な、大切な医療施設でございますので、看護師につきましても、そういう施設には正規の看護師1人以上は当然必要だというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) ぜひ、臨時職の看護師しかいなくなったというふうなことではなくて、管理責任の問題もあろうかと思いますので、正規の職員を採用していただいて、対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、企業誘致についてでございますけれども、箱島の住宅団地の2町歩につきましては、 塩漬けの状況だというふうに私は思っておりますんで、速やかに有効利用できるように努力 をしていただきたいと、非常にもったいないなというふうに私は感じておりますので、ぜひ お願いしたいと思います。町長、ご意見があればお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 箱島の団地、行ってみますと、若い方が大変多く住んでおられて、子供たちも多くて、大変いい風景なわけでございます。こういう風景をこれからもこの町に多く見かけるような状況にしていきたいというふうに思っております。箱島につきましては、先ほども申しましたように、地元の意向が住宅団地というふうなことでございますので、それを踏まえまして、改めて地域のご意見等を踏まえて判断していきたいというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 5番、須崎議員。
- ○5番(須崎幸一君) ぜひその方向で、住民の意見を無視することなく、きちんと対話を持った形で施策を実行していただきたい、このように思います。

次に、菅総理が民主党の代表選の演説の中で、つくる雇用、つなぐ雇用、守る雇用を中心として経済対策を行いたいというふうに言っておられました。今年度は、群馬県においても景気、雇用を重点的な予算編成を行って、施策を実行しているというふうに聞いております。特に医療、福祉、教育の分野の人材確保を重点に、さまざまな施策を実施しているようでございます。我が町も、もっと身近に町の雇用対策効果が実感できるものが必要とされている

のではないでしょうか。国や県と連動して、本当に雇用問題で困っている人たちに手を差し伸べる、この町にとっての施策をぜひしていただきたい。そのためにはどうすべきかということも考えていただきたい。行政、民間企業、各種団体、学校、ハローワーク等と連携して、積極的にその雇用対策会議等を開いてやっているというふうに先ほどお聞きいたしましたけれども、その辺も町民の皆さんに理解を示し、しかもわかりやすいように、町長のその雇用施策の方向性と計画を立てて、ぜひ実施をしていただきたいと思います。町民のためということを常に念頭に置きながら、迅速かつ着実な雇用の確保になることを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 最後に答弁は必要ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- ○議長(一場明夫君) じゃ、町長、お願いします。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 須崎議員の貴重なご意見をちょうだいいたしました。今後とも、議員 の皆さんのご意見、それから執行部、前向きにそのような町民のための雇用を推進してまい りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(一場明夫君) 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 加 部 浩 君

○議長(一場明夫君) 続いて、15番議員、加部浩議員。

(15番 加部 浩君 登壇)

〇15番(加部 浩君) お時間をいただきましたので、一問一答方式にのっとりまして、教育長及び町長に質問をしていきたいと思います。

まず、大きな課題としまして、教育行政を問うと。これは教育長にお伺いしますけれども、 それと次に、職員教育を問うということで、これは、町長にお伺いするように通告書を出し ております。

まず、教育行政を問うということですけれども、教育長就任以来、3カ月。まずは私は、 教育長がこの東吾妻町の教育を新教育長としてどう考えているか、どのように教育の方向を 将来持っていこうとしているか、その方針をお伺いいたします。

それと、常々話題になっております学校統合問題の考え方、教育長としての考え方、町長

としての考え方は聞いておりますけれども、教育長はどう考えているか、その辺のところは まだ聞いておりませんので、お尋ねをいたします。

3点目といたしまして、学校給食の調理場の統合をどう考えているか。この辺のところも 常々話題になっていることでございます。食育が大分叫ばれてきております、教育。調理場 の問題、非常に各調理場が古い。衛生面に対しても非常に問題が残るというような現状にお いて、この問題を教育長としてどう考えているか、お尋ねをいたします。

それと、これは、ずっともう数年論議を重ねておりますけれども、学童保育の問題です。 これ、今、東と太田には設置されております。しかし、原町、岩島、坂上、この辺のところ の設置をどう考えているかお伺いをしたいと思います。

それと、幼保の一元化、これは非常に、特に保育所、これも、家屋が古くなっております。 しかし年々入所者がふえている実態、この辺を踏まえて、幼保一元化をどう考えているかお 尋ねをいたします。

それと、ここ二、三年話題になってきております学力調査の関係ですね。これは、県また は各教育委員会において、大分アンバランス、バランスがとれておらないような、全国的に 見ますと、そんな感じを私は受けるんです。その辺のところ、教育長としてこの辺をどうと らえているか、また、どのように今後この方法を行おうとしているかお伺いをいたします。

それと、最近、携帯電話が大分、大分というんですか、もう本当にふえております。子供にも大分所持しているのが多くなってきておるということで、東吾妻町内の小・中学生の携帯電話の所持というものはどうなっているか、その辺のところも尋ねてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、職員教育を問うということで、町長にお伺いいたしますけれども、職員の教育、これはまだまだ私としては、職員の教育が不足しているんではないかと。まだまだ職員の中に、町長の考え、町長の町民に対するサービス、そういうものがまだ伝わっていないんじゃないか。けさも産業課とも話をしましたけれども、窓口業務だけがこの職員対町民に対するものではないんです。これは全課にわたって、特に管理者、これは非常にまだまだ未熟なものがあります。その辺のところを町長としてどうとらえているか。で、どう行っているか。その辺のところをお尋ねしたいと思います。

それと、先ほども申しましたけれども、町民のサービス、これは全課にわたって窓口だけではなくて、全課にわたって、どのような考えを持って町長は、各管理者、職員に当たっておるか、この辺のところもお伺いをしたいと思います。

最後に、職員の職務内容の漏えい、これは多くはないんですけれども、年々私はこの漏えいがふえているというように思います。職員が町民の間に入っていきますと、私が知り得ないことまで議会関係のことでももう町民に入っているというような状況があります。その辺のところ、町長はどの辺までとらえて、これをどのようにしていこうとしているか、その辺のところを、時間がまだ30分の以内でできることですから、時間の許す範囲内、どこまでいけるかわかりませんけれども、お尋ねしたいと思います。

まず、教育行政を問うということで、教育長に東吾妻町の教育をどう考えているか。今後 の方針をどう思っているかということでお尋ねをいたします。

後は議席にて質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(一場明夫君) 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 加部議員のご質問にお答えをいたします。

1の教育行政を問うは教育長へという設定でございますけれども、まず私から最初、ご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、東吾妻町の教育の考え方でございます。

町の教育方針は、豊かな知性、人間性及びたくましい心身を備え、国際社会を生きる日本人を育成することを目指して、教育行政を推進しております。そのため各学校は、地域に信頼される学校づくりに取り組み、教育環境の整備を図り、子供たちに確かな学力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を進めます。また、学校、家庭、地域社会の一層の連携を図り、だれでも、いつでも、どこでも学べることができ、心の豊かさや生きがいの持てる生涯学習社会の構築に取り組みます。これからの取り組みを通して、生きる力をはぐくむ学校づくり、生涯学習、生涯スポーツの町づくりに、郷土の伝統と文化に愛着、誇りを持つ人づくりを進めるという町の教育行政方針に沿い、努力してまいりたいと考えております。

次に、学校統合問題についてでございます。

中学校の統合につきましては、旧吾妻町時代に4校の統合が議論され、1校に統合が適当と統合問題審議会より町長に答申がありました。現在の東吾妻町中学校5校の生徒数は、60名から141名、合計で451名でございます。最少人数のクラスは18名となっております。現在のまま少子化が続けば、生徒の集団活動による社会性や協調性をはぐくむことが困難となり、さらに切磋琢磨する機会も少なくなり、学力低下、部活動の選択肢減少など、本来の教

育効果が期待できなくなります。例えば全町1校での統合となりますと、通学交通条件の整備や各地区の合意形成が不可欠であるということは言うまでもありません。今後、統合問題審議会を開催しながら、文部科学省が示している中学校の適正規模なども考慮し、早急に検討を進めていきたいと考えております。

学校給食調理場の統合についてでございますけれども、現在の給食調理場4施設は、いずれも老朽化が進み、建物の維持管理に苦慮しております。環境衛生面からも、施設のドライ方式への移行等も考慮し、統合センター化を検討しており、設置場所にもよりますけれども、給食運搬距離、時間が長くなることや調理時間の問題などが考えられます。しかし統合することにより、人件費、運搬車両、食材購入等の合理化によるメリットも期待できると考えております。

次に、学童保育の計画についてでございます。

お尋ねの学童保育についてですが、議員ご存じのように、進んでおりません。平成19年の原町、岩島、坂上地区の低学年を対象に行ったアンケート調査によると、学童保育を希望する保護者が少なかったという現状もあります。今後、保護者の意向などを伺いながら、検討していきたいと考えております。

幼保一元化の考え方でございますが、幼保一元化については、子供の成長を促すこととともに、保護者の就労の要望にこたえる形の一つとして、岩島幼稚園、坂上幼稚園で預かり保育の試行を実施しているところですが、預かり時間の問題や根拠法の違い、保護者の違い、設備、資格等、多くの課題を抱えております。今後、国の動向に注視しながら、また保育部署とも協議しながら、鋭意検討を進めたいと考えております。

次に、学力調査の対応についてでございます。

管内各小・中学校において、昨年、小学校2年生以上の各学年を対象に、全国標準診断的学力検査を実施しております。その結果を考慮し、教育課程の編成、実践に生かしていきます。それぞれ自校のデータをもとに、学習理解状況を的確に把握し、授業内容を工夫しながら、学力向上に取り組むよう指導しております。そして、担当教諭が児童・生徒に寄り添った授業を行い、確かな学力が身につけられるよう、今後も指導監督していくつもりです。

小・中学生の携帯電話所持はどうなっているかでございます。

携帯電話は、大変便利な情報機器でございますけれども、その半面で、携帯電話に起因した事件、事故に大切な子供たちが巻き込まれることが大きな社会問題となっております。これにかんがみ町教育委員会では、管内小・中学校の保護者に向けて、小・中学校の児童・生

徒に携帯電話を持たせないようにしましょうという注意文書を配布いたしました。これにより、保護者の知らない間に子供たちがインターネット上の危険なアダルト系や出会い系サイトなどを利用することによる事件・事故に巻き込まれないよう、注意喚起を促しております。しかし、部活動後の送迎や緊急時の必要性も考慮し、全面学校持ち込み禁止とはせず、やややわらかな文面として配布をいたしました。

次に、職員の教育についてでございます。

地方自治体の自主性、自立性が高まる中で、行政がよりよいサービスを行っていくためには、従来にもまして時代の変化に的確かつ柔軟に対応できる職員の育成が急務となっております。このため、職員一人一人の意識改革と公務遂行能力の一層の向上を図るため、職員基礎力養成研修、政策形成・能力向上研修など、県市町村職員合同研修に参加しております。そして、町行政の円滑な運営を行うとともに、人材育成を推進してまいります。

次に、町民へのサービスについてでございます。

住民サービスは、住民の意見を十分聞き、その理解と協力を得なくてはなりません。行政に対する住民の信頼感を得るために、住民と接するときの職員一人一人が窓口であり、行政と住民の間に信頼感・親近感を培うのは、職員と住民の接し方が重要となってまいります。面談、電話、文書などの住民と接するあらゆる機会をとらえ、住民の立場に立った親身な対応をする接遇を行うようにしてまいります。また接遇は、相手を思いやる心、温かい心が必要であり、心で行うことを大切にしております。

次に、職務内容の漏えいについてでございます。

職員は、地方公務員法第34条第1項の規定により、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとされております。秘密とは、一般的に了知されていな事実で、それを一般的に了知させることが公共の利益の侵害になると客観的に考えられているものでございます。行政の事務の内容は広く住民に公開されるのが望ましいのですが、一方職員はその職務を遂行するに当たって、個人のプライバシーなど、事柄の性質上、公にすることが望ましくない事項に関与する場合があります。特定個人の秘密や仕事上の秘密を漏らすことは、個人の利益を侵害し、公務に対する信頼性を失わせるだけでなく、公正な行政の遂行にも支障を生じさせることになります。秘密を守る義務は、その公益が公共または個人の利益に直接かかわる問題であるので、行政処罰だけでなく、刑事処罰によってその法益を保護することとしております。

○議長(一場明夫君) 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。休憩時間が少し少なくなって申しわけありませんが、再開を午後1時ちょうどといたします。

〇議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。

教育長の答弁がありましたらお願いいたします。

教育長。

(教育長 高橋啓一君 登壇)

○教育長(高橋啓一君) 加部議員さんの教育行政を問う中で、新教育長の方針を問うという 部分がございます。この部分につきましては、日本の教育部分につきまして教育振興基本計 画という部分で、国のほうで平成20年7月1日閣議決定をされておりまして、それに基づい て、日本全国でその基本計画に基づいて教育を実行しているところでございます。

また、平成22年度の東吾妻町の教育行政方針という部分につきましても、町の教育委員会のほうで決定をされておりまして、先ほど町長答弁に申されたとおり、確かな学力、豊かな心、健やかな体という三本柱で教育を進めているところでございます。教育振興基本計画で言いますと、知・徳・体というような言い方もしてございます。そのほかに、生涯学習という部分でのものも含めまして、東吾妻町の教育委員会として、平成22年度の教育方針を決定しているところでございます。私も6月に教育委員に任命になりまして、それらの町の決定した行政方針に基づきまして、現在、教育方針を進めているところでございます。

また、ちょっと学力の部分に触れますが、学力の部分につきましては、やはり秋田県などが全国レベルでは非常に高いという情報もございます。そこでは何をしているかというと、早起き、また朝食をとるというような部分がございます。やはり、規則正しい生活の中でしっかり朝から3食をとって、これはまた食育にも通じる部分もあろうかとございます。また、平均点の部分につきまして、高いところにつきましては、学校と父兄とのコミュニケーションといいますか、調整の部分が非常に参加しているところが多いというようなこともござい

ます。ですからやはり今叫ばれております学校、地域、また家庭という、それらの情報交換、連絡調整というものを密にしながら、よりよい確かな学力並びに、さっき言いました豊かな 心、また健やかな体という部分を進めてまいるよう努めていきたいというふうに考えており ますので、よろしくお願いします。

また、基本的な部分につきましては、先ほど町長が申されたとおりでございますので、よ ろしくお願いをしたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) そういう、今、教育長のお答えをもらったんですけれども、そういうものについては、各議員さん、もうわかっているんですよ。教育長が教育長に就任要請をされたとき、それから教育長をやろうと思ったとき、教育長として、この東吾妻町、基本とかそういうんじゃなくて、全国がこうだとかああいうんじゃなくて、教育長としてそれじゃ私はこれをやっていこうというものは何もなかったんですか。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 私がなりましたが、いずれにしましても町にも古い歴史がございまして、教育方針というものは、教育長がかわってすぐがらり変わるという部分ではございません。やはりいい部分につきましては継続しながら、また、新しい部分をどのように取り入れて教育をやっていくかというような観点で、現在、教育長として任命をされたものを受けたことでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) それはわかるんですよ。だけれども高橋教育長、私はこういうことに力を入れていきたいと、そういうものは何もないんですか。ただマニュアルどおりやっていこうと、それは今までの延長線になってしまうんですよ。高橋さんが教育長になったらどうなろうかなと、どうなっていくのかと、みんな期待を持っているわけですよ。そのために我々も、教育長さんとしていいなと思ったから、やっていただきたいということで賛同を得たわけでしょう。教育委員として賛同を得たわけでしょう。そういうものは何もないんですか。じゃ、マニュアルを見てこのとおりやっていきますというんだったら、今までの延長線で、何も変わることはないんですよ。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 先ほど少し述べさせていただきましたが、全国でも先進的な部分の 朝食をしっかりとるですとか、学校と家庭との情報を密にするですとか、そういう部分、そ

ういう進んでいる地域の部分を参考にしながら、教育方針といいますか、進めていきたいと。 今までやはり培ってきた歴史という部分で、東吾妻町の学力調査でも、21科目中19科目で すか、全国平均を上回っているという、ある意味、学力的にはそこそこの成果が残されてい ると。やはりそういう部分の今までの蓄積したものをさらに進めるという部分と、継続して それらをやっていく部分ということで、私個人が教育現場でどうするこうするということで なくて、学校の校長並びに教頭とか、また町では東吾妻町教育研究所という部分で、各学校 から先生方に参加していただきながら、これからの、要するに東吾妻町の教育をどうするか という部分でも研究をしてございます。やはりそれらの積み重ねのいろいろなデータという ものもございます。それらのデータをもとに、現実的には落ちている、少し沈んでいる部分 は、これは平らな部分まで持っていくと。すぐれている部分につきましてはさらに伸ばすと いうことを着実にやっていくというのが、基本的な私の考え方でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 余り力んでも、何か力みがいのないような答えしかここに聞きませんので、ちょっとトーンをおろしますけれども、それでは、具体的にこれはこうだああだ、高橋教育長は、私の考えはこういうんだと、私は教育長になったらこういうふうにしていきたいんだというものは何もなかったということでよろしいんですか。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- **〇教育長(高橋啓一君)** その辺の判断につきましては、各個人にお任せしたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) そうすると、無責任ということを言わざるを得なくなっちゃうんですよ。そんなによろいを着てかぶとをかぶらなくて、もっと高橋さんの個人のものが、私はこういうことを、できるできないは別なんですよ、教育長になったからにはこういうことをやっていきたいんだというものがあるはずですよ。だれもあるんですよ。それはどういうんだ、だからそこで言ったからそれを必ずやれなんていうことは、そんなことは今、教育長が言ったとおりできないんですよ、そんな簡単には。だけれども、こういうことをやってみたいというものはあるでしょう。それが指導力になっていくわけです。そういうものもなけりゃ、何のあれもないんですよ。今までの延長線。高橋さんが職員から上がっていって、本当に全く関係のない、真っ白で教育長になった、その意味合いがないんですよ。それを期待しているんですよ、我々は。だから、それを聞きたかっただけなんです。だから、マニュアルどおりの基本がこうでこうで、文部省がこうで、これがこうでなんて、そういうことじゃな

いんですよ。そういうものを取り外して、私はこういうことをやってみたいというものを、私は聞きたかったんです。その辺のところがなければいいですけれども、ありましたらお聞かせください。

- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 私の考えといたしますと、先ほど申しましたとおり、前任者の教育 長、小林教育長のやってきた実績というものをやはり重視しながら、その上に、例えば一歩 でも二歩でも積み重ねることができればいいかなというふうに考えてございます。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 今までの延長線上に乗っかっているだけということで、そうなりますと教育長、余り期待が持てないと。高橋さんが教育長になった意味合いがなくなっちゃうんですね。そういうことだと、ちょっと東吾妻町の教育、これが今までの延長線でいくと、なかなか前に出られないというようなことになろうかと私は思います。もっと指導力を持った教育長になってもらいたいと、私は思います。

時間制限がありますので、次に、通告どおり聞いていきますけれども、次は学校統合問題、 これはどう考えていますか。

- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 学校統合問題につきましては、先ほど町長申されたとおり、学校統合審議会というものを、今回補正予算でもお願いしまして、これから立ち上げていきたいと思います。少子化の中で、これからの10年後というものもやはり視野に入れながら、学校の本来の教育という部分にとって、子供がこれからの国際社会の中で立派に羽ばたけるというような教育環境をつくるという使命があろうかと思います。学校統合問題につきましては、これからの審議会の部分でございますが、ある程度の文部科学省の適正規模というものもございます。それとやはり地域の動向というのもございます。それら一番統合の部分で問題となるのは、やはり通学の問題かなと。それと部活動の問題。部活をして、それから通学して帰るという部分。そういう問題等のやはりクリアしなければならない問題もございますし、また統合によって、生徒に与える心理的不安というケアの部分もございます。いろんな問題ございますが、これらの問題につきましては、審議会の中で審議員さんと協議をしながら、よりよい方向に持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

- **〇15番(加部 浩君)** そうしますと審議会、これは、いつごろ立ち上げて、いつごろまでにこれを終わらせるという、現段階の予定はどうですか。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 補正予算をお認めいただきましたので、報酬等の支払いができますので、なるべく早い機会に立ち上げて、遅くとも本年度いっぱいにはある程度結論を出していきたいなというふうに考えておりますが、この辺につきましてもまた、委員さんのご意見等でどうなるかという部分はございますが、どんなに遅くても、やはり今年度中、できれば年内というような方向で取り組んでまいりたいというふうには考えてございます。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) そうしますと、審議会に諮りますので、必ず統合という結論が出るとは限りません。そうすると教育長としては、審議会の出た回答によってそれを遂行していくと。そうすると、まだ統合しなくもいいんだという結論が出たときには、それを尊重して統合しないということで、そういう考えでいいんですか。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 統合の問題につきましては、町だけでなく条例改正等も絡みますので、町執行部とも協議をしながら、審議会に出た答申に基づきまして協議をして、最終的には調整をしながら決定をしていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** そうすると、くどいようですけれども、今の高橋教育長は、統合を しようとしているんですか、統合には消極的ですか。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 私の個人的な部分では、やはり統合は積極的な考えで取り組みたい というふうには考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) ぜひ教育長、本当に真っ白の、教育に汚れた教育長じゃなくて、真っ白の教育長、せっかくなられたんですから、思い切った教育行政、統合関係に関しましても、そういう考えでいらっしゃるんでしたら、ぜひ推し進めていってもらいたいと思います。次は、学校給食調理場の統合、この辺のところは、調理場の改築等々も含めて、そのお考えをお聞きしたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。

○教育長(高橋啓一君) 学校給食調理場の統合の関係でございますが、議員ご承知のとおり、施設部分に関しましては非常に老朽化をしているという現状でございます。今、調理場につきましても、4つございます。そのうち、ドライ方式という部分で運営している部分につきましては、原町の調理場のみでございます。そのほかの部分につきましては、やはりウエット方式という部分で、非常に衛生的にもよろしくないというようなご指摘もございます。またこの関係に関しましては、給食をつくり上げて何時間というか、そういう時間制限も非常にございます。運搬する距離ともございます。それと、給食を運ぶということで、車両の部分もございますが、学校の受け入れの入っていく幅ですとか、車が入る。またコンテナをおろす受け入れ口ですとか、いろんなものがございます。それと、いずれにしましても学校統合という部分もこれから審議会の中で協議をしていかなくてはならないと思います。総合的に考えて、なるべく早い時期にこれらのものを、やはり新しい調理場の建設という部分と統合という部分も考えてやっていきたいというふうに思います。

いずれにしましても、給食の部分に関しましては、また、近年自校式というような流れも 都会のほうではございます。これも、食育の一環としての自校方式という部分につきまして は非常に効果があるというようなお話も伺っておりますので、これらの部分も、やはり総合 的な判断の中でこれから施設改善、また統合も視野に入れてやっていかなければならないと いうふうに考えてございます。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) そうですね。給食調理場、非常に老朽化をしておるのが実態です。 原町が昭和40年、坂上が48年、東が49年、一番新しい太田が56年の建設ということなんで すね。それで、一番新しい太田でももう29年から30年経過している。坂上については、45 年から46年もう経過をしている。非常にこの辺は継ぎ足し継ぎ足しの改修で、衛生面からお いても非常に問題があると私は、見た範囲内で感じているんですよ。ですからその辺のとこ ろ、早急にこれは学校の統合よりむしろ、教育長、町長との連携を図って、この辺のところ はまず考えていかなくちゃならないことだと思いますけれども、その辺のところはどうお考 えでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 議員おっしゃるとおり、なるべく早い段階での建設というものも非常に考えているわけでございます。また総合計画の中でも、学校調理場の部分につきましては建設というのもうたってございますので、これら計画等におくれることのないような形で

- の、統合も含めた段階での新規建設をやはり考えていきたいというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **〇15番(加部 浩君)** その辺のところも、これもしろあれもしろということで大変なことでしょうけれども、ぜひひとつ念頭に置いて、行っていただきたいと思います。

それともう2点ばかりお尋ねいたしますけれども、給食調理場、今、食育教育というものが非常に叫ばれておって、非常に文科省としても力を入れている一つだと思うんですけれども、当管内の給食調理場に電話がないと。今どき、施設を持っていて電話のないなんていう職場は調理場ぐらいしかないと思うんですよ。前にも、これは指摘をしておきました。でもまだ改善はなされない。その辺のところは新教育長さんはどんなお考えでいらっしゃいますか。

- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) 学校給食調理場に電話がないというお話でございますが、私、認識不足で大変申しわけございませんが、初めて知った状況もございます。学校には電話がございますが、その辺から、学校の事務のほうから給食調理場へ取り次いでいただくなりという部分も現在やっているのかなということが予想されるわけでございますが、仕事上の関係の部分につきましては、ある程度学校の事務の部分で、調理の時間でない時間で連絡ができるかなという部分がございます。いずれにしましても、現在は非常に、個人の部分ですと携帯電話の所持等がふえておりますので、個人的な部分は携帯電話でいいかと思いますが、仕事上の部分、これがやはりある意味仕事上必要という部分が認められれば、調理場への電話というのも考えていきたいというふうに思います。
- ○議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- **○15番(加部 浩君)** その辺のところも、ぜひこれは前向きに調査をし、検討していただきたいと思います。

これは、給食調理場というのは特殊な職場ですね。特に衛生面。だからあそこの出入り、一般の人はうかつに出入りはできないんですよ。だから先生方も調理場に継ぐには、外からで大声でドアをたたくか、大声を出して中の人を呼び出すかしないと、入っていけないんですよ。また出ていくについても、また入るときにはアルコール消毒か何かしていかなくちゃいけないというようなこともあるんですよ。そんな施設は恐らく郡内でも東吾妻町だけだと思いますよ。ひとつその辺のところを教育長さん、よくお考えになってください。

それともう一つ、学校にも、何年、去年だか、おととしだかな、パソコンが先生に入って

いますよね。栄養士さんにパソコンがないんです。パソコンがないんですよ。いや、なかないんです。あるんです。あるんだけれども、この広い5調理場で使い回しなんですよ。何か2台ぐらいはあるそうです。それを使い回しなんだそうですよ。非常に不便である。恐らく近々県の教育委員会のほうからも、教育長さんにこれは頼むと。頼むじゃなくて、そういうことはなるべくあれしたほうがいいんじゃないかというようなことがあろうかと思うんです。私は、教育委員会に問い合わせましたら、「東吾妻町さんね。これは、ちょっとおくれているんですよね」という答えが県の教育委員会から返ってきたんですよ。その辺のところも、細かいことでしょうけれども、これはこんな一般質問で言うことじゃないかもしれませんけれども、教育長さん、本当にこれ、栄養士さんが非常にこれは仕事が詰まっている、使いたいけれども、今、太田へ行っている、今、東へ行っている、そういうことで使えないというような状況がありますんで、これはせめて、今2台入っているからあと3台入れてやれば全部入るわけですから、その辺のところ、ぜひ町長のほうとも、執行部のほうとも打ち合わせをしまして、できるものなら早く設置をしてやってあげたほうがよろしんではないかなと思います。お答えをお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 教育長。
- ○教育長(高橋啓一君) その辺につきましては調査をさせていただきまして、また当局とも相談をしながら、新年度になるかということもございますけれども、いずれにしましても、どういう形なのか、また、県の教育委員会からの要請等あればこたえる形での対応はしていきたいというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) このパソコンの問題、県の調理場、栄養士さん、これは、90%全部個人持ちじゃないけれども、設置されているそうです。あとの10%のうちの一つがこの東吾妻町だそうです。その辺のことをよく踏まえて、町長さんもこれは聞いておりますので、ぜひひとつその辺のところはまたよく連絡をとって、対応ができるものならお願いしたいと思います。

それと、学校給食調理場の統合、統合ができないんだったら、これの悪いところの改築、 この辺のところもぜひ近々にお願いをしておきたいと思いますけれども、よろしくお願いい たします。

それと、次は、学童保育の計画、これはどのくらい、どういう考えを持っていますか。

〇議長(一場明夫君) 教育長。

○教育長(高橋啓一君) 学童保育の部分でございますが、この部分につきましては、どういう形にするか、またどの程度のニーズがあるかということも、現在のところ、情報がございません。以前の情報ですと、やはり希望者が少ないというような、小学校低学年のアンケートをとりましたら結果が出ておりますが、いずれにしましても、ある程度年数が経過をしていると。それと、原町地区と坂上、岩島、太田、東、その地区によっての希望もある程度違いがございまして、やはり需要の高いところと低いところ等もあろうかと思います。その辺につきましては、これも、現在のところ今までの資料しかございませんので、ある程度教育委員会の中でもこの部分について協議もしながら、また、どういう形でするかというものも含めながら、これから考えていきたいというふうに思います。

また、学童保育の場合につきまして、もしする場合においてもどういう形にするかという問題もございますので、総合的に、これから学童保育の要求がふえるのかというふうには予想はつきますが、現段階でのそれらの意向調査なり、抽出のアンケートなりというものもございませんので、今の段階では前回のアンケート調査の結果で来ているというのが事実でございます。

〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。

○15番(加部 浩君) 現段階で希望者を募ったら余りいないということで、これは前に出られないというようなニュアンスですけれども、これはあれですよ、設置すれば、必ずこれは多くなりますよ。金のないこの東吾妻町、これもあれもということにはならないということから考えれば、やむを得ないかもしれませんけれども、そういう後退した考えじゃなくて、何度も言いますけれども、今までのしがらみ、今までの教育行政に余り携わっていなかった高橋さんが教育長になったんです。その辺のところも期待をしておりますので、ぜひひとつ積極的な調査・検討をお願いしておきたいと思います。

時間がないので、次に移りますけれども、幼保一元化の考え方はどんな考え方を持っていますか。これは教育長じゃないか。範疇でなければ、答えは要らないです。

〇議長(一場明夫君) 教育長。

○教育長(高橋啓一君) 幼保一元化の考え方という部分でございますが、現在のところ、幼保一元化という部分につきましても国のほうでも1年先送りをしたというような状況もございます。町長答弁の中に申されたとおり、いろんな一元化するのにも、やはり現在の法律形態ではちょっと越えられないかなというような部分もございます。六合村につきましては、特区ですか、申請をいたしまして、幼保一元化というか、こども園を新設しているような状

況でございます。私もまだその辺の部分につきまして、何年か前に視察等、文教厚生常任委員さんですとか関係の方で行ったというお話ぐらいしか、ちょっと内容的にはわかりませんが、いずれにしましてもこれもすぐ町が先駆けて進むというような状況でなくて、やはり国の動向というのが重要かなというふうに考えております。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 残念ながら、今の教育長の考え、前茂木町長のときの、茂木町長と 教育長の関係のときとは相当後退した考えです。非常に残念です。これは子育てをしていく 上において、非常に重要な案件ですよ。教育長、もう少し調査をしてください。

保育所の入所人数、17年164人、18年168名、19年157名、20年161名、21年170名。保育所の入所数です。これに幼稚園が加わるわけです。これだけの人が期待をしているんですよ。今はこれはないから、保育園と幼稚園に分けているんです。国がこういうことだからできないという、それを越えてつくっているところもあるんですよ。実施しているところがあるんですよ、もう数年前から。教育長、そういう考えじゃなくてもう少し、もう少し調査をして、ぜひ。まだ3カ月ですので、余り無理なことは言いません。ぜひひとつ調査をして、検討していただきたいと思います。

教育長の質問は、時間がありませんのでこのくらいにしますけれども、総合的に見ますと、 まだ無理もないんですけれども、教育長さん、もっともっと前を見て、真剣にひとつ教育行 政、取り組んでいただきたいというのが私の今質問に立たせてもらった本当の気持ちでござ います。ひとつその辺のところをよろしくお願いします。

あと残り時間、若干ですけれども、町長に職員教育ということで質問をしていきたいと思いますけれども、職員への教育、これは今まで、町長は4月の末に就任しましてここまで、町長みずから、町長が言ったというだけじゃなくて、町長が指示して職員の教育をやったことがありますか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 私が指示してという教育、研修ですか、そういうものは現在のところ、まだございません。
- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 町長、これは、職員は非常に町長の動向を見ております。特に新しくなったから見ているんです。この就任してからの1年というのが町長の本当にこれは大事なときなんです。ぜひこの職員の教育、町長がみずからしろというんじゃないんです。町長

は副町長に命じ、副町長は課長に命じ、それでいいんです。ぜひひとつこれは、あすからでもいいですから、取り組んでいただきたいと思います。これは、町民へすぐつながることなんです。だから先ほども前で言わせてもらいましたけれども、これは窓口の対応だけじゃないんですよ。各課にわたることなんです。また後ほどの議会で言いますけれども、きょうのありました産業課への対応、その辺のところも、非常に厳しいものがあるんです。ですからその辺のところをよくとらえて、ぜひともこの教育にも、全精力を費やせとは言いません、しかしこの辺のところにも少し目をとがらせてやっていきたいと思います。町長の手綱が緩めば、確実に職員もたるんでしまうんです。そうなんです。ですからその辺のところはしっかりと、今がチャンスなんですから、ぜひお願いいたします。もっともっとこの辺のところはやっていきたいと思うんで……

それと、こういう実証があるんですよ。建設課長さん、よく聞いてください。町道の改修がありました。それで、ある町民が道を広げてもらうために、家の畑をこれだけつぶしていいよと、金は要らないよと、それで広げてくださいと言ったら、調査に来ました。それでやらせてくださいということで、調査に来ました。来たのはいいんです。若い人が2人で来たというんです。その提供する人、それは何も表には言いませんけれども、がっかりしているんですよ。責任者、課長さんが来てくれなくてもいいと、次長です、補佐ですと、ある程度の管理者が来て、お世話になりますぐらいのことを言ってくれたっていいんじゃないんかい、それを若い職員2人をよこして、それが実態なんですよ。それが教育なんですよ。それは教育なんですよ。そういう事象も、事実あるんです。ですから教育の必要性というのは、非常にこれは重要になってくると思います。ですから、各課への町民への接点のサービス、その辺のところはどんなことになっていますか。

〇議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 研修、教育というもの、外部における研修も行っております。県の職員の研修所等で行われるものを受けてまいります。そうしますとその受けた者は、帰ってきたとき、いわゆるちょっと顔が違っていますね。やはりそれだけ研修で頭を少し、かなり入れかえてきたというふうな感じがいたします。そういう研修等、やっぱり日ごろの教育というのがありますね。今、加部議員がおっしゃったような現場での教育、こういうものも必要だというふうに思います。やはり現場、それから窓口。やはり窓口はその役場の顔になるかと思います。そういう窓口の教育、そういうものを今後徹底してやっていきたいというふうに思います。役場の対応、職員の対応が悪いと、やはり町民もがっかりしてしまいますので、

そういうところは確実にやっていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) 県や市町村がどこかがやっている研修がありますよね。それは、本当に一握りの人しか行けません。それも、悪い職員が行くんじゃないんですよ。大体中間よりいい職員が行くんですよ。そういう人は教育は要らないんですよ。悪い人に。だから私が言っているのは、ほとんど90%いい職員ばかりなんですよ。あとの10%が悪い人がいるから、みんなが悪いと言われるんですよ。その辺のところもよく知って、だから研修へ行く人、だからいい人は1人やってもいい、もう1人は悪い、あの人は悪いかなと思う人をやると。だから悪い人をやれというと、2人行くとあの2人は悪いんだということになるから、そういうんじゃなくて、その辺のところはよく勘案して、ぜひお願いしたいと思います。

それと、もう時間がありませんので、職務内容の漏えい、これは非常に、これの漏えいの一番のもと、家族なんですよ。家族から出ていっちゃうんですよ。職員本人から第三者に出たというのはないんですよ、ほとんど。家族から出るんです。その辺のところ、これも教育ですよ。その辺のところをしっかりひとつ行ってもらいたいと思うんですけれども、今後どういう方針でいかれるかお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 加部議員のご指摘、本当にありがとうございます。

今後も、漏えいについては、本当に行政処罰あるいは刑事処罰に当たるようなことにもなってしまいますので、そういうところはしっかり管理職等から指導するようにしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(一場明夫君) 15番、加部議員。
- ○15番(加部 浩君) これで、もっともっと突っ込んでやりたいと思ったんですけれども、時間が足りません。時間に縛られてしまいますから、言えません。今回の一般質問は本当にしり切れトンボで、一般質問にならないような一般質問になってしまったなというのが今の私の実感です。ひとついろいろと申し上げましたけれども、本当に町を思い、町民を思うんだったら、町長さん、来年の4月までが勝負なんですよ。1年過ぎちゃうと、もうなかなかこれを今度はひっくり返すのが容易じゃないんです。町長、副町長、大変でしょうけれども、ここが踏ん張りどころです。東吾妻の将来、今の中澤町長の双肩にかかっていますんで、ひとつ町民のため、町のため、それを考えて、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

いろいろ失礼なことを申し上げましたかもしれませんけれども、ご容赦をお願いしたいと

思います。私の質問を終わらせていただきます。

○議長(一場明夫君) 最後にコメントはいいですか。

以上で加部浩議員の質問を終わります。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長(一場明夫君) 続いて、4番議員、青柳はるみ議員。

(4番 青柳はるみ君 登壇)

○4番(青柳はるみ君) 4番、青柳です。通告に従い、一般質問させていただきます。

これまでの社会保障制度では想定し得なかったうつ病、ドメスティックバイオレンス、虐待、さらに、ひとり暮らしの高齢者がふえているという新しいリスクに対し、新しい福祉への取り組みを質問いたします。

我が町におけるうつ病有病者数やひきこもりの実態をどう認識していらっしゃいますか、 伺います。

また、うつ病から精神障害者と認定になったときの自立支援、働く場所確保について、どう考えておられますでしょうか。

次に、家族といれば安全と言えなくなったのが100歳以上の所在不明者。我が町では、声をかけ合い、お互い見守りながら暮らしていますが、不明者はいるでしょうか。

介護保険では、一定の年齢以上で保険の利用がない人に年1回介護の必要の有無を直接確認すべきと思いますが、どう対処しているか伺います。

高齢者だけの世帯には、家にこもることを防ぐために、交通、足の確保をし、出かけることのできる環境をつくることだと思います。家から出て人に会うことが痴呆になりにくく、 医療費がかかるのが抑えられるという高齢者の自立のために、足の確保を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。車の免許を80を過ぎて返納すると、痴呆が早まるといいます。

これらの新しい福祉と位置づけた今までにない社会保障制度ではかばい切れない現代の問題に対して、どうお考えになっていらっしゃいますか、伺います。

○議長(一場明夫君) 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) それでは、青柳はるみ議員の質問にお答えをいたします。

まず、うつ病有病者数、ひきこもりの実態に関する認識でございます。

うつ病は、自分自身の病気や近親者の死などに伴い、こういった悲しい出来事のほか、昇進、結婚、出産、進学、転居など、人生のさまざまな出来事がきっかけになって発症すると言われております。また、昨今の厳しい経済状況がさらに事態悪化に拍車をかけているとも言われております。うつ病有病者については、町の人口1万6,000人から有病率、これが1から5%と言われておりますけれども、これで推定すると、最大800人ぐらいになるというふうに見込まれております。うつ病にかかっている人の4人に1人しか医療機関に受診していないという報告もあり、この実態は把握はできておりません。またひきこもりに関しては、民生委員などから寄せられる情報で把握しているのが現状であります。いずれにしても、心の病気に関しては、周りに知られたくないという感情が優先して、把握しにくい現状を生んでいるというふうに思います。

また、学校を卒業後、または離職後、一定期間無職の状態にあり、働くことに自信や意欲がなく、悩んでいる若者に対し、職業的、社会的自立に向けての相談・支援を行っているぐんま若者サポートステーションが前橋市に設置されておりますので、これらの広報について、今後町としましても積極的に進めたいというふうに思っておるわけでございます。

次に、精神障害認定後の自立支援、働く場所の確保についてでございます。

障害認定後の自立支援については、郡内自立支援協議会において定期的に検討しているほか、吾妻保健福祉事務所担当者、相談支援センター相談員と連携して、支援を実施しているところであります。働く場所の確保に関しては、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター「みずさわ」とも連携できる体制にはあります。しかし、障害認定を受けた方の中には障害を伏せて就労希望する実態もあるのが実情であります。精神障害にかかわる難しさがあるのが現状でございます。また、他地域に比べ、社会資源が少ないのは明白で、町としても取り組むべき課題と認識をしております。今後は、自立支援協議会の保健部会で自立支援対象者に対して郡内統一アンケートを実施し、ニーズ調査から社会資源不足の実態を数値化し、対策に結びつけられるよう検討しているところであります。

次に、100歳以上の所在不明者についてでございます。

7月28日に、東京都足立区の民家で、生きていれば111歳の男性とみられるミイラ化遺体が見つかったことを受けて当町でも、100歳以上の方々8名の安否について確認をした結果、 当町には行方不明の方は存在しませんでした。 次に、介護保険では一定の年齢以上で保険の利用がない人に、年1回、介護の必要の有無を直接確認すべきと思うがという質問でございますけれども、当町では、毎年6月1日に65歳以上の在宅寝たきり老人、ひとり暮らし老人、高齢者世帯を対象に、民生委員さんの協力を得て、調査を実施しております。在宅、寝たきり老人基礎調査は、在宅の寝たきり老人及び認知症老人の実態を把握するとともに、東吾妻町在宅寝たきり老人等介護医療手当の支給対象者調査も兼ねております。また、ひとり暮らし老人調査及び高齢者世帯調査は、ひとり暮らし老人及び高齢者世帯の実態を把握するとともに、ホームヘルプサービス事業の派遣対象世帯の調査も兼ねております。民生児童委員さんも研修等で介護保険について研修しておりますので、この調査の中で、介護保険の必要性についても把握はできているものと考えております。

次に、高齢者だけの世帯には、家にこもることを防ぐために、交通、足の確保をして、出かけることのできる環境をとの質問でございますが、高齢者の足の確保につきましては、町全体の公共交通のあり方について考えるべき問題でございます。今後、高齢者や通学する方々の利便性の確保等を考えながら、公共交通のあり方を考えていきたいと思っております。

〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。

○4番(青柳はるみ君) ありがとうございました。

介護保険ではというくだりのところで、我が町では、しっかりと民生委員さんにお世話になったりして、しっかりと1年、6月1日に点検されているという、訪問されているということで、すごく安心しました。ひとり暮らしの会が集まる日だよといって、温泉に集まったり、公民館に集まったりしている、そういうのを見かけますと、本当に孤独を少しでも防ぐためにやっていただいているので、地域の地域力をすごく感じます。なかなかこの1年に1回でも、こういう。大きい町になりますと、やれないというようなことを聞いております。

また、うつ病、発達障害、ひきこもりなんですが、これは本当に知られたくないし、話にもなかなかのらないことですが、私自身、ぐるぐる町内を回っている中で声をかけられまして、その家に対象か対象じゃないかわからないんですけれども、サポートセンターのパンフを持っていって、こういうのがあるんですよ、近所にでもいたら教えてやってくださいというようなことを訴えましたら、次に行ったり、またその次の次に行ったりしたとき、あのということで、実はということで、近所の人を紹介したり、自分の家にいるんだということで、前橋のテレサの5階にありますが、若者サポートセンターに6人ご案内しました。ありがとうございます、今、町長が持っていただいているんですけれども、そこのテレサの5階にあ

りまして、6人の方をご案内しまして、3人が社会復帰、見事にできました。やはり専門家がサポート、添ってやるということはすごいなと思いました。3人が、1人は派遣社員、1人がアルバイト、1人が農家にアルバイトに行っております。あと3人は、今そこへ、余り込んでいるものですから2週間に一遍、そこへ訓練に通っています。訓練内容は、職場体験とか、そこに来たほかの人と二、三人でコミュニケーションの練習とか、やっております。

それで、うつ、発達障害が重くなりますと医療機関にかかりますけれども、医療機関では今、これを皆さんに認識していただきたい言葉ですが、認知行動療法、薬物治療だけではだめだということで、認知行動療法というのがあります。ちょうどきょうの報道に世田谷の精神保健福祉センターというのがありまして、ここへ、ちょうど私は、ことし2月に見に行ってまいりました。そこの保健センターの、私が行ってきたところだというんで、きょうちょうど出てきたんですが、そこにうつ病リターンワークコースというのがありまして、利用者335人に対して、約9割の300人が復職を果たしたということなんですね。これが認知行動療法といって、薬物療法だけではなくて、看護師、医師がその人に添って一緒に何かのゲームとかしたり、話を聞いたり、あと何人かほかの患者さんと一緒にコミュニケをして、その人のいけないところ、よいところを出してあげるという、また、看護師が受容をしてあげるという、そういう治療なんだそうですけれども、余りにもうつ病が多いものですから、国でも本年になってこれが保険扱いになりました。そういう認知行動療法というのがあります。

そして、町でできることというのは、一歩外へ出る手助けをすることだと思いますが、どのようなことを、もう一歩、町長、そのサポートステーションのパンフを持っていっしゃいますけれども、こういうところがあるというのを皆さん知らないと思いますので、周知徹底するお考えはあるでしょうか。

〇議長(一場明夫君) 町長。

- ○町長(中澤恒喜君) 日ごろの青柳議員さんのそういった活動に本当にありがたく思うわけでございます。私もこのようなパンフレットをいただきまして、こういう支援機関を利用しまして、やはりそういった人たちへの支援を積極的に行っていこうというふうに考えております。ですから、こういうパンフレットを役場の担当課なりにお渡しをして、常にこういうものを町民の方に情報提供する、そういうことを心がけていきたいというふうに思っております。
- ○議長(一場明夫君) 質問の途中ですが、ここで休憩をとります。再開を午後2時10分とします。

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 2時10分)

○議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。 4番、青柳議員。

○4番(青柳はるみ君) 町長のその若者サポートステーションを紹介していただきまして、ありがとうございました。ただ、町長すごく明るくとらえているかもしれないんですが、今、一生懸命積極的にこれを進めてまいりますとおっしゃりましたが、これは明るく積極的にやるものではなくて、やはりそれを余り積極的に盛られてこられても困るなという、実際、やはり言えない、大変な問題なので、どうしたらいいかというと、保健センターに割合とこのごろ、精神の心配で家族が相談に行ったり、電話します。そのときに保健センターのほうでやはりそういうことを知らなければ、紹介もできないし、医療機関とかを教えていただいたと言っていましたけれども、やはり大変な家族の重たい状態を理解してあげて、そしてそういうときに、保健センターで心の相談があります、何がありますと言えるように、皆さん、いろんな機関のことをセンターの職員が知っていただくことが大切だと思います。職員のいろんなそういう新しい福祉に対しての認識をお願いしたいと思っております。

それから、今、6人の方がサポステに行って、元気になった3人が社会復帰したと言いましたけれども、きのう、町長が外から若年層を引き込みたいとおっしゃいましたが、今町内にいる若い人を引きこもらせないで外に出して、就労して、そして経済力をつけ、そして結婚して子供をつくってもらって、そうやって今いる若者を支援することがとても大切だと思うんです。外から連れてくることだけ考えないで、今ある資源といいますか、人材、そういう方がこもっている、でもサポートステーションに行ったり、認知行動療法を医療機関で受けることによって、社会復帰した。実際結婚して、今、赤ちゃんが生まれた人も知っております。そうやって赤ちゃんが生まれれば、赤ちゃんによって、保育園へ行く、幼稚園へ行く、

小学校へ行くといって、親もそれによって社会生活をしていくことになりますので、ぜひ今いる町内の若者に添ってできるような施策、まずはそういう人たちが来やすい、相談しやすい保健センターなり、福祉課になって、いろんなその人に合った情報を与えていただきたいなと思います。おたくはひきこもりだからこれとやるわけにいきませんので、この間も広報と一緒に、心の相談はこういうところがありますよと出ていましたけれども、そういうものもありますよとさりげなく配って、全員に配らないとだめなんで、さりげなく配っていただきたいと思います。そして、その中で若者がそんなに元気になって一つの家庭をつくれたら、とてもすばらしいなと思います。

もう町内にいるわけですから、それは本当に可能なことで、またこのうつ、発達障害、不安障害ということが今日本じゅうで騒がれて、自殺者が今1年で3万2,753人という大変な数になっております。我が町でも、役場の職員がこの間不祥事を起こしましたけれども、突然起こしたのではなくて、そういうことがあったかなという推測ですが、思います。職員が200人以上、非正規雇用の方もいらっしゃるということは、この中にも何十人かはいるというデータですよね。ですから毎日過ごしていて、皆様気がつくことがあると思いますので、心の健康のほうもしっかりとここにいらっしゃる管理職の皆様にお願いして、健康な役場職員として、町のために頑張っていただきたいと思います。

消防のこの間、中之条であった消防のポンプ操法に行きましたら、もう涙なしでは見ていられませんでした。夜の打ち上げ会の中で、自分は、火事になっても知らないふりして寝ているような自分だった、しかしポンプ操法の競争の訓練を先輩から教えてもらったりする中で、そんな自分が人のために動こうという気持ちになったという、もう感動して、本人が自分が変わることができましたと、本当にそこの仲間、先輩の中で変わることができたという若者がいました。そして意欲的に、もっともっと自分好き勝手に毎日暮らして、そんな消防なんて嫌だ、人のために出るのは嫌だという気持ちでいたけれども、今度はその気になったという人がいましたので、やはりこういうことを蔭ながら応援していただきたいと思います。また、働く場所ですが、くりのみ学園、萌希の丘、矢倉の授産施設があるんですけれども、精神障害者の働ける施設がないんですね。吾妻にそういうのがあるかどうか認識していますでしょうか。

〇議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 私が知る限りでは、萌希の丘とくりのみ学園ですね。ほほえみ工舎、 それからあとは、地域活動支援センターで一応通所によるいろんな技術支援を行っていると いうことは認識しております。

- 〇議長(一場明夫君) 4番、青柳議員。
- ○4番(青柳はるみ君) 私も、精神障害の認定を受けたから働きたいということで、探したんですが、くりのみも萌希もなかなか引き取ってくださらなくて、それで、くりのみが1人雇ってくれたんですよね、今。そして、こういう精神障害の方が1日中家にいると、家族がつらいんですね。そこでどういうところかないかとちょっと探したら、一番近くに沼田がありまして、沼田の精神障害者の働けるところを、前が国の建物だったというのを借りているというんですけれども、沼田警察の近くだったんですが、そこを見てきたら、普通の職場では無理な就労も、そこでは、障害を理解している指導者と規則正しい生活ができていたというんですね。たばこを3箱か4箱ひっきりなしに吸っていたという人が、そこでは10時と3時しか休みがありませんので、とても健康になったという話を聞きますし、食べ吐きしていた人がそこではやはりお昼とか決まっているので規則正しい生活になれたなんていって、本人もそうですけれども、家族が本当に昼間、そこへ朝出かけていく、夜仕事をして帰ってくるということで、すごく助かるということを聞きました。どんなにそういう、家でずっとそういう行動をしていた人が昼間働ける場所に行って、どんなにか家族が安心しているだろうということです。これだけこの世の中、精神障害者とかそういう人が出てきているので、町でも考えて、すぐにはできないでしょうから、考えていただきたいと思います。

今、須崎議員もおっしゃっておりましたが、やはり、雇用によってうつになる、不安障害になる、雇用によってそうになる、また雇用によって治る、そういう方がふえております。 雇用によって、もうまた働けないんじゃないか、また雇ってもらえないんじゃないか、首になるんじゃないか、そういう不安でうつになっていく。やめて、また次の雇用に元気になったからといってつけない。すべて雇用のところにいきますので、第一に雇用を考えていただきたいと思います。

そして、車の免許を返してしまうと認知症が早まってしまうという声を聞いたわけですが、 町長のマニフェストにもぐるりんバスというのがありますので、お年寄りが引きこもらない で出てこられるような、そういう施策も、早く早くと言われますが、お願いしたいと思いま す。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** ご老人はやはり、周りの家族が危ないからということで運転をしない

でというふうなことで、車を運転しなくなるということが大変寂しいようですね。それによっていろんなことが出てくるということでございますので、やはりご老人がいつまでも明るく元気に出かけられるような、そういう交通体系というものをこれから真剣に考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長(一場明夫君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 大 図 広 海 君

○議長(一場明夫君) 続いて、9番議員、大図広海議員。

(9番 大図広海君 登壇)

○9番(大図広海君) 時間の制約がありますから手短に、態度が変わりました。

6月定例会におきまして、国、地方公共団体の事務は、法に従い、適正に処理されている という発言が町長より繰り返しありました。それを踏まえてきょうは、行政実例を挙げなが ら、法、条例、規則等々の整合性について、一問一答にて自席より行います。

以上です。

〇議長(一場明夫君) 町長、答弁願います。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 通告に従いまして、答弁をさせていただきます。

まず、地方自治法第14条第2項と各種規則、規定との整合性についてでございますが、日本国憲法第94条において、「法律の範囲内で条例を制定することができる」とし、地方自治法では、第14条で条例の制定について、同法第15条では規則の制定について規定をされております。第14条第2項の「義務を課し、又は権利を制限」については、公共の福祉の観点から、基本的人権を合理的な最小限の規制にとどめるべきと理解をしております。条例は、地方公共団体がその事務について議会の議決を経て制定する法であり、規則は、地方公共団体の長がその事務について議会の議決を経て制定する法であり、規則は、地方公共団体の長がその事務について議会の議決を経て制定する法であり、規則は、地方公共団体の長がその事務について制定する法と理解をしております。その他の規程では、行政機関が一定の事項を一般に公示する行為の告示形式の規程等、行政機関がその所管に属する機関または職員に対して、その所管事務について発する訓令形式の規程等に分かれ、それぞれ立

法の趣旨により制定をしております。

地方自治法第138条の4第3項と各種団体との適合性についてでございますが、同条に規 定する附属機関については、法律または条例により定めることと理解をしております。

地方自治法第204条第3項と東吾妻町職員の給与に関する条例の整合性でございますが、 法第204条第3項では、「給与、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定 めなければならない。」とありますが、東吾妻町職員の給与に関する条例では、法の趣旨に 沿い規定されており、細部については規則に委任しております。

地方自治法第237条第2項について、「条例又は議会の議決による場合でなければ」、「適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。」の規定により、東吾妻町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第4条で、普通財産の無償貸付けまたは減額貸付けを規定しておりますけれども、同条第3項の「町長が特に認めた」場合の運用につきましては、町長の裁量権を厳格に運用するため、議会の皆様の意見を聞くよう努めてまいります。また、適正な対価としては、普通財産については、東吾妻町普通財産(土地及び建物)貸付料算定基準を制定し、また、公有財産評価審査委員会規程を制定し、運用してまいります。

地方自治法第244条の2第1項の規定する「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、 条例でこれを定めなければならない。」とおり、公の施設については、設置及び管理に関す る条例等を制定しております。

以上です。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) それでは、総論的に伺っていきます。

常に法に従い、法に対して適正である。この法令というのは、もちろん条例、規則も含むと、今、町長から説明があったところです。これは町長一身上の問題ですので、明確にお答えください。

政治倫理の確立のための東吾妻町長の資産等の公開に関する条例、承知おきだと思いますが、これは、この条例に網羅された内容について、履行しておりましたでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** この件に関しては、適正に履行しております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** ということになりますと、資産公開第2条1から9までになりますが、

就任以来、「100日を経過する日までに、それを作成」し、同4条に規定するところの、す みません、4条もそうですね。これは30日までです。これを公開し、いわゆる閲覧に供する ということです。確認しておきます。履行がありましたでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 任期開始の日から100日を経過するまでに作成しなければならないということでございまして、4月23日から100日といいますと、8月1日ということになろうかと思います。またこれに関しては、東吾妻町長の資産等の公開に関する規則がございまして、その11条に、「条例第5条2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、することができる。」ということでございまして、これにつきましては、9月30日がその期日というふうになっておると思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) ところで、いいですか、8月27日にその進捗状況、どうなっていますかという話で伺ったところ、まだ整備されていません。いわゆるファイルの中に全然それが入っていなかった。ですから、準備はできたけれども閲覧に供さないということじゃないんです。準備が整っていなかった。そういうことで理解しますが、私のこの考え方というのは間違っておりますでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それは、職員に問い合わせたということでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 総務課職員寺嶋何がしの署名入りの、「町長より提示されておりません」ということです。署名をもらっております。ですから、閲覧に供する云々の以前に、100日までの中にその準備が整っていなかったと、作成し、提示と。閲覧に供する準備が整っていないということ。いいです。これはほんの……

(「いや、今の答弁します」と呼ぶ者あり)

〇9番(大図広海君) 結構です。

じゃ、本題に移ります。いいですか。

そうしますと、自治法14条、義務を課する者、恐らくそういう形ではあるんでしょう。そうしますと昨日の給食条例も、義務を課する、何を課すと、料金の支払い義務を課することになります。これは14条を背景としますかと聞いて、勉強してというような回答がありまし

たので、ここでお伺いしておきます。給食費の徴収というのは、14条を背景としていると考えてよろしいでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- 〇町長(中澤恒喜君) そう考えられます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) そうしますと、1点、幾つかあるんですが、その中で特徴的なのが、すみません、段取りが悪くて、いっぱいあるものですから。すみません、ALTの住宅の貸し付け、ここにありました、外国語指導助手住宅貸付規則、ここに規則の公布があります。21年2月3日になっています。今現在、これが生きているようです。この中で、片や3,000円、片や3万円という形で貸し付けという形で、これが教育長名で出ております。これも、この規則も、いいですか、料金の支払い義務をここに明示している。3万円の支払い義務がある。それは、住宅を貸し付けるという益務の提供に対して、料金の支払い義務が課せられた。先ほどの給食費と同じだと思います。そうすると、この義務を課する者であるから、ここなんですよ、規則でいいのでしょうか。先ほど町長は、義務を課する者は、いいですか、14条に従い、条例が必要だと言っています。お伺いします。これは、規則でよろしいんでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それでよろしいかと思われます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** そうすると、先ほどの発言と矛盾してくる。こういうのを「行き当たりばったり」と言わないですね、出当たりばったりと言うんですね。

では、聞きます。教育委員会にも規則の制定権があるように、自治法では規定してあります。いいですか、ただしその職務に関してです。ちなみに、それを前提として考えて、この貸し付けの住宅というのは、どういう性格のものでしょう。貸し付け財産なんです。多くの場合、これは普通財産になるかと思いますが、これは行政財産ですか、普通財産ですか、何っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、住宅に職員を住まわせるというふうな、行政財産だというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

- ○9番(大図広海君) どういうふうにしても、それはいいです。微妙なところなんです。どういうふうにしても、ここで料金の支払い義務が発生する。ということは、先ほども申したように、自治法14条の中で、義務を課する者になる。したがって、これは条例を経なければいけない。ましてやそういった財産管理のものについて、いいですか、いろいろの財産管理の都合上のものについて、教育委員会に権限があるとは考えられない。町長の専決になると思います、財産なんですから。そういった中で、再度伺います。この外国語指導助手住宅貸付規則、これは適法に行われていましたでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) この住宅につきましては、職員を住宅に住まわせるという行政財産の管理の一環というふうに考えられますので、住民の利用に供するものではないのでございますので、条例にする必要はないというふうに考えております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 職員を住まわせる必要がある、これは、いろいろと制度があります。 ということになるとこれは、町有住宅というものになります。それはそれで結構なんです。 ただそうすると、町有住宅条例、別途あります。だからここのところ、表現悪いんですけれ ども、みそくそにしてはだめなんだと思う。ただし私の知る限りにおいておいて、旧吾妻で もそうです。町有住宅というのは要するに、条例の指定した現存の住宅はないというてらい がありますけれども、これは理解が間違っていたらごめんなさい、少なくともこの住宅が町 有住宅になったことはありません。町有住宅には職員を住まわせることができないんです。 これは寄附を受けた町有財産になっていますが、町有住宅とはまた違うんです。すみ分けな くちゃいけない。理解が進みましたか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- 〇町長(中澤恒喜君) わかりました。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** そうすると、前言を訂正しなくちゃいけない。なぜかと言えば、教育 長名で公示をされたこの規則は適法ではない、これが当然の帰結です。認めますか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 現在、東吾妻町では、現在の方法で運営しておりますので、これでいきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

○9番(大図広海君) 違法を承知しながら継続すると、聞く耳は持たないと、ノーを言うのはおまえ1人だ、そんなような発言があったと私は理解をせざるを得ない。

では、さらに伺います。

これも、町長一身上の問題になります。

町長は、せんだっての……すみません、定例会、これが特別職です。それから臨時会においておいて、報酬の減額を提案され、承認、議決がありました。なぜ減額条例を提出しなければいけなかったのか、伺っておきます。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、町の定めによるというふうに思います。 (「答えさせてください」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) それにつきましては、細部には理解しておりません。
- ○議長(一場明夫君) もう一度お願いします。
- 〇町長(中澤恒喜君) 理解しておりません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** 理解しないままに、条例提案があると。理解しないままに、規則は有効だと発言した。どうしましょうか、これが私たちの町長です。今の発言は、きっちり会議録にとどめておいてください。

続けます。

そうしますと、基本的には、204条においておいて、給与条例主義、町長の給与は条例に 定められる。もし仮に町長の裁量権がそこにあるならば、条例を改正しなくとも、減額条例 を出さなくも、受け取り辞退をすれば済むだけの話です。こういう答えがまたそこにあるん ですよ。それではなかなか条例主義に合致しないから減額条例を提出したということ、理解 ができるんですけれども、この理解でよろしいでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- 〇町長(中澤恒喜君) よろしいかと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 何だか私が答えを言っているようですね。となるならば、その前段となった、現状の副町長が5月20日だったかな、辞表を提出し、退職されました。そのときに、給与条例の中で6月期のボーナスについて、6月1日の基準日までの間に30日以内、だから

10日を残すだけでしたから、6月のボーナスは全額いただきました。これは間違いない事実だと思います。それで5月21日に副町長に就任しましたので、これも前々から言っています、6月1日の基準日には、副町長としてそこに存在していました。そうすると、副町長の報酬の中に、職員の例によるという形で、ボーナスの支払い規定があります。それは、6月1日の基準日に在職して、これが、すみません、具体的な数字、3カ月未満だったかな、の中で計算式によると、本来の額の30%支給だったと思います、を支給することになっています。今の町長発言、減額条例を提出したのは、支払いを辞退しただけではだめなんだ、条例主義なんだから。でも今度の副町長に対しては、条例主義で言うと、副町長をしてのボーナスを本来の計算式の30%相当額を支払わなきゃいけない。それは、条例主義というのは支払い側に義務を課しているからです。副町長が辞退をするというようなレベルの問題ではないんです。そうなってくると、これは恐らく、今の町長発言を引用すれば、既に支払い済みの事項となっていなければならないんです。確認します。これは支払いが済んでおりますでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 副町長としてのボーナスは受け取っておるようでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) そうしますと、当時の論議からまた離れると思います。いいですか、 もう一度確認します。5月20日までに一般職としていた部分については、6月1日の基準日 に対して、正規の、だからここで言うと、100%のボーナスを受け取った。21日の就任に対 して、副町長としてのボーナスを、またさらに本来の計算額の30%相当額を受け取った。こ の事実は既に確定、当然給与のことですから、払ってあれば確定なんです。その事実を認め るということでよろしいでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 副町長としてのものはもらって、支給されているようでございます。
- ○議長(一場明夫君) もう一度。支給されていると言っているんです。(「そうです」「いるんですか」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 結構です。それが条例主義というものです。

本人に伺ったところ、それはないというようなことがあったものですから、確認しておきます。

さらに続けます。

そうなってくると、給与条例主義ということになります。今、町長が答弁の中で申していましたように、給与等の額、額は条例により払う。これを司直がどういうふうに判断しているかというと、額が、額ということが法に明示されているんだから、条例の中でその額が計算式等によって確定しなければならない。これが前段です。そこまでの段階は、理解できていますでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- 〇町長(中澤恒喜君) ご説明はわかりました。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) ところで、給与条例の中に、管理職手当の問題が明記されております。 管理の職にある者について、管理職手当を支給する、この1行だけで終わっています。現実 の問題として、どこからどこまでの者を管理職にするか、管理職の者に対してどのくらいの 管理職手当を払うかということは、条例に一切触れていない。にもかかわらず、延々と管理 職手当は払われている。また今回も、7月1日で、町長の裁量で管理職の額がまた変わりま した。本給に対する率ということになりますから、町長の裁量でそれが変わるんです。これ が、204条が求めるところの給与条例主義、給与の額は条例に定まるといったものに抵触す るという発想はございませんでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、従前からそのような慣例で取り扱っているようでございますので、よろしいかというふうに思います。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 慣例だからよろしいでしょうか。前々の総務課長だったか、総務委員会でこういう発言がありました。今まで役場がやってきたことだから正しいんだ、そんな発言がありました。それも、ボーナスの話で論議をしていたときです、ちょうど。そういった部類と、じゃなくて、町長の発言ですと、慣例でやったことは正しいんだ。給与条例主義というのは、いいですか、その額が条例で定まる。これは理解していると言っている。いいですか、慣例でやっていることも正しい。何か整合性が保てないんですけれども、その辺のところが問題だと言っています。今後の対応はどういうようになりますか、伺っておきます。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、また内部でよく内容を検討いたしまして、考え

ていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** また前言が翻った。慣例だから正しいとさっき言ったばかりなんですよ。ふらふらしちゃだめなんですよ。こっちもなかなか責めづらい。

それはそれとしておいて、そういうことになりますと、事例を挙げます。ちょっとまたもとに戻りますが、14条では、義務を課するもの及び権利を制限するものということになると思います。ところで、どれでも例はいいんですが、出産祝金条例というものもあります。ここに対して、第3子に対して10万円を支給するということになっています。いいですか、これは条例なんです。なぜ条例になったんでしょうか。説明してみてください。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、地方公共団体の事務で、専属的権限とされている事項だということでございますので、その処置がなされているというふうに思います。
- ○議長(一場明夫君) 今の答弁でわかりませんか。 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 地方公共団体にかかわるものであります。それゆえに条例がつくられたということでございます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) なかなか基本的には、今も、町長が答弁で申されました自治法14条の話も、役人の書いた作文を読んだだけで、それが真に頭の中に入っていないから、そんなとんちんかんと言います、これも会議録にとどめてください。そういった発言が出てくるんだと思います。いいですか、14条自体が今も言っているように、義務を課するもの、権利を制限するもの、当然にその対語として、本来ない権利を与えるもの、この場合、権利と言わないですね、利益を与えるもの。法に基づかないで、ある特定の個人に対して何らかの制度上の利益を与える、こういったものについて、これを条例化したほうがいいだろう。さきの議会でも二元代表制という話がありました。そういう形での形で条例というものがいいだろうというような形で、これが条例化されたんではないんでしょうかねと私は思うところなんです。そんなに間違っていないと思います。いかがでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- 〇町長(中澤恒喜君) 受けとめておきます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。

〇9番(大図広海君) だんだん誘導に引っかからなくなりました。実は、これは誘導なんです。

ところで、これ以外のものも条例化された補助金、あるいは、いろいろなものがあります。でもされていないもののほうが数が多い。金額の多いものもある。一つの例を挙げれば、日赤に対するところの補助金というのが、ほかの補助の一連のものではなく、日本赤十字社群馬県支部原町赤十字病院云々の形で補助金交付要綱という形で、独立したものがあるんです。金額も、ばかになるものじゃありません。また今回5,000万円ほどの恐らく補助請求が、この前も要請がありました。となってくると、そういったいかに日赤といえども、いいですか、先ほどの出産祝金が条例化を必要とするなら、なぜこれが交付要綱だけで金額も莫大なものが執行されるのか。議会としては、ここのところがなかなか納得はできないところがあります。もちろん議会のほうでこれが整理されればいいんでしょうが、住民サイドから見ると、あれ、どうしてそれができるの、こういうことです。だから執行者として、これに対して説明責任を果たさなければいけない。説明してみてください。これは、要綱でよろしいんでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 当時の執行者が要綱で妥当であると判断した結果だというふうに思っております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 当時の執行者が判断した結果、だからこういうことが残っているんでしょうけれども、私が聞いているのは、今、あなたは、まさにこの要綱に基づいて予算を執行しようとしている。恐らく時間的な問題になってくると思います。そうなってくると、その支出の背景となる制度というのは、これで万全なものかどうかということを伺っているんです。前任者のことを聞いていない。あなたの責任でこれが執行されなくちゃいけないんです。よろしいでしょうか。自治法14条にこれが反しませんか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それについては、前回からの例によりまして執行されているので、このままいきたいと思います。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** そうすると、前回から例があるから、だからこれは正しいんだという ふうになりましたね。方程式はそこにあるようです。それはそれとしておいて。

そうすると、別の案件にいきます、時間がないので。

学校評議員という制度があります。これは、小学校及び中学校の管理規則の中にあります。 43条に学校評議員があります。それでその「評議員は、地区住民、保護者及び有識者の中から校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。」とあります。この評議員の身分的な取り扱いはどうなりますでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 身分的取り扱いと申されますと、どのようなことになるでしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 条例と規則ということで伺っています。この評議員の身分的取り扱いといったら、聞く内容は1つです。どうなりますか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 町からの報酬は出ない委員というふうに解釈をしております。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 委員、そうすると委員か。ここのところでいくと、評議員ですからね、 どんな委員かと聞いているんです。独任制の専門委員になれば、あるいはまた評議会という 組織があって、そこの中の評議員であるから、これを附属機関になるのかと。なかなかこれ がしっかり書いていないんで、読み取れないんです。それで、ただしここなんですね。評議 員の部分には定数がある。ですから、恐らくこれは附属機関になると思います。ということ になってくると、これが要するに教育委員会が定めた規則第10号でいいのかどうかというこ とになります。お考えを伺います。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それでよろしいかと思われます。
- ○議長(一場明夫君) ちょっとお待ちください。

ここで、質問の途中ですが、休憩をとります。再開を午後3時15分とします。

(午後 3時00分)

○議長(一場明夫君) 再開いたします。

(午後 3時15分)

O議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き町政一般質問を行います。 9番、大図議員。

〇9番(大図広海君) 学校評議員の問題が続きます。

評議員管理規則というのがまたあります。この中で、学校評議員は、園長及び学校長の権限に属するもののうち、必要とされる事項について意見を具申する。諮問答申という形で、それとこうやって規約をきっちりつくれる。恐らくこの事務管理は、この場合には学校職員になるかと思います。行っている。こういうものをとりもなおさず附属機関と言うんです。それで、先ほど町長は、ボランティアと言っていました。伺っておきます。この規則第5条、何が書いてありますでしょうか。すみません、第6条になります。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** ちょっとそれはわかりません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) 実は、これが、「謝金等については、教育委員会が別に定める」。そうすると謝金がどういうふうになるかということは、従前も争いがあったんですが、少なくとも謝礼、寸志等についても、ここなんですよね、報酬に値するという部分、私は、勉強の中で頭の中にたたき込んであります。やっぱりこれは、自治体として守らなくちゃいけない。さっきも言いましたように、これは特別職ですから、自治法203条に規定されます。条例主義なんです。その条例主義を徒過して、教育委員会が定めるような規定を教育委員会は定めている。ここまで来るとむちゃくちゃです。町長に伺います。この規定は適法でしょうか。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** いや、それは、適法かどうかというのはちょっと判断しかねます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) ですから、自治法138条でしたか、附属機関、これは条例によるに照らすと、明らかに。答えはもう明らかだと思います。町長は、答弁をいたしかねるという立場をずっと貫いていますね。それはそれで結構です。

また別の問題に入ります。

東吾妻町保育園条例、いろいろとあります。設置及び定員なども書かれております。これ

は、なぜ条例なんでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** にわかに言われても、ちょっと判断できません。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) これには、児童福祉法によるということ。当然に住民がこういうもの を利用する施設ですから、公の施設にもなる。そういうことになるかと思います。これは条 例で適法なんです。それはそれで結構です。

では、そういうことならば、学童保育所の設置等々について、いろいろと論議が分かれているところなんですが、既存の学童保育所のあり方、東吾妻町放課後児童対策委託事業実施要綱になっています。いろいろと書いてあります。これは、目を通したことがあると思います。従前も同じようなことを言っております。この要綱というのは、適法でしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- 〇町長(中澤恒喜君) ちょっと判断しかねます。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- ○9番(大図広海君) でも、これは、判断しかねますじゃいけないんです。判断しないといけないんです。なぜかというと、もう既にこれが実施に移されている。日々保育料も払われている。せんだっての決算書も載っているということは、また現在もそれが消化されているということです。その中で、特に第2条に、この事業主体は東吾妻町とする。それでずっと読んでくると、保育料の保護者負担というところがどこにも書いていない。ということになると、事業主体であるものについては、保護者に費用負担を求めないということになりますと、予算の範囲で委託料を払う。だから公費の中ですべての委託料を払うという解釈になるんかと思うんです。いいですか。この要綱は適法かどうかというのはもう既に論議する部分がないんですが、重要なのはこの保育料、この算定の仕方、あるいは支払い義務はあるかないか。双務契約ですから、保育料は払う。あってもいいんだと思いますよ。ただ、要綱の中でもない、あるいは徴収条例ももちろんない。その中で、保護者が払う保育料というのは適法なんでしょうか、伺っていきます。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それにつきましては、ちょっと解釈、わかりかねますので。
- 〇議長(一場明夫君) 9番、大図議員。
- **〇9番(大図広海君)** 実は、決算審査認定のところにおいても、三百何万円の保育料収入が

あります。それは東の保育所の部分だそうです。そういう説明を受けました。でもその保護者が払う保育料をよしとするか、いいですか、負担させるという、給食費は14条に基づくという説明が先ほど、説明じゃなくて、町長は理解していると言います。この保育料は、じゃどこに基づくんでしょうか。条例がないんです。にもかかわらず、三百何万円のものがある。設置要綱の中にも保育料の規定が一切ない。これを素直に読むと、これが条例規則、要綱、度外視してでも、学童保育所の保育料というのは保護者に支払い義務があるんだよと考えざるを得ない。この理解は正しいでしょうか。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 現在のところは、ちょっと判断がつきかねます。
- ○議長(一場明夫君) 大図議員に申し上げますが、あと数秒ですから、これが最後の質問になると思います。よろしくお願いします。

9番、大図議員。

- ○9番(大図広海君) そうなってきますと、判断がつかないままに予算執行している。現実 そうなんだと思います。従前からやっているから正しいんだ、その答弁が一歩も進んでいな いという理解を私はいたしましたので、この理解が間違っていますでしょうか。お答えくだ さい。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** しっかり受けとめたいと思います。
- ○議長(一場明夫君) 以上で大図広海議員の質問を終わります。

◇橋爪英夫君

○議長(一場明夫君) 続いて、12番議員、橋爪英夫議員。

(12番 橋爪英夫君 登壇)

○12番(橋爪英夫君) それでは、安全・安心の町づくりの観点から、許可をいただきましたので、私は、町の防災計画について、2つ目として、群馬県ドクターへリ事業に対する我が町の対応は万全かという2点について質問をしたいと思います。通告書に基づき質問をいたします。

9月1日の防災の日に合わせて、国を初め、各地で防災訓練が実施されています。そこで

私は、町の防災計画について、平成19年12月に策定した新町東吾妻町地域防災計画、震災 対策計画が作成され、災害対策基本法に基づく町の防災体制がスタートしたわけであります。 計画の中で、事業所や地域の人との連携はどのようにとっているのか、また災害応急対策計 画では、計画に基づく有事の際の対応整備について、その後の取り組み状況についてお伺い いたします。

2点目の関係でありますけれども、究極の往診システム、患者発生の通報と同時に、速やかに救急現場に到着、高度な医療を開始するドクターヘリ、全国の15都道府県、17機目のドクターヘリとして、運航を開始されました。報道によると最近では、茨城県で運航が開始され、また、広大な面積を持つ北海道では、ドクタージェット機の運航を開始したと報道がありました。

さて、群馬県ドクターへリ事業について、運航が開始されて1年半が経過する中で、吾妻 広域管内からの要請が県下で一番多いと聞いています。新聞報道によれば、ランデブーポイ ントも、開始当初よりも増加はしているが、まだ不足しており、数がふえればヘリがより現 場近くまで行けるため、救命に効果が発揮できると報道されましたが、我が町の現状はどう なのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(一場明夫君) 続いて、町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 橋爪議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の町の防災計画についてでございますけれども、現在、町の防災対策につきましては、ご質問をいただきましたとおり、平成19年12月に策定いたしました東吾妻町地域防災計画に基づき、必要な対策を講じているところでございます。「災害は忘れたころにやってくる」、「備えあれば憂いなし」ということわざどおり、防災の基本はまさに備えであります。そして有事の際には、自助・共助・公助の連携により、災害は最小限に食いとめることができるものと考えております。

ご質問の事業所や地域の人との連携についてでございますけれども、まず事業所との連携は、各事業所には消防法に基づく防火管理者を中心とした自衛消防組織は存在しているところもあり、火災時においては、連携を図ることはございますけれども、自衛防災という組織は町内企業では存在をしておりません。防災計画においては、防災教育、情報収集なども図

るとしていますが、現在の状況は、有事に際して個別に連携を図っているのが現状です。今 後、各事業所の要望なども把握しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えておりま す。

次に、地域の人との連携では、さきに述べました自助という観点で、各家庭での防災意識の高揚と備えをしていただくための施策として、昨年度、防災ハンドブック、防災マップを作成し、配布いたしました。また町としては、各行政区を一つの自主防災組織として考えております。現在、災害発生のおそれがある場合、各行政区長さんと連携を図りながら、情報収集、対応協議等は行っているところでございますが、今後、地域としての防災意識の高揚を初めとして、要望に応じて防災訓練の援助なども検討してまいりたいと考えております。

また、災害応急対策計画に基づく有事の際の対応整備でございますが、現在町では、集中 豪雨、台風接近などに伴う警報発令時や災害発生のおそれがある場合には、状況に応じて担 当課を中心とした災害警戒本部の設置はもとより、各行政区長さんとの連携を図りながら、 状況把握や具体的対応を進めているところでございます。現在までのところ、そうした状況 は発生しておりませんが、台風、集中豪雨などの状況に応じて、災害が予想される場合には、 防災行政無線を活用した早急かつ的確な情報提供や有事の際いち早く対応できるための災害 対策本部の設置も行っているところでございます。

さらには、昨年12月、共助という観点で、保健福祉課と連携しながら、高齢者、障害者などの災害時に自力で避難することが困難な要援護者を支援するための東吾妻町要援護者避難支援プラン全体計画を作成いたしました。今後、具体的に要援護者の避難を支援するための個別計画、被支援者台帳整理を初めとして、実際に避難を支援する各行政区、消防団ボランティアの形成、連携なども図りながら、実際の運用につなげていきたいというふうに考えております。

2つ目の、群馬県ドクターへリ事業に対する我が町の対応は万全かについてでありますけれども、緊急医療体制の充実を図るため、平成21年2月から導入された群馬県ドクターへリ事業は、開始されてから約1年半が経過し、出動件数延べ約550件のうち、120件以上を占める吾妻広域管内は県下1位であり、緊急医療体制が十分ではない当町にとっても、大変重要な施策となっております。町内におけるドクターへリ離着陸場は現在、東地区2カ所、太田地区1カ所、原町地区2カ所、坂上地区3カ所の合計8カ所でありますけれども、利用回数では、太田地区岩井親水公園が圧倒的に多い状況となっております。この理由は、比較的人口の密集する原町、太田地区に近いことから、事案の発生件数が多いことでありますが、

そのほかにも、ヘリポートが人家から離れていて周辺の安全確保が容易にできる点や、芝生で整備されたポイントで離着陸が容易であり、さらには救急現場からドクターヘリを要請し、前橋から当町までの所要時間約10分と、現場から救急車での搬送時間がちょうどよいなどの状況にあります。

橋爪議員ご指摘のとおり、より現場近くまで行けるために、離着陸場をふやすことは好ま しいことではありますが、離着陸の容易さや周辺の安全確保状況及びこれまでの使用実績を 総合的に勘案しますと、現在の8カ所の離着陸場で対応できるというふうに考えております。 以上です。

〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。

○12番(橋爪英夫君) それでは、質問をさせていただきますが、計画の中で、災害予防計画がございますけれども、その中の治山治水・河川対策と備蓄資材関係でありますが、これらの整備は大変重要であります。最近の集中豪雨、ゲリラ豪雨、いろいろ気象状況が変化する中での山間部、どういう災害が起きるかわかりませんけれども、それに対応するべく予防計画はどのように進めているかお聞きいたします。

〇議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 治山治水・河川対策でございますけれども、防災計画では、災害危険 区域予防計画において、地すべり危険区域を初めとして、土石流、危険渓流、急傾斜地崩壊 危険箇所など、県や町などの台帳に基づき把握し、災害発生のおそれがあるときには、必要 に応じて巡視などを行い、予防に努めているところでございます。

なお、事前のハード対策につきましては、県や建設課の範疇でございますので、詳細には 申し上げませんが、地域の要望や危険度の大小に応じ、計画的に改修していることと思いま す。

そのほか備蓄資材につきましては、現在、旧岩島第一小学校、東支所、防災倉庫及び各公 民館に災害救助用毛布、土のうを初めとして、コンパクト肌着セット、アルミシート、飲料 水袋、救急医療セットなど必要最低限のものは備蓄しております。有事の際には、担当職員 で対応できる体制は構築しております。

使用実績で申しますと、平成13年の集中豪雨に伴い、大字須賀尾地内で自主避難した際に使用いたしました。以降は、新潟中越地震で援助物資として提供した以外は利用実績はありませんが、耐用年数を考慮しながら、その都度補充しているという状況であります。

〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。

○12番(橋爪英夫君) 計画の中で、火災予防計画がありますけれども、自衛消防の指導、 消防施設の整備、これらが計画されているわけであります。自衛消防の指導等はどのように 行っているか、また、防火水槽等もどのような状況で整備をされているのか。

また、消火栓でありますけれども、旧東地区においては、相当消火栓の整備がされておりますけれども、たまたまことしの冬の、何月だったでしょうか、私の近くで夜中に火災が発生、朝ですね、朝の5時ごろだったでしょうか、火災が発生して、雪が20センチくらい降った朝でありましたけれども、消防車が来るのにも大変な状況の中で、農業用水がありますので、それら等を使ったりはしましたけれども、そういうものを考えると、消火栓を日ごろ自衛的に訓練するのもやっぱり予防消防の一つかなとつくづく思った次第でありますので、その辺を含めてお願いいたします。

〇議長(一場明夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) まず、自衛消防につきましては、各企業、工場などには、消防法に基づき設置をされているところでございますけれども、その指導・点検については、消防本部予防課で行っております。企業からの要望がなければ、町として特に指導していくということはございません。ただし実際に工場で火災等が発生した場合には、消防署はもちろんのこと、町とも連携を図りながら、消火活動に当たっております。

そのほか、地域の自衛消防というものは、大字岩下の菅原神社では組織されているという 話も聞いております。そのほかでは、自衛消防という組織は存在をしておりません。ある意 味では、それにかわるものが消防団であり、各地域に配置してあります。消防ポンプにより 消防署の到着を待たずにいち早く消火活動ができる体制はもとより、火防巡視など、火災を 出さないための防火活動にも力を入れているところでございます。

そのほか、予防という観点とは若干離れてしまいますけれども、火災発生に伴い、各地域での初期消火、炊き出し等を行った場合には、町として一定の補助を行うという要綱もございます。消防設備の整備につきましては、防火水槽は郡内町村の多くがそうでありますように、当町においても、町としての一定の補助を行いながら、その新設維持管理につきましては、各行政区にお願いをしているところでございます。したがって、各地域の要望に基づきまして、整備、新設補修等をしている状況でございます。ただし補助金という制度上、地域の財政事情により防火水槽が確保できていないという不合理も存在しておりますが、負担と受益という観点とこれまでの経過を踏まえながら、そのあり方についても検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

消火栓につきましては、消防庁告示、消防水利の基準を参考にしながら、町として対応しておりますが、新設補修に当たっては、上下水道課と連携を図り、水道管補修改修計画に合わせて、老朽化した消火栓の布設がえ等を行っております。

以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。
- ○12番(橋爪英夫君) 防災行政無線についてお尋ねしますが、合併して、東地区にも防災 行政無線がつながれて、野外拡声子局も設置されましたけれども、どうもあの地形的に聞こ えない場所があったり、やむを得ないということであればあれですが、風の向きによっては 全く、ほとんどだめというような状況の場所もあるわけでありますけれども、これら等の整 備、町全体としてこういう状況なのか、今の現状をお尋ねいたします。
- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 東地区における防災行政無線につきましては、平成19年度小野上中継局のほか、5本の野外子局を設置しまして、翌20年度でケーブルテレビ、告知端末と町行政無線との接続工事を行いまして、現在、本庁で放送した内容がそのまま東地区にも流れる仕組みとなっております。東吾妻町の防災行政無線は、東地区を含めて、計34本の野外支局と町内各世帯に配備されている個別受信機、告知端末の両方を使って、町内全体に緊急放送や必要な情報伝達を行うものです。

議員ご指摘の地形によっては野外支局放送が聞こえないという状況は、急峻、複雑に谷が存在する当町では、東地区のみならず、存在をするところもございます。それを補うために、全世帯に個別受信機、告知端末を設置していくということでございますので、確かにどこにいても野外支局の放送が聞こえるということは理想でございますけれども、全世帯への個別受信機、告知端末の配備や保守整備等の費用を考慮したときに、現状でやむを得ないものと考えております。

そう遠くない将来、現在のアナログ放送をデジタル化へと移行させなくてはならないこと も想定されますので、そのときに少しでも改善するべく検討を進めていきたいというふうに 考えております。

以上でございます。

- 〇議長(一場明夫君) 12番、橋爪議員。
- **〇12番(橋爪英夫君)** 現状でやむを得ないと考えるということでありますけれども、ぜひ 現状でやむを得ないなんていうことでなくて、将来を見据えて、やはり何とかそういうもの

を改善できるように努力をお願いしたいと思っておる次第であります。

いずれにしても、防災計画、つくってまだ何年もたっておりませんけれども、全体の中の計画の中を見ますと、なかなか現状と合致しない点が多くあるわけであります。そういう中で、奉仕団の関係を見ても、婦人会さんが入っているとか、大変これは力強い話でありますけれども、かといって、婦人会の現実を見ると、今現在、原町地区と東地区にしかないというような現状。こういう中で、計画の中では婦人会ということがうたってあるわけでありますので、やっぱりこの辺のところ。それから避難訓練も、やはり県の段階があるでしょうけれども、この町の独自の避難訓練として、施設の避難訓練やそういうものは、老人ホームを初め、やはり日ごろからそういうものを心がけて、いざというときにそういうことがないように努めていただければありがたいということでお願いをしたいと思っております。

それでは、次にドクターへリの関係をお聞きしましたけれども、ドクターへリの状況はわかりました。ただ、今ある町の現状で何とか対応しているという状況でありますので、坂上地区に2カ所、それから原町地区に2カ所、太田、東ということでしょうか、そういうことであるんですけれども、ただ私は、住んでいるところは岡崎の上のほうだものですから、新巻のグラウンドまで来る時間が相当かかりますから、そういうところを含めて、どうなのかなと思って、聞いてみたわけであります。ただ、なかなか専門的には芝生の上でないと砂ぼこりが立ってだめだとか、いろいろ条件があったり、余り人家が多いと人騒がせ、人騒がせということじゃないでしょうけれども、音が大きいということで、いろいろの条件もあるようですけれども、ほかの地域、他県でも相当やっぱりそういうものはこれからまだ検討する余地があるというような報道をされておりますので、聞いた次第であります。

最後になりますけれども、私のところからここの役場まで約15キロありますけれども、5年ぐらい前だったでしょうか、ちょっと酒酔いしていたか、40代の男性が3メーターぐらいの土手から落ちて、車で逆さになって落った。そこへ、その近くの人は、それを見つけて、夜の8時ごろ、慌ててその人は1人だものですから、私のところへ飛んできて、車が落っているんだけれども、行ってみたら逆さになっている。これはと思って、消防署と警察に連絡いたしました。携帯電話ではかったら、23分かかったんです、来るまで。そういう状況でありますので、多分消防署の救急隊にあれすれば、20キロからのところは20分ぐらいはかかるんかなとは思いますけれども、そういうことで、この渋川・原町・東吾妻線の県道もまだまだ整備する余地もありますし、道路の整備をぜひ県にお願いして、やっぱり救急車もいち早く対応できるような状況をお願いしたいと。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(一場明夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) ただいま、橋爪議員からのご要望がございました。極力早期にそのご要望におこたえできるように努力をしてまいりたいと思います。
 以上です。
- 〇議長(一場明夫君) いいですか。

以上で橋爪英夫議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、 その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任された いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(一場明夫君) お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。 これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長(一場明夫君) 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 平成22年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る7日に開会をされました今期定例会におきましては、報告事項5件、東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてなど条例関係4件、平成21年度一般会計歳入歳出予算認定についてなど決算関係11件、平成22年度一般会計補正予算など予算関係6件、その他東吾妻町過疎自立促進計画の策定について、提案をさせていただきましたが、東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例につきましては、残念ながら否決となりました。これを真摯に受けとめまして、今後の町政運営につきましても慎重に進めてまいりたいと考えております。その他の案件につきましても、原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。議員各位の開会中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しましても、感謝申し上げます。

国政における民主党代表選では、菅直人首相が再選をされ、あすにも内閣改造が行われる ものと思われます。今後の国の動向を注視したいと思います。

今後の当面する行事といたしましては、25日に東吾妻ふるさと祭が駅前を中心に実施をされます。また、30日に戦没者追悼式をコンベンションホールで挙行の予定でございます。ご参列を賜りたいと思います。また、これから吾妻郡民体育祭、町民運動会等のスポーツ行事や秋の収穫に感謝するイベントなどの各種行事が予定されており、公私ともご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長(一場明夫君) 閉会に際し、ごあいさつ申し上げます。

平成22年第3回定例会は、9月7日から本日まで10日間にわたり開催され、平成21年度

一般会計を初め11件の決算、平成22年度補正予算6件、条例改正3件及び過疎地域自立促進計画の執行部提案に加え、報告5件、議会基本条例施行に伴う関係例規の整備2件、陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。10日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心から御礼を申し上げます。

今定例会開会時に比べると、朝夕めっきりしのぎやすくなり、迎える秋は、スポーツ行事や秋祭り、取り入れにと多忙な時期となります。さらに、9月26日には郡民体育祭も嬬恋村で予定されております。健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長(一場明夫君) これをもって、平成22年第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 3時55分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一 場 明 夫

署 名 議 員 浦 野 政 衛

署 名 議 員 角 田 美 好

署 名 議 員 日 野 近 吉